

以下掲載の審決書は、個人情報等の匿名化を行っているため、実際の審決書とはページ数・行数に相違があります。掲載の審決書を読むに当たっては、「理由 2」記載の別紙審決案のページ数等は以下のとおり読み替えてください。

「理由 2」の記載	読替え
2 1 頁 2 8 行目	2 1 頁 2 7 行目
1 0 5 頁 6 行目から同頁 7 行目まで	1 0 5 頁 5 行目から同頁 6 行目まで
1 6 4 頁 1 9 行目	1 6 4 頁 1 4 行目
1 7 1 頁 1 8 行目から同頁 2 0 行目 まで	1 7 1 頁 1 3 行目から同頁 1 5 行目 まで
2 4 5 頁 1 8 行目	2 4 5 頁 1 2 行目

平成26年（判）第3号ないし第138号

審 決

被 審 人 別紙1（被審人目録）のとおり
代 理 人 別紙2（代理人目録）のとおり

公正取引委員会は、上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく標記の排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第73条の規定により審判長審判官井出弘隆及び審判官宮本信彦から別紙3審決案（以下「本件審決案」という。）とともに提出された事件記録のほか、被審人ら（被審人大日本パックス株式会社、同株式会社内藤及び同有限会社市川紙器製作所を除く。）から規則第75条の規定により提出された異議の申立書並びに独占禁止法第63条及び規則第77条の規定により聴取した陳述に基づいて、本件審決案を調査し、次のとおり審決する。

主 文

- 1 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）のうち、被審人王子コンテナ株式会社に対し、4億8642万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第140号）のうち、被審人福野段ボール工業株式会社に対し、1050万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 2 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）のうち、被審人王子コンテナ株式会社に対し、12億8673万円を超えて課徴

金の納付を命じた部分を取り消す。

(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第173号）のうち、被審人北海道森紙業株式会社に対し、6586万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

(3) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第191号）のうち、被審人浅野段ボール株式会社に対し、2904万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

3 被審人王子コンテナ株式会社、被審人福野段ボール工業株式会社、被審人北海道森紙業株式会社及び被審人浅野段ボール株式会社のその余の審判請求並びにその余の被審人らの審判請求をいずれも棄却する。

理 由

1 当委員会の認定した事実、証拠、判断及び法令の適用は、後記第2項のとおり改めるほかは、いずれも本件審決案の理由第1ないし第7と同一であるから、これらを引用する。

なお、本件審決案で用いられる用語のうち、同審決案別紙3の「用語」欄に掲げるものの定義は、同「定義」欄に記載のとおりである。

2 本件審決案を以下のとおり改める（頁数は、同審決案の頁数を指す。）。

(1) 本件審決案理由第5の1(1)ア中（21頁28行目）の「被審人福野ダンボール工業、被審人興亜工業」を「被審人福野段ボール工業、被審人興亜紙業」に改める。

(2) 同理由第6の1(2)ア(ウ)中（89頁27行目）の「被審人興亜紙工業」を「被審人興亜紙業」に改める。

(3) 同理由第6の1(2)イ(イ)中（91頁30行目）の「出席者間の間で」を「出席者の間で」に改める。

(4) 同理由第6の1(2)ウ(ア)中（93頁33行目）の「販売価格や引上げを行うための」を「販売価格の引上げを行うための」に改める。

(5) 同理由第6の1(3)ア(ウ)中（105頁6行目から同頁7行目まで）の「不透明なものであったということできない。」を「不透明なものであったということとはできない。」に改める。

(6) 同理由第6の2(1)イ(イ) b 中（129頁25行目から同頁26行目まで）の「画定するのである。」を「画定されるのである。」に改める。

- (7) 同理由第6の4(2)ウ(㍑)中(164頁19行目)の「当該段ボールケース」を「当該段ボールシート」に改める。
 - (8) 同理由第6の4(3)イ(7)中(171頁18行目から同頁20行目まで)の「(東京高等裁判所平成18年2月24日判決・公正取引委員会審決集第52巻744頁〔東燃ゼネラル石油株式会社による審決取消請求事件〕参照)。」を「(東京高等裁判所平成24年5月25日判決・公正取引委員会審決集第59巻第2分冊1頁〔昭和シェル石油株式会社による審決取消請求事件〕参照)。」に改める。
 - (9) 同別紙9中(205頁)「埼玉支部」欄の「被審人福野ダンボール工業」を「被審人福野段ボール工業」に、「北海道支部」欄の「被審人北海道織紙業」を「被審人北海道森紙業」に改める。
 - (10) 同別紙12中(216頁24行目)の「被審人福野ダンボール工業」を「被審人福野段ボール工業」に改める。
 - (11) 同別紙12中(245頁18行目)の「違反行者」を「違反行為者」に改める。
- 3 なお、被審人ら(被審人大日本パックス, 同内藤及び同市川紙器製作所を除く。以下、この項において同じ。)の異議申立書における主張に対する判断は、次のとおりである。
- (1) 被審人らは、段ボール製品の値上げについて、10月17日三木会における協議の内容が伝達されていなかった支部会等が存在することをもって、そもそも支部会等にこのような伝達がされることが予定されていなかったことからすれば、三木会及び各支部会等において行われた協議が大手の段ボールメーカーにおいて管内の地場の段ボールメーカーと協調しながら東段工全体で値上げを実施するために組織的行われたものと認定した本件審決案の判断は不当であり、10月17日三木会でそのような内容の競争制限効果のある本件各合意が成立したということとはできないし、本件支部会等に出席したにとどまる地場の段ボールメーカーにおいても、支部会等を通じて本件各合意に参加したということもできない旨主張する。
- しかし、本件支部会等のうち、10月17日三木会の内容が伝達された事実が証拠上認められない支部会等(10月19日新潟四木会, 10月24日長野5社会, 10月27日トップ会, 10月27日群馬会, 10月2

7日栃木会及び10月31日宮城支部会)においても、その出席者は、本部役員会社である大手の段ボールメーカー及びそのグループ会社に所属する営業責任者等が多くを占めているところ、本件審決案第6の1(1)アで認定されている従前の慣行からすれば、これらの事業者が上記各支部会等において10月17日三木会で協議した内容と同様の値上げの意向を表明すれば、10月17日三木会でその旨の合意が成立した事実自体を伝達しなくても、他の地場の段ボールメーカーもこれに追随して値上げの実施に向かうことは容易に予測される状況にあったとの事実が認められる。かかる事実は、現に上記各支部会等においていずれも10月17日三木会と同内容の値上げの協議が行われたこと、その後これらの会合に出席した地場の段ボールメーカーにおいてもその内容に沿って小部会を開催するなどして協調しながら段ボール製品の値上げを行っていたのであり、その際に競争的に振る舞おうとした事業者が1社もいなかったことなどの経過からも明らかである。これらによれば、支部長等(支部長等が出席していなかった会合においては本部役員会社である大手の段ボールメーカーに所属する営業責任者等)において、非組合員が出席していた支部会等もある中で、違反行為に当たる合意が三木会で成立した事実を伝達しないまま、上記のような情報交換が行われたとしても、これをもって、各支部に所属する地場の段ボールメーカーとの間でも協調関係を形成することが10月17日三木会で予定されていなかったということとはできないし、その結果これらの地場の段ボールメーカーとの間でも協調関係が形成されたという認定が妨げられるということもできない(なお、10月27日群馬会及び10月31日宮城支部会の出席者は、本部役員会社を構成する大手の段ボールメーカーとそのグループ会社のみであり、そもそも当該会合で三木会の合意自体を伝達する必要もなかったというべきである。))。

したがって、10月17日三木会の協議の内容が伝達されない支部会等が存在したという事実は、この点に関する本件審決案の判断を左右するものではなく、被審人らの上記主張は、採用することができない。

- (2)ア 被審人らは、一定の取引分野の範囲について、違反行為者のした当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるとの本件審決案が採用した見解は、多摩談合新井組最高裁判決において明確に否定されているのであり、その範囲は、需要者から

みた商品の代替性及び供給者からみた商品の代替性等を検討して、一般的かつ客観的に定められるべきところ、段ボール製品については、輸送費用の関係からその供給範囲が他の事業者との競争上、各工場の近距離に所在するユーザーに限定され、その範囲を超えて互いに競争関係が生じることがないことを理由として、東日本地区全体を地理的範囲とする特定段ボールシートの販売分野及び特定段ボールケースの販売分野は成立しないと主張する。

イ しかし、本件審決案第6の2(1)イ(ア) cで説示されているとおり、多摩談合新井組最高裁判決は、特定の地域において指名競争入札の方法により発注する一定規模（Aランク）以上の土木工事について、複数のゼネコンがした受注予定者の決定等に関する合意が不当な取引制限に当たるか否かが争われた事例において、公正取引委員会が当該工事のうち複数のゼネコンを入札参加業者とするものに限定した範囲の取引分野を認定したのに対し、かかる限定のない、すなわち「Aランク以上の土木工事」というより広い範囲の取引分野を認定した上で不当な取引制限の成立を認めたものである。そして、当該事件について最高裁判所調査官が執筆した最高裁判例解説（審C共2）においても、競争が実質的に制限される範囲をもって一定の取引分野を画定するという考え方は、本来、一定の取引分野の画定が、当該市場において競争が実質的に制限されているか否かを判定するための前提として行われるものであることからすると、論理が逆であるとも考えられるという理由から、このような考え方を採用せず、公正取引委員会が認定した市場よりも一般的かつ客観的な市場である「Aランク以上の土木工事」をもって、一定の取引分野が画定されたと説明されているにとどまる。これらによると、同判決は、被審人らが主張するような手法により、当該合意の内容から離れてより狭い範囲の取引分野を画定すべきことを判示したものでないことは明らかである。したがって、かかる最高裁判決をもって本件審決案の判断を論難するのは当を得ない。

そして、一定の取引分野は、市場の実態に応じて重層的に成立し得るものであることは、本件審決案第6の2(1)イ(イ) bで説示されているとおりであり、一つの取引分野の成立が他の取引分野の成立の可能性を排除するものではない。この点について、本件審決案第6の2(1)イ(ア) bで

説示されているとおり、企業結合審査の場合には、特定の商品又は役務を対象とした競争制限行為が存在するものではないから、企業結合による市場への影響等を検討する際には、商品又は役務の代替性等の客観的な要素に基づいて一定の取引分野を画定する必要があるのに対し、価格カルテル等の不当な取引制限においては、当該共同行為自体が一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的としてされるものであるから、商品又は役務の代替性等からみて重層的により狭い範囲の取引分野を画定することが可能とみられるような場合であっても、違反行為者が合意した範囲を一定の取引分野として認定すれば足りるのが通常である。それゆえ、このような場合には、取引の対象・地域・態様等に応じて、違反行為者のした共同行為が対象としている取引とこれにより影響を受ける範囲を検討して一定の取引分野を画定するのが相当と解されるのである。これについては、多摩談合新井組最高裁判決後の下級審裁判例（東京高等裁判所平成28年1月29日判決・公正取引委員会審決集第62巻419頁〔サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーによる審決取消請求事件〕、東京高等裁判所平成28年5月25日判決・公正取引委員会審決集第63巻304頁〔日本エア・リキード株式会社による審決取消請求事件〕）においても、同様の立場から一定の取引分野の画定がされているのである。

この点、一定の取引分野に係る地理的範囲について、価格カルテル等の不当な取引制限は、企業結合と異なり、様々な商圈を有する多数の事業者の間で行われることがあるところ、その合意の範囲内で競争関係に立つ事業者同士が競争制限を内容とする合意をしている以上、その中に、ある事業者と商圈の重ならない事業者が含まれていたとしても、これにより直ちにそれぞれの商圈ごとに取引分野を画定しなければならない理由はなく、上記のとおり当該合意の範囲で取引分野を画定することが妨げられるということとはできない。

ウ 本件においても、三木会を構成する本部役員会社は、被審人福野段ボール工業を除き、いずれも東日本地区の全域又は広域にわたり段ボール製品の製造、販売を行っている大手の段ボールメーカーにより占められており、このように東日本地区内の全域又は広域で競争関係に立つ事

業者が各支部所属の事業者を代表する支部長と共に、段ボール製品の値上げについて、特に地域を限定することなく情報交換を行っていたのであり、東段工管内全体で値上げを実現するためにこれらの協調行為が行われていたことは本件審決案第6の1で認定、説示されているとおりである。この点、大手の段ボールメーカーにおいても、地場のユーザーに対する販売については、各工場で営業活動を行い、当該工場の裁量で販売価格の取引条件を決定していたものであるが、それ自体は、段ボール製品の販売に関する上記の実情を踏まえた社内分業の結果にすぎないのであり、実際、これらの事業者が各工場で実施した段ボール製品の値上げは、本件審決案第3の4のとおり、本社又は親会社が示した東日本地区に共通する値上げ方針に沿って行われたものであって、各工場の独自の判断でこれらの値上げが実施されたのではない。のみならず、本件審決案第6の1で認定された本件の経過に照らすと、大手の段ボールメーカーによる各支部会等における協調行為は、本件各合意に従って実施されたというべきものである。

以上のとおり、本件各合意は、東段工の組織である三木会という場において、その管轄地域である東日本地区の全域又は広域で競争関係に立つ大手の段ボールメーカーをはじめとする事業者の間で、これらの地域全体を対象として取り交わされたものと評価できるから、東日本地区全体を地理的範囲とする取引分野が成立したというべきであり、その後、東日本地区内で商圈の範囲が限られた地場の段ボールメーカーが各支部会等を通じて本件各合意に参加したものであるが、それ自体は、これらの大手の段ボールメーカーが中心となって東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実現するために上記の共通する方針に沿って同管内の地場の段ボールメーカーとの間でも協調関係が形成されたことによるものであるから、これによって一定の取引分野に係る地理的範囲が各地域ごとに分断されるものではないことは、本件審決案第6の2(1)イ(イ) bで説示されているとおりである。

エ 以上で説示したところによれば、段ボール製品の供給範囲が各工場から一定の範囲に限られるという実態が存在するとしても、そのこと自体は、上記の範囲で取引分野が成立することを直ちに妨げるものとはいえないのであり、被審人らの上記主張は、採用することができない。

(3) 被審人東京コンテナ工業は、令和２年１月３０日の本件審判期日において審判手続が終結されるに当たり、最終的に自己の主張をまとめる内容の同月２３日付け「最終意見」と題する書面を陳述したが、同内容のうち、課徴金の計算の基礎に特定段ボールシート及び特定段ボールケースに当たらないものの売上げが含まれており、その売上額８３４万６３５９円は課徴金算定の基礎となる売上額から除外すべきであると主張する部分については、審査官の指摘を受けて実際には同売上げは原処分において控除されていることが確認できたことから、同期日においてその主張を撤回したものである（以下、この売上げを「既控除売上げ」という。）。ところが、被審人東京コンテナ工業は、本件審決案に対する異議申立てにおいて、その課徴金の計算の基礎には、既控除売上げ以外にも、特定段ボールシート及び特定段ボールケースに該当しないものの売上げが含まれており、その売上額３７７３万９８９円は課徴金の計算の基礎から除外すべきであると主張する。

しかしながら、上記売上げに係る明細（令和２年９月８日付け異議申立書及び陳述の申出書中の売上明細）をみると、その取引先及び商品名等の記載から既控除売上げとうかがわれる売上額が含まれており、上記主張は、その限度で二重の控除を求めるものであるが、仮に、その差額について追加の控除を求めるものと解したとしても、次のとおり、その主張を採用することはできない。

すなわち、被審人東京コンテナ工業に対する本件各課徴金納付命令においても、その課徴金の計算の基礎となる売上額は、審査官の特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売実績の報告を求める報告命令に対し、被審人東京コンテナ工業が自ら報告した売上額（査１０２）に基づき認定されたものである。しかるに、上記異議申立書の明細中の商品名等の記載をみても、そもそも商品の内容が不明のものや段ボール製品との関係も判然としない商品が多くを占めているが、これらの商品がいかなるものであり、また特定段ボールシート及び特定段ボールケースに当たらないものであるとしても、そのような商品の売上げが上記報告において特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げとして現に計上されていたのかなどの事実関係について、何ら具体的な主張、立証はされていない。そうすると、上記報告の際に誤って特定段ボールシート及び特定段ボール

ケースに当たらないものの売上げが計上された可能性は否定できないとしても、結局、これに相当する売上げが既控除売上げのほかにも存在していたことを認めることはできない。

以上によれば、既控除売上げを超える額の売上げを課徴金の計算の基礎から除外することは相当ではないと解する。

- 4 よって、被審人らに対し、独占禁止法第66条第3項及び第2項並びに規則第78条第1項の規定により、主文のとおり審決する。

令和3年2月8日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

被審人目録

番号	事業者	本店の所在地	代表者
1	レンゴー株式会社	大阪市福島区大開四丁目1番186号	代表取締役 《氏 名 略》
2	セツカートン株式会社	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	代表取締役 《氏 名 略》
3	王子コンテナ株式会社	東京都中央区銀座五丁目12番8号	代表取締役 《氏 名 略》
4	株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	代表取締役 《 C 4 》
5	常陸森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
6	大和紙器株式会社	大阪府茨木市西河原北町1番5号	代表取締役 《氏 名 略》
7	長野森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
8	森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
9	群馬森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
10	ムサシ王子コンテナ株式会社	埼玉県入間市大字狭山ヶ原11番地7	代表取締役 《氏 名 略》
11	新潟森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
12	仙台森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
13	静岡森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
14	北海道森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
15	東京コンテナ工業株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	代表取締役 《氏 名 略》
16	マタイ紙工株式会社	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 《氏 名 略》
17	関東パック株式会社	栃木県下野市下古山144番地の2	代表取締役 《氏 名 略》
18	アサヒ紙工株式会社	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	代表取締役 《氏 名 略》
19	福野段ボール工業株式会社	埼玉県草加市栄町一丁目1番6号	代表取締役 《 G 1 》
20	大一コンテナ株式会社	静岡県島田市中河1001番地	代表取締役 《氏 名 略》
21	イハラ紙器株式会社	静岡市清水区長崎310番地	代表取締役 《氏 名 略》
22	コバシ株式会社	東京都中央区京橋一丁目4番13号	代表取締役 《氏 名 略》
23	大日本ボックス株式会社	埼玉県狭山市柏原330番地	代表取締役 《氏 名 略》
24	サクラボックス株式会社	富山市高木3000番地	代表取締役 《氏 名 略》
25	森井紙器工業株式会社	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	代表取締役 《 P 》
26	株式会社甲府大一実業	山梨県中央市布施358番地	代表取締役 《氏 名 略》
27	株式会社トーシンパッケージ	埼玉県加須市北大桑516番1	代表取締役 《氏 名 略》
28	遠州紙工業株式会社	浜松市南区倉松町2600番地	代表取締役 《氏 名 略》
29	株式会社内藤	山梨県韮崎市円野町上円井3025番地	代表取締役 《氏 名 略》
30	大万紙業株式会社	静岡市駿河区聖一色658番地の1	代表取締役 《氏 名 略》
31	吉沢工業株式会社	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	代表取締役 《氏 名 略》
32	福原紙器株式会社	静岡市葵区新聞1089番地の733	代表取締役 《氏 名 略》
33	旭段ボール株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目13番6号MUTOH浜町ビル4階	代表取締役 《氏 名 略》
34	浅野段ボール株式会社	愛知県みよし市福谷町蟹畑1番地	代表取締役 《氏 名 略》
35	鎌田段ボール工業株式会社	岩手県奥州市水沢字多賀6番地の5	代表取締役 《 E 》
36	興亜紙業株式会社	東京都北区赤羽北一丁目16番3号	代表取締役 《氏 名 略》
37	有限会社市川紙器製作所	甲府市青葉町11番14号	代表取締役 《氏 名 略》

代理人目録

被 審 人	代理人	被審人らの略称
被審人レンゴー株式会社 被審人セツカートン株式会社 被審人大和紙器株式会社 被審人マタイ紙工株式会社 被審人アサヒ紙工株式会社 被審人イハラ紙器株式会社 被審人株式会社甲府大一実業	代理人 弁護士 中藤 力 弁護士 加瀬 洋一 弁護士 谷本 誠司 弁護士 外崎 友隆 弁護士 藤井 健一 代理人中藤力復代理人 弁護士 川浦 史雄	被審人レンゴーほか 6 名
被審人王子コンテナ株式会社 被審人森紙業株式会社 被審人ムサシ王子コンテナ株式会社 被審人関東パック株式会社 被審人常陸森紙業株式会社 被審人長野森紙業株式会社 被審人群馬森紙業株式会社 被審人新潟森紙業株式会社 被審人仙台森紙業株式会社 被審人静岡森紙業株式会社 被審人北海道森紙業株式会社	代理人 弁護士 大東 泰雄 弁護士 鳥居 江美 代理人大東泰雄復代理人 弁護士 劉 セビョク 弁護士 金森 四季 弁護士 福塚 侑也	被審人王子コンテナほか 10 名
被審人株式会社トーモク 被審人大一コンテナ株式会社 被審人株式会社トーシンパッケージ	代理人 弁護士 中野 雄介 代理人中野雄介復代理人 弁護士 臼杵 善治 弁護士 上石 涼太 弁護士 塩越 希 弁護士 小坂 惇 弁護士 西 愛礼	被審人トーモクほか 2 名

被 審 人	代理人	被審人らの略称
被審人東京コンテナ工業株式会社	代理人 弁護士 鳥飼 重和 弁護士 本田 聡 弁護士 高橋 美和 弁護士 島村 謙 弁護士 竹内 亮	
被審人福野段ボール工業株式会社	代理人 弁護士 吉岡 桂輔 弁護士 吉岡 真帆	
被審人コバシ株式会社 被審人株式会社内藤 被審人大万紙業株式会社 被審人吉沢工業株式会社 被審人福原紙器株式会社 被審人旭段ボール株式会社 被審人浅野段ボール株式会社 被審人鎌田段ボール工業株式会社 被審人興亜紙業株式会社 被審人有限会社市川紙器製作所	代理人 弁護士 西村 泰夫 弁護士 廣江 信行 弁護士 澤田 直彦 代理人西村泰夫復代理人 弁護士 三橋 創 弁護士 葛巻 瑞貴	被審人コバシほか9名
被審人大日本パックス株式会社	代理人 弁護士 山川 隆久 弁護士 川口 祐佳里	
被審人サクラパックス株式会社 被審人森井紙器工業株式会社	代理人 弁護士 福田 恵太 弁護士 島津 守 弁護士 梅津 有紀 弁護士 栗田 祐太郎	被審人サクラパックスほか1名
被審人遠州紙工業株式会社	代理人 弁護士 長野 哲久 代理人長野哲久復代理人 弁護士 長野 修一	

平成26年（判）第3号ないし第138号

審 決 案

被 審 人 別紙1（被審人目録）のとおり
代 理 人 別紙2（代理人目録）のとおり

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく標記の排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第56条第1項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）第12条第1項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると判断し、同規則第73条及び第74条の規定に基づいて本審決案を作成する。

なお、以下の用語のうち、別紙3の「用語」欄に掲げるものの定義は、「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）のうち、被審人王子コンテナ株式会社に対し、4億8642万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第140号）のうち、被審人福野段ボール工業株式会社に対し、1050万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 2 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第16

3号)のうち、被審人王子コンテナ株式会社に対し、12億8673万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令(平成26年(納)第173号)のうち、被審人北海道森紙業株式会社に対し、6586万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

(3) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令(平成26年(納)第191号)のうち、被審人浅野段ボール株式会社に対し、2904万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

3 被審人王子コンテナ株式会社、被審人福野段ボール工業株式会社、被審人北海道森紙業株式会社及び被審人浅野段ボール株式会社のその余の審判請求並びにその余の被審人らの審判請求をいずれも棄却する。

理 由

第1 審判請求の趣旨

別紙4(審判請求の趣旨目録)のとおり

第2 事案の概要

本件は、後記1及び2のとおり、公正取引委員会において、段ボール製造業者による段ボールシート及び段ボールケースの販売に係る不当な取引制限があったとして行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、その名宛人のうち、段ボールシートの販売に係るものについては32社(ただし、このうち課徴金納付命令については30社)が、段ボールケースの販売に係るものについては37社がいずれもこれらの命令を不服として取消しを求める審判請求をした事案である。なお、このほかに、後記3のとおり、公正取引委員会において、上記段ボール製造業者のうち5社による特定ユーザー向け段ボールケースの販売に係る不当な取引制限があったとして行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、その名宛人3社のうち2社がこれらの命令を不服として取消しを求める審判請求をしたところ、当初、当該事件は、本件と併合して審判手続がされたが、その後、本件から審判手続の分離がされた。

1 平成26年(判)第3号ないし第64号審判事件(以下「第1事件」という。)

公正取引委員会は、別紙１（被審人目録）の番号１ないし３２記載（別紙５の番号１ないし３，５，６，８，１０，１２ないし２４，２７，２８，３１，３３，３６，３８，３９，４２，４５，４７，５１及び５４記載）の被審人３２社（以下「第１事件被審人３２社」という。）は、別紙５の番号４，７，９，１１，２５，２６，２９，３０，３２，３４，３５，３７，４０，４１，４３，４４，４６，４８ないし５０，５２，５３及び５５ないし５７記載の事業者２５社（以下、この２５社と第１事件被審人３２社を併せて「第１事件事業者５７社」という。）と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成２６年６月１９日、第１事件事業者５７社のうち、別紙５の番号９及び２５記載の２社（いずれも「商号の変更等」欄記載のとおり吸収合併により消滅した。）を除く５５社に対し、排除措置を命じたほか（平成２６年（措）第１１号。以下「第１事件排除措置命令」といい、同命令において認定された違反行為を「第１事件違反行為」という。），第１事件違反行為は、同法第７条の２第１項第１号に規定する商品の対価に係るものであるとして、同日、上記５５社のうち、別紙５の番号１１，３５，３９，４９，５１，５２及び５６記載の７社を除く４８社に対し、それぞれ課徴金の納付を命じた（このうち、被審人となる者らに対して納付を命じられた課徴金の額は、別紙６（表１）の「課徴金額」欄記載のとおりである。なお、これらの課徴金納付命令の事件番号は、別紙５の「第１事件違反行為」欄中の「課徴金納付命令」欄記載のとおりである。以下、当該課徴金納付命令を「第１事件課徴金納付命令」という。）。

その後、第１事件排除措置命令及び第１事件課徴金納付命令に係る命令書は、名宛人に対し、それぞれ送達されたところ（このうち、被審人となる者らに対して送達された日は、第１事件排除措置命令につき、別紙７（表１）の当該命令に係る「送達日」欄記載のとおりであり、第１事件課徴金納付命令につき、別紙７（表２）の当該命令に係る「送達日」欄記載のとおりである。），第１事件被審人３２社は、別紙７（表１）の「審判請求日」欄記載の各日に、それぞれ第１事件排除措置命令の全部の取消しを求める審判請求をするとともに、このうち別紙１（被審人目録）の番号３１及び

32記載（別紙5の番号39及び51記載）の2社を除く30社（以下「第1事件被審人30社」という。）は、別紙7（表2）の「審判請求日」欄記載の各日に、それぞれ第1事件課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

2 平成26年（判）第65号ないし第138号審判事件（以下「第2事件」という。）

公正取引委員会は、別紙1（被審人目録）記載（別紙5の番号1ないし3, 5, 6, 8, 10, 12ないし24, 27, 28, 31, 33, 36, 38, 39, 42, 45, 47, 51, 54及び58ないし62記載）の被審人37社（以下「第2事件被審人37社」という。）は、別紙5の番号4, 7, 9, 11, 25, 26, 29, 30, 32, 34, 35, 37, 40, 41, 43, 44, 46, 48ないし50, 52, 53, 55ないし57及び63記載の事業者26社（以下、この26社と第2事件被審人37社を併せて「第2事件事業者63社」という。また、第1事件事業者57社と第2事件事業者63社を一括して「本件各事業者」という。）と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成26年6月19日、第2事件事業者63社のうち、前記1のとおり吸収合併により消滅した2社を除く61社に対し、排除措置を命じたほか（平成26年（措）第12号。以下「第2事件排除措置命令」といい、同命令において認定された違反行為を「第2事件違反行為」という。また、第1事件排除措置命令と第2事件排除措置命令を一括して「本件各排除措置命令」といい、第1事件違反行為と第2事件違反行為を一括して「本件各違反行為」という。）、第2事件違反行為は、同法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものであるとして、同日、上記61社のうち別紙5の番号57記載の1社を除く60社に対し、それぞれ課徴金の納付を命じた（このうち、被審人となる者らに対して納付を命じられた課徴金の額は、別紙6（表2）の「課徴金額」欄記載のとおりである。なお、これらの課徴金納付命令の事件番号は、別紙5の「第2事件違反行為」欄中の「課徴金納付命令」欄記載のとおりである。以下、当該課徴金納付命令を「第2事件課徴金納付命令」と

いい、第1事件課徴金納付命令と一括して「本件各課徴金納付命令」という。))。

その後、第2事件排除措置命令及び第2事件課徴金納付命令に係る命令書は、名宛人に対し、それぞれ送達されたところ(このうち、被審人となる者らに対して送達された日は、第2事件排除措置命令につき、別紙7(表1)の当該命令に係る「送達日」欄記載のとおりであり、第2事件課徴金納付命令につき、別紙7(表2)の当該命令に係る「送達日」欄記載のとおりである。)、第2事件被審人37社は、別紙7(表1)の「審判請求日」欄記載の各日に、それぞれ第2事件排除措置命令の全部の取消しを求める審判請求をするとともに、別紙7(表2)の「審判請求日」記載の各日に、それぞれ第2事件課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

3 平成26年(判)第139号ないし第142号審判事件(以下「関連事件」という。)

公正取引委員会は、被審人レンゴー株式会社、被審人株式会社トーモク及び日本トーカンパッケージ株式会社の3社は、被審人王子コンテナ株式会社及び被審人森紙業株式会社と共同して(以下、この大手の段ボール製造業者である5社を「大手5社」という。)、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限したものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要性があるとして、平成26年6月19日、大手5社のうち、上記3社に対し、排除措置を命じるとともに(平成26年(措)第13号)、当該違反行為は、同法第7条の2第1項第1号に規定する商品又は役務の対価に係るものであるとして、同日、上記3社に対し、それぞれ課徴金の納付を命じた(このうち、関連事件の被審人となる後記2社に対して納付を命じられた課徴金の額は、別紙6(表3)の「課徴金額」欄記載のとおりである。))。

その後、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令に係る命令書は、名宛人に対し、それぞれ送達されたところ、このうち被審人レンゴー株式会社及び被審人株式会社トーモクは、これらの命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

第3 前提となる事実(各項末尾に括弧書で証拠を掲記した事実は当該証拠か

ら認定される事実であり，その余の事実は当事者間に争いのない事実又は顕著な事実である。）

1 本件各事業者の概要

被審人らを含む本件各事業者（以下，本件各事業者の名称については，別紙５の「略称」欄記載の各略称を用いるほか，代理人が共通する被審人らの名称については，別紙２の「被審人らの略称」欄記載の各略称を用いる。）は，いずれもコルゲータ（段ボール製造機）を有する段ボール製造業者であり，段ボール原紙を加工して段ボールシートを製造するとともに，段ボールシートを加工して段ボールケースを製造する事業を営む者である（このうち，第１事件事業者５７社は，自社加工用の段ボールシートのほか，他の需要者向けの段ボールシートを製造していた者である。）。本件各事業者の東日本地区における段ボール製品（段ボールシートと段ボールケースの両方又はいずれかを指す。以下同じ。）の工場等（製造拠点）は，それぞれ別紙５の「製造拠点」欄記載の都道府県に所在していた。（査１ないし査６３）

本件各事業者のうち，グループ関係にある事業者は，次のとおりである。

- (1) 被審人レンゴーは，被審人セツカートン，被審人大和紙器，被審人マタイ紙工，被審人アサヒ紙工，被審人イハラ紙器及び被審人甲府大一実業の親会社である（以下，被審人レンゴーが形成する企業グループを「レンゴーグループ」という。）（査１，査６，査８，査１２ないし査１５）。
- (2) 被審人王子コンテナー，被審人森紙業，被審人ムサシ王子コンテナー及び被審人関東パックは，いずれも王子ホールディングス株式会社（平成２４年１０月１日の純粋持株会社への移行に伴う商号変更前の商号は「王子製紙株式会社」。以下，商号変更の前後を通じ「王子ホールディングス」ということがある。）の子会社である（以下，王子ホールディングスが形成する企業グループを「王子グループ」という。）。また，静岡王子コンテナーは，王子ホールディングスの子会社であったが，同日，被審人王子コンテナーに吸収合併された（これに伴い被審人王子コンテナーは，「王子チヨダコンテナー株式会社」から現商号に商号を変更した）。（査２，査５，査２３ないし査２５）
- (3) 被審人常陸森紙業，被審人長野森紙業，被審人群馬森紙業，被審人新潟森紙業，被審人仙台森紙業，被審人静岡森紙業及び被審人北海道森紙

業は、いずれも被審人森紙業の子会社である（査５，査１６ないし査２２）。

(4) 被審人トーモクは、被審人大一コンテナー及び被審人トーシンパッケージの親会社である（ただし、被審人大一コンテナーを子会社とした時期は、平成２４年３月である。）（査３，査２７，査２８）。

(5) 中部大王製紙パッケージは、大王製紙株式会社（以下「大王製紙」という。）の子会社である。また、大王製紙パッケージは、大王製紙の子会社であったが、平成２５年４月１日、中部大王製紙パッケージに吸収合併された（これに伴い中部大王製紙パッケージは、「中部大王製紙パッケージ株式会社」から現商号に商号を変更した。）。（査９，査２６）

２ 東日本段ボール工業組合

(1) 東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）は、その定款上、東日本地区において、コルゲータを有し、段ボール製品の生産の事業を営むことを資格要件とする組合である。本件各事業者のうち別紙５の「組合員」欄に○が記載されている５１社は、本件当時（後記４(1)のとおり被審人レンゴーにより段ボール製品の値上げの公表がされた平成２３年８月２６日から後記７(1)のとおり公正取引委員会の立入検査が行われた平成２４年６月５日までの時期をおおむね指す。以下同じ。），いずれも東段工の組合員であった。（査４７８ないし査４８１）

(2) 東段工は、全国段ボール工業組合連合会（以下「全段連」という。）の会員である。全段連の会員には、地区に応じて、東段工のほかに、中日本段ボール工業組合、西日本段ボール工業組合及び南日本段ボール工業組合がある。（査４８０ないし査４８２）

(3) 東段工は、その最高の意思決定機関である総会及び業務の執行を決定する機関である理事会を置いているほか、次のとおり三木会及び支部を置いていた（査４７０，査４７８，査４７９，査４８３ないし査４８６）。

ア 三木会

三木会は、その規約上、東段工組合員の地位向上のため、全段連及び東段工理事会決議事項の伝達、組合員に共通する課題に関する情報又は資料の提供等を目的として、理事会の下に置かれた組織であり、平成１７年８月２日付け「東段工の組織と業務について」と題する書面

において、三木会は、東段工の事業の連絡推進及び実行の徹底を図るための事業並びに支部との情報交換及び取りまとめを行うものと位置づけられていた（ただし、実際の役割等には争いがある。）。

三木会は、会長、幹事長及び副幹事長のほか、各支部を代表する支部長を含む委員で構成されており、本件当時、別紙８の「役職」欄記載の各役職に「構成員」欄記載の各所属会社の役員又は従業員が就任していた。このうち各支部の支部長以外の委員は、被審人レンゴー、被審人セツカートン、被審人大和紙器、被審人トーモク、被審人王子コンテナ、被審人森紙業、ダイナパック、日本トーカンパッケージ及び大王製紙パッケージの営業本部長級の者らと被審人福野段ボール工業の代表取締役によって構成されていた（この１０社が別紙３の「本部役員会社」に当たる。）。

三木会の会合は、原則として毎月開催されることとされていた。

イ 支部

東段工には、別紙９のとおり、「支部」欄記載の９支部が置かれ、これらの支部は、「地区」欄記載の都道府県に工場等の事業所を有する組合員らにより構成されていたものであり、本件当時は、「構成員」記載の各組合員が当該支部に所属していたところ、支部開催の会合は、主に当該地区に所在する工場等の事業所における営業責任者（工場長又は事業所長等）を構成員として開催され（ただし、代表取締役又は営業担当の取締役、部長若しくは課長等が出席していた事業者もあった。以下、単に「営業責任者」という場合、これらの者を指す。）、上記構成員のうち「支部長（所属会社）」欄記載の者らがそれぞれ当該支部の支部長を務めていた。

３ 段ボール市場の概要

（１）段ボール製品の概要

段ボールシートは、コルゲータを用いて、波型に成型した段ボール原紙である中しんの片面又は両面に、段ボール原紙であるライナを張り合わせたものである。また、段ボールシートに印刷、打ち抜き等の加工を施し、箱型に組み立て可能にしたものが段ボールケースである。段ボールシートについては、日本工業規格において外装用段ボール（日本工業

規格「Z 1516:2003」)が規定されているところ、本件各事業者は、いずれもこの規格に該当する段ボールシート及びこれを加工した段ボールケースを製造していたものであり、クラウン・パッケージを除く62社において製造していた段ボール製品は、専らこの規格に当たるものであった。(査177, 査229, 査265, 査298, 査306, 査453, 査487ないし査489)

(2) 段ボール製品の製造業者

段ボール製品の製造業者(以下「段ボールメーカー」という。)は、段ボール原紙又は段ボールシートの調達方法により、①段ボール原紙、段ボールシート及び段ボールケースのいずれも製造する事業者(以下「一貫メーカー」という。), ②段ボール原紙の製造業者(以下「原紙メーカー」という。)から段ボール原紙を購入して段ボールシート及び段ボールケースを製造する事業者(以下「専門メーカー」という。)及び③コルゲータを保有せず、上記①又は②の事業者から段ボールシートを購入して段ボールケースを製造する事業者(以下「ボックスメーカー」という。)に大別される。この点、主な原紙メーカーには、被審人レンゴー、王子板紙株式会社(王子グループに属している。以下「王子板紙」という。), 大王製紙、《事業者A》、《事業者B》等があるところ、被審人らのうち、被審人レンゴー及び王子板紙とグループ関係にある被審人王子コンテナが一貫メーカーに位置づけられ、その余の被審人らは、いずれも専門メーカーに当たるものであった。(査251, 査300, 査490)

(3) 段ボール製品の流通・取引

ア 段ボール製品の需要者(ユーザー)は、段ボールシートについては、主として、ボックスメーカーなどの段ボールケースの製造業者であり、段ボールケースについては、主として、食品、飲料、自動車部品、電気製品等の製造業者である(査166, 査333, 査334, 査367, 査375, 査424, 査432, 査435, 査438, 査449, 査467)。

イ 段ボールケースのユーザーには、全国に所在する工場等の拠点において使用する段ボールケースにつき、購入価格等の取引条件の交渉を交渉担当部署において一括して行う「広域ユーザー」, 「ナショナルユ

ーザー」などと呼ばれる大口のユーザー（以下「広域ユーザー」という。）とそれ以外の地場ユーザー等に大別される（査１４２，査２３４，査３９２，査６１３）。

ウ 段ボール製品の営業活動は，ユーザーの交渉担当部署に対して行われていた。このうち，広域ユーザーに対する段ボールケースの販売については，主に段ボールメーカーの本社等の営業担当者が営業活動を行い，当該ユーザーにおいて一括して交渉を担当する部署（なお，同一の企業グループに属するなどの理由から，あるユーザーが他のユーザーの窓口として交渉を担当することや，別の法人が窓口として交渉を担当することがある。）との間で交渉をして販売価格等の取引条件を決定していた。他方，段ボールシートの販売及び地場ユーザーに対する段ボールケースの販売については，主に段ボールメーカーの各工場等における営業担当者が営業活動を行い，当該ユーザーとの間で交渉をして販売価格等の取引条件を決定していた。（査１３２，査１４２，査１５１，査１６４，査１９２，査２３４，査２６８，査２７４，査２７５，査３０６，査６１３，査６１４）

エ なお，被審人東京コンテナ工業は，平成２３年４月以降，自社で製造した段ボール製品の販売業務を子会社の晃里株式会社（以下「晃里」という。）に委託していたものであり，後記６の支部会等のうち，被審人東京コンテナ工業が所属していた支部における会合には，被審人東京コンテナ工業の代わりに晃里の営業担当者が出席していた（査４１８ないし査４２１）。

４ 段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの動き

（１）被審人レンゴーにおける段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの公表

被審人レンゴーは，平成２３年８月２６日，各種原燃料価格の高騰を理由に，段ボール原紙の販売価格を現行価格から１キログラム当たり７円以上引き上げるとともに，段ボールシートの販売価格を現行価格から１平方メートル当たり８円以上，段ボールケースの販売価格を現行価格から１３パーセント以上，それぞれ同年１０月１日出荷分から引き上げる旨公表した。その上で，被審人レンゴーは，同年９月１日，被審人セッ

ツカートン、被審人大和紙器、被審人マタイ紙工、被審人アサヒ紙工、被審人イハラ紙器及び被審人甲府大一実業を含む自社のグループ会社を対象として、段ボール製品の値上げに関する説明会を開催し、上記の値上げの方針を伝達した。（査1、査364、査542、査543）

(2) 王子グループにおける段ボール原紙及び段ボール製品の値上げの公表

その後、王子グループにおいても、平成23年9月27日に、王子板紙が段ボール原紙の販売価格を現行価格から10パーセント以上引き上げる旨公表するとともに（上記値上げ幅につき全品種1キログラム当たり6円で案内されていた。）、翌28日には、被審人王子コンテナが段ボールシート及び段ボールケースの販売価格をそれぞれ同年11月21日出荷分から12パーセント以上引き上げる旨公表した（段ボールシートに係る上記値上げ幅は、円単位に換算すると1平方メートル当たり7円以上に相当するものであった。）。なお、被審人王子コンテナは、この公表に先立つ同年9月26日には、静岡王子コンテナ、被審人ムサシ王子コンテナ及び被審人関東パックを含むグループ会社の各工場長を対象とした緊急電話会議を開催し、上記の値上げの方針を伝達するとともに、同月27日には、これらの価格改定の実施について文書でグループ内に周知した。（査2、査384、査546ないし査549）

(3) 他の原紙メーカーにおける段ボール原紙の値上げの公表

被審人レンゴー及び王子板紙以外の原紙メーカーにおいても、平成23年9月22日には《事業者B》が、同年10月4日には《事業者A》が、同月11日には大王製紙がそれぞれ段ボール原紙について同程度の値上げを行うことを公表した（査550）。

(4) 他の大手の段ボールメーカーにおける段ボール製品の値上げの方針の決定

こうした中、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナに続き、他の大手の段ボールメーカーにおいても、次のとおり、社内又はグループ内で、段ボール製品の値上げの方針を決定するなどした。

ア 被審人森紙業は、グループ会社である被審人王子コンテナの前記値上げの方針を踏まえ、平成23年9月20日に開催された役員会で、自社においても同じ値上げ方針に従って段ボール製品の値上げを実施

することを決定し、同年１０月４日、子会社である被審人常陸森紙業、被審人長野森紙業、被審人群馬森紙業、被審人新潟森紙業、被審人仙台森紙業、被審人静岡森紙業及び被審人北海道森紙業等を対象とした全社会議を開催し、上記の値上げ方針に従って同年１１月２１日以降の出荷分から段ボール製品の値上げを行うよう指示した（査５，査１６ないし査２２，査３００，査３７５，査５５１）。

イ 被審人トーモクは、平成２３年１０月１２日、部室長・工場長会議を開催し、同年１２月１日出荷分から、段ボールシート及び段ボールケースについて、それぞれ１２パーセント以上の値上げを行うことを社内に周知した（査３，査２３５，査２４２）。

ウ 日本トーカンパッケージは、平成２３年１０月１３日及び翌１４日に工場長会議を開催し、段ボールシートについて１５パーセント以上、段ボールケースについて１２パーセント以上の値上げを行うことを社内に周知した（査２６６，査２７７）。

エ ダイナパックは、平成２３年１０月１７日午前で開催された会議で、段ボールシートについて同年１２月１日納入分から１平方メートル当たり７円以上の値上げを行うとともに、段ボールケースについて平成２４年１月納入分から１２パーセント以上の値上げを行うことを決定し、平成２３年１１月２日、各事業所に対し、これらの値上げの方針を周知した（査７，査３３６）。

オ 大王製紙は、平成２３年１０月１３日に開催された会議で、子会社である大王製紙パッケージ及び中部大王製紙パッケージ等に対して、同年１１月２１日以降、段ボールシートについて１平方メートル当たり８円以上、段ボールケースについて１３パーセント以上の値上げを行うよう指示した（査３８８，査５５２）。

５ 三木会等の開催

(1) 本件当時、三木会は、平成２３年９月２２日及び同年１０月１７日にそれぞれ開催されたほか、それ以降も、別紙１１の「三木会」欄記載のとおり、同年１１月１７日、同年１２月７日、平成２４年１月１１日、同年２月１５日、同年３月１５日、同年４月１９日及び同年５月１７日にそれぞれ開催された（開催場所は、いずれも東京都中央区に所在する紙パ

ルプ会館であった。)。このうち、平成23年9月22日、同年10月17日及び同年11月17日開催の三木会においては、別紙8の「会合出席状況」欄においてそれぞれの会合欄中に○が付されている構成員又は同欄に氏名が記載されている代理者が出席していた。（査152，査179，査266，査350，査464，査486，査545，査554，査587，査611）

(2) また、本部役員会社のうち、大手5社は、東段工の会合である三木会とは別に、主に各社の営業本部長級の者らを出席者とする「5社会」と称する会合（以下「5社会」という。）を開催し、専ら広域ユーザー向け段ボールケースの取引に関する諸問題について情報交換や協議を行っていた。そして、本件当時、5社会は、平成23年8月30日、同年9月26日、同年10月17日及び同月31日にそれぞれ開催されたほか、同年11月以降も継続して開催されていた。このうち、同年10月17日に開催された5社会では、大手5社の間で、個別の広域ユーザーに対する段ボールケースの値上げの実施について話し合うことが確認されるとともに、同月31日に開催された5社会では、その対象となる広域ユーザーとして、別紙3の別表の「特定ユーザー」欄記載の各ユーザー（以下「特定ユーザー」という。）が選定された（ただし、番号29記載の東邦商事株式会社がその対象に含まれるか否かは、関連事件の当事者間で争いがある。）。その後、これに従って、特定ユーザー向け段ボールケースについて、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者（「入れ合い」とは、同一のユーザーに対し複数の段ボールメーカーが段ボール製品を納入している状態をいう。）の間で値上げの実施方法や値上げ交渉の状況に関する情報交換が行われ、これらの値上げの進捗状況が5社会に報告されていた。（査134，査137，査140，査143，査145，査172，査180，査181，査183ないし査185，査192，査268，査274，査304ないし査306，査544，査556，査557，査559ないし査562，査612ないし査614）

6 支部会等（支部主催の会合その他支部所属の組合員の担当者を主な構成員とする会合をいう。以下同じ。）の開催

(1) 東京・山梨支部

東京・山梨支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「東京・山梨支部会」という。）が2か月に1回程度開催されていた。

本件当時、東京・山梨支部会は、平成23年10月19日に東京都新宿区内の飲食店において開催され（その際の出席者は、別紙10の「10月19日東京・山梨支部会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙11の「東京・山梨支部」欄記載のとおり、同年11月16日、同年12月9日、平成24年2月8日、同年3月6日及び同年4月12日にそれぞれ開催された。

（査412，査419，査424，査437，査438，査446，査457，査467，査563，査590）

(2) 新潟・長野支部

新潟・長野支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする総会が年1回程度開催されていた。

また、新潟・長野支部所属の組合員らのうち、新潟県内に工場等を有する事業者の各営業責任者を主な出席者とする「四木会」と称する会合（以下「新潟四木会」という。）が月1回程度開催されていたところ、同会合には、他に同県内に工場等を有する非組合員であるエヌディーケイ・ニシヤマなどの営業責任者が出席することもあった（その場合、「拡大四木会」と呼ばれることもあった。）。同様に、新潟・長野支部所属の組合員らのうち長野県内に工場等を有する事業者と同県内に工場等を有する非組合員である協和段ボールの各営業責任者を主な出席者とする「5社会」と称する会合（以下「長野5社会」という。）が月1回程度開催されていたところ、同会合には、他に山梨県内に工場等を有する被審人甲府大一実業の営業責任者が出席することもあった（ただし、新潟四木会及び長野5社会と新潟・長野支部との関係については争いがある。）。

本件当時、新潟四木会は、平成23年9月23日及び同年10月13日にそれぞれ開催された後、同月19日、新潟市内の飲食店で開催され（その際の出席者は、別紙10の「10月19日新潟四木会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙11の「新潟・

長野支部」欄記載のとおり、同年１１月９日、同年１２月２日、同月２２日、平成２４年１月１２日、同年２月２８日、同年３月２８日、同年４月２７日及び同年５月２９日にそれぞれ開催された。

また、本件当時、長野５社会は、平成２３年９月２７日に開催された後、同年１０月２４日、長野県松本市内の飲食店で開催され（その際の出席者は、別紙１０の「１０月２４日長野５社会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙１１の「新潟・長野支部」欄記載のとおり、同年１１月２９日、同年１２月９日、同月２６日、平成２４年１月３０日、同年２月２８日、同年３月２７日、同年４月２３日及び同年５月２９日にそれぞれ開催された。

（査１６５、査１６６、査２０４、査２５４、査３３４、査３４２、査３６７、査３６８、査３７５、査４２３、査４３１、査４４０、査４４２、査５６４、査５６５）

(3) 北海道支部

北海道支部においては、従前から、支部主催の会合は開催されておらず、支部長も、移動に時間がかかるなどの事情により、三木会には出席しないのが通例であり、その場合、三木会の席上で配布された資料等は、東段工の事務局から支部長宛てに送付されていた。

他方、北海道支部所属の組合員らと北海道内に工場等を有する非組合員である合同容器の各営業責任者を出席者とする「トップ会」などと称する会合（以下「トップ会」という。）が月１回程度開催されていたほか、これらの事業者の当該工場等における営業部長・課長級の者らが出席する「部課長会」などと称する会合（以下「部課長会」という。）が開催されていた（ただし、トップ会・部課長会と北海道支部との関係については争いがある。）。

本件当時、トップ会及び部課長会は、平成２３年９月１日に両会合が開催された後、同年１０月２７日には、札幌市内のホテルにおいて、両会合が開催され（その際のトップ会の出席者は、別紙１０の「１０月２７日トップ会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙１１の「北海道支部」欄記載のとおり、同年１２月２日、平成２４年２月２１日、同年３月１５日、同年４月５日、同月２３日及び同年５月１７日に両会合がそれぞれ開催されていたほか、平成２３年１１月１５日、平成２４年１月１８日及び同年２月１５日に部課長会がそれ

ぞれ開催された。

(査170, 査171, 査207, 査259, 査369, 査371, 査405, 査566の5ないし15)

(4) 群馬・栃木支部

群馬・栃木支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「群馬・栃木支部会」という。）が月1回程度開催されていた。

また、これらの組合員のうち、群馬県内に工場等を有する事業者の当該工場における営業部長・課長級の者らを主な出席者とする「群馬会」などと称する会合（以下「群馬会」という。）と栃木県内に工場等を有する事業者の当該工場における営業部長・課長級の者らを主な出席者とする「栃木会」などと称する会合（以下「栃木会」という。）が月1回程度、同一の日に同一の場所で時間をずらすなどして開催されていた（ただし、群馬会及び栃木会と群馬・栃木支部との関係については争いがある。）。このうち、栃木会には、栃木県内に工場等を有する非組合員である被審人関東パック及び被審人大日本パックスの各営業担当者が出席することがあった。

本件当時、群馬・栃木支部会は、平成23年9月30日及び同年10月13日にそれぞれ開催された後、同年11月14日、群馬県館林市内の複合施設の会議室において開催され（その際の出席者は、別紙10の「11月14日」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙11の「群馬・栃木支部」欄記載のとおり、同年12月19日、平成24年1月30日、同年2月14日、同年3月12日、同年4月18日及び同年5月15日にそれぞれ開催された。

また、群馬会及び栃木会は、平成23年9月15日に開催された後、同年10月27日、群馬県館林市内の複合施設の会議室において開催され（その際の出席者は、群馬会につき、別紙10の「10月27日群馬会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らであり、栃木会につき、同「10月27日栃木会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、同年11月28日に開催された。

(査161, 査162, 査200, 査202, 査249, 査281, 査331, 査352, 査378, 査385, 査404, 査567, 査568の2ないし4)

(5) 東北支部

東北支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする総会が年１回程度開催されていた。

また、これらの組合員のうち宮城県内に工場等を有している事業者の各営業責任者を主な出席者とする「宮城支部会」、「宮城三木会」などと称する会合（以下「宮城支部会」という。）が数か月に１回程度開催されていた（ただし、宮城支部会と東北支部との関係については争いがある。）。

本件当時、宮城支部会は、平成２３年１０月１２日に開催された後、同月３１日、仙台市内の飲食店で開催され（その際の出席者は、別紙１０の「１０月３１日宮城支部会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙１１の「東北支部」欄記載のとおり、同年１１月２２日、平成２４年１月２６日及び同年３月１２日にそれぞれ開催されたほか、同年４月１６日には東北支部の総会が開催された。

（査１６８，査２０５，査２０６，査２５７，査２８４，査３８２，査４６４，査４６５，査５７４，査６６０，査７１１）

(6) 静岡支部

静岡支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「静岡支部会」という。）が２か月に１回程度開催されていた。静岡支部会には、静岡県内に工場等を有する非組合員である被審人大万紙業及び被審人福原紙器の各営業責任者が出席することもあった。

本件当時、静岡支部会は、平成２３年１０月１２日に開催された後、同月３１日、静岡県掛川市内のホテルで開催され（その際の出席者は、別紙１０の「１０月３１日静岡支部会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙１１の「静岡支部」欄記載のとおり、同年１１月２８日、同年１２月１３日、平成２４年１月１８日、同年２月２日、同月１７日及び同年３月７日にそれぞれ開催された。

（査１６４，査１７３，査２５０，査２５１，査２８３，査３３３，査３４０，査３４８，査３５７，査３６６，査３８６ないし査３８９，査４３５，査４４５，査４４９）

(7) 埼玉支部

埼玉支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「埼玉支部会」という。）が月１回程度開催

されていた。

本件当時、埼玉支部会は、平成23年9月26日に開催された後、同年10月19日には埼玉県内のゴルフ場でゴルフコンペ終了後に開催されたほか、同年11月2日、さいたま市内の複合施設の会議室で開催され（その際の出席者は、別紙10の「11月2日埼玉支部会」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙11の「埼玉支部」欄記載のとおり、同年11月25日、同年12月12日、平成24年1月23日、同年2月28日、同年3月28日、同年4月19日及び同年5月24日にそれぞれ開催された。

（査153、査195、査196、査246、査277、査279、査328、査338、査346、査347、査350、査356、査383、査396、査400、査454、査461、査577、査578）

(8) 千葉・茨城支部

千葉・茨城支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「千葉・茨城支部会」という。）が月1回程度開催されていた。

本件当時、千葉・茨城支部会は、平成23年9月9日及び同年10月3日にそれぞれ開催された後、同年11月9日、千葉県柏市内の結婚式場の会議室において開催され（その際の出席者は、別紙10の「11月9日千葉・茨城支部」欄に対応する「出席者」欄記載の者らである。）、それ以降も、別紙11の「千葉・茨城支部」欄記載のとおり、同年12月2日、同月13日、平成24年1月17日、同年2月10日、同年3月8日、同年4月11日及び同年5月10日にそれぞれ開催された。

（査157、査158、査161、査198、査247、査280、査330、査339、査351、査372、査402、査408、査411、査416、査417、査420、査447、査453、査580ないし査582、査588）

(9) 神奈川支部

神奈川支部においては、従前から、同支部所属の組合員らの各営業責任者を構成員とする会合（以下「神奈川支部会」という。）が1か月ないし2か月に1回程度開催されていた。

本件当時、神奈川支部会は、平成23年10月13日に開催された後、同年11月17日、横浜市内の飲食店で開催され（その際の出席者は、

別紙１０の「１１月１７日神奈川支部会」欄に対応する出席者欄記載の者らである。），それ以降も，別紙１１の「神奈川支部」欄記載のとおり，同年１２月５日，平成２４年１月１８日，同年２月１６日，同年３月１３日，同年４月３日及び同年５月１４日にそれぞれ開催された。

（査１５１，査１９３，査２０９，査２２９，査２３９，査２７５，査３２２，査３４５，査３９８，査３９９，査４０７，査４１０，査４１３，査４２５，査４３３，査４３４，査４４３，査４４４，査４４８，査４５２，査４５６，査４５９，査４６９，査５８３，査５８４）

７ 公正取引委員会による立入検査

- (1) 公正取引委員会は，平成２４年６月５日，本件各違反行為に関し，埼玉県，群馬県，栃木県等に所在する段ボールメーカーが共同して段ボール製品の販売価格を決定しているという疑いで，独占禁止法第４７条第１項第４号の規定に基づいて立入検査を行った（査６６５，査６６６）。
- (2) さらに，公正取引委員会は，平成２４年９月１９日，本件各違反行為及び関連事件の違反行為に関し，上記規定に基づいて立入検査を行った。
- (3) 少なくとも上記(1)の立入検査が行われた平成２４年６月５日以降は，本件各事業者の間で段ボール製品の販売価格に関して情報交換が行われていない。

８ 関連事件との関係

関連事件は，大手５社が５社会において特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨の合意（以下「関連事件合意」という。）をしたことを違反行為とするものであるところ，公正取引委員会は，特定段ボールケースに係る取引のうち，特定ユーザー向け段ボールケースに係る取引と重複する部分については，大手５社の間で遅くとも平成２３年１０月３１日までに関連事件合意が成立したことにより，第２事件違反行為の対象となる特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨の合意による拘束の対象から事実上除外されたことを理由として，第２事件課徴金納付命令において，課徴金の計算の基礎となる特定段ボールケースの売上額から上記重複部分に係る売上額を除外している。

第４ 争点

本件の争点は，次のとおりである。

- １ 段ボールシートの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「本件シート合意」という。）及び段ボールケースの販売価格を引き上げる旨の合意（以

下「本件ケース合意」という。また、本件シート合意と本件ケース合意を一括して「本件各合意」という。）による共同行為がされた事実があるか否か（行為要件の有無）

- (1) 三木会における本件各合意の成否
- (2) 支部会等を通じた本件各合意への参加の有無
- (3) 他の事業者の本件各合意への参加の有無

2 本件各合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（効果要件の有無）

- (1) 一定の取引分野の範囲
- (2) 競争の実質的制限の有無

3 本件各排除措置命令の適法性

- (1) 排除措置命令の必要性
- (2) 排除措置の内容の相当性

4 本件各課徴金納付命令の適法性

- (1) 課徴金の算定期間（実行期間）
- (2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額
- (3) 課徴金の算定率

第5 当事者の主張

本件の各争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである（以下、被審人らにおいて共通する事項に係る主張は、特に明示のない限り、それぞれ不利とならない限度で、当該主張をする被審人を特定することなく、被審人らの主張として表示する。）

1 本件各合意による共同行為がされた事実があるか否か（行為要件の有無）について

（審査官の主張）

(1) 三木会における本件各合意の成否について

独占禁止法第3条で禁止される「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、事業者間相互に「意思の連絡」が存在することを要するところ、この「意思の連絡」は、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互

で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要ではなく、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。これを本件についてみると、次のとおりとなる。

ア 三木会における出席各社の発言等

平成23年10月17日に開催された三木会（以下「10月17日三木会」ということがある。また、本件当時開催された他の三木会も、平成23年内に開催されたものについては同様に開催月日によって表示することがある。）において、三木会の会長として司会を担当した被審人トーモクの《C1》が出席各社に対し段ボール製品の値上げの方針について発表するよう求めた。

これを受け、被審人レンゴーにおいては、「段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13%以上」、被審人王子コンテナにおいては、「平成23年11月21日から、段ボールシート及び段ボールケースについて12パーセント以上」、被審人トーモクにおいては、「平成23年12月1日から、段ボールシート及び段ボールケースについて12パーセント以上」、日本トーカーパッケージにおいては、「平成23年12月1日から、段ボールシートについて15パーセント以上、段ボールケースについて12パーセント以上」、それぞれ値上げを実施する旨の発表がされた。その際、被審人レンゴーの出席者は、他の出席者からの質問に応じて、自社が表明した段ボール製品の値上げ幅の内訳について具体的な数値を挙げて説明した。レンゴーグループに属する被審人セツ Karton 及び被審人大和紙器においては被審人レンゴーに準じて、王子グループに属する森紙業においては被審人王子コンテナに準じて、それぞれ値上げを実施する旨の発表がされた。ダイナパック及び大王製紙パッケージにおいては、値上げは行うが詳細は検討中である旨の発言がされた。被審人福野ダンボール工業、被審人興亜工業及び日本紙工業においては、それぞれ被審人レンゴー、被審人王子コンテナ等の大手メーカーの値上げ方針に同調して又は段ボール原紙の値上がりに応じて値上げを行う旨の発言がされた。

こうした出席各社の値上げ方針に関する発表を受けて、上記《C1》は、「各社の値上げが出そろったので、頑張って値上げをやっていこう。」などと発言したほか、被審人レンゴーの《D1》も幹事長として

会合終了時のあいさつをした際に、「各社とも、しっかり頑張っていきましょう。」などと発言した。

出席各社においては、三木会の会長と幹事長が共にこうした発言をしたことを受け、これらのやり取りから足並みをそろえて段ボール製品の値上げを実施することが確認されたものと認識したことは明らかである。

したがって、10月17日三木会において、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行う意思が形成されたということができる。

イ 三木会において本件各合意が成立したというべき事情

また、後記(ア)ないし(エ)の事情を考慮すると、10月17日三木会におけるこうしたやり取りをもって、段ボールシート及び段ボールケースの販売価格について、出席各社が相互に上記の値上げ方針で販売価格の引上げを実施することを認識しながら、これを認容していたことはより一層明らかであるから、その旨の意思の連絡があったことが認められ、本件各合意が成立したのである。このことは、その後実際に本件各合意の内容に沿った値上げ方針に基づく値上げ交渉が行われるとともに、これらの値上げ交渉の状況に関する情報交換が行われることにより、本件各合意の実行が確保されていたことから裏付けられている。

(ア) 10月17日三木会の時点までに、前記第3の4(1)ないし(3)のとおり、主要な原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していたため、段ボールメーカーは、段ボール製品の値上げを実施する必要に迫られており、そのためには、他の事業者との間で足並みをそろえる必要があると認識していた。

(イ) 段ボールメーカーにおいては、かねてから、段ボール製品について、「競り込み」（自社の商品を安値で販売することなどにより取引を拡大すること）を行った同業者に対して、こうした販売を取りやめるよう抗議を行っていたほか、三木会の場でも、このような販売価格に係る情報交換を行いながら競り込みに対処していたものであり、また、段ボール製品の値上げ

の時期には、三木会の場で各社の値上げの方針や進捗状況を確認し合いながら値上げを行うなどしていたものであり、段ボール製品の販売価格の維持ないし引上げについて協調的な関係にあった。

(ウ) 本件当時も、被審人レンゴーは、段ボール製品について、平成23年8月26日に値上げを表明してから10月17日三木会が開催されるまでの間に、協調して値上げを実施するため、5社会や三木会の場などで出席各社に対し値上げの見通しを表明するよう繰り返し促すなどしていたものであり、他の事業者も被審人レンゴーのこうした意図を理解しながら、10月17日三木会で値上げの方針を発表していた。

(エ) 段ボールメーカーは、かねてから、段ボール製品の値上げを行うに当たり、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが表明した値上げ幅を指標として値上げを行っていたものであり、10月17日三木会の時点においても、こうした値上げの指標となる値上げ幅が被審人レンゴー及び被審人王子コンテナから示されていたところ、同会合において、値上げを行う旨を述べただけで具体的な値上げ幅を述べなかった事業者がいたとしても、このような状況で、値上げを実施する旨の意向を示せば、他の事業者と異なる方針を採る旨をあえて発言しない限り、他の事業者が表明した値上げ方針のとおり値上げを行うものであることが出席各社の間で共通認識となっていた。

(2) 支部会等を通じた本件各合意への参加の有無について

ア 支部会等において出席各社が当該会合を通じて本件各合意に参加したこと

東段工の各支部においては、本件当時、前記第3の6のとおり、支部会等が開催されていたところ、このうち、東京・山梨支部においては平成23年10月19日に開催された東京・山梨支部会（以下「10月19日東京・山梨支部会」ということがある。また、本件当時開催された他の支部会等も、平成23年内に開催されたものについては同様に開催月日及び支部会等の名称によって表示することがある。）で、新潟・長野支部においては10月19日新潟四木会及び10月24日長野5社会で、北海道支部においては10月27日トップ会で、群馬・栃木支部においては10月27日群馬会及び10月27日栃木会で、東北支部においては10月31日宮城支部会で、静岡支部においては10月

3 1 日静岡支部会で、埼玉支部においては1 1 月 2 日埼玉支部会で、千葉・茨城支部においては1 1 月 9 日千葉・茨城支部会で、神奈川支部においては1 1 月 1 7 日神奈川支部会で（以下、これらの支部会等を一括して「本件支部会等」という。）、いずれも、1 0 月 1 7 日三木会で本件各合意が成立したについて、これに出席していた支部長等が会合の冒頭で報告するなどしてその内容が出席各社に伝達され、これを受け、出席各社が支部長等から促されるなどしてそれぞれ自社の段ボール製品の値上げ方針を公表したのである。その際、支部長等や本部役員会社所属の出席者は、前記(1)アのとおり1 0 月 1 7 日三木会で本件各合意が成立した際に表明したのと同じ内容の値上げ方針を表明するとともに、他の事業者の出席者も、それぞれ、これらと大差のない値上げ方針に沿って値上げを実施する旨発表するなどしていたのであり、値上げに反対する事業者はいなかったのである。

なお、このうち、1 0 月 1 9 日新潟四木会、1 0 月 2 4 日長野 5 社会、1 0 月 2 7 日トップ会、1 0 月 2 7 日群馬会、1 0 月 2 7 日栃木会及び1 0 月 3 1 日宮城支部会においては、これらの出席者の供述調書上、支部長等を通じて1 0 月 1 7 日三木会で本件各合意が成立したことが出席各社に伝達されていたことについて、必ずしも明らかではない。

しかし、三木会は、東段工の事業の連絡推進や各支部との情報交換及びその取りまとめを行うことを目的とし、各支部は、当該支部の構成員の意見を取りまとめ、三木会に対してこれらの意見を伝達することなどを業務としていた。そして、三木会や支部においては、かねてから段ボール製品の販売価格の動向について出席各社の間で情報交換が行われていたほか、三木会の出席者である支部長等を通じて、三木会と支部会等との間でも相互にこれらの情報交換の内容が伝達されていた。この点、東京・山梨支部会を除き、支部会等においては、当該支部に所属する本部役員会社の営業責任者等が参加しており、支部長等が三木会に出席していなかった支部においても、本部役員会社を通じて三木会の内容が伝達されることもあったとみられる。そして、段ボールメーカーにおいて、段ボール製品の値上げに際しては、値上げの幅や実施時期について各社の足並みがそろわなければユーザーに受け入れられないとの認識があったことも踏まえると、1 0 月 1 7 日三木会で成立した本件各合意は、各支部においても統一的に実施されるよう、その

内容が支部会等へ伝達されるべきものであった。そうすると、上記のとおり出席者の供述調書上は、10月17日三木会における本件各合意の成立について伝達されていたか明らかでない支部会等においても、何らかの方法でこれらの事実が出席各社に伝達されたとみるのが相当である。

これらによれば、本件支部会等の出席各社においては、段ボールシート及び段ボールケースについて、10月17日三木会で成立した本件各合意と同様の値上げ方針で協調しながら値上げを行うことを相互に認識・認容したと認められるから、本件各合意に参加したものと認められる。

イ 本件各合意が成立したことが伝達されていなかった支部会等の出席各社においても本件各合意に参加したことが認められること

仮に、上記のとおり出席者の供述調書上、10月17日三木会における本件各合意の成立について伝達されていたか明らかでない支部会等について、実際にこれらの伝達がされていなかったとしても、後記(ア)ないし(エ)の事情からすれば、当該支部会等の出席者において、段ボール製品の値上げが当該支部会等に出席した事業者の間でのみ協調して行うにとどまり、他の支部に属する事業者とは無関係であったと認識していたことはあり得ず、上記のとおり東段工の支部長等や本部役員会社所属の出席者が本件各合意と同内容の値上げをそろって表明し、他の出席者も同様の方針に沿って値上げをする旨発言していることからみても、出席各社が東段工の管轄する東日本地区において、本件各合意と同じ内容の値上げ方針で協調して値上げを行うことを相互に認識・認容していたといえることができる。そうすると、10月17日三木会において本件各合意が成立したことを認識して参加した者と、これらの認識に齟齬はないといえるから、「意思の連絡」があったと認められ、本件各合意に参加したと認められる。

(ア) 東段工の支部は、東段工の管轄地区をそれぞれ分担して管轄しており、支部会等においては、従前から、三木会に出席した支部長等がその会合の内容を報告したり、支部長等が三木会の会合において報告する内容を支部会等において取りまとめるなどしていたのであり、支部会等に出席していた各社は、これらを見聞きし、認識していた。

(イ) 本件支部会等の出席者の中には、他の支部会等においても同様に値

上げ方針の確認が行われており、他の支部の各事業者と足並みをそろえて値上げ活動が行われていることなどを認識していた者や三木会が中心となって値上げが決定されていると認識していた者がいた。

(ウ) 本件支部会等が開催された後も、各支部における値上げの実施状況に関して三木会で行われていた情報交換の内容が支部長等を通じて支部会等にも報告されるなど、他の支部における値上げの実施状況が各支部に伝達されていた。

(エ) 個別のユーザーについて、小部会などと称する会合が開催されるなどして段ボール製品の値上げの交渉状況に関する情報交換が行われていたところ、このような情報交換は、ある支部に所属する事業者の営業担当者だけではなく、他の支部に所属する事業者の営業担当者も参加するなど、支部の管轄地区をまたいで行われていた。

ウ 支部会等において出席した事業者の間でのみ値上げを行うことを合意したと認識したにとどまる事業者も本件各合意に参加したと認められること

仮に、本件支部会等の出席者のうち、当該支部会等の出席各社の間でのみ、段ボール製品の値上げを行うことを合意したと認識したにとどまる者がいたとしても、これらの者も本件各合意へ参加したものと認められる。すなわち、従前から段ボール製品の販売価格に係る協調関係を維持していた三木会を構成する各社が、その協調関係を背景として、10月17日三木会の場を利用して本件各合意を成立させた上で、本件各合意に従って、東段工の管轄地区である東日本地区で値上げを行うとの意図の下、支部長等又は本部役員会社の営業責任者等が自ら所属する支部における支部会等において本件各合意と同内容の値上げ方針を伝達し、支部会等の出席各社においても同内容の値上げ方針で値上げを行うよう促すなどし、その意図のとおり、各支部においてもそれぞれ値上げが実施されるとともに、支部会等において確認された値上げの進捗状況がその後開催された三木会に報告され、また、三木会で確認されたこれらの値上げの進捗状況がその後開催された支部会等に報告されていたのである。これらの事実関係に照らすと、本件支部会等の出席者の間で、支部長等又は本部役員会社所属の出席者を介して、このような値上げの実施について、間接的に「意思の連絡」が行われたと認められる。したがって、本件支部会等の出席者がこれ

らの合意の参加者の範囲をいかに認識しようとして、上記のとおり、本件支部会等において、本件各合意と同内容の値上げ方針が伝達され、その方針に沿って値上げを行う旨を表明するなどして、少なくとも当該支部会等に出席していた本件各合意の当事者と共に、本件各合意の内容に沿った値上げを行うことを認識、認容していたのであるから、本件各合意に参加していたという事実が否定されることはない。

(3) 他の事業者の本件各合意への参加の有無について

ア 被審人東京コンテナ工業が子会社の晃里を介して本件各合意に参加したこと

被審人東京コンテナ工業は、その所属する東京・山梨支部、千葉・茨城支部、埼玉支部及び群馬・栃木支部の各支部会等に出席していたが、平成23年4月以降、その販売業務を委託した子会社の晃里が、被審人東京コンテナ工業に代わってこれらの支部会等に出席していた。しかしながら、後記(ア)ないし(カ)の事実関係からすれば、実質的に、晃里は、被審人東京コンテナ工業の営業部門を担う組織にすぎず、晃里の営業担当者がこれらの支部会等に出席して他の事業者との間で段ボール製品の値上げに関して行った情報交換は、被審人東京コンテナ工業が行ったものと同視することが相当であるから、被審人東京コンテナ工業は、晃里を介して本件各合意に参加したといえることができる。

(ア) 晃里は、被審人東京コンテナ工業の子会社であり、その事業所6か所全てが被審人東京コンテナ工業と同一地にある。

(イ) 被審人東京コンテナ工業は自社で製造した段ボール製品の販売業務を晃里に委託しているにすぎず、飽くまでその販売主体は被審人東京コンテナ工業である。

(ウ) 被審人東京コンテナ工業は、自社の会議に晃里の役員及び従業員も出席させるとともに、晃里に対し営業方針について指示を出し、その営業実績の報告をさせていた。

(エ) 晃里に営業業務を委託した後も、東段工の組合員として上記の各支部に所属していたのは、被審人東京コンテナ工業であった。

(オ) 晃里の営業担当者は、対外的には、被審人東京コンテナ工業の名刺を用いるなどして、被審人東京コンテナ工業の従業員として営業活動を行っていたものであり、上記の各支部会等にもこうした立場で出席していた。

(カ) 上記(エ)及び(オ)の事情から、上記の各支部会等に参加していた他の事業者は、晃里の営業担当者を被審人東京コンテナ工業の営業担当者として認識していた。

イ 11月14日群馬・栃木支部会に出席した被審人群馬森紙業が当該会合を通じて本件各合意に参加したこと

群馬・栃木支部に所属していた被審人群馬森紙業の営業責任者は、10月27日群馬会及び10月27日栃木会には出席していなかったが、その後開催された11月14日群馬・栃木支部会に出席した。この会合においては、既に10月27日群馬会及び10月27日栃木会において本件各合意と同じ内容の値上げ方針に沿って段ボール製品の値上げを行うことを表明していた事業者の間で、これらの方針に沿って実施していた値上げの進捗状況の報告がされていたところ、被審人群馬森紙業の出席者も、三木会が中心となって他の支部においても段ボール製品の値上げに関して同様の情報交換が行われていると認識しながら、本件各合意と同じ内容の値上げ方針に沿って行っていた自社の値上げ活動について、進捗状況を報告していたものである。これらによると、被審人群馬森紙業も、東段工の管轄する東日本地区において、本件各合意と同じ内容の値上げ方針に沿って他の事業者と協調して値上げ活動を行うことを認識、認容していたことから、本件各合意に参加したと認められる。

ウ 被審人鎌田段ボール工業が11月17日三木会を通じて本件ケース合意に参加したこと

被審人鎌田段ボール工業の代表取締役社長の《E》は、東北支部の支部長を務めていたが、10月17日三木会及び10月31日宮城支部会には出席していなかったところ、平成23年10月28日に被審人レンゴーの担当者から段ボールケースの値上げに協力するよう要請を受け、他の事業者と協調して段ボールケースの値上げを行うこととし、その後出席した11月17日三木会では、他の出席各社から、本件各合意で定められた方針に基づく値上げの進捗状況の報告がされる中で、三木会の会長である前記《C1》の質問に対して、「きちんと値上げを行います。」などと回答した上で、その後に開催された三木会においても、東北支部の支部長として同支部管内の値上げの進捗状況を報告していた。これらによれば、被審人鎌田段ボール工業は、本件ケース

合意に従って他の事業者と協調して段ボールケースの値上げを行うことを認識、認容していたことは明らかであり、遅くとも11月17日三木会の場において、本件ケース合意に参加したと認められる。

(4) 結論

以上によれば、前記(1)のとおり、第1事件事業者57社のうち、10月17日三木会に営業統括者等が出席した本部役員会社10社と支部長として営業責任者が出席した事業者のうち本部役員会社に属しない日本紙工業とを併せた11社（以下「第1事件三木会出席11社」という。）については、当該会合において、本件シート合意が成立したのであり、同様に、第2事件事業者63社のうち、10月17日三木会に営業統括者等が出席した本部役員会社10社と支部長として営業責任者が出席した事業者のうち本部役員会社に属しない日本紙工業及び被審人興亜紙業とを併せた12社（以下「第2事件三木会出席12社」という。）については、当該会合において、本件ケース合意が成立したのである。また、前記(2)のとおり、第1事件事業者57社のうち、第1事件三木会出席11社及び被審人群馬森紙業を除く45社は、それぞれ自社の営業責任者等が出席した本件支部会等を通じて（ただし、前記(3)アのとおり被審人東京コンテナ工業においては、当該支部会等に出席した子会社の晃里の営業担当者を介して）、本件シート合意に参加したものであり、同様に、第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席12社、被審人群馬森紙業及び被審人鎌田段ボール工業を除く49社は、それぞれ自社の営業責任者等が出席していた本件支部会等を通じて（ただし、被審人東京コンテナ工業については同上）、本件ケース合意に参加したのである。さらに、被審人群馬森紙業は、前記(3)イのとおり、その営業責任者が出席した11月14日群馬・栃木支部会を通じて、本件各合意に参加したほか、被審人鎌田段ボール工業は、前記(3)ウのとおり、その代表者が出席した11月17日三木会を通じて本件ケース合意に参加したのである。そして、段ボール製品の販売価格について、本件各合意により、本件各事業者の意思決定等がこれらに制約されて行われることになるから、本件各合意は、本件各事業者の事業活動を拘束するものであった。実際、後記ア、イのとおり、本件各合意の実効性を確保するため、これらについて情報交換が行われながら、後記ウのとおり、段ボール製品の値上げが実施されていたことから、本件各合意が成立していたこと及び本件各合

意が拘束力を有していたことは明らかである。したがって、被審人らを含む本件各事業者は、本件各合意をもって、共同して段ボール製品の販売価格を引き上げたものということができる。

ア 支部会等及び三木会における情報交換

各支部においては、前記のとおり、本件各合意への参加が行われた本件支部会等の開催以降、別紙 11 のとおり開催された支部会等において、出席各社が段ボール製品の値上げの進捗状況を相互に報告し合うなどして、これらに関する情報交換が行われていた。また、三木会においても、10月17日三木会の開催以降、別紙 11 のとおり開催された会合において、本部役員会社の営業統括者等が自社の段ボール製品の値上げの進捗状況を報告するとともに、支部長等が上記のとおり支部会等で行われていた当該地域における段ボール製品の値上げに関する情報交換の内容を取りまとめて報告することにより、東段工の管轄である東日本地区全体における段ボール製品の値上げに関する情報交換が行われていた。

イ ユーザーごとの情報交換及びシート部会における情報交換

本件各合意の成立又は本件各合意への参加以降、本件各事業者において段ボール製品の値上げ活動を行う中で、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間で、小部会などと称する会合を開催し、又は電話や電子メール等で連絡をする方法により、当該ユーザーに係る値上げの交渉状況に関する情報交換が行われていた。また、12月7日三木会においては、段ボールシートの値上げについて、埼玉県八潮市から茨城県古河市にかけて国道4号線沿線付近に所在するボックスメーカー（以下「国道4号線付近のボックスメーカー」という。）をはじめとして値上げ交渉が難航しているユーザーについて、これらの対応を協議するため、シート部会などと称する会合を開催することとされ、それ以降、このような協議が行われていた。

ウ 本件各合意の実施行為

本件各事業者は、本件各合意の成立又は本件各合意への参加以降、段ボール製品について、本件各合意で定められた値上げの方針に従って、ユーザーに対する値上げ活動を行うなどして、おおむね販売価格を引き上げていた。

(被審人らの主張)

(1) 三木会における本件各合意の成否について

ア 三木会における出席各社の発言等

10月17日三木会の時点では、段ボール原紙について、原紙メーカーが発表したとおり値上げを実施するか明らかではなく、日本経済新聞社の発表する市況（以下「日経市況」という。）も上がっていないなど、値上がりするという見通しは未だ不透明な状況にあったのである。こうした中で開催された10月17日三木会において、出席者は既に自社又は親会社で公表済みの段ボール製品の値上げを発表したにとどまるほか、具体的な値上げは検討中ないしは段ボール原紙が値上がりすれば値上げするなど発言したにとどまる者もいるなど（その際、被審人トーモクの出席者も審査官が主張するような具体的な値上げ方針を発表した事実はない。）、その内容は出席各社の間で具体的な値上げ方針の一致が認識されたといえるほどのものではなかった。

特に本部役員会社のうち唯一の地場の段ボールメーカーである被審人福野段ボール工業は、10月17日三木会の時点では、原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを発表していてもその理由に納得せず、本当に段ボール原紙が値上がりするか半信半疑であり、自社の仕入先からも未だ段ボール原紙の値上がりに関する通知を受けていなかったため、段ボール製品の値上げを決定できる状況ではなかったことから、上記のとおり値上げは検討中などと発言していたにすぎない。

以上のような状況の下で、会長を務めていた被審人トーモクの《C1》が「各社の値上げが出そろったので、頑張って値上げをやっていこう。」などという発言をするはずがない。

これらによれば、10月17日三木会におけるやり取りは、他社の動向について腹の探り合いが行われていたにすぎず、これをもって出席各社の間で段ボール製品の値上げを行うことについて共通認識が形成されたということはできないのであり、本件各合意が成立したとは認められない。

イ 三木会において本件各合意が成立したと評価すべき事情も存在しないこと

段ボールメーカーの間で、段ボール製品の値上げについて足並みが

そろわなければユーザーに受け入れられないという実態はないのであり、他方で、審査官の主張するような競り込みの禁止などの慣習があったのは過去のことであって、段ボール製品の販売価格の維持又は引上げについて協調的な関係が築かれていたという実態もなく、三木会がそのような協議の場として利用されていたこともない。

専業メーカーは、現実の段ボール原紙の値上がりに対応して段ボール製品の値上げ幅及び値上げ時期を決定しているのであり、一貫メーカーである被審人レンゴーや被審人王子コンテナの値上げ幅を指標とすることはなく、値上げ時期も異なるのであるから、上記のような状況の下で、被審人レンゴーや被審人王子コンテナの値上げ幅を指標として値上げを行うという共通認識が形成されたことはない。

他方、後記のとおり、段ボール製品は地域ごとに競争状況や価格水準が異なるのであり、段ボール製品に係る競争が地域ごとに行われている状況に照らすと、三木会において、一律の値上げ幅をもって価格の合意を行うことは困難である。この点を措いても、段ボールメーカーが協調して段ボール製品の値上げを行うためには、地域ごとに地場ユーザーも交えた意思の連絡を成立させる必要があるところ、後記のとおり、三木会における協議事項が確実に支部に伝達される関係にはなく、実際にも一部の支部会等には10月17日三木会の内容が伝達されていなかったことからすれば、三木会において段ボール製品の値上げに関するやり取りが行われたとしても、段ボール製品の製造販売について反競争効果をもたらすような協調関係が成立したということはできない。

これらの事情に照らしても、10月17日三木会において、出席各社の間で、段ボール製品について協調して値上げを行う旨の本件各合意が成立した事実がないことは明らかであり、既に値上げを公表していた事業者をはじめとして、各社における段ボール製品の値上げは、こうした合意とは無関係にそれぞれ独自の判断で行われたものである。

(2) 支部会等を通じた本件各合意への参加の有無について

ア 支部会等で値上げの合意が成立した事実はないこと

本部役員会社である大手の段ボールメーカー及びそのグループ会社

において、その所属する支部における営業責任者等が支部会等で表明した値上げの方針は、１０月１７日三木会の内容を認識することなく、既に社内又はグループ内で独自に決定したことをそれぞれ述べたものにすぎず、他の事業者と足並みをそろえて値上げを行うなどと述べた者もいなかったのである。

他方、地場の段ボールメーカーにおいては、これらの支部会等で、大手の段ボールメーカーの値上げについて意見を述べる立場にもなかったことなどから、実際には、自社の値上げ方針について発言していない者も相当数いるほか（地場の段ボールメーカーのみで構成されていた１０月１９日東京・山梨支部会等における出席各社、１０月１９日新潟四木会における被審人森井紙器工業及び被審人サクラパックス等）、その場を取り繕う趣旨で「価格改定の動きはしている。」などと発言したにとどまる者（１０月３１日静岡支部会における被審人遠州紙工業）、「段ボール原紙が値上がりすれば、いずれ値上げをすることになるが、会社としては未だ値上げ方針を決定していない。」などと発言したにとどまる者（１０月２７日栃木会における被審人大日本パックス）もいるなど、必ずしも値上げに賛同していたわけではない。それにもかかわらず、既に発表されていた大手の段ボールメーカーの値上げの意向に反対しなかっただけで、足並みをそろえて値上げを行うことに賛成したなどということとはできない。

段ボール製品を値上げする場合、その値上げ幅は、発注を受けた段ボール製品に使用する段ボール原紙の種類（仕様、質）によって大きく異なり、また、販売するユーザーによっても大きく異なることから、段ボールメーカーは、このような事情を考慮することなく、一律の値上げ幅をもって値上げの合意をすることなどはできないのであり、大手の段ボールメーカーが公表した値上げ幅を指標とすることはあり得ない。

実際、地場の段ボールメーカーにおける段ボール製品の値上げは、おおむね大手の段ボールメーカーよりも遅れて、段ボール原紙の値上がりを受けて行われており、その値上げ幅も異なるなど、それぞれ独自の判断で行われたものにすぎない。

したがって、本件支部会等におけるやり取りをもって、出席各社の間で相互に協調して段ボール製品の値上げを行う旨の合意が成立したということとはできない。

イ 支部会等を通じて本件各合意に参加した事実もないこと

東段工において三木会が各支部に対し指揮命令するような関係にはなく、各支部における会合も三木会と関係なく地域ごとに必要に応じて開催されていたのである。また、支部会等のうち、新潟四木会、長野5社会、トップ会、群馬会、栃木会及び宮城支部会の6会合は、いずれも東段工に属する支部の会合ではなく、そもそも東段工と関係のあるものではなかった。したがって、三木会の内容を支部会等に対して伝達することや支部会等の内容を三木会に報告することはもともと予定されていなかった。

実際、本件支部会等のうち、上記6会合においては、10月17日三木会で成立したとされる本件各合意について伝達されたという事実がこれらの出席者の供述調書においても全く記載がされていないことからみても、このような事実がなかったことは明らかである。さらに、このうち、長野5社会、群馬会、栃木会、トップ会及び宮城支部会については、そもそも10月17日三木会に出席していた者はいなかったのである。

他方、出席者の供述調書において支部長等から10月17日の三木会に関する話があったことが記載されている10月19日東京・山梨支部会、10月31日静岡支部会、11月2日埼玉支部会、11月9日千葉・茨城支部会及び11月17日神奈川支部会においても、実際には、具体的な値上げ幅まで伝達されなかったり、大手の段ボールメーカーが値上げに動くとの報告はあっても合意したという報告はなかったりするなど、10月17日三木会において本件各合意が成立した事実やその内容が上記各支部会等の出席者に認識されていたということとはできない。

これらによると、本件支部会等に参加したにとどまる事業者は、認識もしていなかった本件各合意に参加したと認められる余地はない。

ウ 本件各合意に参加したと評価すべき事情も存在しないこと

後記2で主張するとおり、段ボール製品の商圈は、輸送費等の関係から、各工場から近距離の範囲に限定されており、ある地域の値上げの状況が商圈の重ならない他の地域における値上げに直ちに影響を及ぼすとはされていないことから、仮に、本件支部会等において出席各社の間で協調して値上げを行うという認識が形成されたとしても、その

認識の範囲は、当該支部会等の所在する地域にとどまるというべきであり、商圈の重ならない他の支部に所属する事業者と共に東段工の管轄する東日本地区で段ボール製品の値上げを行うという認識がなかったことは明らかである。特に東段工の非組合員であり普段から支部会等に出席していなかった被審人サクラパックス、被審人森井紙器工業などの事業者においては、値上げの合意に参加した事業者の範囲が東段工の管轄する東日本地区に及ぶなどということは全く認識できないのであるから、このような合意に参加したと認める余地はない。

そうであるにもかかわらず、審査官が主張するように、本件支部会等において、本件各合意と同じ内容の値上げ方針が表明され、かかる方針に沿って値上げを行うことを認識、認容してさえいれば、本件各合意に参加したものと認定することは、「意思の連絡」という要件を際限なく拡大、不明確にするものであって、法の趣旨に反する（この場合、全ての合意参加当事者が民法第719条の共同不法行為者として取り扱われるため、ごく一部の商圈においてしか事業を行っていない当事者が、東日本地区全体を地理的範囲とする合意の対象たる取引に関して共同不法行為責任を負うという不当な結果となる。）。

これらによれば、上記のとおり、10月17日三木会の内容が全ての支部会等に伝達されたという事実がない以上、三木会と支部会等との間に意思の連絡の認定に必要な「共通の了解を人為的に作出する行為」がないことになるから、本件支部会等における合意と10月17日三木会における合意は、意識的並行行為にとどまるというべきであり、これをもって、本件支部会等の出席者が当該支部会等を通じて本件各合意に参加したと評価することはできない。

なお、本件各排除措置命令は、当該命令書において、支部会等の場において、本件各合意と同内容の引上げ方針が「伝達され」たことが明示されており、かかる伝達があったことを参加の理由としているものであるから、本件支部会等の出席者の間で本件各合意と同じ引上げ内容の値上げ方針で協調して値上げ活動を行うことを認識、認容していれば、意思の連絡があったという審査官の主張は、本件各排除措置命令の理由とも齟齬するものである。

エ 商圈の異なる被審人甲府大一実業が長野5社会で値上げの合意をしたとはいえず、本件各合意に参加した事実はないこと（被審人甲府大

一実業の主張)

被審人甲府大一実業は、本社工場が所在する山梨県内を商圏としており、同県内の他の事業者と競争関係にあるところ、その代表取締役である《F》が長野5社会に出席したのは、同人の個人的なつながりがあったからにすぎず、10月24日長野5社会で、長野県を商圏とする他の事業者との間で共に段ボール製品の値上げをする意思はなかったものであり、また、東段工の非組合員である被審人甲府大一実業において、前記のとおり本件各合意の成立について伝達もされなかった10月24日長野5社会を通じて本件各合意に参加した事実はない。

(3) 他の事業者の本件各合意への参加の有無について

ア 被審人東京コンテナ工業が子会社の晃里を介して本件各合意に参加した事実がないこと（被審人東京コンテナ工業の主張）

晃里は、被審人東京コンテナ工業から販売業務を委託されていた段ボール製品について、価格決定も受託されており、利益率が5パーセントを下回らない限りは、被審人東京コンテナ工業の指示がなくても、晃里が独自にこれらの販売価格を決定でき、実際に被審人東京コンテナ工業が価格の決定に関与したケースはほとんどなかった。本件当時も、被審人東京コンテナ工業は、自社の会議に晃里の役員等を同席させるなどして、晃里に対して販売委託をしていた段ボール製品について値上げを行うよう要求したり、これらの値上げの進捗について報告を求めたりしていたことはあったが、段ボール原紙の値上がりによる採算悪化を危惧していたからにすぎず、その際、被審人東京コンテナ工業は、晃里の担当者が出席した支部会等における値上げのやり取りについて、晃里から一切報告を受けておらず、本件各合意の存在を認識していなかったものであり、これに従って、段ボール製品の値上げを実施すべきことを晃里に指示したこともないのであって、晃里が独自にこれらの値上げを決定していたにすぎない。

晃里は、被審人東京コンテナ工業の子会社であるが、独立した法人格を有する一企業であって、上記のとおり被審人東京コンテナ工業の段ボール製品の価格決定に当たり支配関係にあったとはいえないのである。それにもかかわらず、晃里の営業担当者が支部会等で行った段ボール製品の値上げに関するやり取りが親会社である被審人東京コンテナ工業の行為と同視するためには、単に晃里が被審人東京コンテナ工

業のグループ会社というだけでなく、晃里の法人格が形骸化しているか、又は濫用的に使用されているかによって判断すべきである。しかるに、晃里は、従業員の待遇や採用において被審人東京コンテナ工業と全く異なる仕組みで運営されており、形骸化していたということとはできない。また、晃里は、被審人東京コンテナ工業において営業部門を独立させて単なる製造業の一部門にとらわれない発展を企図して設立された法人であって、審査官が主張するような違反行為を免れるために設立された法人ではなく、濫用的に使用されているということもできない。したがって、晃里の当該行為を被審人東京コンテナ工業の行為と同視することは許されない。

この点、晃里の担当者は、支部会等において段ボール製品の値上げの話題が出た際に、値上げの進捗状況についてその場の雰囲気ですらに答えていたにすぎず、他の事業者と段ボール製品の値上げについて合意したこともなかったが、仮にこのような合意が成立するとしても、以上の事実によれば、被審人東京コンテナ工業が晃里を介して本件各合意に参加した事実は認められない。

イ 被審人群馬森紙業が11月14日群馬・栃木支部会を通じて本件各合意に参加した事実はないこと（被審人群馬森紙業の主張）

仮に11月14日群馬・栃木支部会において段ボール製品の値上げの進捗状況が報告されていたとしても、同会合において10月17日三木会の内容が報告されていなかったのであるから、被審人群馬森紙業が同会合における情報交換を通じて本件各合意に参加した事实在認められないことは、前記(2)イ、ウで主張したところと同様である。

ウ 被審人鎌田段ボール工業が11月17日三木会を通じて本件ケース合意に参加した事實在ないこと（被審人鎌田段ボール工業の主張）

被審人鎌田段ボール工業は、その代表者の《E》において、平成23年10月28日、被審人レンゴウの担当者と面談し、段ボール製品の値上げ活動に関する協力要請を受けた事實在ない。《E》は、11月17日三木会に出席したが、その際、被審人鎌田段ボール工業においても値上げを行う旨を回答したことや他の出席者と値上げの進捗状況について情報交換をした事實在ないのであり、また、本件ケース合意の成立や内容について誰からも聞かされていなかったから、大手の段ボールメーカーによる値上げ活動が本件ケース合意に基づくものである

ことを知る余地もなかった。その後、被審人鎌田段ボール工業において値上げを実施したことは事実であるが、段ボール原紙の値上がりが実現したため、独自の判断でこれを行ったにすぎない。したがって、被審人鎌田段ボール工業が11月17日三木会を通じて本件ケース合意に参加したという事実は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、審査官の主張する本件各合意の成立及び本件各合意への参加の事実はいずれも認められないのであり、その後の三木会における値上げの進捗状況に係る報告等も本件各合意の実効性を確保するための措置といえるものではなく、本件当時各社において実施した段ボール製品の値上げは、前記のとおりそれぞれ独自の判断で行われたものにすぎない。したがって、被審人らが本件各合意をもって共同して段ボール製品の販売価格を引き上げた事実は存在しない。

2 本件各合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（効果要件の有無）について

（審査官の主張）

(1) 一定の取引分野の範囲について

独占禁止法第2条第6項にいう一定の取引分野は、特定の行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、取引の対象・地域・態様等に応じて、違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、その競争が実質的に制限される範囲を画定することにより、相対的に決定される。これを本件についてみると、以下のとおりとなる。

ア 本件各合意の対象について

三木会においては、東段工の管轄地区である東日本地区の中で取り組むべき課題等について検討や報告が行われ、支部長等を通じて支部会等の内容が三木会に報告されるなどして、東段工の管轄地区である東日本地区全域に関する情報が三木会に集約されていたことからすれば、三木会で行われていた段ボール製品の値上げに関する情報交換の対象も、東日本地区に係る段ボール製品であったといえることができる。そして、三木会の構成員のうち、支部長以外の委員が所属する本部役員会社は、主に東日本地区の全域又は広域において営業活動を行う大

手の事業者により占められており、これらの委員は、いずれも営業本部長級の者らであって、東日本地区の全域又は広い地域の営業を統括する地位にあったのであり、かつ、支部長である委員は、その所属する事業者の営業責任者であったのである。これらの三木会の出席者の所管する需要者の交渉担当部署について考えると、三木会の場を利用して行われていた情報交換の対象は、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対して販売される段ボール製品にほかならない。

他方、支部会等においても、①自らの工場の供給範囲に納入場所がある需要者への段ボール製品の販売価格が、自らの営業エリアとは異なる地域における段ボール製品の価格動向の影響を受けること、②広域ユーザー向け段ボールケースの価格動向が地場ユーザー向け段ボールケースの価格動向にも影響を及ぼすこと、③有力なボックスメーカー向けの段ボールシートの価格動向が全国の段ボールシートの価格動向にも影響を及ぼすこと、④段ボール製品の値上げの誘因となった段ボール原紙の値上がりは、地域に限らず共通する問題であったことなどから、実際には、段ボール製品の価格の動向について、当該支部の管轄区域内かどうか、また、段ボールケースの取引先が広域ユーザーと地場ユーザーのどちらかについて特に区別もせずに情報交換が行われていたのである。これらによれば、支部会等における情報交換の対象は、こうした異なる地域の段ボール製品を含んでいたほか、段ボールケースについて地場ユーザー向けのもののみならず、広域ユーザー向けのものも含んでいたと認められる。

以上によれば、前記第3の3(1)のとおり、本件各事業者のほとんどは専ら日本工業規格における外装用段ボールに該当する段ボールシート及びこれを加工した段ボールケースを製造していたことも踏まえると、本件シート合意が対象としていた取引とは、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールのうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボールシート、すなわち特定段ボールシートの販売取引であり、また、本件ケース合意が対象としていた取引とは、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールで作られたもののうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボールケース、

すなわち特定段ボールケースの販売取引であって、その対象に広域ユーザー向けのものが含まれていたことは明らかである。

イ 本件各合意により影響を受ける範囲について

また、前記アの事情に加え、本件支部会等の出席者が担当する営業地域を併せると、東日本地区全域に及ぶことなどに鑑みれば、本件各合意により影響を受ける範囲も、特定段ボールシートの販売取引及び特定段ボールケースの販売取引の全般にわたるものというべきである。

ウ 小括

以上によれば、本件シート合意及び本件ケース合意に係る一定の取引分野は、それぞれ特定段ボールシートの販売分野及び特定段ボールケースの販売分野と画定される。

(2) 競争の実質的制限の有無について

独占禁止法第2条第6項における競争の実質的制限とは、一定の取引分野における競争を完全に排除し、価格等を完全に支配することまで必要とされるものではなく、一定の取引分野における競争自体を減少させ、特定の事業者がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量等の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことで足り、このような趣旨における市場支配的状态を形成・維持・強化することをいうものと解される。また、市場における違反行為者の地位がそれほど高くない場合には、違反行為者ではない他の事業者がどの程度競争的に振る舞うか、それによって違反行為者でない他の事業者が、違反行為者の価格引上げをけん制できるかどうかなどの当該市場に属する事業者の行動に影響を及ぼし得る事情も考慮して、競争の実質的制限の有無を判断するのが相当である。これを本件についてみると、次のとおりとなる。

ア 市場占有率（シェア）について

10月17日三木会で本件シート合意をした第1事件三木会出席1社の東日本地区における段ボールシートの販売量は、東日本地区における段ボールシートの総販売量の4割余りを占めていた。別紙5の番号12ないし26記載の15社は、前記第3の1のとおり、本部役員会社の構成員である被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人森紙業又は大王製紙パッケージの4社のいずれかとグループ関係にあり、かつ本件シート合意に先立ち、前記第3の4のとおり、これらの

親会社等から、段ボール製品の値上げの方針を示されていたところ、第1事件三木会出席11社に、これらのグループ会社を加えた26社による東日本地区における段ボールシートの販売量は、東日本地区における段ボールシートの総販売量の6割余りを占めていた。これらによると、第1事件三木会出席11社は、特定段ボールシートの販売分野において、シェアの点でも大きな地位を占めていたといえることができる。

また、10月17日三木会で本件ケース合意をした第2事件三木会出席12社の東日本地区における段ボールケースの製造販売数量は、東日本地区における段ボールケースの総製造数量の4割余りを占めていた。そして、同様に、第2事件三木会出席12社に、上記15社を加えた27社による東日本地区における段ボールケースの製造数量は、東日本地区における段ボールシートの総製造量の5割余りを占めていた。これらによると、第2事件三木会出席12社は、特定段ボールケースの販売分野において、シェアの点でも大きな地位を占めていたといえることができる。

なお、東日本地区における段ボールシートの販売シェアと特定段ボールシートの販売シェア及び同地区における段ボールケースの製造シェアと特定段ボールケースの製造シェアとは、それぞれ算出の基礎に違いがあるものの、一般的に、違反行為者のシェアが競争の実質的制限の有無の判断に当たり考慮されるのは、違反行為者のシェアが大きい場合には違反行為者の価格引上げに対する競争者の価格けん制力が弱くなると考えられるからであって、競争の実質的制限がもたらされたことを根拠づける事実としてのシェアは、違反行為者との間の有意なシェアの格差を立証できるものであれば足りるのである。したがって、競争の実質的制限を判断するに当たり、東日本地区における段ボールシートの販売数量のシェアは特定段ボールシートの販売量のシェアと、東日本地区における段ボールケースの製造数量シェアは特定段ボールケースの製造数量シェアとそれぞれ同視しても特段支障はないと思料する。また、段ボールケースのような最終生産物については、相当な期間でみれば製造業者による製造数量と販売数量に大差はなく、製造から出荷までの期間が短いことも踏まえると、特定段ボールケースの製造数量シェアは特定段ボールケースの販売数量

シェアと同視しても特段支障はないと思料する。

イ 他の事業者の価格けん制力について

特定段ボールケースの販売分野について、後記(ア)ないし(エ)の事情に照らすと、前記26社以外の事業者において、十分な価格けん制力を有していなかったものというべきであり、また、特定段ボールシートの販売分野についても、同様に、前記27社以外の事業者において、十分な価格けん制力を有していなかったものというべきであり、これらの事業者において、いずれも本件各合意による値上げの実施に対し値上げを行わずに競争関係に立つことを期待することは見込みにくい状況にあった。

(ア) 本件各合意の成立当時、主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの方針が出そろい、段ボール製品の値上げの誘因となる段ボール原紙の値上がりが見込まれていた。

(イ) 段ボールメーカーの間では、かねてから段ボール製品の値上げがされる際に、大手の事業者である被審人レンゴーや被審人王子コンテナーが公表する値上げ幅が、他の事業者においても自社の値上げの指標となっていたところ、本件各合意の成立当時、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナーにおける値上げ幅が既に公表されていた。

(ウ) 段ボールメーカーの間では、かねてから競り込みを行った同業者に対し抗議活動が行われるなど競争を回避する傾向があったほか、段ボール製品の値上げの時期には、値上げに向けて協調的な行動を採る傾向があった。

(エ) 段ボールケースについては、第2事件事業者63社以外にもボックスメーカーを中心に段ボールメーカーが相当数存在していたが、コルゲータを保有していないボックスメーカーは、コルゲータを保有する一貫メーカー及び専業メーカー（以下「コルゲータ保有メーカー」ということがある。）に比較すると事業規模がはるかに小さいため、その製造原価に相当する段ボールシートの販売価格が上昇することが見込まれる中で段ボールケースの値上げを行わず販売量を拡大することができるほどの供給力を有していなかった。

ウ 小括

これらによると、本件シート合意及び本件ケース合意は、それぞれ特定段ボールシートの販売分野及び特定段ボールケースの販売分野にお

ける競争自体を減少させ、その意思で、ある程度自由に、これらの販売価格を左右することによって、市場支配的状态をもたらすものであったというべきである。したがって、第1事件三木会出席11社の間で本件シート合意が成立するとともに、第2事件三木会出席12社の間で本件ケース合意が成立したことにより、こうした一定の取引分野における競争が実質的に制限されたことは明らかである。そして、第1事件事業者57社のうち、第1事件三木会出席11社を除く46社が本件シート合意に、第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席12社を除く51社が本件ケース合意にそれぞれ参加することにより、上記の市場支配的状态は一層強固なものとなったのである。

(3) 結論

以上によれば、第1事件事業者57社は、本件シート合意により、公共の利益に反し、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限したものであり、第2事件事業者63社は、本件ケース合意により、公共の利益に反し、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限したものである。

(被審人らの主張)

(1) 一定の取引分野の範囲について

ア 市場の画定の方法

一定の取引分野となる市場の画定は、一般的かつ客観的に行われるべきであり、公正取引委員会が定めた「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月31日）」（以下「企業結合ガイドライン」という。）にあるように、需要の代替性及び供給の代替性を検討することを基本として、必要に応じて、市場における競争環境などを踏まえて行うべきである。この点、共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討することにより、その競争が実質的に制限される範囲を画定して一定の取引分野を決定するという審査官の見解は、本来一定の取引分野の画定が当該市場において競争が実質的に制限されているか否かを判定するための前提として行われているものであることからすると、論理が逆であり、最高裁判所平成24年2月20日第一小法廷判決・民集第66巻2号796頁（株式会社新井組ほか3名による審決取消請求事件。以下「多摩談合新井組最

高裁判決」という。)でも明確に否定されているのである。

イ 段ボール製品の販売に関する地理的範囲について

段ボール製品については、その製造、販売に係る全体のコストに占める輸送費の割合が高いため、当該工場から近距離に所在するユーザーにしか販売することができないという特色があるところ、その商圈は、おおむね100キロメートル以内であり、その範囲を超えて互いに競争関係が生じることはない。また、各地域ごとに、段ボール製品の供給者及びそのシェアが異なるほか、ユーザーの傾向に特徴があるなど競争状況は異なり、価格水準にも差異がある。また、隣接地域等の価格の影響を受けることはあったとしても、それは部分的かつ限定的なものである。この点、商圈が限られる地場の段ボールメーカーはもとより、東日本各地に工場があり、東日本地区全体で営業活動を行っている大手の段ボールメーカーであっても、地場ユーザーには工場単位で営業体制を整備し、各工場の裁量で販売価格等の取引条件を決定しているのであり、これらの営業責任者も、商圈は各工場の所在する地域単位であると認識していた。これらによれば、段ボール製品の販売分野において、東日本地区全体で需要の代替性及び供給の代替性が存在しないことは明らかであるが、それにもかかわらず、本件各合意について、一定の取引分野の地理的範囲を東日本地区と画定することは、供給者にとって共通の需要者が存在することによって競争が成立するという前提に反する。

また、こうした事情に加え、前記のとおり、三木会の内容が支部会等に伝達されたり、支部会等の内容が三木会に報告されたりするような実態もなく、特定の支部会等に出席したにすぎない事業者において、値上げの合意に参加する事業者の範囲や対象となる商品の地理的範囲が東日本地区全域に及ぶなどということは全く認識することができなかったことからすれば、市場の画定について審査官の主張するような手法によったとしても、これらの会合における情報交換の対象が東日本地区全体で販売される段ボール製品でなかったことは明らかであり、支部会等の出席者が当該地域の工場等における営業責任者等であったことからしても、その対象は当該地域内で販売される段ボール製品を念頭に置いたものであったとしか考えられない。

以上によれば、本件各合意について、一定の取引分野の地理的範囲を

東日本地区と画定することはできないというべきである。

ウ 広域ユーザー向け段ボールケースと地場ユーザー向け段ボールケースを共に含む一定の取引分野は存在しないこと

後記(ア)、(イ)の事情に照らせば、広域ユーザー向け段ボールケースと地場ユーザー向け段ボールケースは、それぞれ取引分野を異にするものであり、実際、広域ユーザーである特定ユーザーに対する値上げについては別途5社会で情報交換が行われていることから、本件ケース合意は、広域ユーザー向け段ボールケースを対象とするものではなく、一定の取引分野として両者を含む市場を画定することはできない。

(ア) 広域ユーザー向け段ボールケースは、高品質のものが求められること、全国に展開する広域ユーザーの拠点に供給できる体制が必要であることなどから、地場の段ボールメーカーではこれらに対応できず、ほとんど大手5社が供給しており、そのシェアは8割を超える一方、地場ユーザー向け段ボールケースについては、大手5社のシェアは小さく、競争環境が大きく異なっている。

(イ) 広域ユーザー向け段ボールケースは、ユーザーの購買力やスケールメリット等から、地場ユーザー向け段ボールケースと比して価格の水準が低くなるほか、価格改定が行われるのが期替わりに限られるなど、価格決定メカニズムにも地場ユーザーと違いがある。

(2) 競争の実質的制限の有無について

ア 当事者のシェアの認定においてグループ会社の取引を考慮するのは相当でないこと

グループ会社は、独自に値上げの判断を行っているから、本件各合意の成立時点で、第1事件三木会出席11社又は第2事件三木会出席12社のみならず、グループ会社も含めたシェアを当事者のシェアとして競争の実質的制限を認定するのは不合理である。これを含めないシェアは、審査官の主張によっても、いずれも4割余りであり、過去の審決及び裁判例に照らしても、直ちに、競争の実質的制限効果は生じたということとはできない。

なお、グループ会社に対する販売についても、競争の実質的制限を判断する上で前提とされている市場原理が働かないこと、同一事業者内の事業部門の取引と変わらないことなどから、グループ会社に対する販売を含めて当事者のシェアを算定することも相当ではない。

イ 本件ケース合意につき広域ユーザー向け段ボールケースも含めて競争の実質的制限の有無を判断するのは相当でないこと

本件ケース合意について、当事者のシェアを算定するに当たっては、前記(1)ウのとおり地場ユーザー向け段ボールケースとは市場を異にする広域ユーザー向け段ボールケースを対象から除外すべきことになるところ、その場合、第2事件三木会出席12社のシェアは4割を相当に下回るのであるから、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたとはいふことはできない。

ウ 地域ごとに競争の実質的制限が生じていることを要すること

前記(1)イで主張したところによれば、段ボール製品の販売分野については、東日本地区全体ではなく、地域ごとに市場の画定がされるべきであり、仮に、東日本地区全体で一定の取引分野が成立するとしても、地域ごとに競争の実質的制限が成立することを要するというべきところ、本件各合意の当事者となる第1事件三木会出席11社又は第2事件三木会出席12社は、東日本地区の各地域において工場を有しているとは限らない一方で、地場の段ボールメーカーが多数存在する地域もあるなど、地域ごとに競争状況が異なることも踏まえると、これらの当事者の地域ごとのシェアは、東日本地区全体のシェアより低くなるものとみられ、一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすほどのものとは限らない。

エ 他の事業者において価格けん制力を有していたこと

段ボールメーカーの間で、段ボール製品の値上げについて、従前から審査官が主張するような協調関係はなかったところ、審査官の主張を前提とすれば、大手の段ボールメーカーにおいて、地場の段ボールメーカーを支部会等を通じて本件各合意に引き込む必要があったことになり、実際に地場の段ボールメーカーのシェアは相当な割合を占めていたことから、十分な価格けん制力を有していたというべきである。

(3) 結論

以上によれば、審査官の主張する本件各合意が一定の取引分野における競争の実質的制限を生じさせるものとは認められない。

3 本件各排除措置命令の適法性について

(審査官の主張)

(1) 排除措置命令の必要性について

ア 独占禁止法第7条第2項は、違反行為が既になくなっている場合においても、「特に必要があると認めるとき」は、事業者に対し、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ、この「特に必要があると認めるとき」とは、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。

イ 本件各違反行為については、前記第3の7のとおり、平成24年6月5日に公正取引委員会が立入検査を行って以降は、本件各事業者において、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格に関する情報交換は行われておらず、本件各合意は消滅したものとみられ、本件各排除措置命令がされた当時、本件各違反行為はなくなっていたものと認められる。しかしながら、後記(ア)ないし(ウ)の事情が存在することを考慮すれば、被審人らを含む本件各事業者が、再び東段工の会合等の場で同様の違反行為を繰り返すおそれは払しょくできない上、本件各合意が消滅したことのみに基づいて特定段ボールシート及び特定段ボールケースの各販売分野における競争秩序の回復が十分であるということもできないから、排除措置を命ずるにつき、「特に必要があると認めるとき」の要件を充足するものというべきである。したがって、公正取引委員会において、本件各違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じたことは相当である。

(ア) 段ボールメーカーの間では、前記のとおり、かねてから、東段工の会合等の場で段ボール製品の販売価格等について情報交換が行われていたほか、安値による販売を行わないようにする慣行があり、競り込みを行った事業者に対して抗議活動が行われていたところ、このように、被審人らを含む本件各事業者は、段ボール製品の価格の維持及び引上げにおいて、強固な協調関係にあったものであり、本件各違反行為は、かかる協調関係の下で組織的かつ継続的に行われたものである。

(イ) 被審人らを含む本件各事業者が本件各違反行為をやめたのは、公正取引委員会が立入検査を行ったことを契機とするものであり、自発的

な意思に基づくものではなかった。

(ウ) 本件各事業者の多くが所属する東段工については、これまでも段ボール製品の販売に関する独占禁止法違反事件について繰り返し公正取引委員会による勧告審決がされている（公正取引委員会昭和48年8月2日審決・公正取引委員会審決集第20巻82頁〔全国段ボール工業組合連合会及び段ボール組合4名に対する件〕，公正取引委員会昭和52年4月15日審決・公正取引委員会審決集第24巻1頁〔東日本段ボール工業組合に対する件〕及び公正取引委員会昭和56年3月30日審決・公正取引委員会審決集第27巻121頁〔東日本段ボール工業組合に対する件〕）。

(2) 排除措置の内容の相当性について

本件各排除措置命令における排除措置の内容は、いずれも本件各違反行為が排除されたことを確保するために必要な事項であって、相当なものである。

この点、本件各排除措置命令においては、名宛人の各事業者が他の事業者と共同して特定段ボールシート又は特定段ボールケースについて販売価格を決定したり、販売価格の情報交換を行うことを禁止する条項が設けられているところ（主文第3項，主文第4項），本件各排除措置命令の趣旨，目的及び社会通念に従って合理的に判断すれば，ここで禁止される販売価格の決定や販売価格の改定に関する情報交換とは，競争関係にある事業者間でされることが前提となっており，同一企業グループに属して統一的な事業方針の下に活動し，実質的に競争関係にない事業者間においては，これらを禁ずるものではないことは明示しなくても容易に理解することができる。したがって，本件各排除措置命令において，明文上，これらが上記の禁止事項から除外されていなくても何ら問題はない。

（被審人らの主張）

(1) 排除措置命令の必要性について（被審人トーモクほか2名及び被審人コバシほか9名の主張）

本件各違反行為が終了してから本件各排除措置命令がされるまで2年余りが経過しており，その間に本件各事業者の間で段ボール製品の販売価格に関する情報交換等も行われていないのであるから，本件各排除措

置命令は、独占禁止法第7条第2項所定の「特に必要があると認めるとき」には当たらないのであり、必要性を欠く不適法なものである。

(2) 排除措置の内容の相当性について（被審人レンゴーほか6名及び被審人トーモクほか2名の主張）

本件各排除措置命令は、名宛人の各事業者において、他の事業者と共同して特定段ボールシート、特定段ボールケースの販売価格を決定することや販売価格の情報交換を行うことを禁止している。しかし、独占禁止法上、グループ会社間において販売価格について共同で決定することや情報交換を行うことは禁じられていないのであり、明文上これらを禁止事項から除外していない本件各排除措置命令は不当なものである。この点について、審査官は、グループ会社間において販売価格の決定や情報交換が禁止されていないことは、排除措置命令に明記されていなくとも容易に理解できると主張するが、独占禁止法において、確定した排除措置命令に対する違反については刑事罰まで規定されていることからすれば、排除措置命令において、禁止される行為の範囲を明確に定めるべきである。

4 本件各課徴金納付命令の適法性について

（審査官の主張）

(1) 課徴金の算定期間（実行期間）について

被審人レンゴーのように本件各合意の成立に先立つ日を値上げ実施予定日として需要者に対して値上げを申し入れている者が存在することから、被審人らが本件各違反行為の実行としての事業活動を行った日は、①値上げ交渉の結果、値上げした価格で、違反行為の始期以降に、当該商品を引き渡した最初の日又は②需要者に申し入れた値上げの実施予定日のうち、違反行為の始期以降で最初の日のいずれかのうち、最も早い日であり、これに当たる日は、第1事件違反行為につき、別紙6（表1）の「実行期間の始期」欄記載の各日であり、第2事件違反行為につき、別紙6（表2）の同欄記載の各日である。他方、被審人らを含む本件各事業者は、前記第3の7のとおり、平成24年6月5日に立入検査を受けて以降、本件各違反行為をやめており、同日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、被審人らについて、独占禁止法第7条の2第1項の規定

により、課徴金の算定期間となる実行期間は、第1事件違反行為につき、別紙6（表1）の「実行期間」欄記載のとおりとなり、第2事件違反行為につき、別紙6（表2）の同欄記載のとおりとなる。

なお、上記の認定についてされた被審人の反論に対する審査官の再反論は、別紙12の第1における審査官の主張欄にそれぞれ記載のとおりである。

(2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額について

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為による相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど、当該商品が違反行為による相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による相互拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる商品に含まれ、違反行為者が実行期間中にこれらの対象商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となると解するのが相当である。

本件においては、その対象商品の範ちゅうに属する商品は、第1事件違反行為に係るものが特定段ボールシート、第2事件違反行為に係るものが特定段ボールケースである。これらにつき本件各事業者が、明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外するなど、違反行為による相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、本件各違反行為による拘束がそれぞれ及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる商品に含まれることになる。

そして、被審人らについて、前記(1)の各実行期間における特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上高を、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき算定すると、前者につき別紙6（表1）の「売上額」欄記載の各金額となり、後者につき別紙6（表2）の同欄記載の各金額となる。

なお、上記の認定についてされた被審人の反論に対する審査官の再反論は、別紙12の第2における審査官の主張欄にそれぞれ記載のとおり

である。

(3) 課徴金の算定率について

被審人らは、いずれも段ボール製品の製造業を営んでいた者であるから、独占禁止法第7条の2第1項の柱書に規定する「小売業」及び「卸売業」には当たらない。

また、別紙6（表1）の「中小企業の軽減算定率の適用」欄及び別紙6（表2）の同欄に記載のある各事業者は、前記(1)の実行期間を通じ、当該記載のとおり資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社であって、段ボール製品等の製造業を「主たる事業」として営んでいた者であるから、独占禁止法第7条の2第5項第1号に該当する者であり、同項の適用を受ける者である。

以上によれば、被審人らに適用すべき課徴金の算定率は、第1事件被審人30社につき、別紙6（表1）の「課徴金の算定率」欄記載の各割合となり、第2事件被審人37社につき、別紙6（表2）の同欄記載の各割合となる。

なお、上記の認定についてされた被審人の反論に対する審査官の再反論は、別紙12の第3における審査官の主張欄に記載のとおりである。

(4) 結論

以上によれば、被審人らが納付すべき課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項、第5項及び第6項の規定により、第1事件違反行為については別紙6（表1）のとおり、第2事件違反行為については別紙6（表2）のとおり、それぞれ「売上額」欄記載の売上額に、「課徴金の算定率」欄記載の算定率を乗じて得た額から、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定すると、「課徴金額」欄記載の各金額となる。したがって、被審人らに対しこれらの課徴金の納付を命じた本件各課徴金納付命令は適法なものである。

（被審人らの主張）

(1) 課徴金の算定期間（実行期間）について

公正取引委員会における実行期間の認定には、別紙12の第1における当該被審人の主張欄に記載のとおり誤りがある。

(2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額について

公正取引委員会における対象商品の売上額の認定には、別紙12の第

2における当該被審人の主張欄に記載のとおり，課徴金の算定対象から除外すべき商品が含まれているほか，課徴金の算定基礎から控除すべき売上げが含まれているなどの誤りがある。

(3) 課徴金の算定率について

公正取引委員会における上記算定率の認定についても，別紙12の第3における当該被審人の主張欄に記載のとおり誤りがある。

(4) 結論

以上のとおり，公正取引委員会において，課徴金の計算の基礎に誤りがあるから，本件各課徴金納付命令は不適法なものである。

第6 審判官の判断

1 争点1（本件各合意による共同行為がされた事実があるか否か）について

(1) 認定事実

前記第3記載の前提事実に加え，後掲各証拠によれば，本件の経緯等について，次の事実が認められる。

ア 段ボール製造業における慣行等

段ボール製品の需要者は，コストダウン等のため，複数の段ボールメーカーから段ボール製品を購入している者が多くを占めており，その購入価格の交渉を行うに当たり，複数の段ボールメーカーから見積りを提出させることが通常であったところ，段ボールメーカーにおいて，段ボール製品は品質の差が生じにくい商品であることなどから，自社の段ボール製品を安値で販売するなどして取引を拡大しようとする事業者が現れると，当該ユーザーに対する既存の納入業者のシェアが奪われ，段ボール製品の価格低落につながりかねないため，段ボールメーカーの間では，かねてから，段ボール製品の販売価格や現状のシェアの維持のため，こうした取引拡大のための安値による販売行為を競り込みなどと称して自粛すべきものと認識されていた。

他方，段ボールシートは，段ボール原紙を張り合わせて製造されるものであり，その製造原価に占める段ボール原紙の製造原価（一貫メーカーの場合）又は仕入原価（専門メーカーの場合）の割合が高いため，これらの原価の上昇は，段ボールシートの販売価格の引上げを行うべき誘因となっていた。同様に，段ボールケースも，その製造原価に占め

る段ボールシートの製造原価（コルゲータ保有メーカーの場合）又は仕入原価（ボックスメーカーの場合）の割合が高いことから、これらの原価の上昇は、段ボールケースの引上げを行うべき誘因となっていた。取り分け、ボックスメーカーは、コルゲータ保有メーカーと比較すると事業規模が小さい業者が多く、また、コルゲータ保有メーカーから段ボールシートを仕入れる関係上、段ボールケースの販売について、価格面でコルゲータ保有メーカーと競争をすることは困難であり、コルゲータ保有メーカーから段ボールシートの販売価格が引き上げられれば、段ボールケースの販売価格の引上げを実施する傾向があった。

そして、このように段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の販売価格を引き上げるに当たっては、まず、一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが段ボール製品の値上げ幅を表明し、それ以外の段ボールメーカーは、これらの値上げ幅を指標として自社の段ボール製品の値上げを実施していた。もっとも、段ボールメーカーの間では、被審人レンゴーをはじめとする大手の段ボールメーカーであっても、自社の段ボール製品のみ値上げを実施するのは、上記のユーザーとの取引に係る実態からユーザーにこれを受け入れてもらうのが困難であるため、各社が足並みをそろえて値上げを実施することが必要であると認識されており、取り分けこうした値上げの時期に競り込みを行うことは、他の事業者において値上げを実施する妨げとなるため、警戒されていた。

こうした実情を背景として、三木会及び支部の会合等においては、出席各社の間で、日頃から、段ボールメーカーの間で課題となっていたリサイクルマークの普及や印版・木型に係る費用の回収の状況について情報交換が行われていたほか、段ボール製品の生産量の増減や特価と称する安値販売の情報を含む販売価格等の動向（以下、これらを「段ボール製品の需給動向」という。）についても情報交換が行われていたところ、三木会と各支部会等との間でも、支部長等を通じて相互にこうした会合の内容が報告、伝達されることが通常であった。こうした中で、上記の慣行に反して、特定のユーザーについて競り込みを行う事業者が現れたときには、当該事業者に対して他の納入業者による抗議活動が行われるなどして競争回避に向けた解決が図られる傾向があった。また、従前から、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の

値上げが実施される際には、三木会及び支部の会合等において、出席各社の間で、こうした値上げの方針や進捗状況について情報交換が行われていたほか、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間でも、「小部会」などと称する会合（以下「小部会」という。）が開催されるなどして、当該ユーザーとの値上げ交渉の状況に関する情報交換が行われることがあった。

（査128、査129、査133、査136、査138、査151、査154、査159ないし査162、査164、査166、査195、査196、査202、査203、査208、査248、査251、査252、査254ないし査256、査261、査280、査323、査325、査329、査334、査336、査344、査349、査352、査353、査355、査357、査360、査374ないし査376、査378ないし査380、査385、査389、査396、査397、査404、査405、査408ないし査412、査416、査419、査432、査435、査437、査438、査440、査442ないし444、査446ないし査448、査451、査452、査457、査459、査460、査462、査465ないし査467、査470ないし査476、査497ないし査515、査532ないし査534、査615、査660、査664、査680、査690の1ないし6等）

イ 10月17日三木会の開催前の経緯

(7) 被審人レンゴーは、前記第3の4のとおり、平成23年8月26日、原燃料価格の高騰を理由として、段ボール原紙の値上げと共に、段ボールシートについて現行価格から1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて現行価格から13パーセント以上、販売価格を引き上げる旨公表したが、その後同年9月27日に王子板紙が段ボール原紙の値上げを公表するまでの間、被審人レンゴーのほかに、段ボール原紙の値上げを公表した原紙メーカーがいなかったことから、レンゴーグループを除く段ボールメーカーにおいては段ボール製品の値上げについて様子見の状態が続いていた（査130、査148、査242）。

(イ) こうした状況の下で、平成23年8月30日に開催された5社会において、被審人レンゴーの《D2》が出席各社に対し、段ボール製品について値上げの見通しを表明するよう促したが、他の4社の出席者

は、いずれも値上げ方針が決まっていな旨答えるにとどまったことから、上記《D 2》は、「後から付いてきてくれ。」などと発言して、他の4社に対し、被審人レンゴーに追随して値上げを実施するよう要請していた(査135, 査140, 査266, 査267, 査317)。

(ウ) その後、平成23年9月22日に開催された三木会において、幹事長を務める被審人レンゴーの《D 1》が、自社が公表した段ボール製品の値上げの方針について説明するとともに、「1社だけではできないので、皆様のご協力をお願いします。」などと発言して、他の出席各社に対しても段ボール製品について値上げを実施するよう要請するとともに、これらの値上げの見通しを表明するよう促したが、レンゴーグループである被審人セツカートン及び被審人大和紙器以外の出席者においては、いずれもまだ値上げ方針が決まっていな旨答えていた(査130, 査139, 査182)。

(エ) さらに、平成23年9月26日に開催された5社会において、被審人レンゴーの《D 2》が出席各社に対し、段ボール製品について、値上げの見通しを表明するよう促した。その際、被審人王子コンテナの出席者は、近いうちに値上げを発表する旨述べたほか、同じく王子グループに属する被審人森紙業の出席者も、被審人王子コンテナの値上げの方針に準じて値上げを実施する旨述べた。一方、被審人トーモク及び日本トーカンパッケージの各出席者は、いずれも値上げ方針が決まっていな旨述べた。上記《D 2》は、これらの発言を受けて、「いつになったら値上げの方針が決まるのか。」、「早くみなさんついてきてください。」などと発言し、段ボール製品について値上げの見通しが立っていない事業者に対して、早期に値上げを実施するよう要請した。(査145, 査181, 査266, 査304)

(オ) 王子グループにおいては、前記第3の4(2)のとおり、平成23年9月27日に、王子板紙が段ボール原紙の値上げを公表するとともに、翌28日には、被審人王子コンテナが段ボールシート及び段ボールケースの販売価格をそれぞれ現行価格から12パーセント以上(円単位に換算すると1平方メートル当たり7円以上に相当)引き上げること公表したほか、これに先立つ同月26日には、被審人王子コンテナにおいて、静岡王子コンテナ等のグループ会社に対しても、こうした値上げの方針を伝達していた。また、前記第3の4(3)のとおり、

被審人レンゴー及び王子板紙以外の原紙メーカーにおいても、同月 22 日には《事業者 B》が、同年 10 月 4 日には日本大昭和製紙株式会社が、同月 11 日には大王製紙がそれぞれ段ボール原紙の値上げを発表するなどして、主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろった。こうした中、一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナーに続いて、大手の専門メーカーにおいても、前記第 3 の 4 (4) のとおり、被審人森紙業、被審人トーモク、大王製紙パッケージ、日本トーカーパッケージ及びダイナパックがそれぞれ 10 月 17 日三木会の開催前に、被審人レンゴー又は被審人王子コンテナーが公表した内容と同程度の値上げ幅を定めて段ボール製品の値上げを実施することを社内又はグループ内で決定するなどした。

ウ 10 月 17 日三木会の状況

(ア) こうした状況の下、平成 23 年 10 月 17 日に開催された三木会においては、普段どおり印版・木型の費用に係る回収状況等について報告がされた後、司会を担当した三木会の会長である被審人トーモクの《C 1》が出席各社に対し、段ボール製品の値上げの方針について発表するよう促したところ、これについて、出席各社から、次のとおり発言がされた(査 130、査 139、査 152、査 156、査 161、査 178、査 233、査 245、査 252、査 266、査 303、査 324、査 326、査 336、査 344、査 350、査 455、査 554)。

a レンゴーグループ 3 社

被審人レンゴーの出席者は、公表のとおり、段ボールシートについて 1 平方メートル当たり 8 円以上、段ボールケースについて 13 パーセント以上、それぞれ値上げをする旨発言したほか、その際、他の出席者から、これらの値上げ幅の内訳について質問を受けたことから、段ボールシートについては、段ボール原紙代 4 円 70 銭、燃料代 1 円 50 銭ないし 2 円、補助材料費 40 銭等により、値上げ幅が 1 平方メートル当たり 8 円以上となること、段ボールケースについては、段ボール原紙代 4 円 70 銭、燃料代 1 円 50 銭ないし 2 円、補助材料費 50 銭等により、値上げ幅が 13 パーセント以上になる旨説明した。

また、被審人セツカートン及び被審人大和紙器の各出席者は、

いずれも親会社である被審人レンゴーに準じて値上げをする旨発言した。

b 王子グループ 2 社

被審人王子コンテナの出席者は、公表のとおり、平成 23 年 1 月 21 日から段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ 12 パーセント以上値上げする旨発言した。

被審人森紙業の出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナに準じて値上げする旨発言した。

c 被審人トーモク

被審人トーモクの出席者は、平成 23 年 12 月 1 日から段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ 12 パーセント以上値上げする旨発言した。

d 日本トーカンパッケージ

日本トーカンパッケージの出席者は、平成 23 年 12 月 1 日から段ボールシートについて 15 パーセント以上、段ボールケースについて 12 パーセント以上値上げする旨発言するとともに、「みなさんに遅れていますが、追いつくようにします。」などと発言した。なお、段ボールシートに係る上記の値上げ幅は、円単位に換算すると 1 平方メートル当たり 8 円以上に相当するものであった（査 553〔1 枚目裏面〕）。

e ダイナパック

ダイナパックの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについて値上げは行うが、まだ、具体的には決まっていない旨発言した（同社の値上げの方針については、前記のとおり当日の午前中の会議で値上げ幅まで決まっていたものの、未だ社内に伝えてなかったことから、このような発言がされた。）。

f 大王製紙パッケージ

大王製紙パッケージの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについて値上げは行うが、時期等については検討中である旨発言した。

g 被審人福野段ボール工業

三木会の副幹事長を務めていた被審人福野段ボール工業代表取締役の《G1》は、大手の段ボールメーカーが値上げをすれば、自

社においても値上げをする旨の意向を示していたものの、未だ値上げ活動の準備ができていなかったことから、値上げ時期について検討中である旨発言した。

h 各支部の支部長等

東京・山梨支部長である被審人興亜紙業の《H》は、段ボール原紙が値上がりすれば、当社としても段ボール製品の値上げをせざるを得ない旨発言するとともに、次回の東京・山梨支部会は平成23年10月19日に開催される予定である旨付言した。

また、他の支部の支部長等においても、自社の値上げの方針や支部管内の値上げに向けた動きなどについて報告していた。

こうした中で、千葉・茨城支部長である被審人レンゴの《D3》及び群馬・栃木支部長である被審人レンゴの《D4》は、それぞれの支部において、支部会等で出席者から出た意見を踏まえ、段ボールシートの代表的な銘柄であるC5の販売価格について、1平方メートル当たり50円以上となることを目標として値上げ活動を行っていく旨発言した。これについて、被審人レンゴの《D2》も、相場観としてC5が50円以上となればよい旨発言した。

- (イ) これらの発言を受け、被審人トーモクの《C1》は、三木会の会長として、「皆さん頑張って値上げに向けて取り組みましょう。」などと発言していたほか、被審人レンゴの《D1》も、三木会の幹事長として、当会合の終了時の挨拶の中で、「各社とも、しっかり頑張っていきましょう。」などと発言していた（査130，査139，査178，査230，査266，査344）。

また、当会合に引き続いて開催された10月17日5社会において、司会を務めた被審人レンゴの《D2》は、10月17日三木会で出席各社から段ボール製品の値上げの方針が表明され、協力して値上げを行っていくことになった旨報告していた（査181，査268，査556）。

エ 各支部の状況

- (ア) 東京・山梨支部の状況

東京・山梨支部は、別紙9のとおり、9社が所属しており、前記第3の6(1)のとおり、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする東京・山梨支部会が2か月に1回程度開催されていたところ、通常、

東京・山梨支部会においては、必要に応じて、支部長から三木会で話題とされたりサイクルマークの普及率や印版・木型の回収状況のほか、段ボール製品の需給動向についても報告がされるとともに、出席各社の間でも自社又は管内におけるこれらの事項について相互に報告がされ、その内容は支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。東京・山梨支部は、大手の段ボールメーカーが所属しておらず、いずれも地元に本社を置く地場の段ボールメーカーにより構成されていたところ、これらの中には、三木会に出席した支部長から報告される大手の段ボールメーカーの動向に関する情報が有用であるとの理由で東京・山梨支部会に出席していた者もいた。

平成23年10月19日に開催された東京・山梨支部会には、別紙10のとおり、同支部所属の全組合員9社の各営業責任者が出席したところ、支部長を務める被審人興亜紙業の《H》は、その冒頭で、10月17日三木会の報告として、同会合の出席各社が段ボール製品の値上げ方針を表明したこと、その値上げ幅は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した内容と同じ（すなわち、段ボールシートにつき1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースにつき12パーセントないし13パーセント以上）であったこと及び同会合で被審人レンゴーから説明がされていた値上げ幅の内訳などを説明した上で、大手の段ボールメーカーの動きを見ながら当支部所属の各社においても値上げに動き出さなければならない旨発言するとともに、出席各社に対しても、段ボール製品の値上げの方針について発表するよう促した。

その際、被審人市川紙器製作所の出席者は、ユーザーに対して値上げの要請文書を配布済みで、見積りはこれから提出する旨発言するとともに、旭紙業の出席者も、値上げを行う方向で検討しており、ユーザーに対して価格改定文書を送付することになる旨発言したほか、被審人旭段ボールの出席者も、これから値上げに動く旨発言した。他に、段ボール製品の値上げの実施について反対の意向を表明した事業者はいなかった。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、10月19日東京・山梨支部会に出席した上記各事業者においては、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおり開

催された東京・山梨支部会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされ、支部長である上記《H》は、これらを取りまとめた内容を東京・山梨支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していた。

このほか、上記各事業者のうち、山梨県を本拠とする被審人市川紙器製作所、被審人内藤及び甲府紙器の営業責任者は、同じく同県に工場を置く被審人甲府大一実業及び《事業者名略》株式会社の営業責任者や同県に営業拠点を有する被審人レンゴー及び被審人王子コンテナ等の営業責任者との間でも、平成23年11月以降、「YD会」、「山梨会」などと称する会合（以下「山梨会」という。）を開催して、段ボール製品の値上げの進捗状況について情報交換を行っていた。

（査365，査412，査419，査424，査437，査438，査446，査455，査467，査708，査709）

（イ）新潟・長野支部の状況

新潟・長野支部は、別紙9のとおり、8社が所属し、前記第3の6(2)のとおり、年に1回程度、総会が開催されていたのみであったが、別途、新潟県と長野県の地区ごとに新潟四木会と長野5社会がそれぞれ月1回程度開催されていた。上記両会合は、組合員らの各営業責任者のほか非組合員である事業者の営業責任者も出席することがあったものの、他の支部の会合と同様、各地区におけるリサイクルマークの普及率や印版・木型に係る費用の回収状況に関する情報交換が行われていたほか、段ボール製品の需給動向についても情報交換が行われていたものであり、通常は、そのどちらかの会合に出席する支部長が、他方の会合に出席する副支部長から当該会合の報告を受けた上で、これらを取りまとめた内容を新潟・長野支部管内の状況として三木会に報告していた。（査166，査204，査254，査334，査367）

本件当時開催された新潟四木会及び長野5社会の状況は、次のとおりである。

a 新潟四木会

平成23年9月23日に開催された新潟四木会において、被審人レンゴーの《D5》は、自社が公表した段ボール製品の値上げの方針について述べた上で、他の出席各社に対しても、これに同調して

値上げを行うよう促したが、その時点では被審人レンゴー以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったため、レンゴーグループに属する被審人セツカートン以外の事業者においては、未だ段ボール製品の値上げの意向を表明していなかった。

その後、前記イ(オ)のとおり、被審人レンゴーに続いて他の主要な原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明するとともに、新潟四木会に属する組合員のうち、被審人トーモクも社内で段ボール製品の値上げの方針を決定したところ、同年10月13日、急遽、これらの組合員のうち、被審人レンゴー、被審人セツカートン、被審人新潟森紙業及び被審人トーモクの4社の各営業責任者が集まり、各社の値上げ方針について確認し合った上で、新潟・長野支部の支部長である被審人トーモクの《C2》が10月17日三木会に出席した。

そして、同月19日開催された新潟四木会においては、段ボール製品の値上げが主な話題となったところ、同会合には、別紙10のとおり、新潟県内の全組合員5社の各営業責任者が出席したほか、同県内の地場の段ボールメーカーである非組合員の被審人サクラパックス、被審人森井紙器工業、新潟紙器工業及びエヌディーケイ・ニシヤマの4社が被審人レンゴーから同会合への出席を呼びかけられ、いずれも他社の値上げに関する情報が得られることを期待してこれらの営業責任者も出席した。そして、同会合においては、段ボール製品の値上げについて、最初に支部長である被審人トーモクの《C2》が「皆さんと同じ位の幅で値上げします。」などと発言したところ、これに続いて、被審人レンゴーの《D5》は、自社が公表していた値上げ方針を改めて発表した。また、被審人セツカートンの出席者は、親会社である被審人レンゴーの値上げ方針に準じて値上げをする旨発言したほか、被審人新潟森紙業の出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナが公表した値上げ方針に準じて値上げする旨発言した。他方、被審人吉沢工業及び新潟紙器工業の各出席者は、いずれも段ボール原紙の値上がりに応じて、自社の段ボール製品についても値上げをする旨発言したほか、被審人サクラパックスの出席者は、値上げ幅について日

経市況を踏まえて判断する旨発言した。また、被審人森井紙器工業及びエヌディーケイ・ニシヤマの各出席者は、自社の段ボール製品の値上げの方針について特に発言しなかったが、いずれもこれらの値上げの実施について反対の意向を表明していなかった。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、10月19日新潟四木会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者も、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおりに開催された新潟四木会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。支部長である上記《C2》は、後記のとおりに報告を受けていた長野5社会における値上げの進捗状況と共にこれらを取りまとめた内容を新潟・長野支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していたものであり、その際に三木会で報告された他の支部管内の値上げの実施状況について新潟四木会で報告したこともあった。また、こうした値上げ交渉が難航していたユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査165, 査253, 査254, 査334, 査375, 査414, 査415, 査423, 査430, 査431, 査439ないし査442)

b 長野5社会

平成23年9月27日に開催された長野5社会において、被審人レンゴウの《D6》は、他の出席各社に対し、被審人レンゴウに続いて早く段ボール製品の値上げを行うよう促したが、その時点で未だ値上げを公表していなかった被審人王子コンテナーからは、値上げの方針は決まっていない旨の回答がされたほか、レンゴウグループに属する被審人甲府大一実業を除く他の事業者においても値上げの意向を表明していなかった。

その後、前記イ(オ)のとおりに、被審人レンゴウに続いて他の主要な原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明するとともに、長野5社会に属する組合員のうち、被審人王子コンテナーが段ボール製品の値上げを公表したほか、ダイナパック及び被審人長野森

紙業においても社内又はグループ内で段ボール製品の値上げの方針を決定した。

このような状況の中で、同年１０月２４日に開催された長野５社会には、別紙１０のとおり、長野県内の全組合員４社の各営業責任者が出席したほか、同県内の地場の段ボールメーカーである非組合員の協和段ボール及び山梨県に本社工場を有する非組合員の被審人甲府大一実業の各営業責任者が出席した。同会合において、被審人レンゴアの《Ｄ６》及び被審人王子コンテナの《Ｉ１》は、それぞれ、段ボール製品について自社が公表していた値上げ方針のとおり値上げをする旨発言するとともに、被審人長野森紙業の出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナが公表した値上げ方針に従って値上げする旨を、被審人甲府大一実業の出席者も、値上げをしなければならない旨をそれぞれ発言した。また、ダイナパックの出席者は、段ボール原紙の値上がりに応じて値上げをする旨発言したほか、協和ダンボールの出席者も、被審人レンゴア及び被審人王子コンテナと同じような値上げ幅で値上げをする旨発言した。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、１０月２４日長野５社会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者も、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙１１のとおり開催された長野５社会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされ、副支部長である上記《Ｉ１》は、三木会に出席する支部長の上記《Ｃ２》に、これらを報告していた。また、こうした値上げ交渉が難航していたユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で、小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

（査１６６，査１６７，査２０３，査２０４，査２１１，査３４１，査３４２，査３６４，査３６７，査３６８，査４３２）

（ウ）北海道支部の状況

北海道支部は、別紙９のとおり、４社が所属し、前記第３の６(３)のとおり、正式な支部の会合は開催されていなかったものの、同支部所属の全組合員と道内の地場の段ボールメーカーである非組合員の合

同容器の各営業責任者を出席者とするトップ会（なお、本件当時道内においてコルゲータ保有メーカーはこの５社のみであった。）において、他の支部の会合と同様、リサイクルマークの普及率や印版・木型に係る費用の回収状況に関する情報交換が行われていたほか、段ボール製品の需給動向に関する情報交換も行われていた。支部長は、三木会には移動に時間がかかるなどの事情により出席しないのが通例であったが、支部長が東段工の事務局から送付された三木会の資料等を基にトップ会で出席各社に対して必要に応じて三木会の内容を報告したり、これらの資料を配布するなどして情報共有が図られていた。また、トップ会で情報交換がされた内容は、本件当時支部長であった被審人レンゴの《D 7》において、直接三木会には報告していなかったものの、被審人レンゴの本社に報告していたものであり、三木会の資料にはその内容が掲載されていたことから、少なくとも本部役員会社である被審人レンゴを通じるなどして三木会に伝えられていた。

平成２３年９月１日に開催されたトップ会において、被審人レンゴの《D 7》は、上司である北海道・東北事業部長と共に出席し、同事業部長から、自社が公表したとおり段ボール製品の値上げを実施する旨の発言がされたが、その時点では被審人レンゴ以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったことから、他の事業者においては、未だ段ボール製品の値上げの意向を表明していなかった。

その後、前記イ(オ)のとおり、被審人レンゴに続いて他の主要な原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明したほか、トップ会の構成員のうち、被審人王子コンテナが段ボール製品について値上げを公表するとともに、被審人トーモクや被審人北海道森紙業においてもそれぞれ社内又はグループ内で値上げを行うことが決まり、合同容器においても、同様に社内で値上げの実施を検討していた。

こうした状況の中で、同年１０月２７日に開催されたトップ会には、別紙１０のとおり全５社の各営業責任者が出席したところ、被審人レンゴの《D 7》及び被審人王子コンテナの《I 2》は、それぞれ段ボール製品について自社が公表したとおり値上げする旨発言したほか、被審人トーモクの出席者は、平成２３年１２月１日納入分

から、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント以上値上げする旨発言するとともに、被審人北海道森紙業の出席者は、同年11月21日から、段ボールシートについて1平方メートル当たり7円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言した。また、合同容器の出席者も、段ボールシート及び段ボールケースについて、同日納入分からそれぞれ12パーセント以上値上げする旨発言した。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、10月27日トップ会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者においても、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおり開催されたトップ会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていたほか、部課長会議においては個別のユーザーに対する値上げ活動について報告がされていた。また、このうち値上げ交渉が難航していたユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で、小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査169ないし査171、査207、査208、査259、査260、査369ないし査371、査405)

(エ) 群馬・栃木支部の状況

群馬・栃木支部は、別紙9のとおり、9社が所属し、前記第3の6(4)のとおり、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする群馬・栃木支部会が月1回程度開催されていたところ、通常、群馬・栃木支部会は、支部長が三木会に同支部の状況を発表するため、原則として三木会の開催予定日の数日前に行われ、これらの会合において、必要に応じて、支部長から三木会で話題となったリサイクルマークの普及率や印版・木型の費用に係る回収状況のほか、段ボール製品の需給動向についても報告がされるとともに、出席各社の間でも、自社又は管内におけるこれらの事項に関する報告が行われ、その内容は、支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。また、原則、毎月末頃、群馬県と栃木県の地区ごとに各営業担当者を出席者とする群馬会と栃木会が開催され、このうち栃木会には非組合員である被審人関東パック及び被審人大日本パックスの各営業担当者も出

席していたところ、両会合とも、群馬・栃木支部会と同様の情報交換が行われていた。（査１６１ないし査１６３，査２００，査２０２，査３５２，査３５３，査３６１，査３７８，査４２１，査４２９）

本件当時開催された群馬・栃木支部会及び群馬会・栃木会の状況等は、次のとおりである。

a １０月２７日群馬会及び１０月２７日栃木会開催までの経過

平成２３年９月１２日に開催された群馬・栃木支部会において、支部長である被審人レンゴの《Ｄ４》が段ボール製品について自社が公表したとおり値上げを実施する旨発言し、他の出席各社に対しても値上げの実施を促したが、その時点では被審人レンゴ以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったことから、他の事業者においては、未だ段ボール製品の値上げの意向を表明していなかった。同月１５日に開催された群馬会・栃木会においても、出席各社の間で、同様のやりとりがされていた。

その後、王子グループにおいても、同月下旬に王子板紙が段ボール原紙の値上げを、被審人王子コンテナが段ボール製品の値上げを公表したことを受け、同月３０日に急遽、群馬・栃木支部会が開催されたが、レンゴグループ及び王子グループ以外の事業者においては、未だ明確に値上げの意向を表明していなかった。その後、同年１０月１３日に群馬・栃木支部会が開催されたところ、その間前記のとおり社内で段ボール製品の値上げを決定していた被審人トーモク及び大王製紙パッケージにおいてもこれらの値上げの意向を表明したが、被審人東京コンテナ工業及び富士段ボールにおいては未だ値上げの意向を表明していなかった。

（査１６１，査１６２，査２０２，査２４９，査３３１，査３７８，査４２１，査４２９，査５７０）

b １０月２７日群馬会の状況

こうした状況の中で平成２３年１０月２７日に開催された群馬会には、別紙１０のとおり組合員らのうち６社の各営業担当者が出席したほか、群馬・栃木支部に所属していなかった日本トーカンパッケージ古河工場の営業担当者も被審人セツカートンから段ボール製品の値上げの時期であることを理由に要請されて出席していた。同会合において司会を務めていた被審人レンゴの《Ｄ

8》は、段ボール製品について、自社の値上げ方針を説明するとともに、他の出席各社に対しても値上げの方針を発表するよう促した。その際、被審人王子コンテナの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについて同年11月21日納品分からそれぞれ12パーセント値上げする意向を示し、同年10月中にはユーザーに対し値上げの要請文書を配布し終える旨発言した。被審人セツカートンの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについて同年11月21日納入分から値上げするため、同月1日から値上げ活動を進め、同月7日又は8日には段ボールケースについてもユーザーに対して値上げの要請文書を配布し終える予定である旨発言した。被審人トーモクの出席者は、同年12月1日納品分から、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円、段ボールケースについて12パーセントの値上げを目指し、同年11月から値上げ活動を進める予定である旨発言した。大王製紙パッケージの出席者は、同月21日納品分から、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円、段ボールケースについて13パーセント値上げすることを予定しており、同年10月27日の週にはユーザーに対する値上げ要請の説明を終える旨発言した。日本トーカンパッケージの出席者は、同年12月1日納品分から、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言し、既にユーザーへの値上げの告知を開始している旨発言した。被審人マタイ紙工の出席者は、段ボールケースについて13パーセント値上げする旨発言した。これらの発言を受け、上記《D 8》は、こうした各社の値上げ活動について、「頑張りましょう。」などと発言するとともに、次回には値上げの進捗状況を発表するよう呼びかけた。（査200，査281，査352，査361，査569）

c 10月27日栃木会の状況

また、平成23年10月27日に開催された栃木会には、別紙10のとおり、組合員らのうち5社の各営業担当者及び非組合員である被審人関東パック及び被審人大日本パックスの各営業担当者が出席していたほか、日本トーカンパッケージの営業担当者も10月27日群馬会に引き続き出席していた。司会を務めていた被

審人レンゴの《D 9》は、段ボール製品について、自社の値上げの方針を説明するとともに、他の出席各社に対しても値上げの方針を発表するよう促した。その際、10月27日群馬会にも出席していた被審人王子コンテナ、被審人トーモク、大王製紙パッケージ及び日本トーカンパッケージの各出席者は、自社の値上げの方針について同会合における上記発言と同様の発言をした。被審人セツカートンの出席者は、同年11月21日納品分から段ボールシート及び段ボールケースについて値上げを行うため、ユーザーに対し値上げの期日のみは通知しており、同年12月中にはユーザーの8割について値上げを行うことが目標である旨発言した。被審人関東パックの出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナが公表した値上げ方針に従い、同年11月21日納品分から段ボールシートについて1平方メートル当たり7円、段ボールケースについて1平方メートル当たり9円値上げする旨発言し、ユーザーに対し値上げを通知する文書の提出を始めている旨発言した。また、被審人大日本パックスの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについて、それぞれ同月にはユーザーに対する値上げ活動を開始し、同年12月頃からの値上げを目指す旨発言した。これらの発言を受け、上記《D 9》は、こうした各社の値上げ活動について、「頑張りましょう。」などと発言するとともに、次回には値上げの進捗状況を発表するよう呼びかけた。（査249、査281、査331、査352、査385、査404、査569）

d 10月27日群馬会及び10月27日栃木会開催後の経過及び11月14日群馬・栃木支部会の状況

前記b、cのとおり10月27日群馬会及び10月27日栃木会の出席各社の間で情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者においても、それ以降順次値上げ活動を行っていた。

そうした中、平成23年11月14日に開催された群馬・栃木支部会には、別紙10のとおり全組合員の各営業責任者が出席したところ、このうち、10月27日群馬会及び10月27日栃木会に出席していた上記各事業者の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。他方、被審人群馬森紙業は、10

月 27 日群馬会及び 10 月 27 日栃木会には出席していなかったものの、グループ会社である被審人王子コンテナの公表した値上げ方針に従って値上げ活動を行っていたところ、11 月 14 日群馬・栃木支部会においては、上記のとおり各社において値上げの進捗状況に関する報告がされる中で、被審人群馬森紙業の出席者も、自社の値上げの進捗状況について報告した。

その後も、別紙 11 のとおり開催された群馬・栃木支部会や群馬会・栃木会において、出席各社の間で、引き続き値上げの進捗状況について相互に報告がされていたところ、支部長である上記《D4》は、これらを取りまとめた内容を群馬・栃木支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していた。また、こうした値上げ交渉が難航していたユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で、小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査 161 ないし査 163, 査 202, 査 249, 査 281, 査 282, 査 331, 査 352, 査 353, 査 362, 査 378, 査 385, 査 404, 査 421, 査 429, 査 573)

(オ) 東北支部の状況

a 東北支部の概要

東北支部は、別紙 9 のとおり、11 社が所属していたが、管内が広範囲であるため、前記第 3 の 6 (5) のとおり、同支部所属の組合員が一同に集まる機会は、年に 1 回開催される総会のみであり、そのほかに、宮城県、青森県、福島県などの各地区ごとに不定期に会合が開催されていた。このうち、宮城支部会は、宮城県内に工場等を有する被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ及び被審人仙台森紙業の 5 社によって構成されており、これらの営業責任者が出席していたほか、東北支部の支部長を務めていた被審人鎌田段ボール工業代表取締役の《E》又はその営業担当者も同支部会に出席することがあった。そして、東北支部の他の地区に工場等を有する組合員も、これらの大手の段ボールメーカー又はそのグループ会社が大半を占めていたため、宮城支部会の内容は、同支部の他の地区の組合員にも伝達される関係にあった。宮城支部会においては、他の支部の会合と同様、通

常は、リサイクルマークの普及率や印版・木型に係る費用の回収状況のほか、段ボール製品の需給動向についても情報交換が行われ、支部長である《E》が三木会に出席するときには、これらの内容を東北支部の状況として三木会に報告していたが、上記のとおり東北支部所属の組合員は、被審人鎌田段ボール工業を除き、本部役員会社となっている大手の段ボールメーカー又はそのグループ会社がそのほとんどを占めていたため、実際には、《E》は、遠距離を理由に三木会に出席しないことも多く、その際には、宮城支部会の出席者のうち、本部役員会社に所属する者から、三木会に関する情報を得るなどしていた。（査168、査205、査256、査284、査381、査463、査660）

b 10月31日宮城支部会開催までの経過及び同支部会の状況

平成23年10月12日に開催された宮城支部会において、既に段ボール製品の値上げを公表していた被審人レンゴー及び被審人王子コンテナの各出席者は、それぞれ自社が公表したとおり値上げを実施する旨発言していたが、被審人トーモク及び日本トーカンパッケージの出席者は、いずれもこれらの値上げの方針は未だ決まっていない旨発言していた。その後、前記のとおり、被審人トーモク及び日本トーカンパッケージにおいてもそれぞれ社内で段ボール製品の値上げの方針を決定していた。

こうした状況の中で、同月31日に開催された宮城支部会には、別紙10のとおり、上記5社の営業責任者が出席していたところ、被審人レンゴーの出席者は、自社が公表したとおり、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨を改めて述べるとともに、被審人王子コンテナの出席者も、自社が公表したとおり、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント以上値上げする旨を改めて述べた。被審人仙台森紙業の出席者も、段ボールシート及び段ボールケースについて、グループ会社である被審人王子コンテナが公表した値上げ方針に準じて値上げする旨発言した。また、被審人トーモクの出席者は、同年12月1日納品分から、段ボールシート及び段ボールケースについて、それぞれ12パーセント以上値上げする旨発言したほか、日本トーカンパ

ッケージの出席者も、同日を値上げの実施日とし、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言した。

(査168, 査205, 査206, 査256, 査257, 査284, 査381, 査382)

c 被審人鎌田段ボール工業の対応

東北支部の支部長を務めていた被審人鎌田段ボール工業代表取締役の《E》は、9月22日三木会及び10月17日三木会を欠席していたほか、10月12日宮城支部会及び10月31日宮城支部会にも自ら出席していなかった。

そうしたところ、《E》は、被審人レンゴウの仙台工場長であった《D10》の申入れにより、平成23年10月28日、仙台市内のホテルで、同人及び被審人レンゴウの北海道・東北事業部長と面会した。その際、同人らは、《E》に対し、大手の段ボールメーカーの各社が段ボール製品の値上げに動いている中で、被審人鎌田段ボール工業にもこれらの値上げ活動に協力してほしいと要請したところ、《E》は、これに逆らって値上げを実施しないのは段ボール製造業の慣行に照らして到底できないことを理解し、その要請を受け入れることとした。そこで、《E》は、翌29日に開催した社内の営業会議の場で、営業担当者に対し、平成24年1月1日納品分から、段ボールケースについて12パーセント以上の値上げを行う方針を示したが、実際には、被審人鎌田段ボール工業において、未だ仕入先である原紙メーカーから段ボール原紙の値上げがされていないなかったため、直ちにはユーザーに対してこれらの値上げの要請文書を提出していなかった。

その後、《E》は、段ボール製品の値上げの動向を確認するため、11月17日三木会に出席したところ、同会合において、後記オのとおり、出席各社の間で段ボール製品の値上げの進捗状況について報告が行われる中で、被審人トーモクの《C1》から、被審人鎌田段ボール工業の営業担当者がユーザーに対して段ボール製品の値上げをしない旨の説明をしているとの噂があることについて問い質されたが、これに対し、《E》は、「そのような説明はしていないはずです。原紙が値上がりするのなら、きちんと値上げは行い

ます。」と回答した。その後、《E》は、同月１９日に開催した社内の営業会議の場で、営業担当者に対し、改めて上記の値上げの実施を指示して、被審人鎌田段ボール工業においても値上げ活動を開始した。

（査４６３，査４６５，査５８５，査５８６，査６６０，査７０７）

d １０月３１日宮城支部会開催後の経過

前記bのとおり１０月３１日宮城支部会の出席各社の間で情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者においても、それ以降順次値上げ活動を行っていたところ、別紙１１のとおり開催された宮城支部会においては、出席各社の間で、これらの値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。また、こうした値上げ交渉が難航していたユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で、小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

また、東北支部の他の地区においても、宮城支部会と同様、各地区ごとに会合が開かれるなどして事業者の間で情報交換をしながら段ボール製品の値上げ活動が行われていた。そして、１１月１７日三木会に出席した《E》は、それ以降に開催された三木会にも継続して出席していたところ、その出席に当たり、宮城支部会のみならず、東北支部の他の地区における段ボール製品の値上げの進捗状況についても各地区の連絡役から報告を受けるなどして、これらを取りまとめた内容を同支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していた。

（査１６８，査２０５，査２０６，査２５７，査２５８，査３８１，査３８２，査４６３，査６６０）

(カ) 静岡支部の状況

静岡支部は、別紙９のとおり、１１社が所属しており、前記第３の６(6)のとおり、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする静岡支部会が２か月に１回程度開催されていたところ、かねてから、地場の段ボールメーカーである非組合員の被審人大万紙業及び被審人福原紙器も、準会員として各営業責任者が静岡支部会に出席していた。通常、静岡支部会においては、必要に応じて、支部長から三木会

で話題とされたりサイクルマークの普及率や印版・木型の費用に係る回収状況のほか、段ボール製品の需給動向について報告がされるとともに、出席各社の間でも自社又は管内におけるこれらの事項について相互に報告がされ、その内容は支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。

平成23年10月12日に開催された静岡支部会において、既に段ボール製品の値上げを公表していた被審人レンゴー及び静岡王子コンテナの各出席者は、それぞれ自社が公表したとおり値上げを実施する旨発言していたが、これらのグループに属しない他の事業者においては、未だ明確に値上げの方針を表明していなかった。その後、前記のとおり、静岡支部所属の組合員のうち、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ、ダイナパック及び中部大王製紙パッケージもそれぞれ社内又はグループ内で段ボール製品の値上げの方針を決定した。

このような状況の中で同月31日に開催された静岡支部会には、別紙10のとおり、全組合員11社及び準会員2社の各営業責任者が出席したほか、これまで同支部会に出席していなかった非組合員の被審人遠州紙工業の営業責任者も支部長の要請により出席した。同会合において、支部長である日本紙工業の《J》は、10月17日三木会の報告として、段ボール製品について大手の各事業者が発表した値上げの方針を伝えるとともに、日本紙工業においても値上げを実施することになる旨発言した上で、他の出席各社に対しても、値上げの方針を発表するよう促した。その際、被審人レンゴーの出席者は、既に公表したとおり値上げ活動を行っている旨発言した上で、「レンゴーも値上げ頑張っています。みなさんも頑張りましょう。」などと発言した。被審人トーモクの出席者は、同年12月1日納入分から、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント値上げする旨発言した。被審人大和紙器及び被審人イハラ紙器の各出席者は、いずれも親会社である被審人レンゴーの値上げ方針に従って値上げを実施する旨発言した。ダイナパックの出席者は、値上げは行うが、具体的方針は未だ決定していない旨発言した。日本トーカンパッケージの出席者は、同日納入分から、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについ

て12パーセント以上値上げをする旨発言した。静岡王子コンテナー及び被審人静岡森紙業の各出席者は、それぞれグループ会社の被審人王子コンテナーが公表した値上げ方針に従って値上げをする旨発言した。中部大王製紙パッケージの出席者は、親会社の大王製紙が公表した段ボール原紙の値上げ幅に合わせて値上げをする旨発言した。被審人大一コンテナーの出席者は、業界に合わせて値上げをする旨発言した。被審人福原紙器及び被審人大万紙業の各出席者は、いずれも具体的な値上げ幅について言及しなかったものの、値上げを行う旨発言した。また、被審人遠州紙工業の出席者は、「当社が一番小さい会社なのでナショナルメーカーさんが音頭をとって動いてくれないとなかなか動けない。ただ価格改定の動きはしている。」などと発言するとともに、営業日報に、同会合で発表された各社の値上げ方針等を記録した上で「業界としてはシート㎡8円 ケース13パーセント（レンゴー）の価格改定で進んでいる」などと記載して社長に報告していた。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、10月31日静岡支部会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者においても、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおり開催された静岡支部会においては、出席各社の間で、こうした値上げ活動の進捗状況について相互に報告がされていた。支部長である上記《J》は、三木会において、これらを取りまとめた内容を静岡支部管内の値上げの実施状況として報告していたものであり、その際に三木会で報告された他の支部管内の値上げの実施状況について静岡支部会で報告していたこともあり、その中で静岡支部管内の値上げが遅れていると三木会で指摘されていたことも説明していた。また、静岡県東部地区所在の家庭紙メーカーに対する段ボールケースの値上げ活動については、家庭紙部会などと称する会合が、同県西部地区所在の自動車関連メーカーなどのユーザーに対する段ボールケースの値上げ活動については、西部会などと称する会合が、同県内のボックスメーカーに対する段ボールシートの値上げ活動については、シート部会などと称する会合が、それぞれこれらの販売をしている事業者の間で開催されるなどして、個別のユーザーごとに値上げ活動の対策等に関する

る協議が行われるとともに、このうち値上げ交渉が難航するユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で、小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査164, 査173, 査250, 査251, 査283, 査333, 査340, 査348, 査358, 査366, 査376, 査377, 査386ないし査389, 査435, 査445, 査449, 査576)

(※) 埼玉支部の状況

埼玉支部は、別紙9のとおり、19社が所属しており、前記第3の6(7)のとおり、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする埼玉支部会が月1回程度開催されていたところ、通常、埼玉支部会においては、支部長の代わりに三木会に出席していた副支部長から必要に応じて三木会で話題とされたリサイクルマークの普及率や印版・木型の費用に係る回収状況のほか、段ボール製品の需給動向について報告がされるとともに、出席各社の間でも自社又は管内におけるこれらの事項について相互に報告がされ、その内容は副支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。

平成23年9月26日に開催された埼玉支部会において、被審人レンゴーの出席者は、他の出席各社に対し、段ボール製品について既に値上げを公表していた被審人レンゴーに続いて値上げを実施するよう促したが、その時点では被審人レンゴー以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったため、レンゴーグループ以外の事業者においては、未だ段ボール製品の値上げの意向を表明していなかった。その後、前記イ(ウ)のとおり、王子グループにおいて同月下旬に王子板紙が段ボール原紙の値上げを、被審人王子コンテナが段ボール製品の値上げを公表したほか、同年10月中旬には、主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げについての表明が出そろうとともに、同支部組合員のうち、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ、ダイナパック、大王製紙パッケージも社内又はグループ内で値上げの方針を決定していた。こうした状況の下、同月19日に開催された埼玉支部会においては、出席各社の間で、段ボール製品について値上げを行うことが確認されたものの、同会合はゴルフ場でゴルフコンペ終了後に開催されたこともあって、同支部

に所属する地場の段ボールメーカーの多くが欠席していたことから、これらの事業者の値上げに関する意向を確認するため、同年１１月１０日に予定されていた次の埼玉支部会を急遽同月２日に繰り上げて開催することになった。

そして、１１月２日埼玉支部会には、別紙１０のとおり、組合員１９社のうち１８社の各営業責任者が出席したところ、支部長である被審人王子コンテナの《Ｉ３》が、その冒頭で原紙メーカーの各社が段ボール原紙を値上げするため、段ボール製品も値上げしなくてはならない旨発言するとともに、三木会に出席していた副支部長である被審人トーモクの《Ｃ３》は、１０月１７日三木会の報告として、同会合の出席各社において段ボール製品を値上げすることとなったこと、段ボールシートの値上げ幅は、１平方メートル当たり８円以上とし、その標準的な銘柄であるＣ５の販売価格につき、群馬・栃木支部、千葉・茨城支部においては、１平方メートル当たり５０円を目標としていること、値上げ実施日は、同年１１月２１日又は同年１２月１日とされたため、同年１１月１０日までにユーザーにその旨の見積書を提出すべきことなどを説明した上で、司会役を務めていた被審人レンゴの《Ｄ１１》が出席各社に対し、段ボール製品の値上げの方針について発表するよう求めた。

その際、被審人レンゴの《Ｄ１２》は、段ボールシートについて１平方メートル当たり８円以上、段ボールケースについて１３パーセント以上値上げする旨発言し、被審人レンゴのみが納入業者となっているユーザー向けの段ボール製品については既に値上げを実施済みであることを報告した。被審人王子コンテナの《Ｉ３》は、段ボールシート及び段ボールケースとも公表どおり値上げするため、ユーザーに対する値上げの要請文書を提出し始めた旨発言した。被審人トーモクの出席者は、同年１２月１日納入分から段ボールケース及び段ボールシートについてそれぞれ１２パーセント値上げを行うが、特に段ボールシートについては速やかに値上げを行いたい旨発言した。日本トーカンパッケージの出席者は、同日納入分から、段ボールシートについて１平方メートル当たり８円以上、段ボールケースについて１２パーセント以上値上げすることを目標にユーザーに対して値上げ要請文書を提出している旨発言した。ダイナパック

の出席者は、段ボールシートについて1平方メートル当たり7円、段ボールケースについて12パーセント値上げすることとし、ユーザーに対する値上げの要請文書を同年11月10日までに提出し、同年12月1日から値上げを実施する旨発言した。大王製紙パッケージの出席者は、同年11月21日納入分から段ボールシート及び段ボールケースとも値上げすることとし、ユーザーに対する値上げの要請文書及び見積書の提出を予定している旨発言した。被審人セツカートンの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースとも同日出荷分から値上げする旨の見積書をユーザーに提出する旨発言した。被審人大和紙器の出席者は、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げすることとし、ユーザーに対して同日までに値上げの要請文書を提出し、段ボールシートについては同年12月1日出荷分から値上げする旨発言した。被審人アサヒ紙工の出席者は、段ボールシートにつき1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースにつき13パーセント以上値上げする旨を社内で決定しており、ユーザーに対し、その値上げ要請文書を配布する旨発言した。被審人ムサシ王子コンテナの出席者は、グループ会社である王子コンテナに準ずる値上げ幅で、同年11月21日納品分から値上げすることとし、ユーザーに対して値上げ要請文書を提出した旨発言した。被審人トーシンパッケージの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースとも被審人トーモクに準じて値上げすることとし、ユーザーに対して値上げの通知を行っている旨報告した。被審人福野段ボール工業の出席者は、ユーザーに対して口頭で段ボール原紙が値上がりすれば、段ボール製品も値上げすることになることについては通知済みであるが、その値上げの時期は未定である旨発言した。コーワの出席者は、段ボール製品の値上げを予定しており、段ボールシートについては来週からユーザーにその見積書を提出する旨発言した。富士段ボールの出席者は、段ボール原紙が値上がりすれば段ボール製品も値上げすることになるが、その値上げの時期は未定である旨発言した。八木段ボールの出席者は、ユーザーに対し口頭で段ボール製品を値上げする旨通知しており、その値上げの時期は未定であるが、他社に同調する旨発言した。日藤ダンボールの出席者は、同年11月21日か

ら値上げする予定であり、ユーザーに対して口頭で値上げを通知済みであるが、値上げの要請文書及び見積書の提出は他社に同調する旨発言した。被審人旭段ボールの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースとも値上げについてユーザーに対して口頭説明を始めているが、値上げの実施日や値上げ幅については未だ社内で決まっていない旨発言した。被審人浅野段ボールの出席者は、仕入先の原紙メーカーの代理店から段ボール原紙の値上げの通知があれば段ボールケースも値上げする旨発言した。

これらの発言を受け、司会役の上記《D 1 1》は、そのまとめとして、「シートは1平方メートル当たり8円以上、ケースは13パーセント以上で、平成23年11月21日又は12月1日を値上げ実施期日として値上げを頑張っていきましょう。問題があったら小部会で値上げを進めていましょう。」などと発言した。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、11月2日埼玉支部会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者においても、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおり開催された埼玉支部会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。副支部長である上記《C 3》は、これらを取りまとめた内容を埼玉支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していたものであり、その際に三木会で報告された他の支部管内の値上げの実施状況について埼玉支部会で報告したこともあった。その中で、値上げの実施が遅れていた富士段ボールに対しては、他の事業者が値上げ活動を進めるよう促していたこともあった。また、こうした値上げ交渉が難航しているユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査153, 査155, 査195ないし査197, 査240ないし査246, 査261, 査276, 査277, 査279, 査297, 査327, 査328, 査338, 査346, 査347, 査350, 査356, 査359, 査360, 査383, 査384, 査390, 査396, 査397, 査400, 査422, 査426ないし査428, 査450, 査451, 査454, 査458, 査461, 査579の2, 3, 査6

63, 査687, 査695)

(ク) 千葉・茨城支部の状況

千葉・茨城支部は、別紙9のとおり、17社が所属しており、前記第3の6(8)のとおり、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする千葉・茨城支部会が月1回程度開催されていたところ、通常、千葉・茨城支部会は、支部長が同支部の状況を三木会で報告するため、三木会の開催予定日の約1週間前までに行われ、同会合において、必要に応じて、支部長から三木会で話題とされたりサイクルマークの普及率や印版・木型の費用に係る回収状況のほか、段ボール製品の需給動向についても報告がされるとともに、出席各社の間でも自社又は管内におけるこれらの事項について相互に報告がされ、その内容は支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。

そして、平成23年9月9日に開催された千葉・茨城支部会において、被審人レンゴーの出席者は、段ボール製品について自社が公表したとおり値上げを実施する旨発言した上で、他の出席各社に対しても値上げを実施するよう促したが、その時点では被審人レンゴー以外の原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったため、レンゴークループを除く事業者においては、未だ段ボール製品の値上げの意向を表明していなかった。その後、被審人王子コンテナが同月下旬に段ボール製品の値上げを公表したものの、同年10月3日に開催された千葉・茨城支部会においては、レンゴークループ及び被審人王子コンテナ以外の事業者においては、未だ明確に段ボール製品の値上げについての意向を表明していなかった。その後、同月中旬には、主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろうとともに、同支部組合員のうち、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ、ダイナパック、大王製紙パッケージ及び被審人常陸森紙業も社内又はグループ内で値上げの方針を決定していた。

こうした状況の中で、同年11月9日に開催された千葉・茨城支部会には、別紙10のとおり組合員17社のうち15社の各営業責任者が出席したところ、支部長である被審人レンゴーの《D3》は、その冒頭で、10月17日三木会の報告として同会合の出席各社において段ボール製品の値上げを行うことになった旨説明するとともに、「値上げ活動に遅れると、損をすることになるので、各社とも値上げ

に進んで取り組んでいきましょう。」などと発言した上で、司会役を担当していた被審人レンゴーの《D 1 3》は、出席各社に対し、段ボール製品の値上げの方針を発表するように促した。

その際、被審人レンゴーの上記《D 3》は、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨発言するとともに、被審人セツカートンの出席者は、親会社である被審人レンゴーの値上げの方針に準じて値上げを行う旨発言した。被審人王子コンテナの出席者は、段ボールシートについて1平方メートル当たり7円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言するとともに、被審人常陸森紙業の出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナの値上げ方針に準じて値上げする旨発言した。被審人トーモクの出席者は、同年12月1日納入分から、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ値上げする旨発言した。日本トーカンパッケージの出席者は、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言した。ダイナパックの出席者は、同日納入分から、段ボールシートについて1平方メートル当たり7円以上、段ボールケースについて12パーセント以上値上げし、段ボールシートのうちC5の値上げ幅は50円以上とする旨発言した。大王製紙パッケージの出席者は、段ボールシートについて8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨発言した。被審人コバシの出席者も、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨発言するとともに、幸陽紙業の出席者は、被審人コバシの発表に倣って段ボールシート及び段ボールケースとも値上げする旨発言した。三興段ボール及びコーワの各出席者も、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨それぞれ発言した。クラウン・パッケージの出席者は、値上げに取り組む旨又は値上げを検討中である旨発言した。晃里の出席者は、値上げ幅などの具体的な内容が定まっていない旨発言したが、値上げを実施することについては反対の意向を表明していなかった。山田段ボールの出席者も、値上げを実施することを前提として、具体

的な値上げ方針は決まっていないが、ユーザーに対する値上げの要請文書を準備している旨発言した。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、11月9日千葉・茨城支部会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を始めていなかった事業者も、それ以降順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおりに開催された千葉・茨城支部会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。支部長である上記《D3》は、これらを取りまとめた内容を千葉・茨城支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していたものであり、その際に三木会で報告された他の支部管内の値上げの実施状況について千葉・茨城支部会で報告したこともあった。このほか、群馬・栃木支部長である被審人レンゴアの《D4》が千葉・茨城支部会に出席して群馬・栃木支部管内の値上げの実施状況について報告していたこともあった。その中で、値上げの実施が遅れていた被審人コバシや被審人東京コンテナ工業などの事業者に対しては、支部長が値上げ活動を進めるよう促していたこともあった。また、こうした値上げ交渉が難航しているユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査157, 査158, 査198, 査247, 査280, 査330, 査339, 査351, 査372, 査374, 査402, 査403, 査408, 査409, 査411, 査416, 査417, 査420, 査447, 査453)

(ケ) 神奈川支部の状況

神奈川支部は、別紙9のとおりに、18社が所属しており、前記第3の6(9)のとおりに、これらの組合員らの各営業責任者を構成員とする神奈川支部会が1ないし2か月に1回程度開催されていたところ、通常、神奈川支部会においては、必要に応じて、支部長から三木会で話題とされたリサイクルマーク普及率や印版・木型の費用に係る回収状況のほか、段ボール製品の需給動向についても報告がされるとともに、出席各社の間でも自社又は管内におけるこれらの事項について相互に報告がされ、その内容は支部長により同支部管内の状況として三木会に報告されていた。

そして、平成23年10月13日に開催された神奈川支部会において、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナの各出席者は、それぞれ段ボール製品について自社が公表したとおり値上げを行う旨発言したが、レンゴーグループ及び王子グループ以外の事業者においては、これらの値上げについて反対の意向を示していなかったものの、未だ値上げ方針が決まっていない事業者が多かったことから、次回の支部会で再び値上げ方針について確認することになったほか、その会合前に開催された幹事会では、同支部として、段ボールシートの値上げ活動について情報交換を行うためのシート部会及び段ボールケースの値上げ活動について情報交換を行うためのケース部会を開催することが決まった。

こうした状況の中で、同年11月17日に開催された神奈川支部会には、別紙10のとおり全組合員18社及び同支部に所属していない被審人セツカートンの各営業責任者が出席したところ、支部長である被審人レンゴーの《D14》は、その冒頭で、10月17日三木会の報告として、同会合の出席各社において段ボール製品の値上げの方針が出そろい、段ボールシートについては、1平方メートル当たり7円ないし8円、段ボールケースについては、12パーセントないし13パーセントで値上げを進めることになった旨説明するとともに、被審人レンゴーにおいては、既にユーザーに対して値上げ活動を行っている旨説明した上で、他の出席各社に対しても段ボール製品の値上げを実施するよう呼びかけ、これらの値上げの方針や取り組み状況について発表するよう促した。

その際、被審人王子コンテナの出席者は、自社が公表したとおり、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント値上げする旨発言し、既にユーザーに対し値上げの要請文書や見積書を提出している旨報告した。また、被審人大和紙器の出席者は、親会社である被審人レンゴーに準じて値上げを行う旨発言するとともに、被審人森紙業の出席者は、グループ会社である被審人王子コンテナに準じて値上げを行う旨発言した。被審人トーモクの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント以上値上げする旨発言した上で、既にユーザーに対して値上げの見積書を配り始めている旨報告するとともに、「毎回裏切る人が

いますが、今回は裏切り者はいませんよね。しっかり値上げしていきましょう。」などと発言した。日本トーカンパッケージの出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント以上値上げする旨発言した。日通商事、大村紙業及びクラウン・パッケージの各出席者は、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセントないし13パーセント値上げする旨発言した。被審人コバシの出席者は、関東事業本部から、既に段ボールシートにつき1平方メートル当たり8円、段ボールケースにつき13パーセント値上げするとの指示を受けていたところ、その場では、千葉工場から段ボールシートを仕入れている湘南工場においても段ボールケースの値上げをすることになる旨発言した。三興段ボールの出席者は、段ボールシートについては1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについては13パーセント以上値上げする旨発言した。旭紙業の出席者は、段ボールケースについて、被審人王子コンテナと同じ12パーセントの値上げ幅で、他社と足並みをそろえて値上げする旨発言した。大村紙業の出席者は、大手の事業者による段ボールシートの値上がり状況を見ながら、値上げを進める旨発言した。美鈴紙業の出席者は、段ボールシートにつき1平方メートル当たり8円、段ボールケースにつき13パーセント値上げする旨発言した。興栄の出席者は、段ボールシートについて1平方メートル当たり7円、段ボールケースについて12パーセント以上値上げする旨発言した。被審人旭段ボールの出席者は、段ボールケースについて、既に一部のユーザーに対して値上げの要請文書を提出したところ、こうした値上げの進捗状況について発表した。被審人浅野段ボールの出席者は、段ボールケースの値上げについて、「乱さないようにやっています。」などと、他社の足を引っ張らずに値上げを行う旨発言した。三五紙業の出席者は、段ボールケースについて既に一部のユーザーに対し、値上げの見積書を提出している旨発言した。他方、富士段ボールの出席者は、段ボール原紙の値上がりが実際にはまだ始まっておらず、現時点では値上げ活動を始めていない旨発言したにとどまったが、段ボール製品について出席各社が値上げ活動に取り組んでいくことを否定する趣旨のものではなく、他の出席各社も、この発言から、富士段ボールにおいても、段ボール原紙の値上がりが始

まれば段ボール製品の値上げ活動を始めるという意図であると理解したため、その場で、同人に対して意見や質問がされることはなかった。なお、この会合には、埼玉支部に所属する被審人セッツカートン東京工場の《K 1》も出席していたところ、同人は、自社も被審人レンゴーに準じて値上げを行っており、既にユーザーに対して値上げを通知している旨発言するとともに、「埼玉も頑張っています。」、「お互いに頑張っていきましょう。」などと発言していた。

以上のとおり情報交換が行われた段ボール製品の値上げについて、11月17日神奈川支部会に出席した上記各社のうち、その時点で未だ値上げ活動を開始していなかった事業者においても、それ以降、順次値上げ活動を行っていたところ、別紙11のとおり開催された神奈川支部会においては、出席各社の間で、こうした値上げの進捗状況について相互に報告がされていた。支部長である上記《D 1 4》は、これらを取りまとめた内容を同支部管内の値上げの実施状況として三木会に報告していたものであり、その際に三木会で話題に出た他の支部管内の値上げの実施状況について神奈川支部会で報告していたこともあった。その中で、値上げの実施が遅れていた富士段ボールに対しては、他の事業者が早く値上げ活動を進めるよう促していたこともあった。また、上記のとおり、段ボールシートの値上げ活動については、これらの販売を行っている事業者の間で情報交換を行うためのシート部会が開催されていたほか、段ボールシート及び段ボールケースとも、値上げ交渉が難航するユーザーについては、入れ合いとなっている事業者の間で小部会が開催されるなどして、これらの交渉の状況に関する情報交換が行われていた。

(査149ないし査151, 査193, 査209, 査210, 査239, 査275, 査322, 査329, 査345, 査380, 査398, 査399, 査407, 査410, 査413, 査425, 査433, 査434, 査443, 査444, 査448, 査452, 査456, 査459, 査469)

オ 平成23年11月以降に開催された三木会の状況等

(7) 前記ウのとおり10月17日三木会の出席各社の間で発表された段ボール製品の値上げの実施について、別紙11のとおり平成23年11月以降開催された三木会において、出席各社の間で、自社の値上

げの進捗状況のみならず、前記エのとおり支部長等を通じて支部管内における値上げの進捗状況も相互に報告されていた。このうち同年12月7日に開催された三木会と平成24年1月11日に開催された三木会は、例年その時期には開催されていなかったところ、このような値上げの進捗状況を確認するために臨時に開催されたものであった。

こうした中で、三木会においては、当初、平成23年12月末までに段ボール製品の値上げが完了するよう値上げ活動を行っていくことが予定されていたが、実際には、日経市況における段ボール原紙の販売価格が同月末頃まで上がらなかったことなどから、各社及び各支部とも値上げ活動が円滑に進んでおらず、取り分け段ボールケースの値上げに先行して行われるべき段ボールシートの値上げの進捗状況が悪かった。そこで、東段工管内に所在するボックスメーカーのうち値上げ交渉が難航しているユーザーを対象として値上げ活動の対策について協議するために「シート会議」などと称する会合（以下「シート会議」という。）が開催されることとなり、それ以降、本部役員会社のうち、被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人トーモク、被審人セツカートン、被審人森紙業、ダイナパック、日本トーカンパッケージ及び大王製紙パッケージの8社が中心となって、段ボールシートの競争が激しい国道4号線付近のボックスメーカーをはじめとして東段工管内に所在するユーザー（その対象は少なくとも40社を上回り、関東地方のユーザーのみならず、《事業者名略》、《事業者名略》、《事業者名略》など北海道・東北地方のユーザーや《事業者名略》など静岡県ユーザーも含まれていた。）をリストアップした上で、シート会議を開催し、前記のとおり各地域で開催されていた小部会の幹事等から個別のユーザーに対する値上げ交渉の報告を受けながら、これらの値上げ活動の対策を協議していた。また、シート会議の中心メンバーであった被審人セツカートンの《K2》は、11月2日埼玉支部会に出席して、出席各社に対し、国道4号付近のボックスメーカーに対して値上げを実施できないと段ボールシート全体の値上げに影響するため頑張してほしいなどと述べて、これらの値上げ活動を促した。

このほか、三木会においては、富士段ボールなど値上げ活動が遅れ

ていた事業者に対しては、これらの事業者が所属する支部において速やかに値上げ活動を進めるよう働きかけを行うことなども確認されていた。

(査130, 査131, 査139, 査152, 査174, 査179, 査266, 査278, 査302, 査336, 査350, 査663)

(イ) こうした状況の下、東段工は平成23年12月15日に忘年会を開催し、東段工に所属する本部役員会社及びグループ会社のほか、被審人東京コンテナ工業（晃里の代理出席）、被審人コバシ、被審人鎌田段ボール工業、被審人浅野段ボール、被審人旭段ボール、被審人興亜紙業等の代表者ないし担当者が出席していたところ、同会合の挨拶の際、東段工の理事長である被審人トーモク代表取締役の《C4》は、段ボール製品の値上げ活動について、「今はまだら模様だが、やるべきときに努力しないと徒労に終わる。」、「今はいいタイミングなのでしっかりやってほしい。」、「年越しもみんなで走ってもらえないが、お願いしたい。」、「皆でがんばりましょう。」などと発言していた。また、これに続いて、三木会幹事長である被審人レンゴウの《D1》は、「皆さん全力で価格改定に取り組んでおられると思いますが、わが社も全力上げて取り組んでいる。」、「東段工は信頼関係が深く、全国で一番早く決着をみる組織だと思っている。」、「信頼関係を持って進んでいけば、それなりの結果がついてくる。」などと発言したほか、被審人王子コンテナの《I4》は、「板紙の値上げは何度も経験したが、段ボールの値上げは根気が必要だと思つづく思っている。」、「幸い大手（全農）から原紙を1／1から値上げするとの連絡が入ってきた。」、「年明けでも交渉しないといけないうかもしれないが、可能な限り今年中に決めるため、ベクトルを合わせてやっていきたい。」、「王子チョダに何か問題があれば、私に言ってください。」などと発言していた。（査691ないし査693）

カ 段ボール製品の値上げの実施状況

以上のとおり、本件各事業者においては、それぞれ段ボール製品の値上げ活動を行っていたところ、その値上げの実施時期や進捗状況には差異があったものの、その実施に当たり目安とした値上げ幅は、三木会又は支部会等でこれらを発表した事業者のみならず、それ以外の事業者においても、被審人レンゴウ及び被審人王子コンテナの発表し

た値上げ幅と大きな差異がみられるものではなかった。

そして、これらの値上げ活動の結果、東段工管内における段ボール製品の値上げの実施率は、平成24年4月20日に三木会が開催された時点で、段ボールシートについてはほぼ100パーセントに達していたほか、段ボールケースについても、約80パーセントに達し、さらに、同年5月17日に三木会が開催された時点では、段ボールケースについて90パーセントに達しており、これらの会合で各支部からの報告によりこうした値上げの達成状況が確認されたところ、被審人レンゴアの《D2》は、同日に開催された三木会で、おおむね自社の段ボール製品の値上げが完了した旨表明した。

（査1ないし査63〔各号証における「段ボール製品の販売価格の改定に係る社内手続」と題する項目〕、査64ないし査127、査139、査179、査266、査579の4、査591ないし査605）

（2）争点に対する判断

複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第3条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解される所、ここにいう「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である（東京高等裁判所平成7年9月25日判決・公正取引委員会審決集第42巻393頁〔東芝ケミカル株式会社による審決取消請求事件〕参照）。これを本件についてみると、次のとおりである。

ア 三木会の出席各社の間における意思の連絡の存在について

（ア）前記(1)アによれば、従前から、段ボールメーカーの間では、段ボール製品について、販売価格の維持や現状の納入業者によるシェアの維持の観点から、取引拡大のため安値の販売を行うことを「競り込み」などと称して自粛すべきものと認識されていた。また、従前から、段ボール原紙の価格の上昇に伴い、段ボール製品の販売価格を引き上げ

るに当たっては、まず、一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが段ボール製品の値上げを表明し、それ以外の段ボールメーカーは、両社の示したこれらの値上げ幅を指標として自社の段ボール製品の値上げを実施するのが通例であったところ、段ボールメーカーの間では、被審人レンゴーをはじめとする大手の段ボールメーカーであっても、自社の段ボール製品のみ値上げを実施するのは、ユーザーに受け入れられるのが困難であるため、各社が足並みをそろえてこれらの値上げを実施することが必要であると認識されていたのであり、取り分けこうした値上げの時期に値上げを実施せずに競り込みを行うことは他の事業者の値上げの妨げとなるため、警戒されていた。こうしたことから、東段工の三木会及び支部の会合においては、日頃から段ボール製品の需給動向について情報交換をする中で、特定のユーザーについて競り込みをかけてくる事業者が現れた場合には、他の納入業者による抗議活動が行われるなどして競争回避に向けた解決が図られる傾向があったほか、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げを実施する時期には、これらの会合において、出席した事業者の間で、各社の値上げの方針や値上げの進捗状況について情報交換が行われるなどしていたのである。このように、従前から東段工の三木会及び支部の会合は、段ボールメーカーによる段ボール製品の販売価格の維持や引上げを行うための情報交換の場としても利用されていたものと認められる。

- (イ) こうした慣行の下で、前記(1)イのとおり、被審人レンゴーは、平成23年8月下旬に原燃料価格の高騰を理由として、段ボール原紙の値上げと共に、段ボールシートについて1平方メートル当たり8円以上、段ボールケースについて13パーセント以上値上げする旨公表した上で、その営業を統括する地位にあった《D1》において、同年9月22日に開催された三木会で、「1社だけではできないので、皆のご協力をお願いします。」などと発言して、他の出席各社にも段ボール製品の値上げの実施を呼びかけたのは、自社が公表した段ボール製品の値上げを成功させるため、同会合に出席した他の事業者においても、被審人レンゴーに続いて同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施するよう働きかけたものであり、他の事業者においても、上記の慣行から、被審人レンゴーのこうした意図を理解しながらも、その

時点では、未だ他の主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろっていないなど、段ボール製品の値上げを行う条件が十分に整っていなかったことから、レンゴーグループを除き、これらの値上げの意向を表明するのを見合わせていたものであることは、その経過からみても明らかである。

- (ウ) その後、被審人王子コンテナがグループ内の段ボール原紙の値上げと共に、段ボールシート及び段ボールケースについてそれぞれ12パーセント以上(段ボールシートにつき円単位に換算すると1平方メートル当たり7円以上となる。)値上げする旨公表したほか、平成23年10月中旬頃までには、他の主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろうとともに、一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナに続いて、被審人トーモクをはじめとする大手の専門メーカーにおいても、社内又はグループ内で段ボール製品の値上げの方針を決定していたところ、こうした状況の下で開催された10月17日三木会において、前記(1)ウ(ア)のとおり、司会を務めていた三木会の会長から段ボール製品の値上げの方針を発表するよう促されるや、本部役員会社の各出席者は、それぞれ値上げを行う意向を表明するとともに、各支部の支部長等においても自社の値上げの方針のほか支部管内における値上げに向けた動きなどについて発表したのである。このうち、レンゴーグループ3社、王子グループ2社、被審人トーモク及び日本トカンパッケージにおいては、これらの値上げ幅も併せて発表していたところ、その内容は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅(段ボールシートにつき1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースにつき12パーセントないし13パーセント以上)と同程度のものであったのである。他方、ダイナパック、大王製紙パッケージ、被審人福野段ボール工業及び被審人興亜紙工業においては、値上げの意向は示しつつ、具体的な値上げ幅については表明していなかったものの、上記のとおり従前から被審人レンゴーや被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標に段ボール製品の値上げが行われてきた実態から、本件当時も、これらと同様の方針で段ボール製品の値上げを実施することになることは、出席各社の間で共通の認識となっていたものと認められ、その後、実際にこれらの事業者においても、上記と同

程度の値上げ幅を目安として値上げ活動を行っていたとみられる。

(エ) そして、前記 1 (1)ウ (イ) のとおり、会長である被審人トーモクの《C 1》は、これらの発言を受け、「皆さん頑張って値上げに向けて取り組みましょう。」などと発言するとともに、幹事長である被審人レンゴウの《D 1》も、当会合の終了時の挨拶の中で、「各社とも、しっかり頑張っていきましょう。」などと発言したのは、その内容や経過に照らし、上記会合の結果、各社とも今後協調して段ボール製品の値上げを実施することになったとの認識を示したものと認められる。これらの事実に加え、当会合に引き続いて開催された 10 月 17 日 5 社会においても、司会を務めた被審人レンゴウの《D 2》が 10 月 17 日三木会で出席各社から段ボール製品の値上げ方針が表明され、協力して値上げを行っていくことになった旨報告していたことから、10 月 17 日三木会の場で、そうした認識が形成されたことが容易に推察される。

(オ) 以上によれば、10 月 17 日三木会において、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から 1 平方メートル当たり 7 円ないし 8 円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から 12 パーセントないし 13 パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行うとの意思が形成され、その旨の意思の連絡が成立したものと認めるのが相当である。

イ 支部会等の出席各社の間における意思の連絡の存在について

(ア) 東段工の支部においても、前記ア (ア) のとおり、従前から、支部の会合が段ボールメーカーによる段ボール製品の価格の維持や引上げを行うための情報交換の場として利用されていたところ、平成 23 年 8 月下旬に段ボール製品の値上げを公表した被審人レンゴウにおいて、前記(1)エ (イ) ないし (ケ) のとおり、自社が所属していない東京・山梨支部を除く各支部における支部会等で、これらの値上げの方針を発表して、他の事業者にも値上げの方針を表明するよう促すなどしていたのは、自社の公表した段ボール製品の値上げを成功させるため、他の事業者においても被審人レンゴウに続いて同程度の値上げ幅で共に値上げを実施するよう働きかけたものであり、他の事業者においても、従前の慣行から、被審人レンゴウのこうした意図を理解しながら

も、他の主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出
そろうなど、段ボール製品の値上げ実施の条件が整う同年10月中旬
まで値上げの意向がそろわなかったのは、前記ア(イ)で説示したところ
と同様であると認められる。

- (イ) その後、前記(1)エのとおり、平成23年10月中旬以降開催された
本件支部会等においては、出席各社のうち、大手の段ボールメーカー
をはじめとする事業者においては、自社の段ボール製品について軒並
み具体的な値上げ幅を発表するなどしながら値上げの意向を表明し
たり、このうち既に値上げ活動を開始していた事業者においてはその
進捗状況を発表したりするなどしていたところ、その値上げ幅は、被
審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と同程
度のものであったのであり、また、大手の段ボールメーカーが所属し
ない東京・山梨支部においても、支部長が三木会で大手の段ボールメ
ーカーが段ボール製品の値上げの方針を表明したこと並びにその値
上げ幅及び内訳を報告した上で、大手の段ボールメーカーの動きをみ
ながら同支部所属の各社においても段ボール製品の値上げを実施す
るよう促していたのである。他方、本件支部会等に参加していた事業
者のうち、地場の段ボールメーカー等の中には、段ボール製品の値上
げの意向自体は表明しつつも、具体的な値上げ幅については発表して
いなかった事業者やこれらの値上げの意向自体を明確には表明して
いなかった事業者が存在するものの、従前の慣行から、前者につい
ては、具体的な値上げ幅について明言しなくても、被審人レンゴーや被
審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標として値上げを実施
することになることについて出席各社の間で共通認識となっていた
と認められることは、前記ア(ウ)で説示したとおりであり、後者につ
いても、このような地場の段ボールメーカーにおいて、特に値上げを
実施することについて反対の意向を表明しない限り、競り込みを自粛
すべきとされる慣行の下で、大手の段ボールメーカーにより値上げが
実施されることになれば、これに追随して値上げを行うことになるこ
とは出席者間の間で共通の認識となっていたと認められる。この点に
ついては、その後、実際にこれらの事業者においても、大手の段ボー
ルメーカーが発表した内容と同程度の値上げ幅を目安として値上げ
活動を行っていたとみられるのであって、その後に開催された支部会

等においても、当該事業者が値上げの方針を明確に表明していたか否かにかかわらず、段ボール製品の値上げの進捗状況について情報交換が行われるとともに、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間でも、同様に当該事業者が値上げの方針を明確に表明していたか否かにかかわらず、値上げの交渉状況について情報交換が行われるなどしながら値上げが実施されたことから、これらの事業者が協調して値上げを行う当事者から除外されていたとはみられない。

- (ウ) この点、具体的な値上げ幅について表明しなかった者も含め、本件支部会等に出席していた営業責任者の多くが供述調書上、当該会合において出席各社の間で協調して値上げ活動を行っていく旨の認識を持ったと述べていること（10月19日東京・山梨支部会について、査412〔14頁～15頁〕，査419〔15頁〕，査424〔15頁～16頁〕，査437〔11頁～12頁〕，査438〔15頁～16頁〕，査446〔18頁～19頁〕，査467〔20頁～21頁〕。10月19日新潟四木会について、査165〔13頁～14頁〕，査334〔16頁〕，査375〔21頁～23頁〕，査423〔15頁～18頁〕，査430〔7頁～8頁〕，査439〔6頁～7頁〕。10月24日長野5社会について、査342〔9頁〕，査368〔8頁～9頁〕，査432〔18頁～19頁〕。10月27日トップ会について、査170〔9頁～10頁〕，査207〔13頁～14頁〕，査259〔18頁～19頁〕，査369〔11頁～12頁〕，査405〔21頁～22頁〕。10月27日群馬会について、査281〔15頁〕。10月27日栃木会について、査281〔19頁〕，査352〔23頁〕，査404〔17頁〕。10月31日宮城支部会について、査168〔13頁〕，査256〔9頁～10頁〕，査284〔18頁〕，査382〔14頁〕。10月31日静岡支部会について、査283〔18頁～19頁〕，査376〔15頁〕，査387〔12頁〕，査389〔16頁〕，査435〔16～17頁〕，査449〔12頁，添付資料〕。11月2日埼玉支部会について、査242〔18頁～19頁〕，査328〔5頁〕，査338〔7頁〕，査346〔12頁～13頁〕，査347〔8頁～9頁〕，査383〔16頁～17頁〕，査396〔7頁～8頁〕，査400〔14頁～15頁〕，査427〔5頁～6頁〕，査450〔10頁〕，査454〔13頁～14頁〕，査458〔27

頁〕，査461〔18頁～19頁〕。11月9日千葉・茨城支部会について，査157〔16頁〕，査158〔10頁〕，査198〔14頁〕，査280〔19頁〕，査351〔14頁～15頁〕，査372〔14頁～15頁〕，査402〔11頁～12頁〕，査408〔15頁～16頁〕，査411〔14頁〕，査416〔12頁〕，査420〔22頁〕，査447〔18頁～19頁〕，査453〔10頁〕。11月17日神奈川支部会について，査193〔18頁～19頁〕，査275〔21頁〕，査329〔15頁〕，査413〔13頁〕，査444〔17頁～18頁〕，査448〔12頁～13頁〕，査452〔14頁～15頁〕，査469〔13頁～14頁〕）からも，こうした共通認識が存在したことは明らかである。

- (エ) 以上によれば，本件支部会等においても，出席各社の間で，段ボールシートの販売価格について，現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上，段ボールケースの販売価格について，現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され，相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行う意思が形成され，その旨の意思の連絡は存在したものと認めるのが相当である。

ウ 支部会等の出席各社による三木会の意思の連絡への参加について

さらに，本件支部会等の出席各社がこれらの意思の連絡が成立した当該支部会等を通じて10月17日三木会で成立した意思の連絡に参加したといえることができるかについて，以下検討する。

- (7) 三木会は，前記第3の2(3)アのとおり，東段工の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業並びに各支部との情報交換及び取りまとめを行う組織として位置づけられ，主に大手の段ボールメーカーで占められている本部役員会社の営業統括者等のほか，各支部を代表する支部長により構成されるものであるところ，これらの構成員の間で，日頃から，東段工管内の段ボール製品の需給動向について情報交換が行われる中で，段ボール製品について，競り込みをかけてくる事業者が現れたときには，他の納入業者による抗議が行われるなど競争回避に向けた解決が図られていたほか，段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げを実施する時期には，これらの値上げの方針や値上げの進捗状況に関して情報交換が行われるなど，従前から段ボール製品の販売価格や引上げを行うための情報交換の場として

利用されていたことは前記ア(7)で説示したとおりである。本件当時も、前記(1)イのとおり、被審人レンゴーが段ボール原紙の値上げと共に段ボール製品の値上げを公表したのを皮切りに、被審人王子コンテナも、同様の値上げを公表したほか、他の主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろう中で、本部役員会社を構成する他の大手の段ボールメーカーも順次社内又はグループ内で段ボール製品の値上げの方針を決定するなどしていたところ、こうした状況の下で開催された10月17日三木会においては、前記(1)ウのとおり、本部役員会社から自社の値上げの方針が発表されるとともに、支部長等からも支部管内における値上げに向けた動きが発表されるなどして、出席各社の間で、東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実施していくことが確認されたのである。各支部においても、前記(1)エのとおり、被審人レンゴーをはじめとした本部役員会社に所属する営業責任者又はこれらの者が多くを占める支部長等が、それぞれの支部会等で、他の事業者に対し、段ボール製品の値上げを行うよう促すなどした結果、本件支部会等の出席各社の間で、10月17日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することが確認されたのである。その後開催された三木会においては、前記(1)オ(7)のとおり、各支部の支部長等からそれぞれの管内で行われていた段ボール製品の値上げの実施状況について報告がされていたところ、実際にはこれらの値上げ活動が円滑に進んでいない状況を踏まえ、本部役員会社のうち、被審人レンゴーほか7社が中心となって、段ボールケースに先立ち値上げが実施されるべき段ボールシートについて、値上げ交渉が難航しているボックスメーカーなど東段工管内に所在するユーザー（これらの対象は、関東地方のユーザーほか、北海道・東北地方のユーザーや静岡県内のユーザーも含まれるなど特定の地域に限定されたものとはみられない。）をリストアップして開催したシート部会において、各地域で行われている小部会の幹事等から当該ユーザーの交渉状況について報告を受けながらこれらの値上げ活動の対策について協議していたほか、支部所属の組合員のうち、値上げの実施が遅れている事業者に対しては、当該支部で値上げ活動を進めるよう働きかけを行うことが確認されるなど、三木会において各支部の管内における値上げ実施状況の把握と値上げ活動

の促進が図られていたのである。その結果、前記(1)カのとおり、東段工管内全体で、おおむね段ボール製品の値上げが達成されたところ、三木会において、各支部の報告を受け、これらの状況が確認されていたのである。

以上の事実関係によると、本件当時も、東段工管内の段ボールメーカーの間で協調して段ボール製品の値上げを実施するための情報交換の場として三木会及び各支部の会合が利用されたというべきところ、これらの協調行為は、前記のとおり、段ボール製品の値上げについては、大手の段ボールメーカーであっても他の事業者と共に行わなければこれを実現するのが困難であるという認識の下、被審人レンゴーをはじめとして本部役員会社を構成する大手の段ボールメーカーが、管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工管内全体で値上げを実施するため、その主導により、組織的に一連のものとして行われたものであり、これにより各支部管内で行われた段ボール製品の値上げには三木会で成立した合意による拘束が及んでいたものと認められるのである。

このことは、前記(1)オ(イ)のとおり、平成23年12月15日に開催された東段工の忘年会において、東段工の理事長を務める被審人トーモクの代表取締役である《C4》が三木会の幹事長を務める被審人レンゴーの《D1》及び被審人王子コンテナの《I4》と共に、同会合に出席していた地場の段ボールメーカーを含む東段工所属の各事業者に対し、東段工管内で早期に段ボール製品の値上げを達成するよう促していたことから明らかであり、その際の発言内容は、被審人レンゴーの出席者がその翌日にこれらの内容を被審人レンゴーの副社長に報告した電子メールの記載から裏付けられているところ（査691〔添付資料1枚目〕）、このうち取り分け上記《D1》が述べた「東段工は信頼関係が深く、全国で一番早く決着をみる組織だと思っている。」との発言は、本件当時、東段工全体で段ボール製品の値上げについて協調関係にあったことを端的に示すものにほかない。

- (イ) 一方、本件支部会等のうち10月19日東京・山梨支部会、10月31日静岡支部会、11月2日埼玉支部会、11月9日千葉・茨城支部会及び11月17日神奈川支部会においては、前記(1)エ(ア)及び(カ)

ないし(ケ)のとおり、それぞれ、当該会合の冒頭で、支部長等が10月17日三木会において段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告をした上で、当該支部会等の出席各社の間でも、その旨の確認がされたのである。この点、上記各支部会等の中には、支部長等から10月17日三木会で確認された値上げ幅の内容について明確な説明がされていなかった会合があるものの、従前から被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標として値上げが実施されていた実態から、支部長等においてかかる値上げ幅について明言していなくても、10月17日三木会で確認された値上げ方針がこれと同様のものであることについて出席各社の間で共通の認識となったものと認められ、そうであるからこそ、これらの支部会等で確認された値上げ幅も同内容のものとなったといえる。そうすると、これらの支部会等に出席していた事業者においては、相互に他の事業者との間で協調して段ボール製品の値上げを実施するにとどまらず、三木会を構成する事業者においても同内容の値上げが行われる旨の認識があったと認められる。

他方、本件支部会等のうち、10月19日新潟四木会、10月24日長野5社会、10月27日トップ会、10月27日群馬会、10月27日栃木会及び10月31日宮城支部会については、これらの出席者の供述調書上、支部長等を通じて10月17日三木会で段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告がされた事実に係る供述はなく、他にこれらの事実を認めるに足りる確たる証拠もない。

しかしながら、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが実施される時期には、三木会のみならず、各支部の会合においても、こうした値上げの方針や進捗状況について情報交換が行われるなど、従前からこれらの会合が協調して段ボール製品の値上げを行うための情報交換の場として利用されていたことは前記(1)アで認定したとおりであり、その末尾掲記の各供述調書において関係者の多くがこれに沿う供述をしていることから、東段工の組合員であるか否かにかかわらず、いずれの事業者も従前からこうした慣行が存在していたことを理解していたことは容易に推認される。そして、本件当時行われた段ボール製品の値上げも、段ボール原紙の値上が

りを理由とするものであって、これに伴い段ボール製品について足並みをそろえて値上げを行うことは、各地域において共通した課題であったのであり、これまでも段ボール原紙の値上がりを理由として一部の地域のみで値上げが実施されたことがなかったとみられることからすれば、上記各支部会等において10月17日三木会の報告がされていなかったとしても、これに出席した事業者においては、従前からの慣行により、当該支部会等で値上げの表明をしていた被審人レンゴーなどの大手の段ボールメーカーが東段工管内の他の支部においても段ボール製品の値上げを主導するなどして同様の情報交換がされていることを認識していたとみられる状況にあったといえることができる。このことについては、前記(1)オ(イ)のとおり平成23年12月15日に開催された東段工の忘年会には、多くの地場の段ボールメーカーも出席していたところ、これらの事業者において、本件当時行われた値上げ活動が大手の段ボールメーカーの主導により東段工全体で協調しながら行われていることを理事長等の挨拶の内容から理解していたとみられることから明らかなであり、他に本件支部会等に出席した時点でこうした認識を有していなかったというべき事情も見当たらない。

この点、段ボール原紙の値上がりを理由としながら、一部の地域のみで段ボール製品の値上げを実施しようとしても、ユーザーから他の地域の動向について引き合いに出されれば値上げの実施に支障が生じ得ることは容易に想定されるところ、後記のとおり段ボール製品の供給について地域ごとの実情があるとしても、いずれも段ボール原紙から日本工業規格に基づき製造される段ボール製品について他の地域の価格動向の影響を受けないというべき事情もみられないことからすれば、大手の段ボールメーカーのみならず、地場の段ボールメーカーにおいても、他の地域の事業者とも足並みをそろえて値上げを実施すべき理由があったことは否定できない。

実際、支部会等に出席していた地場の段ボールメーカーの営業責任者等においても、段ボール製品の値上げは、当該支部のみならず、東段工の各支部が足並みをそろえながら進めていく必要がある旨供述している者や、本件当時も当該支部会等のみならず、他の支部においても段ボール製品の値上げについて同様の情報交換が行われてい

ることを認識していたことを示す供述をしている者が相当数いること（査370〔5頁～7頁〕，査375〔24頁～25頁〕，査385〔6頁〕，査396〔13頁～14頁〕，査408〔16頁～17頁〕，査416〔12頁～13頁〕査419〔16頁～18頁〕，査423〔18頁〕，査424〔17頁～18頁〕，査438〔20頁～22頁〕，査444〔24頁～25頁〕，査447〔20頁～21頁〕，査451〔9頁～10頁〕，査467〔24頁～25頁〕）からも，こうした実態が存在していたことは明らかである。

(ウ) 以上によれば，本件支部会等に出席した事業者においては，当該会合で10月17日三木会の報告がされていたか否かにかかわらず，当該支部を代表して三木会に出席していた支部長等又は三木会を構成する本部役員会社に所属する営業責任者等の促しにより，10月17日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することを出席各社の間で確認したことをもって，これらの者を介して，10月17日三木会で成立した意思の連絡に参加したものと認めるのが相当である。この点，本件支部会等に出席した地場の段ボールメーカーの中に，三木会及び他の支部の会合においても同様の情報交換がされているとの具体的な認識を欠く者が含まれていたとしても，上記の協調行為について成立する意思の連絡の範囲がこれらの個別の事業者の認識により左右されるものではないことは，後記(3)ウ(ウ)で説示するとおりである。

エ その他の事業者の参加について

(ア) 被審人東京コンテナ工業の参加について

被審人東京コンテナ工業は，前記第3の3(3)エのとおり，平成23年4月以降，子会社である晃里に対し，自社で製造した段ボール製品の販売業務を委託するとともに，被審人東京コンテナ工業の所属する東京・山梨支部，千葉・茨城支部，埼玉支部及び群馬・栃木支部における各会合に晃里の営業担当者を出席させていたのであり，前記のとおり，段ボール製品の値上げを行うことが確認された10月19日東京・山梨支部会及び11月9日千葉・茨城支部会には，晃里の営業担当者が出席していたのである。

この点，証拠（査418ないし査422，参考人《L1》及び参考人《L2》の審尋の結果その他後掲各証拠）によれば，晃里は，もと

もと被審人東京コンテナ工業の営業部門を別会社として分離して設立された会社であって、被審人東京コンテナ工業の営業業務に従事していた従業員が晃里に出向してその業務に従事していたものであり、晃里の事業所は、いずれも親会社である被審人東京コンテナ工業の事業所と同一の場所にあったところ（査38、査607、査665、査666）、実際に晃里の売上げの大半は、上記のとおり被審人東京コンテナ工業が製造した段ボール製品の販売業務の受託により被審人東京コンテナ工業から得られる手数料であったこと、被審人東京コンテナ工業の組織図上、晃里は社内の「プロモーション本部」の下にある「コンシューマーG」という部門として位置付けられていたほか、晃里の営業拠点は上記部門に属する「ユニット」と位置づけられていたものであり、被審人東京コンテナ工業における社内の決裁においてもそのように取り扱われていたこと（査667、査668、査713、査714）、対外的にも、晃里の営業担当者は、被審人東京コンテナ工業の営業担当者としての名刺を所持するなどして、被審人東京コンテナ工業の名で営業活動を行うとともに、上記各支部の会合にも、被審人東京コンテナ工業の営業責任者として出席していたものであり、このことから、これらの会合に出席していた他の事業者は、晃里の営業担当者を被審人東京コンテナ工業の営業責任者と認識していたこと（査157〔6頁～9頁〕、査196〔33頁、37頁〕、査249〔4頁～6頁〕、査361〔5頁～6頁〕等）、被審人東京コンテナ工業は、日頃から自社の取締役会や部門会議などの社内会議に晃里の役員及び従業員を出席させるなどして晃里の営業方針について指示を出すとともに晃里に営業実績の報告をさせていたものであり、本件当時も、被審人東京コンテナ工業は、晃里に対し、段ボール原紙の値上がり分を段ボール製品の価格に転嫁するよう指示していたほか（査669）、晃里の値上げ活動に関して細かい指示を出していたことなどの事実が認められる。

これらの事実関係に照らすと、晃里は、実質的には親会社である被審人東京コンテナ工業の営業部門として、その指揮監督の下でこれらの営業活動を行っていたものであり、東段工の上記各支部の会合にも、かかる立場で出席していたものと認められる。そうすると、前記のとおり晃里の営業担当者が10月19日東京・山梨支部会等に

出席して他の事業者との間で段ボール製品の値上げに関してした情報交換は、被審人東京コンテナ工業が実質的に自社の営業部門である晃里を介して行ったものというべきであり、これについて被審人東京コンテナ工業を当事者とする意思の連絡が存在したものと認めるのが相当である。

(イ) 被審人群馬森紙業の参加について

前記(1)エ(エ) d のとおり、被審人群馬森紙業は、10月27日群馬会及び10月27日栃木会に出席していなかったものの、自社の段ボール製品について、グループ会社である被審人王子コンテナの公表した値上げの方針に従って値上げ活動を開始していたところ、その後、11月14日群馬・栃木支部会において、その出席各社のうち、10月27日群馬会及び10月27日栃木会で段ボール製品の値上げを確認した事業者の間で、これらの値上げの進捗状況について相互に報告がされる中で、被審人群馬森紙業の出席者も、自社の値上げの進捗状況について報告していたのである。これらによれば、被審人群馬森紙業も、11月14日群馬・栃木支部会の場において、これらの事業者との間で、相互に歩調をそろえながら値上げを行うことについての意思の連絡が成立したものと認められる。さらに、同会合の出席者である被審人群馬森紙業の《X》において、その供述調書（査378〔21頁〕）によると、上記の際、三木会が中心となって、各支部において同様の情報交換が行われながら値上げが実施されたことについての認識、認容があったと認められるから、本件支部会等において同様の情報交換をしていた他の事業者と同様、段ボール製品の値上げについて10月17日三木会で成立した意思の連絡に参加したものと認めるのが相当である。

(ウ) 被審人鎌田段ボール工業の参加について

前記(1)エ(オ) c のとおり、東北支部の支部長であった被審人鎌田段ボール工業代表取締役の《E》、10月17日三木会に欠席していたほか、10月31日宮城支部会にも自ら出席していなかったものの、平成23年10月28日、被審人レンゴウの仙台工場長及び北海道・東北事業部長と面会した際に、同人らから、大手の段ボールメーカーの各社が段ボール製品の値上げを行う中で、被審人鎌田段ボール工業にもこれらの値上げ活動に協力してほしいとの要請を受け、翌2

9日の社内会議で、営業担当者に対し、自社の段ボールケースについて大手の段ボールメーカーが公表した値上げ幅と大差のない値上げの方針を示したのである。その上で、《E》は、他社の値上げの動向を確認するため、11月17日三木会に出席したところ、その際、出席各社の間で段ボール製品の値上げの進捗状況について報告がされる中で、三木会の会長から被審人鎌田段ボール工業において値上げの意向があるかについて問い質された際に、「原紙が値上がりするのなら、きちんと値上げは行います。」などと回答し、後日、社内会議で、営業担当者に対し、改めてこれらの値上げの実施を指示したことにより、被審人鎌田段ボール工業においても値上げ活動を開始したのである。また、前記(1)エ(オ) dによれば、それ以降、《E》は、東北支部の支部長として、三木会に出席するに当たり、あらかじめ同支部管内における段ボール製品の値上げの進捗状況に係る情報を収集した上で、これらを取りまとめた内容を三木会に報告し、三木会における段ボール製品の値上げに係る情報交換に加わっていたのである。

これらによれば、被審人鎌田段ボール工業は、その代表者である《E》において遅くとも11月17日三木会に出席した際には、自社の段ボールケースについて、他の事業者と足並みをそろえて同程度の値上げ幅で値上げを行うことを認識、認容していたものであり、同会合でした上記回答は、その旨の意思を表明したものと認められるから、11月17日三木会を通じ、かかる値上げの実施について10月17日三木会の出席各社の間で成立した意思の連絡に参加したと認めるのが相当である。

オ 小括

以上のとおり、前記アによれば、第1事件事業者57社のうち、第1事件三木会出席11社については、10月17日三木会において本件シート合意が成立するとともに、第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席12社については、同会合において本件ケース合意が成立したと認めることができる。また、前記イによれば、第1事件事業者57社のうち、第1事件三木会出席11社及び被審人群馬森紙業を除く45社については、本件支部会等のうち、自社の営業責任者等（ただし、前記エ(ア)のとおり被審人東京コンテナ工業においては、その子会社の晃里の営業担当者）が出席した支部会等において、それぞれ本

件シート合意と同内容の合意が成立するとともに、第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席12社、被審人群馬森紙業及び被審人鎌田段ボール工業を除く49社については、同様に自社の営業責任者等（ただし、被審人東京コンテナ工業については同上）が出席した本件支部会等において、それぞれ本件ケース合意と同内容の合意が成立したところ、前記ウによれば、上記45社及び上記49社は、これらの合意が成立した当該会合（ただし、複数の会合に出席している事業者については、このうち最も早く開催された会合）を通じて、10月17日三木会で成立した本件各合意に参加したものと認めることができる。また、前記エ(イ)によれば、被審人群馬森紙業は、11月14日群馬・栃木支部会を通じて、同様に本件各合意に参加したものと認められ、前記エ(ウ)によれば、被審人鎌田段ボール工業は、11月17日三木会を通じて、本件ケース合意に参加したものと認められる。そして、本件各合意により、段ボール製品の販売価格について、本件各事業者の意思決定等がこれらに制約されることになるところ、実際に、本件各事業者において本件各合意を実行するため、その後に開催された三木会や支部会等において出席各社の間で値上げの進捗状況について情報交換が行われるとともに、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間で値上げの交渉状況に関する情報交換が行われるなどした結果、本件各事業者ともおおむね段ボール製品の値上げを実現したことに照らしても、本件各合意は、かかる段ボール製品の値上げについて本件各事業者の事業活動を拘束するものであったと認められる。

(3) 被審人らの主張に対する判断

ア 三木会において本件各合意は成立しておらず、これが成立したと評価すべき事情も存在しないという主張について

(ア) 被審人らは、①段ボールメーカーの間で、段ボール製品の値上げについて足並みがそろわなければユーザーに受け入れられないという実態はないのであり、競り込み禁止などの慣行があったというのも、過去のことであって、段ボール製品の販売価格の維持又は引上げについて協調的な関係が築かれていたという実態はなく、三木会がそのような協議の場として利用されていたこともなかったこと、②10月17日三木会が開催された時点では、段ボール原紙の値上がりの見込み

は未だ不透明な状況にあったところ、こうした中で開催された10月17日三木会において、出席者は既に自社又は親会社で公表済みの値上げの方針を発表したにとどまるほか、具体的な値上げは検討中ないし段ボール原紙が値上がりすれば値上げするなど発言したにすぎない者もいるなど、その内容は出席各社の間で具体的な値上げの方針の一致が認識されたといえるほどのものでないものであり、こうした状況で、被審人トーモクの《C1》が「各社の値上げが出そろったので、頑張って値上げを行おう。」などと発言をした事実もないこと、③専業メーカーは、一貫メーカーの値上げ幅を指標とすることはなく、値上げ時期も異なるから、上記のような状況の下で、被審人レンゴーや被審人王子コンテナの値上げ幅を指標として値上げを行うという共通認識が形成されたことはないこと、④段ボール製品は地域ごとに競争状況や価格水準が異なり、段ボール製品に係る競争が地域ごとに行われている状況に照らすと、三木会において、一律の値上げ幅をもって価格の合意をすることは困難であったのであり、この点を措いても協調して値上げを実施するには、地域ごとに地場ユーザーも交えた意思の連絡を成立させる必要があるところ、三木会における協議事項が確実に支部に伝達される関係にはなく、実際にも一部の支部会等には10月17日三木会の内容が伝達されなかったことからすれば、三木会における段ボール製品の値上げに関するやりとりをもって反競争効果をもたらすような協調関係が成立したということはできないこと、⑤本件当時、段ボール製品の値上げは、各社が独自に定めた値上げ方針に従ってそれぞれ行ったものであり、他社との値上げの合意によるものではないことなどを理由として、10月17日三木会において本件各合意は成立しておらず、これが成立したと評価すべき事情も存在しないと主張する。さらに、⑥本部役員会社のうち唯一の地場の段ボールメーカーである被審人福野段ボール工業は、10月17日三木会が開催された時点では、自社の仕入先である原紙メーカーからも段ボール原紙の値上げに関する通知がなかったため、自社の段ボール製品について値上げを決定できる状況にはなかったことから、上記のとおり値上げは検討中などと発言していたにすぎない旨主張する。

(イ) しかしながら、上記(ア)①に係る主張についてみると、段ボールメーカーの間では、従前から安値販売により取引拡大を図ることを競り

込みなどと称して自粛すべきものとされていたほか、段ボール原紙の値上がりに伴い、段ボール製品の値上げを実施するに当たっては、各事業者が足並みをそろえて値上げを行う必要があると認識されていたところ、段ボール製品の販売価格の維持及び引上げのため、東段工の組織である三木会と支部の会合がこれらの情報交換を行う場として利用されていたことは、前記(1)アで認定したとおりであり、その末尾掲記の各供述調書において多数の関係者が一致してこれに沿う供述をしていることから否定し難い事実である。取り分け、本件当時、段ボール製品の値上げが実施された際にも、前記(1)ウないしオのとおり、三木会のみならず、東段工管内の9支部全ての支部会等においても、これらの値上げの方針や進捗状況に関する情報交換が同時期に一斉に行われたという事実は、こうした慣行が存在したことを如実に物語るものであり、さらに、各地域で個別のユーザーごとに競合関係にある事業者の間で小部会を開催するなどして値上げの交渉状況に関する情報交換が行われるなどしながら段ボール製品の値上げが実施されたという事実も、これらの段ボールメーカーにおいて、従前から段ボール製品の価格の引上げについて協調関係にあったことを裏付けるものである。

- (ウ) 上記(ア)②に係る主張についても、前記(1)イのとおり、被審人レンゴーが平成23年8月下旬に段ボール原紙の値上げと共に段ボール製品の値上げを発表した上で、それ以降開催された三木会及び5社会において、他の事業者においても段ボール製品の値上げを実施するよう促していたが、しばらくの間、他の主要な原紙メーカーが段ボール原紙の値上げを表明していなかったことから、出席各社の間で段ボール製品の値上げの意向はそろわなかったものの、その後、平成23年10月中旬までに主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そうと、前記(1)ウのとおり、10月17日三木会においては、本部役員会社の各出席者が自社の段ボール製品について値上げの意向を表明するとともに、各支部の支部長等も自社の値上げの方針ないしは支部管内の値上げに向けた動きなどについて発表していたのであり、前記(1)オのとおり、同年11月以降に開催された三木会においては出席各社の間で値上げの進捗状況についての報告がされていたと認められるところ、こうした事実は、三木会出席者の各供述調

書の内容が相互に一致することからも裏付けられている。かかる経緯に照らすと、日経市況において段ボール原紙の値上がりが明らかとなったのが同年12月下旬であったとしても、10月17日三木会が開催された時点で段ボール製品の値上げに係る協議が困難というべきほど段ボール原紙の値上がりの見込みが不透明なものであったということできない。そして、これらの値上げ方針の発表は、従前の慣行から、各事業者において足並みをそろえて値上げを実施することを確認する趣旨で行われたものであることは、前記(2)アで説示したとおりであるから、これらが単に公表済みの値上げの方針を発表したものにすぎないとみることはできないのであり、他方で、10月17日三木会で具体的な値上げ幅等について明言していなかった事業者についても、被審人レンゴーや被審人王子コンテナーなどの一貫メーカーが表明した値上げ幅を指標として値上げを行うことになることが出席各社の間で共通の認識となっていたことも、前記(2)アで説示したとおりであるから、これをもって値上げの方針が一致しなかったということとはできない。10月17日三木会において、司会を務めていた被審人トーモクの《C1》が段ボール製品の値上げに関して出席各社の発言を受けて、上記のとおり発言したことは、複数の出席者の供述が一致するところであり（査178〔12頁～13頁〕，査266〔9頁～10頁〕，査344〔12頁〕），その経過からみても特に不自然なものではなく、他にこれらの供述の信用性を疑うべき点も見当たらない。

- (エ) 上記(ア)③に係る主張についても、専業メーカーは、一貫メーカーと異なり、現実の段ボール原紙の値上がりに対応して段ボール製品の値上げ幅及び値上げ時期を決定するとしても、本件当時のように一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナーに続いて他の主要な原紙メーカーにおいても段ボール原紙について同程度の値上げを発表した状況において、専業メーカーにおいて段ボール製品の値上げを決定するに当たり一貫メーカーが発表した値上げ幅が指標とならない理由はないのであり、他方で、一貫メーカーである被審人レンゴーや被審人王子コンテナーにおいても、他の事業者と共に値上げを行わなければ、ユーザーに受け入れられることは困難であるため、各事業者が足並みをそろえて値上げを行う必要があると認識され

ていたことは前記(1)アで説示したとおりである。現に、本件当時も、被審人レンゴーは、こうした認識の下、段ボール製品の値上げを発表した後、三木会や各支部会等の場で他の事業者においてもこれに追随して値上げを実施するよう促していたのであり、これを受け、段ボール製品の値上げの実施を表明した専業メーカーにおいても、その値上げ幅は、一貫メーカーである被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と大差のないものであったところ、その後、一貫メーカー、専業メーカーを問わず、各事業者の間で、値上げの進捗状況やユーザーとの交渉状況に関する情報交換が行われながら、段ボール製品の値上げが実施されていたのである。これらによると、一貫メーカーと専業メーカーとの間で段ボール製品の値上げについて共通認識の形成が困難というべきほどの違いがあるということとはできない。

(オ) 上記(ア)④の主張についても、後記2(1)イ(イ)のとおり、段ボール製品の供給範囲が当該工場の近距離に限定されるという実情があるとしても、本件当時実際された段ボール製品の値上げは段ボール原紙の値上げに伴うものであったのであり、値上げを行うべき理由は地域によって異なるものであるとはいえず、これによる値上げ幅も地域によって大きな特色があるとは考え難いことからすれば、三木会において、東段工管内で行われる段ボール製品の値上げについて合意をすることが困難であったということとはできない。また、本件各違反行為は、三木会を構成する大手の段ボールメーカーが管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工全体で値上げを実施するため組織的に行われたものであることは前記(2)ウ(ア)で説示したとおりであるから、三木会で値上げの合意が成立したこと自体が伝達されていない支部会等があったとしても、これをもって当該合意が反競争効果をもたらすものではなかったということとはできず、協調関係の成立が否定されるものではない。

(カ) 上記(ア)⑤の主張についても、被審人レンゴーをはじめとして三木会を構成する大手の段ボールメーカーであっても、段ボール製品の値上げについては、他の事業者と共に実施しなければ、ユーザーにこれを受け入れられるのは困難であり、事業者の間で足並みをそろえる必要があるとの認識の下で、三木会や自社の所属する支部会等において、

出席各社の間で、値上げの方針や進捗状況に関する情報交換が行われていたほか、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間でも値上げの交渉状況に関して情報交換が行われるなどしながら段ボール製品の値上げが実施されたことは前記(2)で説示したとおりであるから、これらの事業者において実施した段ボール製品の値上げは、たとえ本件各合意の成立以前に社内で値上げの方針が決定されていたものであったとしても、又は、その後仕入先の段ボール原紙の値上がりを待って実施されたものであったとしても、他の事業者との意思の連絡なく独自に行われたと評価できるものではなく、この点について本件各合意の存在を否定すべき事情は見当たらない。

- (キ) 上記(ア)⑥に係る主張について、被審人福野段ボール工業代表取締役の《G 1》は、代表者審尋及び陳述書（審E 4）において、同主張に沿う供述をしている。しかしながら、この点について、被審人王子コンテナの《I 4》は、供述調書上、10月17日三木会において、上記《G 1》がダイナパック、被審人興亜紙業及び日本紙工業の出席者と共に、「大手の値上げに同調するが、ちゃんと値上げ活動をやってくれ。」などと発言していた旨供述しているほか（査178〔9頁～10頁〕）、被審人興亜紙業の《H》も、同会合において出席各社が値上げの意向を表明した旨供述している（査455〔5頁～6頁〕）。上記《G 1》も供述調書では、同会合で他の事業者が段ボール製品の値上げを実施することは確認できたものの、当社においては未だ値上げ活動の準備ができていなかったため、値上げの時期について「検討中」と回答したと供述しているにとどまり（査355〔11頁〕）、暗に値上げの意向自体を表明していたことまでは否定していなかったのである。また、上記《G 1》は、供述調書で、その後も、営業担当者に値上げの進捗状況を確認した上で、三木会で各社から値上げの進捗状況の報告がされる中で、自社について、ユーザーが中小規模で段ボール原紙分の転嫁も切り出し難いので値上げ活動が遅れ気味であるという事情を説明していたなどと供述しているほか（査355〔12頁〕）、代表者審尋においても、値上げ活動開始後は、三木会で、値上げの進捗状況について報告していた旨供述しているのであり（同速記録24頁）、これらによると、本件各合意に従って協調して値上げを行う事業者の対象から被審人福野段ボール工業が除外され

ていたとはみられない。被審人福野段ボール工業の営業部長である《G 2》も、供述調書で、平成23年9月末頃に被審人王子コンテナが段ボール製品の値上げを発表したことを受け、実際に段ボール原紙が値上がりしたときのことを考え、ユーザーに対し、口頭で、段ボール製品の値上げを実施することになるかもしれない旨を説明するとともに、11月2日埼玉支部会でも、ユーザーに対し、口頭で値上げの案内をしているが、値上げの時期は未定である旨発言していたこと、その後、値上げ活動の協調をみださぬよう、取引先のうち、他の事業者と入れ合いになっているユーザーに対してのみ、他の事業者から要請があれば値上げの要請文書を提出していたところ、同年11月には段ボール原紙の値上がりが避けられない状況となったことから、本格的に値上げ活動を開始したことなどを供述しているほか(査356)、同月頃から小部会において他の事業者との間で特定のユーザーについて値上げ交渉に関する情報交換をしながら値上げ活動を行っていた状況について供述しているのである(査687)。上記の各供述調書の内容について信用性を否定すべき事情も特に見当たらない。これらによると、被審人福野段ボール工業は、10月17日三木会の時点では未だ社内で段ボール製品の値上げを行うことが確定していなかったとしても、段ボール製品の値上げに関して同会合で行われた情報交換を踏まえ、自社においても段ボール原紙が値上がり次第、他の事業者と足並みをそろえて値上げを実施するとの意思を有していたと認められるのであり、被審人福野段ボール工業についても同会合において他の事業者との間でその旨の意思の連絡が成立したという認定、判断は左右されない。

(ク) 以上によれば、被審人らの上記(ア)に係る主張は、いずれも採用することができない。

イ 支部会等において本件各合意と同内容の値上げの合意が成立した事実はないという主張について

(ア) 被審人らは、①大手の段ボールメーカー及びそのグループ会社等の事業者において、その所属する支部会等で各営業責任者等が値上げの方針を発表したのは、既に社内又はグループ内で独自に決定したことを述べたものにすぎず、他社と足並みをそろえて値上げを行うなどと述べた者はないこと、他方、②地場の段ボールメーカーにおいても、

これらの支部会等で、大手の段ボールメーカーの値上げについて意見を述べる立場にもなかったことから、そもそも自社の値上げ方針について発言していない者も相当数いるほか（地場の段ボールメーカーのみで構成されていた１０月１９日東京・山梨支部会の出席各社、１０月１９日新潟四木会に出席した被審人森井紙器工業及び被審人サクラボックス等）、その場を取り繕う趣旨で、価格改定の動きはしている旨述べたにとどまる者（１０月３１日静岡支部会に出席した被審人遠州紙工業）もいるなど、必ずしも値上げに賛同していたわけではなかったものであり、それにもかかわらず既に発表されていた大手の段ボールメーカーの意向に反対しなかったというだけで足並みをそろえて値上げを行うことに賛成したなどといえないこと、③段ボール製品の値上げ幅は、段ボール原紙の種類（仕様、質）によって異なり、また、販売するユーザーによっても大きく異なるから、支部会等の場で一律の値上げ幅をもって値上げの合意をすることはできないこと、④実際、地場の段ボールメーカーにおける段ボール製品の値上げは、おおむね大手の段ボールメーカーよりも遅れて段ボール原紙の値上がりを受けて行っており、その値上げ幅もそれぞれ異なるなど、各社が独自の判断で行っていたにすぎないことなどを理由として、各支部会等において段ボール製品の値上げの合意は成立していないと主張する。さらに、⑤被審人大日本ボックスは、上記②の点について、１０月２７日栃木会に出席した《Ｍ１》は、栃木事業部の営業部長であり、同事業部のほか狭山事業部も含めた事業部全体における段ボール製品の値上げは取締役副社長である《Ｍ２》の指示が必要であったが、その当時は段ボール原紙の値上がりは不確実な状況であり、未だ社内では値上げの決定はしていなかったものであり、上記《Ｍ１》は、１０月２７日栃木会において、段ボール原紙が値上がりすれば、いずれ自社の段ボール製品についても値上げをすることになるものの、会社としては未だ値上げ方針を決定していない旨述べたにとどまること、実際、上記《Ｍ１》は、平成２３年１２月２４日に、上記《Ｍ２》から、自社の段ボール製品について、顧客には現段階では未だ値上げを考えていないと回答するように指示を受けていたこと、その後、被審人大日本ボックスは、同年１２月から平成２４年１月にかけて段ボール原紙が値上がりしたことから、同年２月以降、段ボールシート及び段ボー

ルケースの値上げを顧客に申し入れ、一部の顧客については値上げに応じてもらったものの、同年10月ないし11月には、段ボール原紙の値下がりにより、上記値上げに応じた顧客に対して値上げ幅の約半分の値下げの見積書を提出して販売価格の引下げを実施したことなどからみても、被審人大日本パックスは、10月27日栃木会における上記《M1》の当該発言をもって段ボール製品の値上げについて合意した事実はないのであり、これをもって狭山事業部の営業エリアを含めて本件各合意に参加したというのは無理がある旨主張する。

(イ) しかしながら、上記(ア)①に係る主張についてみると、本件支部会等においても、前記(1)エのとおり、出席各社の間で、段ボール製品の値上げに関する情報交換が行われたものと認められ、これらの事実は、当該会合の出席者の各供述調書の内容が相互に一致することからも裏付けられているところ、その経過に照らし、これらの事業者による値上げの意向の表明は、段ボール製造業における従前からの慣行の下で、各事業において足並みをそろえて段ボール製品の値上げを実施することを確認する趣旨で行われたものであることは、前記(2)イで説示したとおりである。

(ウ) 他方、上記(ア)②に係る主張についてみると、確かに、地場の段ボールメーカーのみで構成されている東京・山梨支部については、前記(1)エ(ア)のとおり、各出席者の供述調書によっても、10月19日東京・山梨支部会の際、被審人市川紙器製作所、被審人旭段ボール及び旭紙業以外の事業者においては、いずれも段ボール製品の値上げの意向を表明していたか定かではない。しかし、従前の慣行から、他の事業者が段ボール製品の値上げを実施する中で、自社のみ値上げを実施することについて反対の意向を表明したものでない限り、大手の段ボールメーカーにより値上げが実施されることになれば、当該事業者においても、これに追随して値上げを行うことになることが出席各社の間で共通認識となっていたことは、前記(2)イ(イ)で説示したとおりである。実際、その後、上記3社以外の事業者においても、大手の段ボールメーカーが表明した値上げ幅と大差のない値上げ幅を目安として値上げ活動を行っていたものとみられ、同年11月以降に開催された東京・山梨支部会では、他の支部会等と同様、値上げの意向を明確に示した事業者か否かにかかわらず、出席各社の間で、値上げの進捗

状況について報告されていたこと（さらに、このうち山梨県を本拠とする被審人市川紙器製作所、被審人内藤及び甲府紙器は、別途同県内の他の事業者との間で開催した山梨会においても同様の情報交換を行っていたこと）からみても、地場の段ボールメーカーで構成される東京・山梨支部のみ上記認定を覆すに足る事情があるとは認め難い。

また、10月19日新潟四木会において、前記(1)エ(イ) a のとおり、被審人サクラパックスは、値上げ幅について日経市況を踏まえて判断する旨述べたにとどまるほか、被審人森井紙器工業も値上げの方針について特に発言していなかったものとみられるが、いずれも、他の事業者が段ボール製品の値上げを実施する中で自社のみこれらの値上げを実施することについて反対の意向を表明していたものではなかったことからすると、上記と同様というべきところ、取り分け、両社は、他社の値上げに関する情報が得られることを期待して10月19日新潟四木会に出席していたものであることや、それ以降も出席していた新潟四木会で他の事業者と共に値上げの進捗状況について報告し合っていただけでなく、入れ合いとなっている事業者の間で開催されていた小部会にも参加して値上げの交渉状況に関して情報交換を行いながら値上げ活動を行っていたこと（査415、査430、査431）からも、他の事業者と協調して段ボール製品の値上げを行う意思があったことは明らかである。

被審人遠州紙工業も、前記(1)エ(カ)のとおり、10月31日静岡支部会に出席した取締役営業部長の《N》において、「当社が一番小さい会社なのでナショナルメーカーさんが音頭をとって動いてくれないとなかなか動けない。」「ただ価格改定の動きはしている。」などと発言するとともに、営業日報に、同会合で発表された各社の値上げ方針等を記録した上で、「業界としてはシート㎡8円 ケース13パーセント（レンゴー）の価格改定で進んでいる」などと記載して社長に報告していたことは、当該営業日報の記載（査576）によっても裏付けられているところ、その後、被審人遠州紙工業は、これらの情報交換を踏まえ、平成23年12月頃には、取引先に対し、段ボールシート及び段ボールケースとも10パーセント程度値上げする旨の要請文書を提出するとともに、入れ合いとなっている他の事業者との間で値上げの交渉状況について電話等により情報交換をしながら

値上げ活動を行っていたという経過（査449〔13頁～14頁〕，参考人《N》の審尋の結果〔同速記録15頁～16頁〕）からみても，他の事業者と協調して段ボール製品の値上げを行う意思があったことは明らかである。

この点，10月27日栃木会に出席していた被審人大日本パックスも後記(オ)のとおり同様であり，他に，本件支部会等に出席していた事業者のうち，値上げの実施について反対の意向を表明するなど，他の事業者と協調して段ボール製品の値上げを行う意思がなかったというべき事業者は見当たらず，前記(2)イのとおり本件支部会等の出席各社の間でこれらの意思の連絡が存在したとの認定，判断は左右されない。

(エ) 上記(ア)③に係る主張についてみても，本件支部会等に行われた情報交換は，段ボール製品について，被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を飽くまでも指標として，各社がこれと大差のない値上げ幅を目安に足並みをそろえて値上げを実施する旨を確認する趣旨で行われたものであり，一律に段ボール製品の値上げをすることを内容とするものではないから，段ボール原紙の種類によって値上げ幅に違いが生じるという点は直ちに価格カルテルの成立を否定すべき事情となるものではない。また，ユーザーごとに値上げの幅が異なるという点についても，販売価格の引上げが取引先である需要者との関係や交渉の結果定まるため，必ずしも値上げ幅が一律になるものではないことは，とりたてて段ボール製品に特有の事柄ではないのであり，これ自体が価格カルテルの成立を否定すべき事情には当たらない。

(オ) 上記(ア)④に係る主張についてみても，前記(1)エのとおり，本件支部会等において具体的な値上げ幅の発表をしていた事業者において，その値上げ幅は，いずれも被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と大差のないものであり，前記(1)カのとおり，具体的な値上げ幅の発表をしていなかった事業者においても，実際には，これらと大差のない値上げ幅を目安として値上げ活動を行っていたものとみられるのである。このように各事業者において行った段ボール製品の値上げが同程度の値上げ幅のものであったことは，その後実際に個別のユーザーに係る値上げの交渉状況について相互に情報を

交換するなどしながら値上げを実施したことからも明らかであり、大手の段ボールメーカーと地場の段ボールメーカーとの間で、協調して値上げを実施したことを否定すべきほど値上げ幅に差異があったとは認め難い。また、値上げの時期についても、本件支部会等において行われた情報交換は、段ボール原紙の値上がりに伴う段ボール製品の値上げを対象とするものであり、そもそも、具体的な値上げ開始時期まで合意内容とするものではないから、本件当時、各事業者において仕入先である原紙メーカーによる段ボール原紙の値上がりの時期によって段ボール製品の値上げの時期に差異が生じることは、上記情報交換に係る価格カルテルの成立を妨げるものということとはできない。

- (カ) 上記(ア)⑤に係る主張についてみても、10月27日栃木会に出席した上記《M1》の陳述書には、同会合の発言について、これに沿う記載がある（審G13〔3頁〕）。しかし、他方で、上記《M1》は、供述調書において、段ボールメーカーの間で、当社は日頃から取引拡大のために売り込みをかける事業者と認識されていたが、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げを実施する時期にはこれに協力せざるをえず、平成23年10月25日には社内で、ユーザーに対していずれ値上げを実施する旨を説明するよう指示を受けており、10月27日栃木会においても、「値上げをすることにはなりません。」という程度の回答をしていたと供述しているほか（査404〔13頁～16頁〕）、同会合に出席した大王製紙パッケージの《O》も、独自路線を行く業者と認識されていた被審人大日本パックスにおいても協調して段ボール製品の値上げを行うことが確認でき、支部のメンバー外の業者も一緒に値上げ活動に向けて動いていくことができるという安心感が得られた旨供述しているところであり（査352〔22頁～23頁〕）、これらの一致する供述に反する上記《M1》の陳述書の内容は直ちには信用し難い。仮に、上記《M1》において、陳述書記載のとおり、段ボール原紙の値上がりを条件として段ボール製品の値上げを実施する旨回答するとともに、その後段ボール原紙の値上がりを待って段ボール製品の値上げ活動を行ったとしても、同会合に係る情報交換は、段ボール原紙の値上がりに伴う段ボール製品の値上げを対象としたものであるから、かかる事情が価格カルテルの成

立を妨げるものでないことは上記(ウ)で説示したとおりである。取り分け、被審人大日本パックスにおいても、その後、取引先のユーザーについて入れ合いとなっている事業者との間で値上げの交渉状況について情報交換をしながら段ボール製品の値上げを行っていたこと（査680〔6頁〕）からみても、他の事業者と協調して値上げを実施する意思があったことは明らかである。この点、上記《M2》が上記《M1》に対して指示した内容は、これに関する電子メールの記載（審G3）によると、段ボール製品の値上げについて、業界全体の見通しが立った段階で同社も取引先に対し値上げを要請することを前提として、その時点でこうした見通しが立っていないことを理由として取引先には未だ値上げを要請しないよう指示したものであると認められ、値上げの実施自体を否定したものではないのであり、かかる事実をもって直ちに他の事業者と協調して値上げを行う意思があったことが否定されるものではない。

また、上記《M1》は、被審人大日本パックスの取締役兼栃木事業部営業部長の地位にあったものであり、段ボール製品の販売価格に係る決定権は有していなかったとしても、これらの値上げ活動に携わり、その価格の決定について一定の影響を及ぼす立場にあったことは、上記《M1》の陳述書や上記電子メールの内容からみても明らかであるところ、被審人大日本パックスにおいて、こうした地位にある従業員が他の事業者との間で上記のとおり情報交換をしながら値上げを実施したことからすると、価格決定権者において、これに影響を受けることなく独自に値上げを実施したというべき特段の事情がない限り、その意思の連絡に参加したものと認めるのが相当である。この点、価格決定権を有していたという上記《M2》においても、供述調書で、段ボール製品の値上げに関する慣行について述べた上で、同業他社が値上げ活動を行っているという情報を受けたため、平成23年10月下旬には新規売り込みの中止を指示した上で、その後同業他社と値上げ交渉に関して情報交換をしながら値上げを実施したと供述しているところ（査680）、その信用性を否定すべき事情も見当たらないことからすれば、被審人大日本パックスにおいて上記《M1》の行った情報交換の影響を受けずに独自に自社の段ボール製品の値上げを決定したとは認め難く、上記の意思の連絡に参加し

たという認定は左右されるものではない。なお、本件各合意の参加に対する反論の当否は、後記ウ及びエで説示するとおりであるが、被審人大日本パックスが栃木会を通じて他の事業者と共に東日本地区を地理的範囲とする本件各合意に参加したと認められる結果として、その範囲に狭山事業部の営業エリアが含まれるにすぎないのであり、栃木事業部の上記《M1》が他の事業部の営業エリアに係る価格改定の権限があることまで上記参加の要件となるものではないから、被審人大日本パックスが狭山事業部の営業エリアを含めて本件各合意に参加したというのは無理があるという主張は前提を欠くものである（なお、被審人大日本パックスは、同事業部の販売する段ボール製品についても埼玉県内の他の事業者との間で開催された小部会に参加しながら値上げ活動を行っていたものであり（査155〔25頁〕、査461〔20頁～21頁〕）、むしろ、かかる事実を、被審人大日本パックスにおいて特に地域を限定することなく他の事業者と足並みをそろえて段ボール製品の値上げを行う意思があったことを示すものである。）。

(キ) 以上によれば、被審人らの上記(ア)に係る主張は、いずれも採用することができない。

ウ 支部会等を通じて本件各合意に参加した事実はないという主張について

(ア) 被審人らは、①東段工において三木会が各支部に対して指揮命令するような関係にはなく、支部の会合も三木会と関係なく地域ごとに必要に応じて開催されていたものであることから、三木会の内容を各支部に対して伝達することや支部の会合の内容を三木会に報告することはもともと予定されていなかったものであり、取り分け、支部会等のうち、新潟四木会、長野5社会、トップ会、群馬会、栃木会及び宮城支部会の6会合は、いずれも東段工の支部の会合ではなく、東段工と関係のある会合でもなかったこと、②本件支部会等のうち、上記6会合においては、10月17日三木会で成立したとされる本件各合意について伝達されたという事実はなく、他方、東京・山梨支部会、静岡支部会、埼玉支部会、千葉・茨城支部会及び神奈川支部会においても、実際には、具体的な値上げ幅まで伝達されなかったり、大手の段ボールメーカーが値上げに動くという報告があっても合意が成立し

たという報告はなかったことからすれば、10月17日三木会において本件各合意が成立した事実やその内容が本件支部会等の出席者に認識されていたということはできないことなどを理由として、これらの事業者が支部会等を通じて本件各合意に参加した事実はない旨主張する。

- (イ) しかしながら、上記(ア)①に係る主張についてみると、三木会は、各支部との情報交換及び取りまとめを行う組織として位置づけられ、日頃から、段ボール製品の需給動向について支部長等を通じるなどして各支部との間でも情報交換が行われる中で、段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げが実施される時期には、三木会及び支部の会合でそれぞれこれらの値上げに関する情報交換が行われていただけでなく、三木会において、東段工管内全体における値上げの実現のため、その構成員である本部役員会社を占めている大手の段ボールメーカーが中心となって、各支部の管内においてもこれに沿って値上げ活動が行われるよう促す役割を果たし、その実施状況が支部長等を通じて三木会に報告されていたことは、前記(2)ウ(ア)で説示したところからも明らかである。したがって、三木会と各支部の会合における情報交換がそれぞれ無関係に行われたという反論は当を得ないものである。

他方、支部会等のうち、新潟四木会と長野5社会、群馬会と栃木会及び宮城支部会は、管轄地域が複数の県にまたがる支部において、地理的条件や所属の組合員の営業エリア等の関係から、実質的に当該支部における県単位の分会として位置づけられていたとみられるのである。このことは、これらの会合が当該支部所属の組合員を中心に開催されていたほか、他の支部における正式な会合と同様の情報交換が行われていたことから明らかであり、このうち、群馬会と栃木会については群馬・栃木支部の活動として、宮城支部会については東北支部の活動として、新潟四木会と長野5社会については新潟・長野支部の活動として、それぞれ当該支部の報告書等に記載されていたこと（査249〔18頁～19頁、添付資料7枚目〕、査463〔10頁～11頁、添付資料13枚目〕、査705〔添付資料1頁、4頁〕）からもこれらの事実は裏付けられている。トップ会については、正式な支部の会合が開催されていない北海道支部において、他の支部の

会合と同様の情報交換が行われていたことから、その出席者が供述するとおり（査170〔3頁～4頁〕）、実質的にトップ会が同支部の会合に代わるものと位置づけられていたものと認められる。この点、これらの会合に東段工の非組合員が参加していたことがあったとしても、そのこと自体は、他の支部における正式な会合においても非組合員が参加することはあったことからすれば、上記認定を左右するものとはいえない。これらによると、上記6会合が東段工の支部とは関係なく開催されたという反論も当を得ないものである。

- (ウ) 上記(ア)②に係る主張についてみると、前記(2)の冒頭で説示したとおり、対価の引上げに係る不当な取引制限における「合意」とは、複数の事業者の間で相互に対価引上げを実施することについて意思の連絡が存在することを指すのであり、事業者において、他の事業者との間で相互に対価の引上げを実施することを認識しながらこれと歩調をそろえる意思が存在すれば、これらの事業者が一堂に会するなどして話し合いを行うことまでは必要はなく、このうち一部の事業者又は第三者を介するなどして、意思の連絡が複数の事業者の間で成立し、又は後日他の事業者がこれに参加し得るところ、当該協調行為が一体として行われたと評価できる限度においては、こうした意思の連絡の性質上、各事業者において、どの範囲の事業者の間で意思の連絡が成立するかについて、その範囲を具体的かつ明確に認識していることまでは要しないと解する。

本件においては、前記(2)ウで認定、説示したとおり、段ボール製品の値上げについて三木会及び支部会等において行われた協調行為は、被審人レンゴーをはじめとして本部役員会社を占める大手の段ボールメーカーが管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工管内全体で値上げを実施するため、これらの主導により、組織的に一連のものとして行われたものであり、これにより各支部会等で行われた情報交換に従って実施された値上げには、三木会で成立した本件各合意による拘束が及んでいたことからすれば、支部会等に出席したにとどまる事業者においても、従前の慣行から、段ボール原紙の値上がりに伴う段ボール製品の値上げに関し当該支部のみならず他の支部においても大手の段ボールメーカーが中心となって同様の情報交換が行われていると認識していたとみ

られる状況の下で、当該支部を代表して三木会に出席していた支部長等又は三木会を構成する本部役員会社所属の営業責任者等の促しにより、当該支部会等の出席各社の間で、三木会で確認されたところと同じ内容の値上げの実施を確認したことをもって、これらの者を介して三木会で成立した意思の連絡に参加したと認めるのが相当である。以上のとおり一体として行われたと評価すべき協調行為について、たとえ三木会や他の支部の会合において同様の情報交換が行われているとの具体的な認識を欠く事業者が含まれていたとしても、意思の連絡が成立する範囲がこれらの個別の事業者の認識により左右されるものでないというべきである。これらによると、支部長等から本件各合意が成立したことが伝達されていない支部会等があったからといって直ちに本件各合意への参加に係る認定が左右されるものということとはできない。

(エ) 以上によれば、被審人らの上記(ア)に係る主張は、いずれも採用することができない。

エ 本件各合意に参加したと評価すべき事情も存在しないとの主張について

(ア) 被審人らは、①段ボール製品の商圈は輸送費等の関係から当該工場から近距離の範囲（おおむね100キロメートル以内）に限定されていることから、仮に、本件支部会等において出席各社の間で協調して段ボール製品の値上げを行うという認識が形成されたとしても、その認識の範囲は、当該支部の所在する地域にとどまるというべきであり、商圈の重ならない他の支部に所属する事業者と共に東段工の管轄する東日本地区で値上げ活動をするという認識がなかったことは明らかであり、取り分け東段工の非組合員であり普段から支部会等に出席していなかった被審人サクラパックス、被審人森井紙器工業等の事業者においては、値上げの合意に参加した事業者の範囲が東段工の管轄する東日本地区に及ぶなどということは全く認識できなかったこと、②そうであるにもかかわらず、本件支部会等において、本件各合意と同じ内容の値上げ方針が表明され、かかる方針に従って値上げを行うことを認識、認容してさえいれば、本件各合意に参加したと認定することは、「意思の連絡」という要件を際限なく拡大、不明確にするものであって、法の趣旨に反するところ（この場合、全ての合意参加当

事者が商圈の範囲に関わらず、東日本地区全体を地理的範囲として共同不法行為が成立するという不当な結果となる。）、上記のとおり、10月17日三木会の内容が全ての支部会等に伝達されたという事実がない以上、三木会と各支部会等の間に意思の連絡の認定に必要な「共通の了解を人為的に作出する行為」がないことになるから、本件支部会等における合意と10月17日三木会における合意は、意識的並行行為にとどまることなどを理由として、本件支部会等の出席者が当該支部会等を通じて本件各合意に参加したと評価することはできないと主張する。

(イ) しかしながら、上記(ア)①に係る主張についてみると、段ボールメーカーにおいて、各工場における営業活動の範囲が当該工場の所在する一定の地域に限られるとしても、その範囲はおおむね半径100キロメートルに及ぶというのであり、北海道を除き、必ずしも当該事業者の所属する支部の管轄地域内にとどまるものではないところ、東段工管内の各地域で、個別のユーザーごとに入れ合いとなっている事業者の間で小部会を開くなどして値上げの交渉状況に関し情報交換が行われた際に、これらの情報交換の場に当該支部の管轄地域に所在する事業者だけではなく、近隣の地域に所属する事業者も参加する場合があったこと（査158〔12頁〕，査198〔17頁〕，査202〔20頁〕，査280〔22～23頁〕，査367〔22頁〕，査403〔7頁〕）などからみても、各事業者においては、支部の管轄地域にかかわらず足並みをそろえて値上げを行うことが必要であると認識されていたものと認められる。この点を措いても、段ボール原紙の値上がりを理由に一部の地域のみ段ボール製品の値上げをするのはユーザーとの交渉上支障があり、これについて、大手の段ボールメーカーのみならず、地場の段ボールメーカーにおいても、自社の営業活動の範囲に関わらず、他の地域の事業者とも足並みをそろえて値上げを実施すべき理由があったことは、前記(2)ウ(イ)で説示したとおりである。

また、東段工に所属していない事業者であっても、例えば、10月19日新潟四木会における被審人サクラパックス及び被審人森井紙器工業の各出席者は、かねてから新潟四木会が東段工の組合員の集まりであることを認識した上でこれらの会合に出席していたほか

(査415〔5頁〕，査431〔4頁～5頁〕)，10月27日栃木会における被審人大日本パックスの出席者は，東段工の組合員が同じ地域で営業している非組合員である当社らを会合に呼び，段ボール製品の値上げの協力を呼びかけたものと理解し，当該会合が段ボール製品の値上げを実施するために開催された東段工の決起集会であると理解していたと述べていること(査404〔10頁〕)などからみても，これらの事業者において，段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げの実施のためにされた情報交換が単に当該地域のみで行われているにとどまるものと認識していたとは認め難い(これについて，被審人森井紙器工業の代表取締役である《P》は，陳述書(審Hイ1)及び代表者審尋において，その当時，新潟四木会は，東段工の支部の会合であるという認識はなく，単に地元の段ボールメーカーによる懇談会であると思っていたなどと上記供述調書(査414)に反する供述をする。しかし，被審人森井紙器工業は，中日本段ボール工業組合に所属しながら，これまでも東段工の組合員から呼びかけがあれば，新潟四木会に出席していた者であり，上記供述書でも過去に出席していた新潟四木会で三木会の話題が出ていたため，三木会の存在も知っていたなどと供述していたことからすると，上記陳述書及び代表者審尋の供述は到底信用することができない。)。この点，これらの事業者に限らず，支部会等には日頃から非組合員の事業者も出席することがあったところ，本件当時段ボール製品の値上げについて行われた協調行為は，東段工管内の段ボールメーカーが東段工の組織である三木会及び支部の会合等を利用して行ったと評価すべきものであったことは前記(2)ウ(ア)で説示したとおりであり，東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実現するために，非組合員の参加が排除されていたものということとはできず，むしろ，非組合員の参加を促していたとみられる支部もあるのである。他方，これらの個々の事業者の認識により意思の連絡が成立する範囲が左右されないことも前記ウ(ウ)で説示したとおりである。これらによると，東段工の組合員であるか否かによって本件各合意への参加に係る認定に差異が生じるということとはできない。

(ウ) 上記(ア)②に係る主張についても，単に本件支部会等において本件各合意と同じ内容の合意が成立したことのみに基づいて，本件各合意へ

の参加を認めたものでないことは、前記(2)ウで説示したとおりであるから、かかる判断が「意思の連絡」を際限なく拡大、不明確にするものであって、法の趣旨に反するという反論は当を得ないものである。この点、本件各合意に参加したことにより、どの範囲で共同不法行為が成立するかは、私法上の問題であり、これによって独占禁止法上の不当な取引制限が成立する範囲が左右されるものということとはできない。

また、段ボール製品の値上げについて三木会及び各支部会等においてされたこれらの協調行為が被審人レンゴーをはじめとして本部役員会社を構成する大手の段ボールメーカーが東段工管内全体で値上げを実現するためにこれらの事業者の主導により組織的に行われたと評価すべきものであることは前記(2)ウ(ア)で説示したとおりであるから、これらが意識的並行行為にとどまるという反論も当を得ないものである。

(エ) なお、本件各排除措置命令は、第1事件違反行為について、第1事件事業者57社のうち第1事件三木会出席11社を除く46社が、第2事件違反行為について、第2事件事業者63社のうち第2事件三木会出席12社及び被審人鎌田段ボール工業を除く50社が、それぞれ支部会等の場において、三木会に出席した支部長等又は本部役員会社所属の当該支部管轄区域における営業責任者等から本件各合意と同じ内容の引上げ方針を伝達され、同方針に沿って段ボール製品の販売価格を引き上げる旨を表明したことなどを本件各合意への参加の理由としているものであって、三木会で本件各合意が成立した事実自体が各支部会等に伝達されたことを理由とするものではないから、かかる理由の記載は、実質的に上記の参加に係る認定、判断と齟齬するものということとはできないのであり、この点に関する被審人らの反論も当を得ないものである。

(オ) 以上によれば、被審人らの上記(ア)に係る主張は、いずれも採用することができない。

オ 商圏の異なる被審人甲府大一実業が長野5社会で値上げの合意をしたとはいえず、本件各合意に参加した事実はないとの主張について

(ア) 被審人甲府大一実業は、本社工場が所在する山梨県内を商圏として
いるところ、その代表者である《F》が長野5社会に出席したのは、

同人の個人的なつながりがあったからにすぎず、10月24日長野5社会で、商圏が異なる長野県内の他の事業者との間で共に段ボール製品の値上げをする意思はなかったものであり、また、東段工の非組合員である被審人甲府大一実業において本件各合意の成立について伝達もされなかった10月24日長野5社会を通じて本件各合意に参加した事実はないと主張する。

(イ) しかし、被審人甲府大一実業は、長野県内にもコルゲータのない工場を有していたのであり、同工場において段ボールケースの生産を行っていたことから、段ボールケースについては、同県内の他の事業者と競争関係にあったものであり（審B共14〔4頁〕）、山梨県内に所在する本社工場についても段ボールシート及び段ボールケースについて隣県である長野県内の事業者と商圏が全く重なっておらず、潜在的な競争関係もなかったとまでは認め難い。

(ウ) そして、上記《F》は、被審人レンゴウの長野工場長であった当時から長野5社会に出席していたものであり、新潟・長野支部の副支部長を務めていた時期もあったこと（査364, 査671）からすれば、従前の慣行から、長野5社会のみならず、東段工管内の各支部においても同様の情報交換が行われていると認識していたものとみられ、他方で、前記(1)エ(ア)のとおり、被審人甲府大一実業の営業責任者は、平成23年11月以降、同じく山梨県に拠点を有する他の事業者（その多くは東段工所属の事業者）との間でも山梨会で段ボール製品の値上げの進捗状況について情報交換を行っていたことからすれば、東段工管内の他の事業者と足並みをそろえて値上げを行う意思はあったものと認められる。そうすると、これらの状況の下で、上記《F》が10月24日長野5社会で段ボール製品の値上げの意向を表明したことをもって被審人甲府大一実業においても本件各合意に参加したという認定、判断は覆らないというべきである。

(エ) 以上によれば、被審人甲府大一実業の上記(ア)に係る主張は、採用することができない。

カ 被審人東京コンテナ工業が本件各合意に参加した事実はないとの主張について

(ア) 被審人東京コンテナ工業は、晃里に対し、段ボール製品の価格決定も委託しており、利益率が5パーセントを下回らない限りは、晃里が

独自に段ボール製品の販売価格を決定でき、実際に被審人東京コンテナ工業がこれらの価格の決定に関与したケースはほとんどなく、本件当時も、晃里から支部会等における段ボール製品の値上げのやり取りについて報告されておらず、これに従って値上げを実施すべきことを晃里に指示した事実もないこと、それにもかかわらず、晃里の営業担当者において当該支部会等で行った値上げに関するやりとりが親会社である被審人東京コンテナ工業によるものと認めるためには、晃里の法人格が形骸化されているか、又は濫用的に使用されている場合に限られるところ、実際には、晃里は、被審人東京コンテナ工業とは全く異なる仕組みで運営されており、その法人格が形骸化されていることはできず、また、晃里は、このような違反行為による責任を免れるために設立された法人ではなく、その法人格が濫用的に使用されているということもできないことなどを理由として、被審人東京コンテナ工業において、晃里を介して本件各合意に参加した事実は認められないと主張する。

- (イ) しかし、被審人東京コンテナ工業が指摘する法人格否認の法理は、私法上の権利義務関係について、一定の要件の下、会社とその背後にいる社員を同一視するというものであって、独占禁止法の定める不当な取引制限に係る当事者の認定に直ちに適用されるものとはいえない。この点、晃里は、被審人東京コンテナ工業から委託を受けて、その段ボール製品の販売業務を行っていたものであるが、実質的には親会社である被審人東京コンテナ工業の営業部門として、その指揮監督の下でこれらの営業活動を行っていたものであることは前記(2)エ(ア)で説示したとおりであり、かかる認定を覆すべき事情も見当たらない。
- (ウ) これらによれば、晃里が被審人東京コンテナ工業から一定の範囲で段ボール製品の販売価格の決定権を付与されていたとしても、上記のとおり実質的に被審人東京コンテナ工業の営業部門を担っていた晃里において、その裁量の範囲内で段ボール製品の値上げを実施するに当たり、他の事業者との間でこれに関する情報交換をしていたことになるから、晃里の法人格が形骸化しているか、濫用的に使用されているか否かにかかわらず、かかる意思の連絡の主体となるのは、被審人東京コンテナ工業であると認めるのが相当である。そうすると、被審人東京コンテナ工業においては、その主張によっても、晃里による上

記情報交換とは関係なく独自に段ボール製品の値上げを行ったというべき事情もなかったとみられることから、これについて被審人東京コンテナ工業が実質的に自社の営業部門に当たる晃里を介して本件各合意に参加したとの判断は左右されない。

(エ) 以上によれば、被審人東京コンテナ工業の上記(ア)に係る主張は、採用することができない。

キ 被審人鎌田段ボール工業が本件シート合意に参加した事実はないとの主張について

(ア) 被審人鎌田段ボール工業は、その代表取締役である《E》において、平成23年10月28日、被審人レンゴーの担当者と面談し、段ボール製品の値上げ活動に関する協力要請を受け入れた事実はなく、また、11月17日三木会で、被審人鎌田段ボール工業においても値上げを行う旨を回答したことや他の出席者と値上げの進捗状況について情報交換をした事実もないのであり、本件ケース合意に基づいて値上げ活動が行われていたと知る余地もなく、その後、被審人鎌田段ボール工業において段ボールシートの値上げを実施したのは、段ボール原紙の値上がりを実現したため、独自の判断で行ったものにすぎないから、本件シート合意に参加した事実はないと主張する。

(イ) しかしながら、《E》は、供述調書において、前記(1)エ(オ) c のとおり、平成23年10月28日、被審人レンゴーの仙台工場長及び東北事業部長と面会した際、同人らから、段ボール製品の値上げの実施について、被審人鎌田段ボール工業においても協力してほしいと要請され、業界の慣行を慮り、これを受け入れることとし、翌29日の社内会議で営業担当者に対し、自社の段ボールシートについて値上げの方針を示したこと、その後、自ら出席した11月17日三木会において、他の出席各社の間で値上げの進捗状況の情報交換が行われている中で、被審人トーモクの《C1》から被審人鎌田段ボール工業においても値上げの意向があるかについて問い質された際、「原紙が値上がりするのなら、きちんと値上げは行います。」と回答していたこと、前記(1)エ(オ) d のとおり、それ以降開催された三木会においても東北支部の支部長として同支部管内における段ボール製品の値上げの進捗状況について報告していたことなどを供述している（査463）。このうち、《E》が同年10月28日に被審人レンゴーの担当者と面

会していたこと及び翌29日自社の営業担当者に対して値上げの方針を示したことは、同人の予定が記載されていたカレンダー及び当該営業担当者作成のメモの記載（査585及び査586）によっても裏付けられている。また、本件当時段ボール製品の値上げを主導していた被審人レンゴーから、かかる要請を受け、自社においても値上げを実施することになったことは、本件の経過からみても特に不自然ではない。12月7日三木会で《E》が東北支部管内の値上げの進捗状況を報告していたことについても、同会合の出席者が記録したメモの記載（査303〔添付資料13枚目〕）によって裏付けられている。これらによれば、上記供述調書の内容は信用に値する。

(ウ) しかるところ、《E》は、陳述書においては、平成23年10月28日に被審人レンゴーの担当者と面会した事実を否定することなく、その時点で未だ値上げの要請はなかったと述べる一方（審Fク4）、代表者審尋においては、同日同人と面会したことについて覚えていないなどと曖昧な供述に終始しながら、被審人鎌田段ボール工業の代理人に重ねて質問されるや、上記面会の事実自体を否定するに至り（同速記録7頁）、また、東北支部管内の値上げの進捗状況について情報収集の上で三木会に報告していたことも否定する（同速記録11頁、12頁）など、記憶のとおり供述しているものとはみられず、これらの内容とは異なる供述調書が作成された理由についても合理的な供述をしていない。これらによると、《E》の陳述書及び代表者審尋における供述は直ちに信用することができない。この点、当時被審人レンゴーの仙台工場長であった《D10》も、参考人審尋で、《E》との面会の事実を否定しているが、かかる供述も同様に信用し難い。

(エ) 以上によれば、被審人鎌田段ボール工業の上記(ア)に係る主張は、いずれも採用することはできない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、本件各事業者は、本件各合意をもって、共同して段ボール製品の販売価格を引き上げたものと認めることができる。

2 争点2（本件各合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か）について

(1) 一定の取引分野の範囲について

ア 争点に対する判断

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である（東京高等裁判所平成5年12月14日判決・公正取引委員会審決集第40巻776頁〔トッパン・ムーア株式会社ほか3名に対する独占禁止法違反被告事件〕、東京高等裁判所平成20年4月4日判決・公正取引委員会審決集第55巻791頁〔株式会社サカタのタネほか14名による審決取消請求事件〕参照）。これを本件についてみると、次のとおりである。

(ア) 本件各合意が対象としている取引等

東段工は、前記第3の2のとおり、全段連を構成する4団体の一つとして、その管轄地域である東日本地区においてコルゲータを有する段ボールメーカーで構成される団体であり、三木会は、こうした東段工の理事の下に置かれた組織として、主に東日本地区の全域又は広域において営業活動を行っている大手の段ボールメーカーからなる本部役員会社の営業統括者等及び管内の各支部を代表する支部長によって構成されていたのである。そして、前記1で認定、説示したとおり、本件における共同行為は、こうした本部役員会社を占める大手の段ボールメーカーが東段工管内の地場の段ボールメーカーとも協調しながら同管内全体で段ボール製品の値上げを実現するため、その主導により、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたものである。

これらによると、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品（日本工業規格に該当する段ボールシート又はこれを加工した段ボールケース）は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意に

より影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。

(イ) 小括

以上によれば、本件シート合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールシートの販売分野であり、本件ケース合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールケースの販売分野と認めるのが相当である。

イ 被審人らの主張に対する判断

(7) 市場の画定の方法に関する主張について

a 被審人らは、一定の取引分野となる市場の画定は、一般的かつ客観的に行われるべきところ、企業結合の審査の場合のように、企業結合ガイドラインに沿って、需要の代替性及び供給の代替性を検討することを基本として、必要に応じて、各市場における競争環境などを踏まえて行うべきであり、共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討することにより、その競争が実質的に制限される範囲を画定して市場を決定するという見解は、一定の取引分野の画定が当該市場において競争が実質的に制限されているかを判定するための前提として行われるものであることからすると、論理が逆であり、多摩談合新井組最高裁判決において明確に否定されていることなどを理由として、前記説示の手法で一定の取引分野を画定することは不当であると主張する。

b しかし、企業結合の審査においては、企業結合が通常それ自体で直ちに特定の取引分野における競争を実質的に制限するとはいえない上、特定の商品又は役務を対象とした具体的な行為が存在するものではないから、企業結合による市場への影響等を検討する際には、商品又は役務の代替性等の客観的な要素に基づいて一定の取引分野を画定する必要があるのに対し、価格カルテル等の不当な取引制限における共同行為は、通常、それ自体が一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的としてされるものであることが明らかであり、その処分の対象として必要な範囲で取引分野を画定するという観点からは、共同行為の対象となる商品又は役務の代替性について厳密な検証を行う実益は乏しく、企業結合ガイドラインの示す判断基準がそのまま適用されるということとはできない。段ボール製品の販売価格の引上げに係る本件各合意も、その内容や経過等から一定の取引分野における競争の

実質的制限をもたらすことを目的とするものであることは明らかであるから、本件各合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、当該取引分野を画定すれば足りると解すべきことは前記説示のとおりである。

- c この点、多摩談合新井組最高裁判決は、都市基盤整備事業を行う公社が特定の地域において指名競争入札の方法により発注する一定規模以上の土木工事について複数のゼネコンがした受注予定者の決定等に関する合意が不当な取引制限に当たるか否かが争われた事例において、一定の取引分野について、公正取引委員会の審決（平成20年7月24日同審決・公正取引委員会審決集第55巻174頁）においては、「Aランク以上の土木工事のうち、『被審人33社及び被審人以外の多摩地区で事業活動を行うゼネコン47社のうちの複数の者又はこれらのいずれかの者をメインとする複数のJVを入札参加業者又は入札参加JVの全部又は一部とするもの』」と限定されていたのに対し、かかる限定を除外した「Aランク以上の土木工事」が一定の取引分野となることを前提として、当該事案の下で、不当な取引制限に当たると判断したものにとどまり、一定の取引分野の画定に係る手法については何ら判示していないのであるから、これについて前記アの判断が同判例に抵触するという反論は当を得ないものである。また、前記アの判断は、本件各合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して当該取引分野を画定すれば足りるというにとどまり、競争が実質的に制限される範囲を画定した上で一定の取引分野を決定したものではないから、この点について論理が逆であるという反論も当を得ないものである。

- d 以上によれば、被審人らの上記aに係る主張は、採用することができない。

(イ) 段ボール製品の販売に係る地理的範囲に関する主張について

- a 被審人らは、①段ボール製品については、その製造、販売に係る全体のコストに占める輸送費の割合が高いことから、その供給範囲は、当該工場の近距離に所在するユーザーに限られ、その範囲を超えて互いに競争関係が生じることはないものであり、また、地域ごとに段ボール製品の供給者やシェアが異なるだけでなく、需要者

であるユーザーの傾向にも特徴があるなど、競争状況も異なるため、価格水準も異なっているのであるが、それにもかかわらず、一定の取引分野の地理的範囲を東日本地区と画定することは、供給者にとって共通の需要者が存在することによって競争が成立するという前提に反すること、②特定の支部会等によりのみ出席した事業者において、値上げの合意に参加する事業者の範囲や対象となる商品の地理的範囲が東日本地区全域に及ぶなどということは全く認識することができなかったことからすれば、市場の画定について前記説示のような手法によったとしても、これらの会合における情報交換の対象が東日本地区全体で販売される段ボール製品であるということとはできないことなどを理由として、その地理的範囲を東日本地区全体と画することはできないと主張する。

- b しかし、上記 a ①に係る主張についてみると、段ボール製品については輸送費用の関係からその供給範囲が他の事業者との競争上、各工場の近距離に所在するユーザーに限定されるという事情があることから、ある事業者について、自社の工場との関係からみれば、当該ユーザーに対する供給範囲内に所在する他の事業者との間でのみ競争関係があるとしても、一定の取引分野は、このように特定の事業者及び生産拠点ごとに存在する競争関係について、重層的に成立し得るものであって（公正取引委員会平成20年4月16日審決・公正取引委員会審決集第55巻3頁〔株式会社荏原製作所ほか8名に対する件〕、東京高等裁判所平成21年5月29日判決・公正取引委員会審決集第56巻第2分冊262頁〔東日本電信電話株式会社による審決取消請求事件〕参照）、これらのうち、独占禁止法上問題となる共同行為との関係で、一定の取引分野が画定するのである。

本件において、三木会を構成する本部役員会社は、被審人福野段ボール工業を除き、いずれも東日本地区の全域又は広域にわたり段ボール製品の製造、販売を行っている大手の段ボールメーカーにより占められており、このように東日本地区内の全域又は広域で競争関係に立つ事業者が各支部所属の事業者を代表する支部長と共に、段ボール製品の値上げについて、特に地域を限定することなく情報交換を行っていたのであり、東段工管内全体で値上げを

実現するためにこれらの協調行為が行われていたことは前記 1 で認定、説示したとおりである。この点、大手の段ボールメーカーにおいても、地場のユーザーに対する販売については、各工場で営業活動を行い、当該工場の裁量で販売価格の取引条件を決定していたとしても、それ自体は、段ボール製品の販売に関する上記の実情を踏まえた社内分業の結果にすぎず、実際、これらの事業者が各工場で実施した段ボール製品の値上げは、前記第 3 の 4 のとおり、本社又は親会社が示した値上げ方針に沿って行われたものであり、各工場の独自の判断でこれらの値上げが実施されたのではない。

以上のとおり、本件各合意は、東段工の組織である三木会という場において、その管轄地域である東日本地区の全域又は広域で競争関係に立つ大手の段ボールメーカーをはじめとする事業者の間で、これらの地域全体を対象として取り交わされたものであるから、東日本地区全体を地理的範囲とする取引分野が成立したというべきであり、その後、東日本地区内で商圈の範囲が限られた地場の段ボールメーカーが各支部会等を通じて本件各合意に参加したとしても、それ自体は、前記説示のとおり、これらの大手の段ボールメーカーが中心となって東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実現するために同管内の地場の段ボールメーカーとの間でも協調関係が形成されたことによるものであるから、これによって一定の取引分野に係る地理的範囲が各地域ごとに分断されることにはならない。

生産拠点等の関係から地域によってシェアやユーザーの傾向等が異なるという点も、段ボール製品に特有の事柄ではなく、これにより地域によって価格水準にある程度違いが存在したとしても、以上の事情に照らすと、上記の範囲で取引分野が成立することを直ちに妨げるものとはいえない。

- c 上記 a ②に係る主張についてみても、一定の取引分野は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲から定まるものであり、個々の事業者の認識により直ちにこれが左右されるものではない。この点、本件支部会等に出席したにとどまる地場の段ボールメーカーにおいても、従前の慣行から、段ボール原紙の値上がりに伴う段ボール製品の値上げの実施について、当

該支部のみならず、他の支部においても大手の段ボールメーカーが中心となって同様の情報交換が行われていると認識していたとみられる状況にあったというべきところ、こうした状況の下で、当該支部を代表して三木会に出席していた支部長等又は本部役員会社所属の営業責任者の促しにより、当該支部会等の出席各社の間で、三木会で確認されたところと同じ内容の値上げの実施を確認したことをもって、これらの者を介して三木会で成立した本件各合意に参加したと認めるのが相当であることは前記 1 (2)ウで説示したとおりであるから、取引分野の認定においても、その地理的範囲が当該事業者の所在する地域に限定されることにならない。

d 以上によれば、被審人らの上記 a に係る主張は、いずれも採用することができない

(ウ) 広域ユーザー向け段ボールケースと地場ユーザー向け段ボールケースとの違いに関する主張について

a 被審人らは、段ボールケースのうち、広域ユーザー向けのものは、これを供給できる事業者がほぼ大手 5 社に限られ、そのシェアは 8 割を超えるものであり、大手 5 社のシェアが小さい地場ユーザー向けのものとは競争環境が大きくことなること、また、広域ユーザー向けのものは、ユーザーの購買力やスケールメリット等から、地場ユーザー向けのものと比して価格水準が低くなるほか、価格決定メカニズムも異なることから、地場ユーザー向けのものとは取引分野を異にするものであり、実際、広域ユーザーに対する値上げについては別途 5 社会で情報交換が行われていることから、本件ケース合意は、広域ユーザー向け段ボールケースを対象とするものではなく、一定の取引分野としても両者を含む市場を画定することはできないと主張する。

b しかし、特定段ボールケースは、ユーザーにより仕様の違いがあるとしても、広域ユーザー向けのものか又は地場ユーザー向けのものかを問わず、日本工業規格に基づく段ボールシートを加工して製造される段ボールケースであるという点において商品として共通するものである。しかるところ、広域ユーザー向けのものについて、大手 5 社のシェアが 8 割を超えるというのは、全国各地に拠点を有する広域ユーザーに対応できるだけの供給体制を要するな

どの関係によるものとみられ、他方、2割近くは、地場の段ボールメーカーの供給によるものであり、飽くまで供給者の違いはこうした事情による相対的なものにすぎない。また、同じ商品については本来同一の価格水準となるところ、段ボールケースについて広域ユーザー向けのものの方が低価格となるのは、購買力の大きい広域ユーザーが交渉担当部署において一括して大量に購入することによるスケールメリットがあるからにすぎない。

c この点、本件当時、段ボール原紙の値上がりに伴い、その価格転嫁のため、段ボール製品について値上げを実施すべき要請は、広域ユーザー向けのものか地場ユーザー向けのものかによって違いがあるものではなく、目安とすべき値上げ幅も大きく異なるものであったとはみられない。実際、10月17日三木会において、段ボールシートの値上げについて、本件シート合意が成立した際、その対象が広域ユーザー向けのものか地場ユーザー向けのものかを区別して情報交換がされていたという形跡もみられず、その後三木会で行われていた情報交換も同様である。他方5社会で情報交換がされていたのは、広域ユーザーのうち、67社からなる特定ユーザー向け段ボールケースに限られているのであって、これをもって、本件シート合意の対象から広域ユーザー向けのものが除かれていたということはできない。

d 以上によれば、特定段ボールケースについて、本件ケース合意は、地場ユーザー向けのものだけでなく、広域ユーザー向けのものも対象としていたのであって、一定の取引分野も両者を含むものであることは明らかであり、被審人らの上記aに係る主張は、採用することができない。

(2) 競争の実質的制限の有無について

ア 争点に対する判断

独占禁止法第2条第6項が定める「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らはその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する（多摩談合新井組最高裁判決参照）。そして、販売

価格の引上げに係る合意により一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか否かは、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さによってのみ判断するのではなく、上記の観点から、これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である。これを本件についてみると、次のとおりである。

(ア) 本件各合意に係る当事者のシェアについて

平成23年の東日本地区における段ボールシートの販売数量に係るシェアについて、審査官が全段連公表の地域別生産動向及び経済産業省公表の生産動態統計調査に係る資料に基づき、東日本地区における総出荷数量を算出した上で、第1事件事業者57社から受けた報告を基に算出した事業者ごとの販売数量を、上記の総出荷数量によって除することにより算定した結果（査492）によると、本件シート合意の成立時の当事者である第1事件三木会出席11社による販売数量は、上記の総出荷数量の約44.29パーセントを占めているほか、第1事件三木会出席11社に、このうち4社（被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人森紙業及び大王製紙パッケージ）とグループ関係にある15社（別紙5の番号12ないし同26記載の各事業者）を加えた26社による販売数量は、上記の総出荷数量の約62.20パーセントを占めており、また、第1事件三木会出席11社に後日本件シート合意に参加した46社を加えた第1事件事業者57社による販売数量は、上記の総出荷数量の81.47パーセントを占めていることが認められる。同様に、平成23年の東日本地区における段ボールケースの製造数量に係るシェアについて、審査官が上記資料に基づき、東日本地区で段ボールケースの原材料となった段ボールシートの総製造数量を算出した上で、第2事件事業者63社から受けた報告を基に算出した事業者ごとの段ボールケースの製造数量を、上記の総製造数量で除することにより算出した結果（査493）によると、本件ケース合意の成立時の当事者である第2事件三木会出席12社による製造数量は、上記の総製造数量の約41.24パーセントを占めているほか、第2事件三木会出席12社に、上記15社を加えた27社による製造数量は、上記の総製造数量の約5

1. 88パーセントを占めており、また、第2事件三木会出席12社に後日本件ケース合意に参加した51社を加えた第2事件事業者63社による製造数量は、上記の総製造数量の約65.15パーセントを占めていることが認められる。

この点、審査官が前記第5の2の同主張欄(2)アで主張するとおり、競争制限の有無を判断する上で、東日本地区における段ボールシートの販売数量に係る上記のシェアは、特定段ボールシートの販売シェアとほぼ同視できるほか、東日本地区における段ボールケースの製造数量に係る上記のシェアは、特定段ボールケースの販売シェアとほぼ同視することができる。そうすると、特定段ボールシートについては、本件シート合意成立時点において、その合意の当事者となった第1事件三木会出席11社のシェアは、4割余りであり、また、特定段ボールケースについても、本件ケース合意成立時において、その合意の当事者となった第2事件三木会出席12社のシェアは、4割余りである。さらに、上記15社は、これらの当事者のうち、上記4社とグループ関係にあり、前記第3の4のとおり、本件各合意の成立に先立ち、既にそれぞれ自社の親会社等から段ボールシート及び段ボールケースの値上げの方針が示されており、その意向が及んでいたことを踏まえ、特定段ボールシートについて、第1事件三木会出席11社に上記15社を加えた26社のシェアでみると、その割合は6割余りとなるのであり、また、特定段ボールケースについて、第2事件三木会出席12社に上記15社を加えた27社のシェアでみると、その割合は5割余りとなり、いずれもシェアは過半を占めることになる。

(イ) 他の事業者の価格けん制力について

加えて、前記1で認定、説示したとおり、本件各合意の成立当時、既に主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そろっており、段ボールメーカーとしては、製造原価に占める段ボール原紙の割合が高い段ボール製品について、販売価格を引き上げる必要が生じていたところ、段ボールメーカーの間では、従前から段ボール原紙の値上がりに伴い段ボール製品の値上げを実施するに当たっては、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標として足並みをそろえて値上げを行う必要があると認識さ

れ、取り分けこうした時期に取引拡大のため競り込みを行うことは値上げの実施の妨げになるため警戒されており、これに反して競り込みが行われた場合には、他の納入業者から抗議が行われるなど競争回避に向けた解決が図られていたほか、上記のとおり段ボール製品の値上げの時期には、三木会や支部の会合において、出席各社の間で値上げの方針や進捗状況について情報交換がされるとともに、個別のユーザーについて入れ合いとなっている事業者の間でも値上げ交渉の状況に関する情報交換が行われるなどしていたのである。これらによると、特定段ボールシートについて、本件シート合意成立当時、その当事者である第1事件三木会出席11社又はこれに上記グループ会社15社を加えた26社による販売価格の引上げに対し、他の事業者が競争的に振舞い、これらの価格引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。他方、特定段ボールケースについては、コルゲータ保有メーカーのほか、ボックスメーカーも競合する事業者となるが、前記1(1)アのとおり、ボックスメーカーは、コルゲータ保有メーカーと比べ事業規模が小さい事業者が多く、コルゲータ保有メーカーから段ボールシートを仕入れる関係上、段ボールケースの販売について、価格面でコルゲータ保有メーカーと競争することは困難であって、段ボールシートの販売価格が引上げられれば、ボックスメーカーにおいても段ボールケースの販売価格を引上げる傾向にあったことからすれば、同様に、本件ケース合意成立当時、その当事者である第2事件三木会出席12社又はこれに上記グループ会社15社を加えた27社による販売価格の引上げに対し、ボックスメーカーを含む他の事業者が競争的に振舞い、これらの価格の引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。

(ウ) 小括

これらの事情に照らすと、特定段ボールシートについて、第1事件三木会出席11社が本件シート合意を成立させるとともに、特定段ボールケースについて、第2事件三木会出席12社が本件ケース合意を成立させたことをもって、いずれもその意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができる。そして、前記のとおり、本件各事業者のうち、その余の事業

者らが後日本件各合意に順次参加したことにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超えるものとなり、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、かかる市場支配は強固なものとなったといえることができる。これらによれば、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったことは明らかである。

イ 被審人らの主張に対する判断

(ア) 当事者のシェアの認定においてグループ会社の取引を考慮することが相当でないという主張について

a 被審人らは、①グループ会社は独自の判断により値上げを行っていることから、グループ会社のシェアを含めて本件各合意成立時における当事者のシェアを算定することは不合理であるところ、これを含めないシェアは4割余りであり、過去の審判及び裁判例に照らしてみても、競争の実質的制限効果は生じたとは認められない、他方、②グループ会社に対する販売についても、競争の実質的制限の有無を判断する上で、前提とされている市場原理が働かず、同一事業者内の事業部門間の取引と変わらないことなどから、グループ会社に対する販売を含めてシェアを算定することは相当ではないと主張する。

b しかし、上記 a ①に係る主張についてみると、前記のとおり、これらグループ会社は、本件各合意に先立ち、それぞれ当事者である親会社等から、段ボール原紙の値上がりに伴い、段ボール製品の値上げの方針が示されていたことからすれば、同一グループ内でこれに反して競争的な行動に出るとは到底考え難いところであり、本件各合意成立時点でみても、当事者において、これらのグループ会社の価格も左右し得る状態にあったといえることができるから、競争の実質的制限がもたらされることを根拠づける事実として当事者のシェアを認定するに当たり、これらのグループ会社のシェアも考慮することは何ら不合理なものといえることはできない。また、前記説示のとおり、競争の実質的制限の有無を判断する上で、当事者のシェアは考慮すべき一要素にすぎず、これがさほど高くないことをもって直ちに競争の実質的制限が否定されるものではないところ、本件各合意については、その成立時における上記グル

ープ会社を含めた当事者のシェアは、いずれも過半を占めるものであり、また、従前の慣行や経緯等から、他の事業者において価格の引上げをけん制する行動に出ることが期待できる状況になかったことも前記説示のとおりであるから、これらの事情を考慮して、競争の実質的制限を認めた点に何ら誤りがあるということとはできない。

c 上記 a ②に係る主張についてみても、グループ会社間の取引が直ちに同一事業者内の事業部門間の取引と同視し得るものではないが、この点を措いても、上記のとおり、当事者のシェアは競争の実質的制限の認定において考慮すべき一つの要素にすぎず、本件各合意については、他に考慮すべき事情も踏まえると、競争の実質的制限があったことは明らかであるから、当事者のシェアの認定において、グループ会社間の取引分が含まれていたとしても、直にかかる判断が左右されるものではない。

d 以上によれば、被審人らの上記 a に係る主張は、いずれも採用することができない。

(イ) 競争の実質的制限の判断において広域ユーザー向け段ボールケースは対象から除外すべきという主張について

a 被審人らは、特定段ボールケースについて、競争の実質的制限の判断において、地場ユーザー向けのものとは市場を異にする広域ユーザー向けのものを対象から除外すべきであり、その場合、市場における前記 1 2 社のシェアは 4 割を相当に下回るのであるから、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたということとはできないと主張する。

b しかしながら、特定段ボールケースについて、本件ケース合意は、地場ユーザー向けのものだけでなく、広域ユーザー向けのものも対象としていたのであって、一定の取引分野も両者を含むものであることは前記(1)イ(ウ)で説示したとおりであり、競争の実質的制限の判断においても、広域ユーザー向けのものを除外すべき理由はないから、被審人らの上記 a に係る主張は、採用することができない。

c なお、前記第 3 の 8 のとおり、特定段ボールケースに係る取引のうち、特定ユーザー向け段ボールケースに係る取引と重複する部

分については、後に関連事件合意が成立したことにより、本件ケース合意による拘束の対象から事実上除外されたとされているが、これをもって直ちに、本件ケース合意成立時における特定段ボールケースに係るシェアの認定が左右されるものということとはできない。

(ウ) 地域ごとに競争の実質的制限が生じていることを要するという主張について

- a 被審人らは、東日本地区全体ではなく、地域ごとに市場の画定がされるべきであり、仮に、東日本地区全体で一定の取引分野が成立するとしても、地域ごとに競争の実質的制限が生じていることを要するというべきところ、第1事件三木会出席11社又は第2事件三木会出席12社における地域ごとのシェアは、東日本地区全体のシェアより低くなるものとみられ、一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすほどのものとは限らない旨主張する。
- b しかし、10月17日三木会で成立した本件各合意について、東日本地区全体を地理的範囲とする取引分野が成立することは前記(1)で説示したとおりであるから、その成立時の当事者である第1事件三木会出席11社又は第2事件三木会出席12社について、競争の実質的制限の有無を地域ごとに判断すべき理由がないことは明らかである。
- c なお、前記1(2)ウで説示したとおり、本件各合意は、三木会を構成する大手の段ボールメーカーのみならず、東段工管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工管内全体で値上げを実施することを予定して成立したものであるところ、実際に、その後、各地域においてコルゲータを保有する地場の段ボールメーカー（審A共7、審B共3）の多くが大手の段ボールメーカーと共に当該支部会等において段ボール製品の値上げに係る合意をしたことをもって本件各合意に参加したのであり（ちなみに、前記1(1)エ(ウ)によると、北海道地区においては全てのコルゲータ保有メーカーがこれに参加していたことになる。）、前記説示のとおり段ボールケースについてボックスメーカーの価格けん制力が見込まれないことも踏まえると、段ボールシート及び段ボールケースとも、これらの事業者が当該支部会等における

上記合意を通じて本件各合意に参加したことをもって、各地域においても、競争の実質的制限が生じたといえるのである。この点においても本件各合意が特定段ボールシート及び特定段ボールケースの取引分野における競争の実質的制限をもたらすものであったことは明らかである。

d 以上によれば、被審人らの上記 a に係る主張は、採用することができない。

(エ) 他の事業者において価格けん制力を有していたこと

a 被審人らは、段ボール製品の値上げについて従前から審査官が主張するような協調関係はなかったところ、審査官の主張を前提とすれば、大手の段ボールメーカーにおいて、支部会等を通じて地場の段ボールメーカーを本件各合意に引き込む必要があったことになり、実際に地場の段ボールメーカーのシェアは相当な割合を占めていたことから、十分な価格けん制力を有していたと主張する。

b しかし、各地域において地場の段ボールメーカーが占めるシェアは相当程度あったとしても、前記説示のとおり、地場の段ボールメーカーを含めて協調関係が存在しており、これらの事業者の価格けん制力が見込まれる状況になかったという事実は、実際、本件当時、各地域においても、支部会等に出席していた各事業者が軒並み段ボール製品の値上げに係る情報交換に加わり、他に競争的に振舞うような有力な事業者が現れた形跡が見られないことから明らかであり、被審人らの上記 a の主張は、採用することができない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、第1事件事業者57社は、本件シート合意により、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限したものであり、第2事件事業者63社は、本件ケース合意により、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限したものと認めることができる。また、その内容に照らし、これらが公共の利益に反するものであったことは明らかである。

3 争点3（本件各排除措置命令の適法性）について

(1) 排除措置命令の必要性について

ア 独占禁止法第7条第2項は、違反行為が既になくなっている場合に

においても、「特に必要があると認めるとき」は、事業者に対し、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ、この「特に必要があると認めるとき」とは、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される（東京高等裁判所平成20年9月26日判決・公正取引委員会審決集第55巻910頁〔JFEエンジニアリング株式会社ほか4名による審決取消請求事件〕参照）。そして、その判断については、我が国における独占禁止法の運用機関として競争政策について専門的な知見を有する公正取引委員会の専門的な裁量が認められる（最高裁判所平成19年4月19日第一小法廷判決・裁判集民事224号123頁参照）。

イ 本件各違反行為についてみると、前記第3の7のとおり、平成24年6月5日に公正取引委員会が立入検査を行って以降は、本件各事業者において、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格に関する情報交換は行われていないことから、本件各合意は消滅したものと認められるが、前記1(1)で認定した本件の経過に照らすと、本件各事業者は、上記立入検査が行われるまで三木会及び各支部会等においてこれらの情報交換を行っていたものであって、本件各違反行為をやめたのは、上記立入検査を受けたことを契機とするものであったと認められ、自発的な意思に基づくものではないとみられる。東段工については、審査官が第5の3の同主張欄(1)イ(ウ)で主張するとおり、過去にも公正取引委員会により独占禁止法違反事件に係る勧告審決がされていたことは、当審判官に顕著な事実である。前記1で認定、説示したところによれば、段ボールメーカーの間では、従前から段ボール製品について安値販売により取引拡大を図ることについては自粛すべきものとされていたほか、値上げの実施には各事業者において足並みをそろえて行う必要があるとされていたところ、東段工の組織である三木会及び支部の会合がこうした価格の維持及び引上げのための情報交換の場として利用されていた経緯があり、本件各違反行為も、このような協調関係の下で被審人レンゴーをはじめとする大手の段ボールメーカーの主導により組織的に行われていたということができる。

ウ これらの事情に照らすと、本件各違反行為が終了してから本件各排除措置命令がされるまで2年余りが経過していることを踏まえても、被審人らを含む本件各事業者において再び東段工の会合を利用するなどして同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、また、本件各違反行為が終了したことのみに基づいて当該取引分野における競争秩序の回復が十分にされたものということもできないから、公正取引委員会が本件各違反行為につき特に必要があると認め、排除措置を命じたことについて、裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

(2) 排除措置の内容の相当性について

ア 公正取引委員会は独占禁止法の運用機関として競争政策に専門的な知見を有していることから、その命ずる排除措置の内容についても、専門的な裁量が認められているものと解されるところ（東京高等裁判所平成28年5月25日判決・公正取引委員会審決集第63巻304頁〔日本エア・リキード株式会社による審決取消請求事件〕参照）、本件各排除措置命令は、名宛人の各事業者に対し、特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、今後他の事業者と共同して販売価格を決定したり、販売価格の改定に関する情報交換をすることを禁止するとともに（各主文第3項及び第4項）、これらの行為をしないことなどを取締役会において決議した上（各主文第1項）、その旨取引先である商社等に通知し、かつ自社の従業員に周知徹底させるほか（各主文第2項）、上記各措置を公正取引委員会に報告すること（各主文第5項）を内容とするものであって、いずれも本件各違反行為が排除されたことを確保するのに必要な事項であると認められ、その内容においても裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

イ これに対し、被審人レンゴーほか6名及び被審人トーモクほか2名は、独占禁止法上、グループ会社間において共同して販売価格を決定することや販売価格の改定に関して情報交換を行うことは禁じられていないのであって、明文上これらを禁止事項から除外していない本件各排除措置命令は不当なものであり、確定した排除措置命令に対する違反行為が刑事罰の対象となること（独占禁止法第90条第3号）を考慮すれば、排除措置命令において禁止される行為の範囲を明確に定めるべきであると主張する。

しかし、本件各排除措置命令は、上記のとおり他の事業者と共同して販売価格を決定してはならないことなど一般的な禁止事項とそれに関する措置を定めたものにとどまり、同一のグループ会社間の取引について、実質的に競争関係にないと認められるときには不当な取引制限に係る規制を受けないことを否定する趣旨のものでないことは、その文言から明らかであるから、本件各違反行為のようにグループ内外を問わず多数の当事者の間で行われた共同行為について排除措置命令を発付する場合において、個々の当事者との関係で実質的に競争関係にないと認められるグループ会社を明文上特定した上で禁止事項の対象から除外しなかったからといって、直ちに当該排除措置命令が違法になるということとはできない。

確定した排除措置命令に対する違反行為が刑事罰の対象となるという点も当該行為時点におけるグループ会社間の実質的な競争関係の有無によって排除措置命令に対する違反行為の成否が判断されるべきものであるから、排除措置命令においてその発令時点におけるグループ会社を禁止事項の対象から除外すべき理由にはならないと解する。

したがって、被審人レンゴーほか6名及び被審人トーモクほか2名の上記主張は、採用することができない。

(3) 結論

以上によれば、本件各排除措置命令は、適法なものというべきである。

4 争点4（本件各課徴金納付命令の適法性）について

(1) 課徴金の算定期間（実行期間）について

ア 独占禁止法第7条の2第1項は、「当該行為の実行としての事業活動を行った日」を課徴金の算定対象となる商品の売上額に係る算定の始期としている。この実行期間の始期については、違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い、その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には、当該予定日以降の取引には、当該合意の拘束力が及んでいると解され、現実はその日に値上げが実現したか否かに関わらず、その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる（公正取引委員会平成14年9月25日審決・公正取引委員会審決集第49巻111頁〔株式会社オーエヌポートリーに対する件〕、公正取引委員会平成19年6月19日審決・公正取引委員会審決集第54巻78頁〔日本

ポリプロ株式会社ほか1名に対する件〕参照）。

イ 本件各違反行為についてみると、本件各合意は、対象となる特定段ボールシート及び特定段ボールケースの値上げの実施時期について定めていないことから、原則としてこれらのユーザーに対して申し入れた値上げの実施予定日のうち最も早い日（①）が実行期間の始期となる。もっとも、平成23年10月17日の本件各合意成立時点又は本件各合意への参加時点で、ユーザーに対して既にこれらの値上げを申し入れていた事業者については、前記各時点より前の事業活動は、当該行為の実行としての事業活動とは認められないから、値上げ交渉の結果、値上げした価格で、本件各合意成立又は本件各合意への参加以降に当該商品を引き渡した最初の日（②）が上記①より前である限り、これが実行期間の始期となる。すなわち、上記①又は上記②のいずれかのうち、最も早い日が実行期間の始期となるところ、被審人らから提出された報告書（査64ないし査68、査70、査71、査73、査74、査76ないし査88、査91、査92、査95、査97、査100、査102、査103、査106、査109、査111、査115、査118、査122ないし査126）によれば、これに当たる日は、第1事件違反行為につき、別紙6（表1）の「実行期間の始期」欄記載の各日であり、第2事件違反行為につき、別紙6（表2）の同欄記載の各日であると認められる。

ウ 他方、被審人らを含む本件各事業者は、それ以降、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格に関する情報交換を行っていたものであるが、平成24年6月5日に、公正取引委員会の立入検査が行われたことを契機にこれらの情報交換をやめたことは、前記3(1)イで説示したとおりであるから、同日をもって、本件各違法行為は終了し、当該行為の実行としての事業活動はなくなったものと認められる。

エ かかる実行期間の認定に関する被審人らの主張（別紙12の第1）に対する判断は、次のとおりである。

(ア) 東日本地区内の各地域ごとに実行期間を認定すべきであるという点（別紙12の第1の1）について

本件各違反行為に係る一定の取引分野が特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売分野となり、その地理的範囲が東日本地区全体であって、各地域ごとに画定されるものでないことは、前記第

6の2(1)で説示したとおりであるから、課徴金の算定においても東日本地区内の各地域ごとに実行期間を認定すべきものと解する余地はないのであり、本件各事業者においては、東日本地区全体を地理的範囲とする本件各合意を成立させ、又は本件各合意に参加したと認められる以上、対象商品が特定段ボールシート又は特定段ボールケースに当たるものである限り、出席した支部会等に係る支部の管轄地域外における売上げであっても、課徴金の算定対象に含まれるものというべきである。したがって、この点に関する被審人レンゴーほか6名及び被審人東京コンテナ工業の主張は、採用することができない。

- (イ) 本件各合意の成立以前に値上げを受け入れた取引先について、本件各合意の成立後に値上げされた価格で商品が出荷された日を実行期間の始期とすることが誤りであるという点（別紙12の第1の2）について

本件各合意の成立に先立ち、取引先に対して段ボール製品の値上げの申入れを行っていた被審人レンゴー及び被審人大和紙器は、本件各合意の成立後に値上げされた価格で最初に商品の出荷をした日を課徴金の算定始期と認定することについて、当該日は、本件各合意が成立したとされる平成23年10月17日より前にこれとは全く無関係に独自に値上げが実現した取引先に対して商品の出荷がされた日であるから、実行期間の始期となるべき日には当たらないと主張する（なお、被審人セツカートンも同様の主張をしているが、被審人セツカートンについては、その報告に基づき特定段ボールシート及び特定段ボールケースとも取引先に対して申し入れた値上げの実施予定日のうち最も早い日が実行期間の始期と認定されていること（査71〔4枚目及び6枚目〕）から、同主張は、前提を欠くものである。）。

しかし、本件各合意の成立以前に値上げを受け入れた取引先についても、他の事業者が本件各合意に従って値上げを実施しない限り、取引が奪われる可能性があることは否定できず、本件各合意によって値上げされた価格を維持することができたというべきであるから、本件各合意の成立後に値上げされた価格でされた当該商品の出荷は、本件各合意の拘束力が及んでいるものとして、「実行としての事業活

動」に当たると認めるのが相当である。

したがって、本件合意の成立後に値上げされた価格で最初に出荷した商品は、本件各合意の成立前に締結した契約により当該価格が定められたものであっても、その出荷日が実行期間の始期に当たると認められるのであり、被審人レンゴー及び被審人大和紙器の上記主張は採用することができない。

(ウ) 実行期間の始期を値上げの実施予定日ではなく最初に引き上げた価格で商品を出荷した日とすべきであるという点(別紙12の第1の3)について

a 複数の事業者間で値上げについて競争制限を内容とする合意が成立し、事業者が合意を実施する行動に出た場合、取引先が合意に基づく値上げを受け入れたか否かにかかわらず、当該事業者について「実行としての事業活動」を行ったと認められるのは前記アで説示したとおりであり、実際に取引先との交渉が成功して値上げが実現したか否かは、「実行としての事業活動」の認定を左右するものではない。したがって、実行期間の始期を最初に引き上げた価格で商品を出荷した日とすべきであるという被審人トーモクほか2名及び被審人福野段ボール工業の主張は、採用することができない。

b 被審人トーモクほか2名は、仮に値上げの実施予定日を実行期間の始期と認定するとしても、各段ボールメーカーが実質的に合意した合理的な値上げ予定日(以降の最初の商品の引渡日)を実行期間の始期とすべきであると主張する。しかし、本件各合意は、段ボール原紙の値上がりに伴い各当事者が段ボール製品の値上げを行うことを内容とするものであって、実質的にもこうした値上げ実施予定日が当該合意に定められていたと認めるべき事情は見当たらないから、被審人トーモクほか2名の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

c 他方、被審人福野段ボール工業は、取引先に提出した平成23年12月20日付け見積書(査608〔5枚目〕)には値上げ実施日を平成24年3月1日と記載すべきところを間違えて同年1月21日と記載したものであるから、これに基づいて同日をもって実行期間の始期と認定するのは誤りであると主張する。しかし、上記

見積書は、当初「平成２４年１月２１日」と記載されていた値上げ実施日について後に手書きで「平成２４年３月１日」と訂正されているが、平成２３年１２月２０日付けで上記見積書を作成した被審人福野段ボール工業が２か月以上も先の日付である平成２４年３月１日を値上げの実施日とする意図でこれを作成、提出したとは考え難く、当該手書き部分は後に記入されたものとみられる。また、被審人福野段ボール工業が審査官の報告命令に対して提出した報告書で、上記取引先である《事業者名略》に対する値上げの決定日が同年２月１４日であり、値上げの実施日が同年３月１日であると報告していたのである（査６０８〔４枚目〕）。これらによれば、被審人福野段ボール工業は、当該取引先に対して、上記見積書をもって、同年１月２１日を値上げ実施予定日として値上げを申し入れたが、その後、交渉の結果、かかる値上げが同年３月１日まで実現しなかったにすぎないものと認められる。したがって、被審人福野段ボール工業の上記主張は、採用することができない。

- (エ) 自社が値上げ要請を行わなかった取引先について値上げを実施した日を実行期間の始期と認定することが誤りであるという点（別紙１２の第１の４）について

被審人大日本パックスは、実行期間の始期とされた《事業者Ｑ》ほか２社に対する段ボールケースの販売価格の引上げについて、自らは値上げの要請を行わず、これら３社から他の納入業者の納入価格の引上げに応じて販売価格を引き上げるよう要請され、これに応じて値上げしたものにとぎず、事業活動の結果、段ボールケースの販売価格を引き上げたものではないから、これらの値上げを実施した日である平成２４年１月１日は実行期間の始期となりえないと主張する。

しかし、被審人大日本パックスは、審査官の報告命令に対して提出した報告書で自ら《事業者Ｑ》に対して平成２４年１月１日から段ボールケースの値上げを行うことを申し入れていた旨報告していたのである（査９５〔６枚目〕）。また、被審人大日本パックスは、平成２３年１２月１９日付で、《事業者Ｑ》に対して平成２４年１月１日から段ボールケースの単価を引き上げることを内容とする見積書を

提出していたのである（査 6 7 4）。

これらによると、被審人大日本パックスが《事業者Q》に対して納入していた段ボールケースの販売価格を平成 2 4 年 1 月 1 日から引き上げたことは、違反行為の実行としての事業活動に当たるものと認められるのであり、被審人大日本パックスの上記主張は、採用することができない。

オ 以上によれば、被審人らについて、課徴金の算定期間となる実行期間は、第 1 事件違反行為につき、別紙 6（表 1）の「実行期間」欄記載のとおりとなり、第 2 事件違反行為につき、別紙 6（表 2）の同欄記載のとおりとなる。

(2) 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額について

ア 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち違反行為の対象商品の範ちゅうに属し、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる商品に含まれ、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の計算の基礎となる売上額となると解する（東京高等裁判所平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日判決・公正取引委員会審決集第 5 7 巻第 2 分冊 1 9 4 頁〔出光興産株式会社による審決取消請求事件〕参照）。

イ これらによると、第 1 事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものは、特定段ボールシートであり、第 2 事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものが特定段ボールケースであるから、上記の特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束が及んでいるものとして、これらが課徴金の算定対象となる商品に当たることになる。この点、公正取引委員会は、被審人らから提出された報告書（査 6 4 ないし査 6 8、査 7 0、査 7 1、査 7 3、査 7 4、査 7 6 ないし査 8 8、査 9 1、査 9 2、査 9 5、査 9 7、査 1 0 0、

査102, 査103, 査106, 査109, 査111, 査115, 査118, 査122ないし査126)を基に, その報告に係る売上額から, 前記第3の8記載の重複部分(査64の2, 査66の2, 査67の2, 査68の2, 査70の3, 査71の2, 査73の3, 査77の2, 査79の2, 査81の2, 査85の2, 査92の2, 査95の2, 査97の3, 査102の2, 査122の2, 査124の3, 査126の2)及び被審人らの事前の申告に基づきこのうち上記の特段の事情があるなどと認めた部分を控除することにより, 前記(1)の実行期間における被審人らの特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上高を独占禁止法施行令第5条1項の規定に従って算定した結果, 前者について, 別紙6(表1)の「売上額」欄記載の金額となり, 後者について, 別紙6(表2)の同欄記載の金額となると認定したのである。

ウ かかる対象商品の該当性及び売上額の認定に関する被審人らの主張(別紙12の第2)に対する判断は, 次のとおりである。

(ア) グループ会社向け商品の売上げを除外すべきであるという点(別紙12の第2の1)について

a 被審人レンゴーほか5名, 被審人王子コンテナーほか8名, 被審人トモク及び被審人トシンパッケージ並びに被審人コバシ及び被審人内藤は, 子会社を含むグループ会社向けの商品の売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

b しかしながら, 違反行為者のグループ会社であっても, 違反行為者とは別個の法人格を有し, 法律上も独立の取引主体として活動している事業者であるから, グループ会社に対する商品の販売が実質的に同一企業内における加工部門への物資の移転と同視し得るなどの事情が存在しない限り, 直ちに当該グループ会社に販売された商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできないと解する(前掲東京高等裁判所平成22年11月26日判決参照)。

c この点, 被審人レンゴーほか5名の上記主張についてみると, 証拠(査681ないし査685)によれば, 被審人レンゴーは, 平成23年12月以降, 子会社である被審人セツカートン, 被審人アサヒ紙工, 被審人大和紙器及び被審人イハラ紙器に対して販売す

る段ボール製品についても値上げを実施していたこと、他方で、被審人セツ Karton、被審人甲府大一実業、被審人大和紙器及び被審人アサヒ紙器も親会社である被審人レンゴーに対して販売する段ボール製品について、実際に価格交渉を行い、その販売価格を引き上げるなどしていたことが認められる。これらによれば、被審人レンゴーほか5名において、当該グループ会社間で行った段ボール製品の取引が実質的に同一企業内における物資の移転と同視し得るなどの事情が存在したとはみられず、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。したがって、被審人レンゴーほか5名の上記主張は、採用することができない。

- d 被審人王子コンテナほか8名の上記主張についてみると、証拠（査686）によれば、被審人王子コンテナは、本件当時、王子製紙株式会社等の王子グループに属するユーザーに対して販売していた段ボールケースについても、他の取引先と同様に販売価格の引上げの進捗を管理しながら、これらの値上げを実施していたことが認められるのである。他に、王子グループに属する企業間で販売された段ボール製品について、実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情があったとはみられず、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。この点、被審人王子コンテナほか8名は、独占禁止法の規定や公正取引委員会の運用においても、企業結合において結合関係を有する企業のグループ単位で競争への影響が検討されていること、グループ内の取引が一定の場合に不公正な取引方法の規制の対象外とされる場合があることなど、企業グループを1つの単位とする競争が行われていることが前提とされていることからすれば、同一企業グループ間の取引は、広く課徴金の算定対象から除外されるべきであると反論する。しかし、このように同一の企業グループに属する事業者同士が実質的に競争関係に立つかどうかという問題とある事業者が同一の企業グループに属する需要者に対して販売する商品について、他の事業者との間で競争関係が存在しないかどうかという問題は別個の事柄であって、後者の場合、グループ会社であっても、グループ外の他の事業

者から対象商品を調達し得る立場にあることは、他の需要者と同様であり、この点において合理的な企業活動として競争が存在しないということとはできないから、かかる反論は当を得ないものである。したがって、被審人王子コンテナーほか8名の上記主張は、採用することができない。

e 被審人トーモク及び被審人トーシンパッケージの上記主張についてみると、証拠（査260〔7頁～8頁〕）によれば、被審人トーモクは、本件当時、段ボール製品の値上げを実施した際、経済的、組織的一体性がある子会社であると主張する《事業者R》及び《事業者S》との間でもこれらの値上げについて交渉の上で合意していたことが認められるのである。他方、被審人トーモクにおいては、その担当者の陳述書（審C共24）によっても、子会社が被審人トーモク以外の事業者から段ボール製品を購入することを事実上禁止していたというにとどまり、子会社との間でこれを禁止する旨が明確に定められていたものではなく、現に、子会社において他の事業者から段ボール製品を購入することもあったことが認められるのであり、この点において潜在的にも他の事業者との競争が存在しなかったとまではいえない。他に、被審人トーモクとその子会社である被審人トーシンパッケージほか4社との間の段ボール製品に係る取引が実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情があったとはみられず、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。したがって、被審人トーモクほか1名の上記主張は、採用することができない。

f 被審人コバシ及び被審人内藤の上記主張についてみると、被審人コバシは、子会社である《事業者T》に対して販売した特定段ボールケースが第2事件課徴金納付命令において課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されていることとの整合性を問うものであるが、かかる取引は、《事業者T》が大量の段ボールケースを受注した際にその製造を被審人コバシに委託したものにすぎないことを理由として違反行為の拘束から除外されていることを示す特段の事情があったとされたことから上記のとおり当該商品の売上額から除外されたのに対し、被審人コバシが《事業者T》に対し

て販売した特定段ボールシートについては、このような事情は見当たらず、他にかかる取引について実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情があったとはみられないのであって、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。また、被審人内藤は、子会社である《事業者U》に対して販売した段ボールケースについて値上げを実施していないと主張するが、他方で、《事業者U》はこれらの段ボールケースを固定客にそのまま販売しているというのであり、いわば、当該商品は、被審人内藤が事業活動として子会社を通じて他の需要者に販売するために製造したものというべきであるから、これをもって実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情があったとはみられず、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。したがって、被審人コバシ及び被審人内藤の上記主張は、採用することができない。

(イ) 潜在的な競争関係すら存在しない特殊な関係にある取引先に対する商品の売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の2）について

- a 被審人レンゴーは、「レン友会」と呼ばれる自社と密接な関係のある取引先を組織した会の会員であって、被審人レンゴー以外の事業者から段ボールシートを購入することがあり得ないと認められる取引先への段ボールシートの販売に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。しかし、このような自社と密接な関係のある取引先を組織した会の会員というだけでは、これらの取引先に対して販売される段ボールシートについて、違反行為である相互拘束の対象から除外されていることを示す特段の事情があったということとはできないのであり、被審人レンゴーの上記主張は、採用することができない。
- b 被審人セツ Karton、被審人大和紙器、被審人マタイ紙工及び被審人イハラ紙器は、自社又は親会社の100パーセント子会社であって、かつその代表取締役を自社の代表取締役が兼任するなどしている企業に対する段ボールシートの販売については、他の事業者との競争が全くないから、これらの販売に係る売上は課徴

金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。しかし、このような子会社であってもグループ外の事業者から対象商品を調達し得る立場にあり、この点において潜在的な競争関係すら存在しなかったとまでいえないことは、前記(ア)で説示したところと同様であって、かかる取引について実質的に同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るなどの事情があったということはできないから、これらの商品が違反行為の対象から除外されているものと認めることはできない。したがって、被審人セツカートンほか3名の上記主張は、採用することができない。

- (ウ) 本件各合意の成立前に値上げを受け入れた取引先に対する商品の売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の3）について
- 本件各合意の成立以前に値上げを受け入れた取引先についても、本件各合意の成立後に値上げされた価格でされた商品の出荷は、本件各合意の拘束力が及んでいるものとして、「実行としての事業活動」に当たると認められることは前記(1)エ(ウ)で説示したとおりであり、当該商品について、違反行為の対象から除外されていることを示す特段の事情があると認めることはできない。

したがって、本件各合意の成立前に値上げを受け入れた取引先に対する商品の売上げを課徴金の算定基礎から除外すべきであるという被審人レンゴーの主張は、採用することができない。

- (エ) 「協力値引」は売上額から除外すべきであるという点（別紙12の第2の4）について

被審人レンゴーは、段ボール業界では、「協力値引」の名目で実質的な取引価格を引き下げることが長年にわたり一般的な商慣習として存在しているところ、表面上の取引価格から協力値引がされている額を控除したものが現実の取引価格であって、被審人レンゴーにおいて、社内で値引処理がされた金額のうち、数量不足や不良による値引以外は協力値引に該当するものであるから、これらの金額を除いた価格で売上額を認定すべきであると主張する。

しかし、このような「協力値引」について、被審人レンゴーは集計表（審A共43，審A共44）を提出するのみであり、取引上いかなる趣旨でどのような方法により行われたか明らかでないから当然に

取引価格からこれを除外した額をもって実質的な売上額と認定することはできない。

また、その主張によっても、かかる処理が独占禁止法施行令第5条第1項の各号に定めるものに当たるとはいうことはできないから、課徴金の算定基礎となる売上額から控除されるものと認めることはできない。

したがって、被審人レンゴーの上記主張は、採用することができない。

- (オ) 東日本地区外の工場から納品された段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の5）について

本件各合意は、各当事者が足並みをそろえてユーザーとの交渉により段ボール製品の販売価格を引き上げるというものであって、かかる取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在するユーザーを対象とするものであるから、これに当たる段ボール製品、すなわち特定段ボールシート又は特定段ボールケースである限り、その出荷元の工場が東日本地区外にあったとしても本件各合意の対象となるのである。その際、出荷元の工場の所在する地域でも同様の合意が存在することや当該工場の営業担当者が違反行為について認識していることを要するというべき理由もない。

したがって、東日本地区外の工場から納品された段ボール製品の売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきという被審人レンゴー及び被審人トーモクほか2名の主張は、採用することができない。

- (カ) 東日本地区外に有力な競争事業者が存在する取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の6）について

被審人レンゴーは、段ボールケースの取引について、東段工管内に交渉窓口があるものの、有力な競争相手として管外地域の地場の段ボールメーカーが存在する取引先については、当該競争事業者との価格競争となり、東段工管内の事業者間で値上げの合意がされたとしてもその影響を受けることはないから、当該取引先に対して販売された段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、特定段ボールケースについて、東段工管外に所在する地場

の段ボールメーカーなどの違反行為者以外の事業者と競合する取引があったとしても、他方で、当該取引について本件ケース合意の他の当事者とも現に競合し、又は競合する可能性があることが否定されるものではない以上、これをもって直ちに違反行為である相互拘束の対象から除外されていたことを示す特段の事情があったということとはできない。

したがって、被審人レンゴーの上記主張は、採用することができない。

(キ) 広域ユーザー向け段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の７）について

広域ユーザー向け段ボールケースが本件ケース合意の対象に含まれていることは前記２(１)イ(ウ)で説示したとおりである。したがって、広域ユーザー向け段ボールケースの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであるという被審人レンゴーの主張は、採用することができない。

また、支部会等に出席したにとどまる地場の段ボールメーカーであっても、当該会合を通じて、東日本地区を地理的範囲とする本件ケース合意に参加したものと認められることは、前記１(２)ウで説示したとおりである。したがって、上記のとおりその対象に含まれる広域ユーザー向け段ボールケースについて、当該広域ユーザーの価格交渉の窓口が当該支部の管轄外にあることを理由として、その売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであるという被審人甲府大一実業の主張も、同様に採用することはできない。

(ク) 割戻金を売上額から控除すべきであるという点（別紙１２の第２の８）について

a 被審人レンゴーは、《事業者V》及び《事業者W》の２社に対して販売した特定段ボールシート並びに《事業者a》、《事業者b》、《事業者c》及び《事業者d》の４社に対して販売した特定段ボールケースについて、それぞれ使用した段ボール原紙の量に応じて割戻しを行う旨が書面（審A共３６ないし同４１）で定められていたから、これらの割戻金は、独占禁止法施行令第５条第１項第３号の規定に基づいて課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものに当たると主張する。

この点、独占禁止法施行令第5条第1項第3号は、課徴金の算定基礎から控除すべき割戻金につき、「商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合に「実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額」を課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきと規定している。しかし、上記6社のうち、《事業者a》以外の5社との契約については、書面で定められている契約期間（《事業者V》につき平成21年9月26日から平成22年3月25日まで〔審A共36〕、《事業者W》につき平成21年4月1日から平成22年3月31日まで〔審A共37〕、《事業者b》につき平成21年4月1日から平成22年3月31日まで〔審A共39〕、《事業者c》につき平成21年4月1日から平成22年3月31日まで〔審A共40〕、《事業者d》につき平成21年11月1日から平成22年10月31日まで〔審A共41〕）は、被審人レンゴーの実行期間の始期（第1事件違反行為につき平成23年10月25日、第2事件違反行為につき同月17日）より前の期間であるため、「実行期間におけるその実績について当該契約で定める」ものに当たらないから、これらの割戻金は、同号の規定により課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものには当たらない。この点、被審人レンゴーは、通常自動的に同一内容で更新されていく継続的な契約について、更新時に書面が刷新されなかったことを理由として同号の適用を否定するのは行き過ぎた解釈であると反論するが、同一内容で更新されたかどうかは書面上明らかでなければ、割戻金に係る合意が書面によるべきことを定めた同号を適用すべき余地はないのであり、かかる反論は当を得ないものである。

《事業者a》との間の契約についても、その契約書面（審A共38）によれば、同社がボックスメーカーから段ボールケースを購入する際に被審人レンゴーの段ボールシートを用いるようボックスメーカーに指定し（第1条I）、これに応じて当該ボックスメーカーが被審人レンゴーから段ボールシートの供給を受け（同条II）、段ボールシートを製造した場合に、被審人レンゴーが当該段ボールシートの製造に用いた原紙の量に応じて「指定料」を《事業者a》

へ支払う（同条Ⅲ）ことを定めたものであることが認められる。この点、割戻金が課徴金の算定基礎となる売上額から控除される趣旨は、当該商品の対価の修正と認められることにあるから、当該商品の売買の当事者間において支払われるものに限られるというべきである（東京高等裁判所平成13年11月30日判決・公正取引委員会審決集第48巻493頁〔東京海上火災保険株式会社ほか17名による審決取消請求事件〕参照）。しかるところ、被審人レンゴーの売買契約上の相手方は、上記ボックスメーカーであって、《事業者a》ではないから、被審人レンゴーが同社に支払う上記指定料は、独占禁止法第5条第1項第3号所定の割戻金には当たらない。

以上によれば、被審人レンゴーの上記主張は、採用することができない。

- b 被審人福原紙器は、《事業者e》ほか4社との取引について、覚書や契約書の所在は不明であるが、1か月の取引金額に応じた割戻しが行われていたものであり、これらの割戻金は、独占禁止法施行令第5条第1項第3号の規定により課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものに当たると主張する。

しかし、上記割戻金の支払は、その主張によっても、独占禁止法施行令第5条第1項第3号の定める「書面によって明らかな契約」に基づくものとはいえないから、同号の規定により課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものには当たらない。

以上によれば、被審人福原紙器の上記主張は、採用することができない。

- (ケ) 値上げ交渉を行っていない取引先又は値上げを実現できなかった取引先に対して販売した商品の売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の9）について

本件各合意において対象とされた特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、特定の取引先に対する販売が合意の対象から除外されていたというべき事情は見当たらないのであり、違反行為者において、これらに当たる商品について、実際には特定の取引先について値上げ交渉を行っておらず、又は値上げを実現できなかったとしても、これをもって直ちに当該取引先に対して販売した商品

が違反行為である相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があったということとはできない。

この点、被審人王子コンテナーほか10名及び被審人トーモクは、値上げを実施しなかった取引先について、その事情をるる主張するが、かかる事情によっても、実際には、当該取引先との従前の関係等から値上げの実施を控えていたにすぎないものとみられ、本件各合意の当事者の間でこれらの取引先について値上げを行わないことが共通認識となっていたものとまで認めることはできず、上記の特段の事情があるということとはできない。

また、被審人福野段ボール工業及び被審人コバシほか9名は、値上げの対象とならなかった取引先に対する売上げも課徴金の算定基礎に含めることは、不当利得のはく奪や制裁としての課徴金を課す理由はなく、課徴金の制度趣旨に反すると反論するが、課徴金の制度は、カルテル等の禁止の実効性を確保するための行政措置として機動的に発動できるよう独占禁止法の定める簡易かつ明確な方式によって算出された額を不当利得の額と擬制して徴収するものであり、これによって算定された課徴金の額がカルテルによって得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないのであり（最高裁判所平成17年9月13日第三小法廷判決・民集59巻7号1950頁〔東京海上日動火災保険株式会社ほか13名による審決取消請求事件〕参照）、かかる反論は当を得ないものである。

以上によれば、値上げ交渉を行っていない取引先又は値上げが実施されなかった取引先に対する売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきという被審人セツカートンほか4名、被審人王子コンテナーほか10名、被審人トーモク、被審人福野段ボール工業及び被審人コバシほか9名の主張は、採用することができない。

(コ) 商社等に価格決定権がある取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の10）について

被審人セツカートンは、価格交渉を商社又は仲介業者に委託して自ら価格決定に関与しない取引があるところ、これらの取引については、実際の価格交渉は、商社又は仲介業者と当該取引先の交渉窓口との間で行われ、被審人セツカートンには価格決定権がないか

ら、かかる取引先に対する売上げは課徴金の算定対象である商品の売上額から控除すべきであると主張する。

しかし、被審人セツカートンにおいて、価格交渉を商社又は仲介業者に委託している取引において、その契約上自社の販売する商品の価格決定権が失われていたと認めるに足る証拠はなく、対象商品の価格交渉に関与できなかったとまで認めることはできない。

したがって、被審人セツカートンの上記主張は、採用することができない。

- (㊦) 自社のみが納入業者となっている取引先に対する売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の１１）について

従前から自社のみが納入業者となっている取引先についても、当該取引先においてより有利な条件を提示する他の事業者との取引を開始することは可能であって、かかる取引について競争が存在しないと認めることはできないから、違反行為である相互拘束の対象から除外されていたということとはできない。

したがって、自社のみが納入業者となっている取引先に対する売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであるという被審人セツカートン及び被審人甲府大一実業の主張は、採用することができない。

- (㊧) 入札案件に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の１２）について

被審人セツカートンは、特定段ボールケースに関して、受注者及び販売価格が入札により決定する取引については、他の入札参加者が不明で、東日本地区の段ボールメーカーであるか否かも分からないこと、入札が実行期間前に行われている場合は、価格変動の余地がないことなどから違反行為である相互拘束の効果が及ばないから、このような入札案件に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、本件ケース合意の他の当事者が当該入札に参加することは可能である以上、当該入札に参加した事業者において他の入札参加者が不明であっても、本件ケース合意による相互拘束が当該入札に係る取引に及んでいなかったということとはできないから、このような入札案件に係る売上げも課徴金の算定対象となる商品の売上額

から除外されないというべきである。

この点、入札が実行期間前に行われていたとしても、独占禁止法施行令第5条第1項の規定により実行期間において引渡しが行われた商品の売上げであれば課徴金の算定基礎となる売上額に含まれるものと認められる。

以上によれば、被審人セツカートンの上記主張は、採用することができない。

- (x) 年間契約等により価格変更の余地のなかった取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の13）について

被審人大和紙器は、特定段ボールケースであっても、本件ケース合意成立前に締結した年間契約によって契約上価格変更ができなかった取引は値上げの対象外であったから、これらの取引に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、本件各合意は値上げの実施時期について定めたものではないところ、年間契約により契約期間中は価格変更が不可能であっても、その期間の満了に当たり契約を更新する際には本件各合意に従って値上げを実施することは可能である。また、年間契約の期間中であっても、原材料の値上げ等に伴い当事者の任意の交渉により価格変更を行うことまで妨げられていたと認めるに足る証拠もない（当該契約に係る契約書〔審A共32の1、2〕上もこのような価格変更の余地を否定する条項は設けられていない。）。したがって、年間契約により価格が定められていた取引であっても、違反行為である相互拘束の対象から除外されていたことを示す特段の事情があるということとはできない。

以上によれば、被審人大和紙器の上記主張は、採用することができない。

- (y) 段ボール原紙の市況に連動して販売価格が決定される取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙12の第2の14）について

- a 被審人アサヒ紙工は、段ボールケースの取引について、《事業者f》及び《事業者g》との間で、段ボール原紙に関する日経市況に基づき自動的に連動して価格を算定するという内容の方式を適用

して販売価格を決定することを合意していたものであり、このように値上げ交渉に基づき価格が決定されたものではない取引に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、被審人アサヒ紙工が《事業者 f》に対して販売した特定段ボールケースのうち、平成 24 年 3 月以降の売上げについては、日経市況に連動して販売価格を設定する方法が具体的に定められていたことを理由として被審人アサヒ紙工に対する第 2 事件課徴金納付命令において課徴金の算定基礎となる商品の売上額から除外したものとされているが、他方で、被審人アサヒ紙工が《事業者 f》に同月前に販売した特定段ボールケース及び《事業者 g》に販売した特定段ボールケースについては、契約上このような販売価格の設定方法があらかじめ定められていたことを認めるに足りる証拠はないのであり、事実上日経市況に基づいて価格が決定されていたというだけでは、違反行為である相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があったということとはできない。

以上によれば、被審人アサヒ紙工の上記主張は、採用することができない。

- b 被審人旭段ボールは、《事業者 f》及び関連会社に対して販売した段ボールケースの販売価格について、段ボール原紙に係る日経市況に基づいて算定するという事前の取り決めがあったのであり、また、被審人浅野段ボールは、段ボールケースの取引先である《事業者 h》ほか 32 社については、従前から自社のみが段ボールケースを販売しており、かつこれらの販売価格は、段ボール原紙又は段ボールシートに関する日経市況に基づいて決定されていたものであって、本件ケース合意の有無にかかわらず販売価格が決定されていたとして、これらの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールの上記各取引について段ボールケースの販売価格が日経市況に連動して決定されることが契約上定められていたことを認めるに足りる証拠はないのであり、事実上日経市況に基づいて価格が決定されていたというだけでは違反行為の相互拘束から除外されていたことを示す

特段の事情があったということはできないことは、上記説示のとおりである。

また、自社のみが納入業者となっている取引先に対する商品の売上げが直ちに課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されるものではないことも前記(サ)で説示したとおりである。

以上によれば、被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールの上記主張は、採用することができない。

- (リ) 契約上相手方にのみ価格変更権がある取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の１５）について

被審人マタイ紙工は、《事業者 i》に対して販売した段ボールケースについては、契約上、価格調整の請求は、その変更を同社が特に請求し、かつ価格の調整額を書面で合意しない限り有効とはならない旨定められていたのであり、このように契約上相手方にのみ価格変更権が存在する取引は、値上げの対象とならず、違反行為の相互拘束から除外されているというべきであるから、これらの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上げから除外すべきであると主張する。

しかし、被審人マタイ紙工と《事業者 i》との間の上記取引について、その基本契約書（審 A 共 33 の 1 及び 2）によれば、「注文書」を用いて既にされた注文内容を変更する場合には同社が特にそのような変更を請求したときに限り価格調整を行うこと（第 2 条）が定められているにとどまるものと認められ、これをもって、被審人マタイ紙工が同社から上記注文書により個別の注文を受けるに当たり、両社の交渉によりその価格が決定されることが否定されていたものと認めることはできず、違反行為である相互拘束の対象から除外されていたことを示す特段の事情があったということはできない。

以上によれば、被審人マタイ紙工の上記主張は、採用することはできない。

- (ロ) 「当て紙」に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の１６）について

証拠（審 B 共 18，同 27）によれば、被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業に対する本件各課徴金納付命令において課徴金の算定基礎とされた売上額には、新聞用紙巻取（新聞用紙を巻き取った製品）及び印刷用紙巻取（印刷用紙を巻き取った製品）等の鏡面（巻

き取られたロールの側面)を保護するために用いられる段ボール製品である「当て紙」の売上げが含まれていたものであり、その売上げの合計額は、被審人王子コンテナーにつき1209万8575円(うち段ボールシートに係る分676万421円及び段ボールケースに係る分533万8154円)、被審人北海道森紙業につき1364万4328円(いずれも段ボールケースに係る分)であるところ、かかる当て紙は、上記の鏡面を保護するための緩衝材として円形に切断加工されるものであって、日本工業規格「Z 1516:2003」にいう外装用段ボール箱の製造に用いる外装用段ボールではないから、外装用段ボールと定義されている特定段ボールシート及び外装用段ボールで作った箱と定義されている特定段ボールケースに当たらないものと認められる。

この点、審査官は、被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業に対する本件各課徴金納付命令についても、課徴金の算定基礎とされた売上額は、審査官が特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売実績の報告を求めた報告命令に対して当事者から報告された売上額を基に認定され、事前通知及び意見申述の手続を経て確定したものであるから、かかる売上額に特定段ボールシート及び特定段ボールケースに当たらない商品の売上げが含まれていたとは認められない旨主張する。しかし、被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業は、上記報告の際に審査官から示された特定段ボールシート及び特定段ボールケースの定義について十分に理解することなく、当て紙がこれらに当たらないという問題意識を持たないまま、段ボール製品に含まれる当て紙を対象から除外することなく報告していた可能性は否定できないところであり、審査官の主張する事情は、直ちに上記認定を覆すに足りるものでない。

以上によれば、上記の当て紙に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

(f) 加工委託用段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点(別紙12の第2の17)について

証拠(審B共28ないし同31)によれば、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナーは、取引先から受注した段ボールケースの製造に当たり、自社の設備では対応できない特殊加工が必要な場合

等に、ボックスメーカーに対し、その原材料となる段ボールシート又は段ボールケースを販売した上で、当該ボックスメーカーにおいてこれらを加工して仕上げた販売用段ボールケースを買い取り、発注先のユーザーに販売するという取引を行っていたものであるが、かかる原材料の段ボール製品の販売価格については、当該ボックスメーカーとの間で、販売用段ボールケースの買取価格と連動して定められていたものであり、その実態は、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナーが当該ボックスメーカーに対し、有償で原材料となる段ボール製品を支給した上で、販売用段ボールケースの買取価格と原材料となる段ボール製品の販売価格との差額に相当する加工賃でその加工を委託する取引であったこと、被審人王子コンテナーは、審査官からの報告命令に対し、実行期間における特定段ボールシート又は特定段ボールケースの売上額のうち、かかる委託加工用段ボールシート及び段ボールケースの売上げとして、被審人王子コンテナーにつき合計１０億２１０６万９２５８円を、静岡王子コンテナーにつき合計５億８２２万３４４３円を課徴金の算定基礎から除外すべき旨報告したところ、その後発付された本件各課徴金納付命令においては、これらの売上額のうち、被審人王子コンテナーにつき、取引先７社に対する段ボールシートの売上額４１２６万３２０６円を除く部分及び静岡王子コンテナーにつき、取引先２社に対する段ボールシートの売上額１億１８６９万４６２２円を除く部分の限度で課徴金の算定基礎から除かれていることが認められる。

この点について、審査官は、被審人王子コンテナーにおける上記取引先７社及び静岡王子コンテナーの上記取引先２社に対する当該段ボール製品の販売については、口座や商品コード、単価等を見ても通常の販売取引と区別がなく、ボックスメーカーへの段ボールシートの販売と当該ボックスメーカーからの段ボールケースの購入とが独立した取引であるとして、上記取引に係る段ボールシートの売上げは課徴金算定対象となる商品の売上額から除外されないと主張する。

しかし、上記各証拠によれば、被審人王子コンテナーの上記取引先７社のうち《事業者ｊ》及び《事業者ｋ》を除く５社及び静岡王子コンテナーの上記取引先２社については、加工委託用段ボール製品に係る取引と一般の段ボール製品に係る取引が存在していたところ、

本件当時、これらの売上げは、帳簿上分離されていなかったにすぎないこと、《事業者 j》及び《事業者 k》については、加工委託用段ボール製品の取引のみ行われていたところ、これについて、被審人王子コンテナにおいて、上記報告の際に加工委託用段ボール製品のデータと一般の段ボール製品のデータが分かれていないなどと報告書に記載したのは担当者の誤りであったと説明していることが認められる。この点、被審人王子コンテナ及び静岡王子コンテナにおいて実際に上記取引先に販売した当該段ボールシートに相当する数量の販売用段ボールケースを当該加工委託先から購入していたという事実自体はその報告の内容から明らかであることも踏まえれば、上記報告のとおり、当該段ボールシートについても、飽くまで加工委託用として販売されたものと認めるのが相当であり、審査官の主張する事情は直ちにかかる認定を覆すに足りるものとはいえない。

以上によれば、当該段ボールケースの販売も、課徴金の算定基礎から除外された他の加工委託用段ボール製品と同様、実質的に販売用段ボールケースの原材料の有償支給としてされたものと認められ、違反行為である相互拘束の対象から除外されたことを示す特段の事情があったということが出来るから、これらの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

(ツ) 東日本地区外の取引先に納品された段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点（別紙 12 の第 2 の 18）について

本件各合意は、各当事者が足並みをそろえてユーザーとの交渉により段ボール製品の販売価格を引き上げるというものであって、かかる取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在するユーザーを対象とするものであるから、これに当たる段ボール製品、すなわち特定段ボールシート又は特定段ボールケースである限り、その引渡しの場所は東日本地区外であったとしても本件各合意の対象となるのである。

したがって、特定段ボールケースのうち、東日本地区外の取引先に納品された段ボールケースの売上げを課徴金の算定対象となる売上額から除外すべきであるという被審人トーモクほか 2 名の主張は、採用することができない。

(テ) 他の違反行為者に対して販売した段ボールシートの売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の１９）について

被審人トーモクほか２名は、他の第２事件違反行為の当事者に対して販売した段ボールシートは、当該当事者によって段ボールケースへ加工されることが予定されているものであるから、当該段ボールケースに係る取引と当該段ボールシートに係る取引の双方に課徴金を課すのは、実質的に同一の商品について課徴金を課すものであり、こうした課徴金の二重賦課を回避する趣旨から、これらの段ボールシートについては違反行為である相互拘束の対象から除外されたものとしてその売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、段ボールケースは、段ボールシートを加工して製造されるものであって、段ボールシートと段ボールケースは飽くまで別個の商品である以上、段ボールシートのまま転売することを予定した段ボールシートの販売と段ボールケースへの加工を予定した段ボールシートの販売とを同一視することはできず、同一の商品についての課徴金の二重賦課に当たるとするのは当を得ないものである。したがって、他の違反行為者により段ボールケースに加工されることを予定した段ボールシートの販売であっても、かかる売上げを課徴金の算定基礎となる商品の売上額から除外すべき理由はない。

以上によれば、被審人トーモクほか２名の上記主張は、採用することができない。

(ト) 代替の発注先が存在しない取引に係る売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の２０）について

被審人東京コンテナ工業は、①《事業者１》に対して販売している段ボールケースについて、両社が共同開発し、被審人東京コンテナ工業が特許を取得したもののみを納品することとなっているため、他の事業者が同社に対して代替の段ボールケースを納入する可能性はなく、本件ケース合意の対象外であったのであり、また、かかる取引は、特許権の存在を基礎として行われることから、独占禁止法第２１条の規定により同法の適用外となる、②仕様が特殊なため被審人東京コンテナ工業のほかに代替の発注先が存在しない段ボール製品についても、他の事業者との競争が存在せず、本件各合意の対象外であ

ったとして、これらの売上を課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、上記①についてみると、被審人東京コンテナ工業が特許を有しているという段ボールケースについて、需要者である《事業者1》との間の契約の内容は明らかではなく、同社が他の事業者との間で当該商品の特許に抵触しない範囲でこれに代替する商品の取引を行うことができないとまでは認めるに足りないものであり、かかる取引について潜在的にも競争が存在しないと認めることはできないから、違反行為である相互拘束の対象から除外されていたということとはできない。この点、独占禁止法第21条は、特許法等による権利の行使と認められる行為について同法の適用が除外されることを定めたものであり、特許を有している商品が当然に価格カルテルの対象から除外されることを定めたものではない。

上記②についても、仕様が特殊であっても、他の事業者が類似の商品を供給する余地はあり得るのであり、かかる取引について同様に競争が存在しないとまで認めることはできないから、違反行為である相互拘束の対象から除外されていたということとはできない。

以上によれば、被審人東京コンテナ工業の上記主張は、採用することができない。

(ナ) 販売委託費を控除して売上額を認定すべきであるという点（別紙12の第2の21）について

被審人東京コンテナ工業は、晃里に対して販売業務を委託しその対価を支払っているところ、かかる販売委託費は、課徴金の算定基礎となる売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、独占禁止法第7条の2第1項でいう「売上額」とは、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値を意味し、企業会計上の概念である売上高と同義である（前掲最高裁判所平成17年9月13日第三小法廷判決参照）。この点、上記販売委託費は、被審人東京コンテナ工業が段ボール製品の販売を晃里に委託していることに対する対価であって、これらの販売に要する費用に相当するものであるから、課徴金の算定基礎となる売上額から控除されるものではない。

以上によれば、被審人東京コンテナ工業の上記主張は、採用するこ

とができない。

- (ニ) 消費税相当額を控除して売上額を認定すべきであるという点（別紙 12 の第 2 の 22）について

消費税相当額は、法的性質上、商品の販売価格の一部であり、独占禁止法施行令第 5 条第 1 項にいう「商品の対価」に含まれるものといふべきである。したがって、消費税相当額が利得に当たらないことを理由として課徴金の算定基礎となる売上額から控除するべきであるという被審人福野段ボール工業の主張は、採用することができない。

- (X) 「特値」を反映した価格で段ボールシートの売上額を認定すべきであるという点（別紙 12 の第 2 の 23）について

証拠（審 E 5 の 2，審 E 6 ないし審 E 8，審 E 9 の 1 ないし 53，審 E 13，被審人福野段ボール工業代表者審尋の結果）によると，被審人福野段ボール工業は，段ボールシートについて，取引先からの依頼により，「特値」などと称する通常より低い価格で受注することがあること，このような取引について，取引先に請求書を発行する際に特値による価格で算定した額を請求すべきところ，商品数が多いなどの事情により請求書上特値を反映しきれなかったり，誤って反映しそびれることがあるが，そうした場合には取引先から支払時に口頭又は請求書に手書きする方法により特値による価格に訂正され，これを受けて被審人福野段ボール工業でも後日訂正伝票でこれを値引きなどとして処理していたものであり，かかる訂正後の価格による代金の支払を受けていたこと，しかし，被審人福野段ボール工業に対する第 1 事件課徴金納付命令において課徴金の算定基礎となる売上額は上記訂正前の価格に基づいて算定されており，実行期間における上記訂正後の価格により算定される売上額との差額は 706 万 1846 円であることが認められる。

これらによれば，上記の特値に係る処理は，審査官が主張するような事後的な売掛金の減額ではなく，受注時の取引先からの依頼により価格を修正したものと認めるのが相当であるから，かかる修正後の価格により課徴金の算定基礎となる売上額を認定するのが相当である。そうすると，上記差額に相当する分を当該課徴金納付命令において課徴金の算定基礎とされた売上額から控除すべきことになる。

- (ネ) 卸販売に係る段ボールケースの売上げを除外すべきであるという

点（別紙１２の第２の２４）について

被審人福野段ボール工業は、段ボールケースについて、自社で製造販売しているもののほか、他社が製造したものをそのまま仕入れて販売するという卸販売も行っているところ、価格カルテルがあったとされるのは、段ボールケースの製造販売についてのみであるから、こうした卸販売による売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、本件ケース合意は、各当事者が足並みをそろえて段ボールケースの値上げを行うというものであり、特定段ボールケースに当たるものである限り、自社で製造したものか他社から仕入れたものかにかかわらず、その対象となっていたと認められるから、卸販売をした特定段ボールケースの売上げが課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されるものということとはできない。

以上によれば、被審人福野段ボール工業の上記主張は、採用することができない。

(/) 特定段ボールケースの定義に当てはまらない段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点（別紙１２の第２の２５）について

a 証拠（審Ｆキ５ないし同７）によれば、被審人浅野段ボールは、従前から、愛知県内に本店がある《事業者m》及び《事業者n》に対して同県に所在する自社の東名工場から段ボールケースを納品していたものであり、その後、それぞれ千葉県内に工場を設置した上記２社からの依頼により、被審人浅野段ボールの春日部工場から千葉県内の上記各工場に段ボールケースを納入するようになったところ、これらの段ボールケースについても被審人浅野段ボールの東名工場と愛知県内にある上記両社の本店との間で取り決められた取引条件に従って販売されたものであったが、被審人浅野段ボールの経理上は、上記２社から注文を受けた東名工場が春日部工場から当該段ボールケースを購入して上記両社に販売するという処理をしていたこと、被審人浅野段ボールに対する第２事件課徴金納付命令においては、これらの取引に係る売上げが課徴金の算定基礎として認定された売上額に含まれており、その合計額は２１３５万１６４２円（うち《事業者m》に対する売上額１９６８万６７６２円及び《事業者n》に対する売上額１６６万４８８０

円)であることが認められる。

これらによると、上記の段ボールケースは、東日本地区外に所在する上記２社の交渉担当部署との間で取り決められた取引条件に従って販売されたものであり、本来、特定段ボールケースに当たるものではないところ、これらの売上げが当該課徴金納付命令において認定された商品の売上額に含まれる結果となったのは、被審人浅野段ボールの報告に誤りがあったことによるものと認められ、上記の段ボールケースの売上げは、当該商品の売上額から除外すべきことになる。

- b 他方、被審人旭段ボールは、自社に対する第２事件課徴金納付命令において認定されている段ボールケースの売上額のうち、４６００万８９２１円は、東日本地区外のユーザーに対して販売したものの売上げであり、当該商品は、特定段ボールケースに当たらないから、これらの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであると主張する。

しかし、当該課徴金納付命令についても、課徴金算定の基礎となる売上額は当事者である被審人旭段ボールの報告に基づき認定されたものであるところ、それにもかかわらず当該売上額に特定段ボールケースに当たらないものの売上げが含まれていることについて何ら具体的な主張はされておらず、これを認めるに足りる証拠もないから、被審人旭段ボールの上記主張は、採用することができない。

- エ 以上で説示したところによれば、課徴金の算定対象となる商品の売上額は、①被審人王子コンテナの特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、前記イの認定額（特定段ボールシートにつき４８億３３６７万８７１７円及び特定段ボールケースにつき１２０億８６９８万３６０８円）から前記ウ(タ)及び同(チ)のとおり課徴金の算定対象から除外すべき商品の売上げの合計額（前記ウ(タ)の段ボールシートに係る分６７６万４２１円及び段ボールケースに係る分５３３万８１５４円並びに同(チ)の段ボールシートに係る分４１２６万３２０６円）を除くと、特定段ボールシートにつき４７億８５６５万５０９０円、特定段ボールケースにつき１２０億８１６４万５４５４円となり、②静岡王子コンテナの特定段ボールシートについて、前記イの認定

額（３億１５２３万９１６５円）から前記ウ(㍑)のとおり課徴金の算定対象から除外すべき商品の売上げの合計額（１億１８６９万４６２２円）を除くと、１億９６５４万４５４３円となり、③被審人北海道森紙業の特定段ボールケースについて、前記イの認定額（１６億６０２０万７３６８円）から前記ウ(㍑)のとおり課徴金の算定対象から除外すべき商品の売上げの合計額（１３６４万４３２８円）を除くと、１６億４６５６万３０４０円となり、④被審人福野段ボール工業の特定段ボールシートについて、前記イの認定額（２億６９６４万５２６６円）から前記ウ(㍑)のとおり課徴金の算定基礎から控除すべき売上げの合計額（７０６万１８４６円）を除くと、２億６２５８万３４２０円となり、⑤被審人浅野段ボールの特定段ボールケースについて、前記イの認定額（７億４７５２万１７６９円）から前記ウ(㍑)のとおり課徴金の算定対象から除外すべき商品の売上げの合計額（２１３５万１６４２円）を控除すると、７億２６１７万１２７円となるが、その余の被審人らについては、前記イの特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額の認定に誤りはないものと認められる。

(3) 課徴金の算定率について

ア 被審人らは、いずれも段ボール製品の製造業を営んでいた者であるから、独占禁止法第７条の２第１項の柱書に規定する「小売業」及び「卸売業」には当たらないと認められる。また、被審人らから提出された報告書（査１ないし査３，査５，査６，査８，査１０，査１２ないし査２５，査２７，査２８，査３１，査３３，査３６，査３８，査３９，査４２，査４５，査４７，査５１，査５４，査５８ないし査６２）によれば、第１事件被審人３０社のうち別紙６（表１）の「中小企業の軽減算定率の適用」欄に記載のある各事業者及び第２事件被審人３７社のうち別表６（表２）の同欄に記載のある各事業者は、前記(1)の実行期間を通じ、当該記載のとおり、資本金の額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社であって、段ボール製品等の製造を「主たる事業」として営んでいた者に当たると認められるから、独占禁止法第７条の２第５項第１号所定の軽減算定率が適用されるものであるが、その余の被審人らは、いずれも資本金の額が３億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が３００人を超える会社であると認められるから、同号所定の軽減算定率は適用されない。

イ かかる課徴金の算定率の認定に関する被審人らの主張に対する判断は、次のとおりである。

(7) 卸販売に係る段ボールケースの売上げについて卸売業に係る算定率を適用すべきであるという点（別紙１２の第３の１）について

被審人福野段ボール工業は、前記(2)ウ(ネ)のとおり、段ボールケースについて卸販売も行っているところ、これらの売上げについて、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されないとしても、卸売業に係る算定率を適用すべきであると主張する。

しかし、課徴金の算定に当たり、違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われていると認められる場合には、実行期間における違反行為に係る取引について過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて単一の業種を決定すべきであると解する（東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集第５２巻７４４頁〔東燃ゼネラル石油株式会社による審決取消請求事件〕参照）。そうすると、被審人福野段ボール工業において、段ボールケースに係る取引につき卸販売によるものが含まれていたとしても、これが過半を占めていたとは認められないから、卸売業に係る算定率は適用されない。

以上によれば、被審人福野段ボール工業の上記主張は、採用することができない。

(イ) 独占禁止法第７条の２第６項所定の軽減算定率を適用すべきであるという点（別紙１２の第３の２）について

被審人トーモクほか２名は、前記第３の７のとおり、本件各違反行為は、公正取引委員会により平成２４年６月５日に埼玉県、群馬県及び栃木県等を地理的範囲とする立入検査が実施されて以降、それ以外の地域においても取りやめられていたところ、①本件各違反行為については各地域ごとに一定の取引分野を画定すべきであるから、上記立入検査の対象外の地域については、これらの地域を対象として立入検査が行われた同年９月１９日の調査開始日の１か月前までに違反行為をやめていることになること、②仮に、東日本地区で一つの取引分野を画定するとしても、上記のとおり先行の立入検査が実施された時点で、公正取引委員会が把握していた違反行為に係る地

理的範囲は、東日本地区のうち、上記３県等に限られていたのであるから、それ以外の地域における違反行為を自主的にやめたという事実が変わるものではないことを理由として、独占禁止法第７条の２第６項所定の軽減算定率を適用すべきであると主張する。

しかし、前記第３の７のとおり、平成２４年６月５日に実施された立入検査は、本件に関し、上記３県等に所在する段ボールメーカーが共同して段ボール製品の販売価格を決定していることを被疑事実としたものであるところ、この被疑事実は、本件各違反行為の一部をなすものと認められるから、同日が本件各違反行為の調査開始日と認めるのが相当である。

この点、本件各違反行為に係る一定の取引分野が東日本地区となることは、前記２で説示したとおりであるから、東日本地区内の各地域ごとに一定の取引分野を画定すべきことを前提とする上記①の主張は、採用することができない。

また、独占禁止法第７条の２第６項所定の軽減算定率が適用されるためには、「当該違反行為に係る事件について」調査が開始される前に違反行為を取りやめることを要するところ、上記のとおり、本件各違反行為が取りやめられたのは、その一部を被疑事実として実施された平成２４年６月５日の立入検査を契機とするものであるから、違反行為者に自主的に違反行為をやめるインセンティブを与えると、同項の趣旨に照らしても、同項の定める軽減算定率を適用することはできないというべきである。この点、上記立入検査の時点で公正取引委員会が把握していた本件各違反行為の地理的範囲が上記３県等であったとしても、本件各違反行為はこのような地理的範囲によって可分なものではないから、その余の範囲について公正取引委員会が違反行為を把握していなかったことを理由として当該範囲に係る売上げのみ同号所定の軽減算定率の適用を認める余地はない。

したがって、上記②の主張も採用することができない。

ウ 以上によれば、被審人らに適用すべき課徴金の算定率は、第１事件被審人３０社につき、別紙６（表１）の「課徴金の算定率」欄記載の各割合となり、第２事件被審人３７社につき、別紙６（表２）の同欄記載の各割合となる。

(4) 結論

以上で認定したところに従って、独占禁止法第7条の2の規定により、被審人らの納付すべき課徴金の額を算定すると、次のとおりとなる。

ア 第1事件被審人30社が納付すべき課徴金の額

第1事件違反行為について、第1事件被審人30社のうち、被審人王子コンテナが納付すべき課徴金の額は、特定段ボールシートの売上額47億8565万5090円に、算定率10パーセントを乗じて算定すると、4億7856万円（ただし、独占禁止法第7条の2第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた額。以下、他の課徴金の算定について同じ。）となり、静岡王子コンテナが納付すべき課徴金の額は、特定段ボールシートの売上額1億9654万4543円に、算定率4パーセントを乗じて算定すると、786万円となるから、独占禁止法第7条の2第24項の規定により、静岡王子コンテナ合併後の被審人王子コンテナが納付すべき課徴金の合計は、4億8642万円となる。被審人福野段ボール工業が納付すべき課徴金の額は、特定段ボールシートの売上額2億6258万3420円に、算定率4パーセントを乗じて算定すると、1050万円となる。その余の被審人らが納付すべき課徴金の額は、別紙6（表1）のとおり、それぞれ「売上額」欄記載の特定段ボールシートの売上額に、「課徴金の算定率」欄記載の算定率を乗じて算定すると、「課徴金額」欄記載の各金額となる。

したがって、被審人王子コンテナ及び被審人福野段ボール工業に対する第1事件課徴金納付命令は、上記の額の納付を命じた限度で適法であり、それを超えて課徴金の納付を命じた部分は違法であり、その余の被審人らに対する第1事件課徴金納付命令は、いずれも適法である。

イ 第2事件被審人37社が納付すべき課徴金の額

第2事件違反行為について、第2事件被審人37社のうち、被審人王子コンテナが納付すべき課徴金の額は、特定段ボールケースの売上額120億8164万5454円に、算定率10パーセントを乗じて算定すると、12億816万円となり、静岡王子コンテナが納付すべき課徴金の額は、別紙6（表2）のとおり、「売上額」記載の特定段ボールケースの売上額に、「課徴金の算定率」欄記載の算定率を乗じて算定すると、7857万円となるから、独占禁止法第7条の2第24項の規定により、静岡王子コンテナ合併後の被審人王子コンテナ

が納付すべき課徴金の合計は、１２億８６７３万円となる。被審人北海道森紙業が納付すべき課徴金の額は、特定段ボールケースの売上額１６億４６５６万３０４０円に、算定率４パーセントを乗じて算定すると、６５８６万円となる。被審人浅野段ボールが納付すべき課徴金の額は、特定段ボールケースの売上額７億２６１７万１２７円に、算定率４パーセントを乗じて算定すると、２９０４万円となる。その余の被審人らが納付すべき課徴金の額は、別紙６（表２）のとおり、それぞれ「売上額」欄記載の特定段ボールケースの売上額に、「課徴金の算定率」欄記載の算定率を乗じて算定すると、「課徴金額」欄記載の各金額となる。

したがって、被審人王子コンテナー、被審人北海道森紙業及び被審人浅野段ボールに対する第２事件課徴金納付命令は、上記の額の納付を命じた限度で適法であり、それを超えて課徴金の納付を命じた部分は違法であり、その余の被審人らに対する第２事件課徴金納付命令は、いずれも適法である。

第７ 法令の適用

以上によれば、被審人らの本件各審判請求のうち、第１事件被審人３２社が第１事件排除措置命令の取消しを求める審判請求及び第２事件被審人３７社が第２事件排除措置命令の取消しを求める審判請求は、いずれも理由がなく、第１事件被審人３０社が第１事件課徴金納付命令の取消しを求める審判請求は、このうち、被審人王子コンテナーに対し４億８６４２万円を超えて課徴金の納付を命じた部分及び被審人福野段ボール工業に対し１０５０万円を超えて課徴金の納付を命じた部分の取消しを求める限度でそれぞれ理由があり、その余はいずれも理由がなく、第２事件被審人３７社が第２事件課徴金納付命令の取消しを求める審判請求は、このうち、被審人王子コンテナーに対し１２億８６７３万円を超えて課徴金の納付を命じた部分、被審人北海道森紙業に対し６５８６万円を超えて課徴金の納付を命じた部分及び被審人浅野段ボールに対し２９０４万円を超えて課徴金の納付を命じた部分の取消しを求める限度でそれぞれ理由があり、その余はいずれも理由がない。

よって、独占禁止法第６６条第３項及び第２項の規定により、主文のとおり審決することが相当である。

令和 2 年 8 月 2 1 日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官 井 出 弘 隆

審判官 宮 本 信 彦

審判官前田早紀子は転官のため署名押印できない。

審判長審判官 井 出 弘 隆

被審人目録

番号	事業者	本店の所在地	代表者
1	レンゴー株式会社	大阪市福島区大開四丁目1番186号	代表取締役 《氏 名 略》
2	セツカートン株式会社	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	代表取締役 《氏 名 略》
3	王子コンテナ株式会社	東京都中央区銀座五丁目12番8号	代表取締役 《氏 名 略》
4	株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	代表取締役 《 C 4 》
5	常陸森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
6	大和紙器株式会社	大阪府茨木市西河原北町1番5号	代表取締役 《氏 名 略》
7	長野森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
8	森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
9	群馬森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
10	ムサシ王子コンテナ株式会社	埼玉県入間市大字狭山ヶ原11番地7	代表取締役 《氏 名 略》
11	新潟森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
12	仙台森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
13	静岡森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
14	北海道森紙業株式会社	京都市南区西九条南田町61番地	代表取締役 《氏 名 略》
15	東京コンテナ工業株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	代表取締役 《氏 名 略》
16	マタイ紙工株式会社	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	代表取締役 《氏 名 略》
17	関東パック株式会社	栃木県下野市下古山144番地の2	代表取締役 《氏 名 略》
18	アサヒ紙工株式会社	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	代表取締役 《氏 名 略》
19	福野段ボール工業株式会社	埼玉県草加市栄町一丁目1番6号	代表取締役 《 G 1 》
20	大一コンテナ株式会社	静岡県島田市中河1001番地	代表取締役 《氏 名 略》
21	イハラ紙器株式会社	静岡市清水区長崎310番地	代表取締役 《氏 名 略》
22	コバシ株式会社	東京都中央区京橋一丁目4番13号	代表取締役 《氏 名 略》
23	大日本ボックス株式会社	埼玉県狭山市柏原330番地	代表取締役 《氏 名 略》
24	サクラボックス株式会社	富山市高木3000番地	代表取締役 《氏 名 略》
25	森井紙器工業株式会社	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	代表取締役 《 P 》
26	株式会社甲府大一実業	山梨県中央市布施358番地	代表取締役 《氏 名 略》
27	株式会社トーシンパッケージ	埼玉県加須市南篠崎一丁目4番地	代表取締役 《氏 名 略》
28	遠州紙工業株式会社	浜松市南区倉松町2600番地	代表取締役 《氏 名 略》
29	株式会社内藤	山梨県韮崎市円野町上円井3025番地	代表取締役 《氏 名 略》
30	大万紙業株式会社	静岡市駿河区聖一色658番地の1	代表取締役 《氏 名 略》
31	吉沢工業株式会社	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	代表取締役 《氏 名 略》
32	福原紙器株式会社	静岡市葵区新聞1089番地の733	代表取締役 《氏 名 略》
33	旭段ボール株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目13番6号MUTOH浜町ビル4階	代表取締役 《氏 名 略》
34	浅野段ボール株式会社	愛知県みよし市福谷町蟹畑1番地	代表取締役 《氏 名 略》
35	鎌田段ボール工業株式会社	岩手県奥州市水沢字多賀6番地の5	代表取締役 《 E 》
36	興亜紙業株式会社	東京都北区赤羽北一丁目16番3号	代表取締役 《氏 名 略》
37	有限会社市川紙器製作所	甲府市青葉町11番14号	代表取締役 《氏 名 略》

代理人目録

被 審 人	代理人	被審人らの略称
被審人レンゴー株式会社 被審人セツカートン株式会社 被審人大和紙器株式会社 被審人マタイ紙工株式会社 被審人アサヒ紙工株式会社 被審人イハラ紙器株式会社 被審人株式会社甲府大一実業	代理人 弁護士 中藤 力 弁護士 加瀬 洋一 弁護士 谷本 誠司 弁護士 外崎 友隆 弁護士 藤井 健一 代理人中藤力復代理人 弁護士 川浦 史雄	被審人レンゴーほか 6 名
被審人王子コンテナ株式会社 被審人森紙業株式会社 被審人ムサシ王子コンテナ株式会社 被審人関東パック株式会社 被審人常陸森紙業株式会社 被審人長野森紙業株式会社 被審人群馬森紙業株式会社 被審人新潟森紙業株式会社 被審人仙台森紙業株式会社 被審人静岡森紙業株式会社 被審人北海道森紙業株式会社	代理人 弁護士 大東 泰雄 弁護士 鳥居 江美 代理人大東泰雄復代理人 弁護士 劉 セビョク 弁護士 金森 四季 弁護士 福塚 侑也	被審人王子コンテナほか 10 名
被審人株式会社トーモク 被審人大一コンテナ株式会社 被審人株式会社トーシンパッケージ	代理人 弁護士 中野 雄介 弁護士 芳川 瑛子 代理人中野雄介復代理人 弁護士 臼杵 善治 弁護士 上石 涼太 弁護士 塩越 希 弁護士 小坂 惇 弁護士 西 愛礼	被審人トーモクほか 2 名

被 審 人	代理人	被審人らの略称
被審人東京コンテナ工業株式会社	代理人 弁護士 鳥飼 重和 弁護士 本田 聡 弁護士 高橋 美和 弁護士 島村 謙 弁護士 竹内 亮	
被審人福野段ボール工業株式会社	代理人 弁護士 吉岡 桂輔 弁護士 吉岡 真帆	
被審人コバシ株式会社 被審人株式会社内藤 被審人大万紙業株式会社 被審人吉沢工業株式会社 被審人福原紙器株式会社 被審人旭段ボール株式会社 被審人浅野段ボール株式会社 被審人鎌田段ボール工業株式会社 被審人興亜紙業株式会社 被審人有限会社市川紙器製作所	代理人 弁護士 西村 泰夫 弁護士 廣江 信行 弁護士 澤田 直彦 代理人西村泰夫復代理人 弁護士 三橋 創 弁護士 葛巻 瑞貴	被審人コバシほか 9 名
被審人大日本パックス株式会社	代理人 弁護士 山川 隆久 弁護士 川口 祐佳里	
被審人サクラパックス株式会社 被審人森井紙器工業株式会社	代理人 弁護士 福田 恵太 弁護士 島津 守 弁護士 梅津 有紀 弁護士 栗田 祐太郎	被審人サクラパックスほ か 1 名

被 審 人	代理人	被審人らの略称
被審人遠州紙工業株式会社	代理人 弁護士 長野 哲久 弁護士 前田 香一郎 弁護士 中島 直美 弁護士 安間 俊樹 代理人長野哲久復代理人 弁護士 長野 修一	

用語一覧

番号	用語	定義
1	東日本地区	北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県及び静岡県
2	段ボール原紙	段ボールシートの製造に用いる板紙。ライナと中しんがある。
3	段ボールシート	波形に成形した中しんの，片面又は両面にライナを貼ったもの
4	段ボールケース	段ボールシートを加工して箱型に組み立て可能にしたもの
5	特定段ボールシート	購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1 5 1 6 : 2 0 0 3」）である段ボールシートのうち，当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの
6	特定段ボールケース	購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1 5 1 6 : 2 0 0 3」）で作った段ボールケースのうち，当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの
7	本部役員会社	レンゴー株式会社，セツカートン株式会社，王子コンテナ株式会社，株式会社

番号	用語	定義
		トーモク，ダイナパック株式会社，日本ト ーカンパッケージ株式会社，大和紙器株式 会社，森紙業株式会社，福野段ボール工業 株式会社及び大王製紙パッケージ株式会 社の１０社
8	特定ユーザー向け段 ボールケース	別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者 との間で取り決められた販売価格等の取 引条件に基づき，別表の「特定ユーザー」 欄記載の事業者の販売される外装用段ボ ール（日本工業規格「Z 1516：20 03」）で作った段ボールケース

別表

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒビール株式会社	東京都墨田区	アサヒビール株式会社	東京都墨田区
2	アサヒ飲料株式会社	東京都墨田区	アサヒ飲料株式会社	東京都墨田区
3	サントリー酒類株式会社	東京都港区	サントリービジネスエキ スパート株式会社	東京都港区
4	サントリー食品インター ナショナル株式会社	東京都港区		
5	サントリーフラワーズ株 式会社	東京都港区		
6	サントリーウエルネス株 式会社	東京都港区		
7	サントリーワインインター ナショナル株式会社	東京都港区		
8	高梨乳業株式会社	横浜市		
9	麒麟麦酒株式会社	東京都中央区	キリングroupオフィス 株式会社（注2）	東京都中央区
10	キリンビバレッジ株式会 社	東京都千代田区		
11	メルシャン株式会社	東京都中央区		
12	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区
13	株式会社ポッカコーポレ ーション（注3）	名古屋市	株式会社ポッカコーポレ ーション	名古屋市
14	サッポロ飲料株式会社 （注3）	東京都渋谷区	サッポロ飲料株式会社	東京都渋谷区
15	コカ・コーラビジネスサ ービス株式会社	東京都港区	コカ・コーラビジネスサ ービス株式会社	東京都港区

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1 6	株式会社ロッテ	東京都新宿区	株式会社ロッテ	東京都新宿区
1 7	株式会社明治	東京都江東区	株式会社明治	東京都江東区
1 8	味の素株式会社	東京都中央区	味の素株式会社	東京都中央区
1 9	株式会社伊藤園	東京都渋谷区	株式会社伊藤園	東京都渋谷区
2 0	花王株式会社	東京都中央区	花王株式会社	東京都中央区
2 1	森永乳業株式会社	東京都港区	森永乳業株式会社	東京都港区
2 2	株式会社Ｊ－オイルミルズ	東京都中央区	株式会社Ｊ－オイルミルズ	東京都中央区
2 3	東洋水産株式会社	東京都港区	東洋水産株式会社	東京都港区
2 4	ライオン株式会社	東京都墨田区	ライオン株式会社	東京都墨田区
2 5	ライオンケミカル株式会社	東京都墨田区		
2 6	ライオンパッケージング株式会社	千葉県市原市		
2 7	日本たばこ産業株式会社	東京都港区	ジェイティ飲料株式会社	東京都品川区
			日本たばこ産業株式会社	東京都港区
2 8	株式会社ヤクルト本社	東京都港区	株式会社ヤクルト本社	東京都港区
2 9	東邦商事株式会社	大阪市	東邦商事株式会社	大阪市
3 0	株式会社不二家	東京都文京区	株式会社不二家	東京都文京区

番 号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
3 1	サンヨー食品株式会社	東京都港区	サンヨー食品株式会社	東京都港区
3 2	株式会社マルハニチロ食品（注４）	東京都江東区	株式会社マルハニチロ食品	東京都江東区
3 3	旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区	旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区
3 4	旭化成パックス株式会社	東京都千代田区		
3 5	森永製菓株式会社	東京都港区	森永製菓株式会社	東京都港区
3 6	森永甲府フーズ株式会社	甲府市		
3 7	森永エンゼルデザート株式会社	神奈川県大和市		
3 8	森永デザート株式会社	佐賀県鳥栖市		
3 9	高崎森永株式会社	群馬県高崎市		
4 0	ダノンジャパン株式会社	東京都目黒区	ダノンジャパン株式会社	東京都目黒区
4 1	キッコーマン食品株式会社	千葉県野田市	キッコーマンビジネスサービス株式会社	千葉県野田市
4 2	平成食品工業株式会社	千葉県野田市		
4 3	流山キッコーマン株式会社	千葉県流山市		
4 4	江戸川食品株式会社	千葉県野田市		
4 5	ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区		
4 6	宝醤油株式会社	東京都中央区		

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
47	キッコーマンソイフーズ株式会社	東京都中央区		
48	日本デルモンテ株式会社	群馬県沼田市		
49	北海道キッコーマン株式会社	北海道千歳市		
50	日清製粉株式会社	東京都千代田区	日清製粉株式会社	東京都千代田区
51	日清フーズ株式会社	東京都千代田区	日清フーズ株式会社	東京都千代田区
52	理研ビタミン株式会社	東京都千代田区	理研ビタミン株式会社	東京都千代田区
53	理研食品株式会社	東京都千代田区		
54	伊藤ハム株式会社	神戸市	伊藤ハム株式会社	神戸市
55	伊藤ハムデイリー株式会社	宮城県栗原市		
56	伊藤ハムウエスト株式会社	佐賀県三養基郡基山町		
57	日清オイリオグループ株式会社	東京都中央区	日清オイリオグループ株式会社	東京都中央区
58	昭和産業株式会社	東京都千代田区	昭和産業株式会社	東京都千代田区
59	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	東京都新宿区	ヤマザキ・ナビスコ株式会社	東京都新宿区
60	ユニリーバ・ジャパン株式会社	東京都目黒区	ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社	東京都目黒区
61	東洋ビューティ株式会社	大阪市		
62	テーブルマーク株式会社	東京都中央区	テーブルマーク株式会社	東京都中央区

番号	特定ユーザー		交渉窓口会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
6 3	株式会社クレスコ	東京都北区	株式会社クレスコ	東京都北区
6 4	雪印メグミルク株式会社	札幌市	雪印メグミルク株式会社	札幌市
6 5	ビーンスターク・スノー株式会社	札幌市		
6 6	甲南油脂株式会社	神戸市		
6 7	シマダヤ株式会社	東京都渋谷区	シマダヤ株式会社	東京都渋谷区

(注1) 平成23年10月31日時点の「事業者名」及び「本店の所在地」を記載している。

(注2) 平成25年1月に、麒麟株式会社に商号変更。

(注3) 平成25年1月に、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社に吸収合併。

(注4) 平成26年4月に、マルハニチロ株式会社に吸収合併。

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
1	レンゴー株式会社	平成26年(判)第3号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第35号	平成26年(納)第114号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第65号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第102号	平成26年(納)第162号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
2	セツカートン株式会社	平成26年(判)第4号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第36号	平成26年(納)第115号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第68号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第105号	平成26年(納)第166号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
3	王子コンテナ株式会社	平成26年(判)第5号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第37号	平成26年(納)第116号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第66号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第103号	平成26年(納)第163号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
4	株式会社トーモク	平成26年(判)第6号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第38号	平成26年(納)第117号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第67号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第104号	平成26年(納)第165号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
5	常陸森紙業株式会社	平成26年(判)第7号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第39号	平成26年(納)第121号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第77号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第114号	平成26年(納)第180号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
6	大和紙器株式会社	平成26年(判)第8号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第40号	平成26年(納)第122号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第69号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第106号	平成26年(納)第167号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
7	長野森紙業株式会社	平成26年(判)第9号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第41号	平成26年(納)第123号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第71号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第108号	平成26年(納)第171号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
8	森紙業株式会社	平成26年(判)第10号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第42号	平成26年(納)第126号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第70号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第107号	平成26年(納)第169号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
9	群馬森紙業株式会社	平成26年(判)第11号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第43号	平成26年(納)第127号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第88号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第125号	平成26年(納)第196号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
1 0	ムサシ王子コンテナ株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 2 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 4 号	平成 2 6 年（納）第 1 2 8 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 8 7 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 2 4 号	平成 2 6 年（納）第 1 9 3 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 1	新潟森紙業株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 3 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 5 号	平成 2 6 年（納）第 1 2 9 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 8 0 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 1 7 号	平成 2 6 年（納）第 1 8 3 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 2	仙台森紙業株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 4 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 6 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 0 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 9 0 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 2 7 号	平成 2 6 年（納）第 2 0 1 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 3	静岡森紙業株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 5 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 7 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 1 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 8 2 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 1 9 号	平成 2 6 年（納）第 1 8 7 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 4	北海道森紙業株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 6 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 8 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 3 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 7 2 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 0 9 号	平成 2 6 年（納）第 1 7 3 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 5	東京コンテナ工業株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 7 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 4 9 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 4 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 8 4 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 2 1 号	平成 2 6 年（納）第 1 9 0 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 6	マタイ紙工株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 8 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 5 0 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 6 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 7 6 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 1 3 号	平成 2 6 年（納）第 1 7 9 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 7	関東パック株式会社	平成 2 6 年（判）第 1 9 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 5 1 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 7 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 9 8 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 3 5 号	平成 2 6 年（納）第 2 1 5 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
1 8	アサヒ紙工株式会社	平成 2 6 年（判）第 2 0 号	平成 2 6 年（措）第 1 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 5 2 号	平成 2 6 年（納）第 1 3 8 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 7 5 号	平成 2 6 年（措）第 1 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成 2 6 年（判）第 1 1 2 号	平成 2 6 年（納）第 1 7 8 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
19	福野段ボール工業株式会社	平成26年(判)第21号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第53号	平成26年(納)第140号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第94号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第131号	平成26年(納)第206号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
20	大一コンテナ株式会社	平成26年(判)第22号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第54号	平成26年(納)第142号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第78号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第115号	平成26年(納)第181号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
21	イハラ紙器株式会社	平成26年(判)第23号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第55号	平成26年(納)第146号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第96号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第133号	平成26年(納)第208号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
22	コバシ株式会社	平成26年(判)第24号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第56号	平成26年(納)第151号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第74号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第111号	平成26年(納)第177号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
23	大日本パックス株式会社	平成26年(判)第25号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第57号	平成26年(納)第152号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第73号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第110号	平成26年(納)第175号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
24	サクラパックス株式会社	平成26年(判)第26号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第58号	平成26年(納)第153号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第89号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第126号	平成26年(納)第197号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
25	森井紙器工業株式会社	平成26年(判)第27号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第59号	平成26年(納)第154号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第81号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第118号	平成26年(納)第186号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
26	株式会社甲府大一実業	平成26年(判)第28号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第60号	平成26年(納)第155号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第83号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第120号	平成26年(納)第188号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
27	株式会社トーシンパッケージ	平成26年(判)第29号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第61号	平成26年(納)第156号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第91号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第128号	平成26年(納)第202号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
28	遠州紙工業株式会社	平成26年(判)第30号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第62号	平成26年(納)第158号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第99号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第136号	平成26年(納)第216号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
29	株式会社内藤	平成26年(判)第31号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第63号	平成26年(納)第159号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第93号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第130号	平成26年(納)第205号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
30	大万紙業株式会社	平成26年(判)第32号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第64号	平成26年(納)第160号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第92号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第129号	平成26年(納)第203号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
31	吉沢工業株式会社	平成26年(判)第33号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第86号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第123号	平成26年(納)第192号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
32	福原紙器株式会社	平成26年(判)第34号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第97号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第134号	平成26年(納)第212号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
33	旭段ボール株式会社	平成26年(判)第79号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第116号	平成26年(納)第182号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
34	浅野段ボール株式会社	平成26年(判)第85号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第122号	平成26年(納)第191号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
35	鎌田段ボール工業株式会社	平成26年(判)第95号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第132号	平成26年(納)第207号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
36	興亜紙業株式会社	平成26年(判)第100号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第137号	平成26年(納)第218号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
37	有限会社市川紙器製作所	平成26年(判)第101号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第138号	平成26年(納)第219号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

事業者一覧

別紙 5

番号	商号	略称	グループ (注1)	製造拠点 (注2)	商号の変遷等	組合員	合意参加 会合 (注3)	第1事件違反行為		第2事件違反行為		関連事件違反行為		被審人 (注5)
								排除措置命令 (注4)	課徴金納付命令 (注4)	排除措置命令 (注4)	課徴金納付命令 (注4)	排除措置命令 (注4)	課徴金納付命令 (注4)	
1	レンゴー株式会社	被審人レン ゴー	レンゴー	北海道、青森県、宮城県、 福島県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、神奈川県、 新潟県、長野県、静岡県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第114号	○	平成26年（納）第 162号	○	平成26年（納） 第222号	○
2	王子コンテ ナー株式会社	被審人王子コ ンテナー	王子	北海道、青森県、宮城県、 福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、神奈川県、 長野県、静岡県	平成24年10月 1日、商号を王子 チョダコンテナー 株式会社から現商 号に変更した。	○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第116号	○	平成26年（納）第 163号	—	—	○
3	株式会社トー モク	被審人トーモ ク	トーモク	北海道、青森県、宮城県、 山形県、群馬県、埼玉県、 神奈川県、新潟県、静岡県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第117号	○	平成26年（納）第 165号	○	平成26年（納） 第223号	○
4	日本トーカン パッケージ株 式会社	日本トーカン パッケージ		宮城県、福島県、茨城県、 栃木県、埼玉県、神奈川県、 静岡県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第119号	○	平成26年（納）第 164号	○	平成26年（納） 第224号	
5	森紙業株式会 社	被審人森紙業	王子	神奈川県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第126号	○	平成26年（納）第 169号	—	—	○
6	セツツカート ン株式会社	被審人セツツ カートン	レンゴー	茨城県、栃木県、埼玉県、 新潟県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第115号	○	平成26年（納）第 166号			○
7	ダイナパック 株式会社	ダイナパック		福島県、茨城県、埼玉県、 長野県、静岡県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第118号	○	平成26年（納）第 168号			
8	大和紙器株式 会社	被審人大和紙 器	レンゴー	茨城県、埼玉県、神奈川県、 静岡県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第122号	○	平成26年（納）第 167号			○
9	大王製紙パッ ケージ株式会 社	大王製紙パッ ケージ	大王	茨城県、栃木県	平成25年4月1 日、中部大王製紙 パッケージ株式会 社に吸収合併され 消滅した。	○	10月17日 三木会	—	—	—	—			
10	福野段ボール 工業株式会社	被審人福野段 ボール工業		埼玉県		○	10月17日 三木会	○	平成26年（納） 第140号	○	平成26年（納）第 206号			○
11	日本紙工業株 式会社	日本紙工業		宮城県、静岡県		○	10月17日 三木会	○	—	○	平成26年（納）第 198号			
12	アサヒ紙工株 式会社	被審人アサヒ 紙工	レンゴー	埼玉県、長野県		○	11月2日 埼玉支部 総会	○	平成26年（納） 第138号	○	平成26年（納）第 178号			○
13	マタイ紙工株 式会社	被審人マタイ 紙工	レンゴー	群馬県		○	10月27日 群馬会	○	平成26年（納） 第136号	○	平成26年（納）第 179号			○
14	株式会社甲府 大一実業	被審人甲府大 一実業	レンゴー	山梨県			10月24日 長野5社会	○	平成26年（納） 第155号	○	平成26年（納）第 188号			○
15	イハラ紙器株 式会社	被審人イハラ 紙器	レンゴー	静岡県		○	10月31日 静岡支部会	○	平成26年（納） 第146号	○	平成26年（納）第 208号			○
16	長野森紙業株 式会社	被審人長野森 紙業	王子	長野県		○	10月24日 長野5社会	○	平成26年（納） 第123号	○	平成26年（納）第 171号			○

17	北海道森紙業株式会社	被審人北海道森紙業	王子	北海道		○	10月27日 トップ会	○	平成26年（納） 第133号	○	平成26年（納）第 173号			○
18	常陸森紙業株式会社	被審人常陸森紙業	王子	茨城県		○	11月9日 千葉・茨城 支部会	○	平成26年（納） 第121号	○	平成26年（納）第 180号			○
19	新潟森紙業株式会社	被審人新潟森紙業	王子	新潟県		○	10月19日 新潟四木会	○	平成26年（納） 第129号	○	平成26年（納）第 183号			○
20	静岡森紙業株式会社	被審人静岡森紙業	王子	静岡県		○	10月31日 静岡支部会	○	平成26年（納） 第131号	○	平成26年（納）第 187号			○
21	群馬森紙業株式会社	被審人群馬森紙業	王子	群馬県		○	11月14日 群馬・栃木 支部会	○	平成26年（納） 第127号	○	平成26年（納）第 196号			○
22	仙台森紙業株式会社	被審人仙台森紙業	王子	宮城県		○	10月31日 宮城支部会	○	平成26年（納） 第130号	○	平成26年（納）第 201号			○
23	ムサシ王子コンテナー株式会社	被審人ムサシ王子コンテナー	王子	埼玉県		○	11月2日 埼玉支部 総会	○	平成26年（納） 第128号	○	平成26年（納）第 193号			○
24	関東パック株式会社	被審人関東パック	王子	栃木県			10月27日 栃木会	○	平成26年（納） 第137号	○	平成26年（納）第 215号			○
25	静岡王子コンテナー株式会社	静岡王子コンテナー	王子	静岡県	平成24年10月1日、被審人王子コンテナーに吸収合併され消滅した。	○	10月31日 静岡支部会	—	—	—	—			
26	大王パッケージ株式会社	中部大王製紙パッケージ	大王	長野県、静岡県	平成25年4月1日、商号を中部大王製紙パッケージ株式会社から現商号に変更した。	○	10月31日 静岡支部会	○	平成26年（納） 第124号	○	平成26年（納）第 170号			
27	大一コンテナー株式会社	被審人大一コンテナー	トーモク	静岡県		○	10月31日 静岡支部会	○	平成26年（納） 第142号	○	平成26年（納）第 181号			○
28	株式会社トーシンパッケージジ	被審人トーシンパッケージジ	トーモク	埼玉県		○	11月2日 埼玉支部 総会	○	平成26年（納） 第156号	○	平成26年（納）第 202号			○
29	日通商事株式会社	日通商事		神奈川県		○	11月17日 神奈川 支部会	○	平成26年（納） 第141号	○	平成26年（納）第 172号			
30	コーワ株式会社	コーワ		茨城県、埼玉県		○	11月2日 埼玉支部 総会	○	平成26年（納） 第132号	○	平成26年（納）第 174号			
31	大日本パックス株式会社	被審人大日本パックス		栃木県、埼玉県			10月27日 栃木会	○	平成26年（納） 第152号	○	平成26年（納）第 175号			○
32	合同容器株式会社	合同容器		北海道、青森県			10月27日 トップ会	○	平成26年（納） 第135号	○	平成26年（納）第 176号			
33	コバシ株式会社	被審人コバシ		千葉県、神奈川県		○	11月9日 千葉・茨城 支部会	○	平成26年（納） 第151号	○	平成26年（納）第 177号			○

34	株式会社三興 段ボール	三興段ボール		千葉県, 神奈川県		○	11月9日 千葉・茨城 支部会	○	平成26年(納) 第125号	○	平成26年(納)第 184号			
35	旭紙業株式会 社	旭紙業		神奈川県, 静岡県		○	10月19日 東京・山梨 支部会	○	—	○	平成26年(納)第 185号			
36	森井紙器工業 株式会社	被審人森井紙 器工業		新潟県			10月19日 新潟四木会	○	平成26年(納) 第154号	○	平成26年(納)第 186号			○
37	幸陽紙業株式 会社	幸陽紙業		千葉県		○	11月9日 千葉・茨城 支部会	○	平成26年(納) 第157号	○	平成26年(納)第 189号			
38	東京コンテナ 工業株式会社	被審人東京コ ンテナ工業		茨城県, 埼玉県		○	10月19日 東京・山梨 支部会	○	平成26年(納) 第134号	○	平成26年(納)第 190号			○
39	吉沢工業株式 会社	被審人吉沢工 業		新潟県		○	10月19日 新潟四木会	○	—	○	平成26年(納)第 192号			○
40	甲府紙器株式 会社	甲府紙器		山梨県		○	10月19日 東京・山梨 支部会	○	平成26年(納) 第150号	○	平成26年(納)第 194号			
41	株式会社フジ ダン	富士段ボール		埼玉県, 神奈川県	平成25年10月 10日, 商号を富 士段ボール株式会 社から現商号に変 更した。	○	11月2日 埼玉支部 総会	○	平成26年(納) 第120号	○	平成26年(納)第 195号			
42	サクラパックス 株式会社	被審人サクラ パックス		新潟県			10月19日 新潟四木会	○	平成26年(納) 第153号	○	平成26年(納)第 197号			○
43	協和ダンボー ル株式会社	協和ダンボー ル		長野県			10月24日 長野5社会	○	平成26年(納) 第149号	○	平成26年(納)第 199号			
44	大村紙業株式 会社	大村紙業		宮城県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 静岡県		○	11月17日 神奈川 支部会	○	平成26年(納) 第144号	○	平成26年(納)第 200号			
45	大万紙業株式 会社	被審人大万紙 業		静岡県			10月31日 静岡支部会	○	平成26年(納) 第160号	○	平成26年(納)第 203号			○
46	新日本段ボー ル株式会社	新日本段ボー ル		茨城県		○	10月19日 東京・山梨 支部会	○	平成26年(納) 第143号	○	平成26年(納)第 204号			
47	株式会社内藤	被審人内藤		山梨県		○	10月19日 東京・山梨 支部会	○	平成26年(納) 第159号	○	平成26年(納)第 205号			○
48	新潟紙器工業 株式会社	新潟紙器工業		新潟県			10月19日 新潟四木会	○	平成26年(納) 第161号	○	平成26年(納)第 209号			
49	エヌディーケ イ・ニシヤマ 株式会社	エヌディーケ イ・ニシヤマ		新潟県			10月19日 新潟四木会	○	—	○	平成26年(納)第 210号			
50	美鈴紙業株式 会社	美鈴紙業		神奈川県		○	11月17日 神奈川 支部会	○	平成26年(納) 第145号	○	平成26年(納)第 211号			

51	福原紙器株式会社	被審人福原紙器		静岡県			10月31日 静岡支部会	○	—	○	平成26年（納）第212号			○
52	山田ダンボール株式会社	山田ダンボール		千葉県		○	10月19日 東京・山梨支部会	○	—	○	平成26年（納）第213号			
53	株式会社興栄	興栄		神奈川県		○	11月17日 神奈川支部会	○	平成26年（納）第147号	○	平成26年（納）第214号			
54	遠州紙工業株式会社	被審人遠州紙工業		静岡県			10月31日 静岡支部会	○	平成26年（納）第158号	○	平成26年（納）第216号			○
55	八木段ボール株式会社	八木段ボール		埼玉県		○	11月2日 埼玉支部総会	○	平成26年（納）第148号	○	平成26年（納）第217号			
56	株式会社クラウン・パッケージ	クラウン・パッケージ		宮城県，千葉県，神奈川県		○	11月9日 千葉・茨城支部会	○	—	○	平成26年（納）第220号			
57	日藤ダンボール株式会社	日藤ダンボール		埼玉県		○	11月2日 埼玉支部総会	○	平成26年（納）第139号	○	—			
58	興亜紙業株式会社	被審人興亜紙業		東京都		○	10月17日 三木会			○	平成26年（納）第218号			○
59	旭段ボール株式会社	被審人旭段ボール		埼玉県，神奈川県		○	10月19日 東京・山梨支部会			○	平成26年（納）第182号			○
60	浅野段ボール株式会社	被審人浅野段ボール		埼玉県		○	11月2日 埼玉支部総会			○	平成26年（納）第191号			○
61	鎌田段ボール工業株式会社	被審人鎌田段ボール工業		岩手県，秋田県		○	(遅くとも) 11月17日 三木会			○	平成26年（納）第207号			○
62	有限会社市川紙器製作所	被審人市川紙器製作所		山梨県		○	10月19日 東京・山梨支部会			○	平成26年（納）第219号			○
63	三五紙業株式会社	三五紙業		神奈川県		○	11月17日 神奈川支部会			○	平成26年（納）第221号			

（注１） 「グループ」欄には，前記第３の１(1)の項において言及した７社については「レンゴー」と記載し，同(2)及び(3)の項において言及した１２社については「王子」と記載し，同(4)の項において言及した３社については「トーモク」と記載し，同(5)の項において言及した２社については「大王」と記載している。

（注２） 「製造拠点」欄には，平成２３年度及び平成２４年度において各事業者が東日本地区に有していた段ボール製品の製造拠点（工場等）が所在する都道府県を記載している。

（注３） 「合意参加会合」欄には，各事業者が本件シート合意及び本件ケース合意に参加した三木会の会合又は支部会等（番号５８の被審人興亜紙業，同５９の被審人旭段ボール，同６０の被審人浅野段ボール，同６１の被審人鎌田段ボール工業，同６２の被審人市川紙器製作所及び同６３の三五紙業にあっては，本件ケース合意に参加した三木会の会合又は支部会等）を記載している。

（注４） 「第１事件違反行為」，「第２事件違反行為」及び「関連事件違反行為」欄の各「排除措置命令」欄記載の「○」は，その事業者が各違反行為に係る排除措置命令の名宛人であることを示し，「課徴金納付命令」欄には，その事業者が各違反行為について受けた課徴金納付命令の命令番号を記載している。また，「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」の各欄記載の「－」は，その事業者が，各違反行為を行った者であるが，その違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない者であることを，同欄記載の「／」は，各違反行為を行った者でないことを示している。

（注５） 「被審人」欄記載の「○」は，その事業者が，自社が受けた排除措置命令の全部の取消し及び課徴金納付命令の全部又は一部の取消しを求めて審判請求を行った者であることを示している。

課徴金一覧

(表1) 特定段ボールシート関係

被 審 人 目 録 番 号	被審人名	実行期間の 始期	実行期間	売上額 (円)	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金の 算定率 (%)	課徴金額 (万円)
1	被審人レンゴー	平成23年 10月25日	平成23年10月25日から 平成24年6月4日まで	6,105,655,226		10	61056
2	被審人セツカートン	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	5,206,201,659		10	52062
3	被審人王子コンテナ	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	4,833,678,717		10	49597
-	被審人王子コンテナ (静岡王子コンテナ)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	315,239,165	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
4	被審人トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	2,418,121,833		10	24181
5	被審人常陸森紙業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	2,332,011,156	資本金の額が 3億円以下	4	9328
6	被審人大和紙器	平成23年 11月1日	平成23年11月1日から 平成24年6月4日まで	901,437,283		10	9014
7	被審人長野森紙業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,386,219,397	資本金の額が 3億円以下	4	5544
8	被審人森紙業	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	452,983,654		10	4529
9	被審人群馬森紙業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,030,921,956	資本金の額が 3億円以下	4	4123
10	被審人ムサシ王子コンテ ナー	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	988,647,680	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	3954
11	被審人新潟森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	769,900,239	資本金の額が 3億円以下	4	3079
12	被審人仙台森紙業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	655,844,430	資本金の額が 3億円以下	4	2623
13	被審人静岡森紙業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	612,157,363	資本金の額が 3億円以下	4	2448
14	被審人北海道森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	462,153,052	資本金の額が 3億円以下	4	1848
15	被審人東京コンテナ工業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	441,543,207	資本金の額が 3億円以下	4	1766
16	被審人マタイ紙工	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	324,972,330	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	1299
17	被審人関東バック	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	310,310,369	資本金の額が 3億円以下	4	1241
18	被審人アサヒ紙工	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	285,865,341	資本金の額が 3億円以下	4	1143
19	被審人福野段ボール工業	平成24年 1月21日	平成24年1月21日から 同年6月4日まで	269,645,266	資本金の額が 3億円以下	4	1078
20	被審人大一コンテナ	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	232,031,734	資本金の額が 3億円以下	4	928
21	被審人イハラ紙器	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	216,446,521	資本金の額が 3億円以下	4	865

被 審 人 目 録 番 号	被審人名	実行期間の 始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金の 算定率 (%)	課徴金額 (万円)
22	被審人コバシ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	101,085,224	資本金の額が 3億円以下	4	404
23	被審人大日本パックス	平成24年 2月1日	平成24年2月1日から 同年6月4日まで	99,153,728	資本金の額が 3億円以下	4	396
24	被審人サクラパックス	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	90,394,023	資本金の額が 3億円以下	4	361
25	被審人森井紙器工業	平成24年 1月4日	平成24年1月4日から 同年6月4日まで	88,294,113	資本金の額が 3億円以下	4	353
26	被審人甲府大一実業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	86,526,495	資本金の額が 3億円以下	4	346
27	被審人トーシンパッケー ジ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	85,196,989	資本金の額が 3億円以下	4	340
28	被審人遠州紙工業	平成24年 4月1日	平成24年4月1日から 同年6月4日まで	74,511,165	資本金の額が 3億円以下	4	298
29	被審人内藤	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	57,061,363	資本金の額が 3億円以下	4	228
30	被審人大万紙業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	47,423,891	資本金の額が 3億円以下	4	189

(表2) 特定段ボールケース関係

被 審 人 目 録 番 号	被審人名	実行期間 の始期	実行期間	売上額 (円)	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金額 (万円)
1	被審人レンゴー	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	22,348,517,220		10	223485
2	被審人セツカートン	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	6,305,656,088		10	63056
3	被審人王子コンテナ	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	12,086,983,608		10	128727
-	被審人王子コンテナ (静岡王子コンテナ)	平成23年 12月11日	平成23年12月11日から 平成24年6月4日まで	1,964,296,434	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
4	被審人トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	7,660,025,681		10	76600
5	被審人常陸森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,058,339,632	資本金の額が 3億円以下	4	4233
6	被審人大和紙器	平成23年 11月1日	平成23年11月1日から 平成24年6月4日まで	4,079,952,476		10	40799
7	被審人長野森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,814,366,704	資本金の額が 3億円以下	4	7257
8	被審人森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	2,097,645,226		10	20976
9	被審人群馬森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	606,005,763	資本金の額が 3億円以下	4	2424
10	被審人ムサシ王子コン テナ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	660,234,397	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	2640
11	被審人新潟森紙業	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	1,023,459,526	資本金の額が 3億円以下	4	4093
12	被審人仙台森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	532,484,443	資本金の額が 3億円以下	4	2129
13	被審人静岡森紙業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	777,404,621	資本金の額が 3億円以下	4	3109
14	被審人北海道森紙業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,660,207,368	資本金の額が 3億円以下	4	6640
15	被審人東京コンテナ工 業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	764,978,820	資本金の額が 3億円以下	4	3059
16	被審人マタイ紙工	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,066,435,950	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	4265
17	被審人関東パック	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	178,257,559	資本金の額が 3億円以下	4	713
18	被審人アサヒ紙工	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,098,743,360	資本金の額が 3億円以下	4	4394
19	被審人福野段ボール工 業	平成24年 2月10日	平成24年2月10日から 同年6月4日まで	369,914,271	資本金の額が 3億円以下	4	1479
20	被審人大一コンテナ	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,047,028,623	資本金の額が 3億円以下	4	4188

被 審 人 目 録 番 号	被審人名	実行期間 の始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金額 (万円)
21	被審人イハラ紙器	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	319,001,990	資本金の額が 3億円以下	4	1276
22	被審人コバシ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,138,801,898	資本金の額が 3億円以下	4	4555
23	被審人大日本パックス	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	1,353,992,707	資本金の額が 3億円以下	4	5415
24	被審人サクラパックス	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	575,309,517	資本金の額が 3億円以下	4	2301
25	被審人森井紙器工業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	781,131,899	資本金の額が 3億円以下	4	3124
26	被審人甲府大一実業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	774,111,550	資本金の額が 3億円以下	4	3096
27	被審人トーシンパッ ケージ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	508,161,156	資本金の額が 3億円以下	4	2032
28	被審人遠州紙工業	平成24年 4月1日	平成24年4月1日から 同年6月4日まで	161,130,189	資本金の額が 3億円以下	4	644
29	被審人内藤	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	397,652,849	資本金の額が 3億円以下	4	1590
30	被審人大万紙業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	497,673,402	資本金の額が 3億円以下	4	1990
31	被審人吉沢工業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	696,499,460	資本金の額が 3億円以下	4	2785
32	被審人福原紙器	平成24年 3月26日	平成24年3月26日から 同年6月4日まで	239,460,419	資本金の額が 3億円以下	4	957
33	被審人旭段ボール	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,031,970,153	資本金の額が 3億円以下	4	4127
34	被審人浅野段ボール	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	747,521,769	資本金の額が 3億円以下	4	2990
35	被審人鎌田段ボール工 業	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	355,258,731	資本金の額が 3億円以下	4	1421
36	被審人興亜紙業	平成24年 2月1日	平成24年2月1日から 同年6月4日まで	145,160,946	資本金の額が 3億円以下	4	580
37	被審人市川紙器製作所	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	116,426,468	資本金の額が 3億円以下	4	465

(表3) 特定ユーザー向け段階ボールケース関係

被 審 人 目 録 番 号	被審人名	実行期間の 始期	実行期間	売上額(円)	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金の 算定率 (%)	課徴金額 (万円)
1	被審人レンゴ	平成23年 11月1日	平成23年11月1日から 平成24年6月4日まで	13,380,523,135		8	107044
4	被審人トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	7,550,212,152		8	60401

送達日等一覧

(表1) 排除措置命令関係

番号	事件番号	被審人	排除措置命令	送達日	審判請求日
1	平成26年(判)第3号	レンゴー株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月12日
2	平成26年(判)第65号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月12日
3	平成26年(判)第4号	セツカートン株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月13日
4	平成26年(判)第68号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月13日
5	平成26年(判)第5号	王子コンテナ株式会社	平成26年(措)第11号	6月19日	7月25日
6	平成26年(判)第66号		平成26年(措)第12号	6月19日	7月25日
7	平成26年(判)第6号	株式会社トーモク	平成26年(措)第11号	6月20日	8月8日
8	平成26年(判)第67号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月8日
9	平成26年(判)第7号	常陸森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
10	平成26年(判)第77号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
11	平成26年(判)第8号	大和紙器株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月13日
12	平成26年(判)第69号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月13日
13	平成26年(判)第9号	長野森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
14	平成26年(判)第71号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
15	平成26年(判)第10号	森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
16	平成26年(判)第70号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
17	平成26年(判)第11号	群馬森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
18	平成26年(判)第88号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
19	平成26年(判)第12号	ムサシ王子コンテナ株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
20	平成26年(判)第87号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
21	平成26年(判)第13号	新潟森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
22	平成26年(判)第80号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
23	平成26年(判)第14号	仙台森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
24	平成26年(判)第90号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
25	平成26年(判)第15号	静岡森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
26	平成26年(判)第82号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
27	平成26年(判)第16号	北海道森紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
28	平成26年(判)第72号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
29	平成26年(判)第17号	東京コンテナ工業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月22日
30	平成26年(判)第84号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月22日
31	平成26年(判)第18号	マタイ紙工株式会社	平成26年(措)第11号	6月19日	8月13日
32	平成26年(判)第76号		平成26年(措)第12号	6月19日	8月13日
33	平成26年(判)第19号	関東パック株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月25日
34	平成26年(判)第98号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月25日
35	平成26年(判)第20号	アサヒ紙工株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月13日
36	平成26年(判)第75号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月13日
37	平成26年(判)第21号	福野段ボール工業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月14日
38	平成26年(判)第94号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月14日
39	平成26年(判)第22号	大一コンテナ株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月8日
40	平成26年(判)第78号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月8日
41	平成26年(判)第23号	イハラ紙器株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月13日
42	平成26年(判)第96号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月13日
43	平成26年(判)第24号	コバシ株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月15日
44	平成26年(判)第74号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日

送達日等一覧

(表1) 排除措置命令関係

番号	事件番号	被審人	排除措置命令	送達日	審判請求日
45	平成26年(判)第25号	大日本パックス株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	7月31日
46	平成26年(判)第73号		平成26年(措)第12号	6月20日	7月31日
47	平成26年(判)第26号	サクラパックス株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月6日
48	平成26年(判)第89号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月6日
49	平成26年(判)第27号	森井紙器工業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月6日
50	平成26年(判)第81号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月6日
51	平成26年(判)第28号	株式会社甲府大一実業	平成26年(措)第11号	6月20日	8月13日
52	平成26年(判)第83号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月13日
53	平成26年(判)第29号	株式会社トーシンパッケージ	平成26年(措)第11号	6月20日	8月8日
54	平成26年(判)第91号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月8日
55	平成26年(判)第30号	遠州紙工業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月8日
56	平成26年(判)第99号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月8日
57	平成26年(判)第31号	株式会社内藤	平成26年(措)第11号	6月20日	8月15日
58	平成26年(判)第93号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
59	平成26年(判)第32号	大万紙業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月15日
60	平成26年(判)第92号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
61	平成26年(判)第33号	吉沢工業株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月15日
62	平成26年(判)第86号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
63	平成26年(判)第34号	福原紙器株式会社	平成26年(措)第11号	6月20日	8月15日
64	平成26年(判)第97号		平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
65	平成26年(判)第79号	旭段ボール株式会社	平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
66	平成26年(判)第85号	浅野段ボール株式会社	平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
67	平成26年(判)第95号	鎌田段ボール工業株式会社	平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
68	平成26年(判)第100号	興亜紙業株式会社	平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日
69	平成26年(判)第101号	有限会社市川紙器製作所	平成26年(措)第12号	6月20日	8月15日

注 「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は、いずれも平成26年である。

送達日等一覧

(表2) 課徴金納付命令関係

番号	事件番号	被審人	課徴金納付命令	送達日	審判請求日
1	平成26年(判)第35号	レンゴー株式会社	平成26年(納)第114号	6月20日	8月12日
2	平成26年(判)第102号		平成26年(納)第162号	6月20日	8月12日
3	平成26年(判)第36号	セツカートン株式会社	平成26年(納)第115号	6月20日	8月13日
4	平成26年(判)第105号		平成26年(納)第166号	6月20日	8月13日
5	平成26年(判)第37号	王子コンテナ株式会社	平成26年(納)第116号	6月19日	7月25日
6	平成26年(判)第103号		平成26年(納)第163号	6月19日	7月25日
7	平成26年(判)第38号	株式会社トーモク	平成26年(納)第117号	6月20日	8月8日
8	平成26年(判)第104号		平成26年(納)第165号	6月20日	8月8日
9	平成26年(判)第39号	常陸森紙業株式会社	平成26年(納)第121号	6月20日	7月25日
10	平成26年(判)第114号		平成26年(納)第180号	6月20日	7月25日
11	平成26年(判)第40号	大和紙器株式会社	平成26年(納)第122号	6月20日	8月13日
12	平成26年(判)第106号		平成26年(納)第167号	6月20日	8月13日
13	平成26年(判)第41号	長野森紙業株式会社	平成26年(納)第123号	6月20日	7月25日
14	平成26年(判)第108号		平成26年(納)第171号	6月20日	7月25日
15	平成26年(判)第42号	森紙業株式会社	平成26年(納)第126号	6月20日	7月25日
16	平成26年(判)第107号		平成26年(納)第169号	6月20日	7月25日
17	平成26年(判)第43号	群馬森紙業株式会社	平成26年(納)第127号	6月20日	7月25日
18	平成26年(判)第125号		平成26年(納)第196号	6月20日	7月25日
19	平成26年(判)第44号	ムサシ王子コンテナ株式会社	平成26年(納)第128号	6月20日	7月25日
20	平成26年(判)第124号		平成26年(納)第193号	6月20日	7月25日
21	平成26年(判)第45号	新潟森紙業株式会社	平成26年(納)第129号	6月20日	7月25日
22	平成26年(判)第117号		平成26年(納)第183号	6月20日	7月25日
23	平成26年(判)第46号	仙台森紙業株式会社	平成26年(納)第130号	6月20日	7月25日
24	平成26年(判)第127号		平成26年(納)第201号	6月20日	7月25日
25	平成26年(判)第47号	静岡森紙業株式会社	平成26年(納)第131号	6月20日	7月25日
26	平成26年(判)第119号		平成26年(納)第187号	6月20日	7月25日
27	平成26年(判)第48号	北海道森紙業株式会社	平成26年(納)第133号	6月20日	7月25日
28	平成26年(判)第109号		平成26年(納)第173号	6月20日	7月25日
29	平成26年(判)第49号	東京コンテナ工業株式会社	平成26年(納)第134号	6月20日	7月22日
30	平成26年(判)第121号		平成26年(納)第190号	6月20日	7月22日
31	平成26年(判)第50号	マタイ紙工株式会社	平成26年(納)第136号	6月19日	8月13日
32	平成26年(判)第113号		平成26年(納)第179号	6月19日	8月13日
33	平成26年(判)第51号	関東バック株式会社	平成26年(納)第137号	6月20日	7月25日
34	平成26年(判)第135号		平成26年(納)第215号	6月20日	7月25日
35	平成26年(判)第52号	アサヒ紙工株式会社	平成26年(納)第138号	6月20日	8月13日
36	平成26年(判)第112号		平成26年(納)第178号	6月20日	8月13日
37	平成26年(判)第53号	福野段ボール工業株式会社	平成26年(納)第140号	6月20日	8月14日
38	平成26年(判)第131号		平成26年(納)第206号	6月20日	8月14日
39	平成26年(判)第54号	大一コンテナ株式会社	平成26年(納)第142号	6月20日	8月8日
40	平成26年(判)第115号		平成26年(納)第181号	6月20日	8月8日
41	平成26年(判)第55号	イハラ紙器株式会社	平成26年(納)第146号	6月20日	8月13日
42	平成26年(判)第133号		平成26年(納)第208号	6月20日	8月13日
43	平成26年(判)第56号	コバシ株式会社	平成26年(納)第151号	6月20日	8月15日
44	平成26年(判)第111号		平成26年(納)第177号	6月20日	8月15日

送達日等一覧

(表2) 課徴金納付命令関係

番号	事件番号	被審人	課徴金納付命令	送達日	審判請求日
45	平成26年(判)第57号	大日本パックス株式会社	平成26年(納)第152号	6月20日	7月31日
46	平成26年(判)第110号		平成26年(納)第175号	6月20日	7月31日
47	平成26年(判)第58号	サクラパックス株式会社	平成26年(納)第153号	6月20日	8月6日
48	平成26年(判)第126号		平成26年(納)第197号	6月20日	8月6日
49	平成26年(判)第59号	森井紙器工業株式会社	平成26年(納)第154号	6月20日	8月6日
50	平成26年(判)第118号		平成26年(納)第186号	6月20日	8月6日
51	平成26年(判)第60号	株式会社甲府大一実業	平成26年(納)第155号	6月20日	8月13日
52	平成26年(判)第120号		平成26年(納)第188号	6月20日	8月13日
53	平成26年(判)第61号	株式会社トーションパッケージ	平成26年(納)第156号	6月20日	8月8日
54	平成26年(判)第128号		平成26年(納)第202号	6月20日	8月8日
55	平成26年(判)第62号	遠州紙工業株式会社	平成26年(納)第158号	6月20日	8月8日
56	平成26年(判)第136号		平成26年(納)第216号	6月20日	8月8日
57	平成26年(判)第63号	株式会社内藤	平成26年(納)第159号	6月20日	8月15日
58	平成26年(判)第130号		平成26年(納)第205号	6月20日	8月15日
59	平成26年(判)第64号	大万紙業株式会社	平成26年(納)第160号	6月20日	8月15日
60	平成26年(判)第129号		平成26年(納)第203号	6月20日	8月15日
61	平成26年(判)第123号	吉沢工業株式会社	平成26年(納)第192号	6月20日	8月15日
62	平成26年(判)第134号	福原紙器株式会社	平成26年(納)第212号	6月20日	8月15日
63	平成26年(判)第116号	旭段ボール株式会社	平成26年(納)第182号	6月20日	8月15日
64	平成26年(判)第122号	浅野段ボール株式会社	平成26年(納)第191号	6月20日	8月15日
65	平成26年(判)第132号	鎌田段ボール工業株式会社	平成26年(納)第207号	6月20日	8月15日
66	平成26年(判)第137号	興亜紙業株式会社	平成26年(納)第218号	6月20日	8月15日
67	平成26年(判)第138号	有限会社市川紙器製作所	平成26年(納)第219号	6月20日	8月15日

注 「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は、いずれも平成26年である。

三木会構成員・出席者一覧

別紙 8

役職	構成員			会合出席状況		
	所属会社(注1)	会社内の役職	氏名(注1)	9月22日 三木会(注2)	10月17日 三木会(注2)	11月17日 三木会(注2)
会長	被審人トーモク	専務取締役営業本部長	《 C 1 》	○	○	○
幹事長	被審人レンゴー	統括営業本部長	《 D 1 》	○	○	○
		統括営業本部長	《 D 2 》			
副幹事長	被審人福野段ボール工業	代表取締役社長	《 G 1 》	○	○	○
委員	被審人王子コンテナ	専務取締役営業本部長	《 I 4 》	《氏名略》	○	○
委員	被審人レンゴー	執行役員東部営業本部長	《 D 2 》	○	○	○
		東部営業本部長	《 D 1 5 》			
委員	被審人トーモク	取締役兼東京営業部統括兼開発営業部長	《 C 5 》	○	○	
委員	被審人セツカートン	常務取締役営業本部東日本営業部長	《 K 2 》	《氏名略》	○	○
委員	ダイナパック	取締役執行役員営業本部長	《氏名略》	○	○	○
委員	日本トーカンパッケージ	執行役員営業本部長	《氏名略》	○	○	○
委員	被審人森紙業	常務取締役営業本部長	《氏名略》	《氏名略》	○	○
委員	被審人大和紙器	常務取締役営業本部長	《氏名略》	《氏名略》	《氏名略》	○ 《氏名略》
委員	大王製紙パッケージ	取締役営業本部長	《氏名略》	○	○	
委員 (北海道支部長)	被審人レンゴー	恵庭工場工場長兼旭川工場工場長	《 D 7 》			
委員 (東北支部長)	被審人鎌田段ボール工業	代表取締役社長	《 E 》			○
委員 (東京・山梨支部長)	被審人興亜紙業	取締役営業部長	《 H 》	○	○	○
委員 (埼玉支部長)	被審人王子コンテナ	埼玉工場営業部長	《 I 3 》	《 C 3 》	《 C 3 》	《 C 3 》
委員 (神奈川支部長)	被審人レンゴー	湘南工場工場長	《 D 1 4 》	○	○	○
委員 (千葉・茨城支部長)	被審人レンゴー	千葉工場工場長	《 D 3 》	○	○	○
委員 (群馬・栃木支部長)	被審人レンゴー	前橋工場工場長	《 D 4 》	○	○	○
委員 (新潟・長野支部長)	被審人トーモク	新潟工場工場長	《 C 2 》	○	○	○
	被審人セツカートン	新潟工場工場長	《 K 3 》			
委員 (静岡支部長)	日本紙工業	執行役員東部営業本部長	《 J 》	○	○	○
	被審人大和紙器	静岡工場工場長	《氏名略》			

(注1) 平成23年度と平成24年度で、委員の交代があった場合には、上段に平成23年度、下段に平成24年度の委員の所属会社及び氏名を記載している。

(注2) 出席した委員については○印を、構成員の代理で出席した者がいた場合や構成員に加えてその所属会社から出席した者がいた場合には実際の出席者の氏名を、それぞれ記載している。

支部一覧

別紙 9

支部	地区	構成員	支部長 (所属会社)
東京・山梨支部	東京都	旭紙業、被審人旭段ボール、被審人市川紙器製作所、被審人興亜紙業、甲府紙器、新日本段ボール、被審人東京コンテナ工業、被審人内藤、山田段ボール	《H》 (被審人興亜紙業)
	山梨県		
神奈川支部	神奈川県	被審人浅野段ボール、旭紙業、被審人旭段ボール、被審人王子コンテナ、大村紙業、クラウン・パッケージ、興栄、被審人コバシ、三興段ボール、三五紙業、被審人トーモク、日通商事、日本トーカンパッケージ、富士段ボール、美鈴紙業、被審人森紙業、被審人大和紙器、被審人レンゴー	《D 1 4》 (被審人レンゴー)
埼玉支部	埼玉県	被審人浅野段ボール、被審人アサヒ紙工、被審人旭段ボール、被審人王子コンテナ、コーワ、被審人セッツカートン、ダイナパック、被審人東京コンテナ工業、被審人トーモク、被審人トーションパッケージ、大王製紙デザインパッケージ株式会社、日藤ダンボール、日本トーカンパッケージ、被審人福野ダンボール工業、富士段ボール、被審人ムサシ王子コンテナ、八木段ボール、被審人大和紙器、被審人レンゴー	《I 3》 (被審人王子コンテナ)
千葉・茨城支部	千葉県	《事業者名略》、被審人王子コンテナ、クラウン・パッケージ、幸陽紙業、被審人コバシ、コーワ、三興段ボール、被審人セッツカートン、大王製紙パッケージ、ダイナパック、大和段ボール株式会社、被審人東京コンテナ工業、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ、被審人常陸森紙業、山田段ボール、被審人レンゴー	《D 3》 (被審人レンゴー)
	茨城県		
群馬・栃木支部	群馬県	被審人王子コンテナ、被審人群馬森紙業、被審人セッツカートン、大王製紙パッケージ、被審人東京コンテナ工業、被審人トーモク、富士段ボール、被審人マタイ紙工、被審人レンゴー	《D 4》 (被審人レンゴー)
	栃木県		
静岡支部	静岡県	被審人イハラ紙器、静岡王子コンテナ、被審人静岡森紙業、被審人大一コンテナ、ダイナパック、中部大王製紙パッケージ、被審人トーモク、日本紙工業、日本トーカンパッケージ、被審人大和紙器、被審人レンゴー	《J》 (日本紙工業) 《Y》 (被審人大和紙器)
新潟・長野支部	新潟県	被審人王子コンテナ、被審人セッツカートン、ダイナパック、被審人トーモク、被審人長野森紙業、被審人新潟森紙業、被審人吉沢工業、被審人レンゴー	《C 2》 (被審人トーモク) 《K 3》 (被審人セッツカートン)
	長野県		
東北支部	青森県	被審人王子コンテナ、被審人鎌田段ボール工業、被審人仙台森紙業、ダイナパック、《事業者名略》、《事業者名略》、《事業者名略》(平成23年度のみ)、《事業者名略》、被審人トーモク、日本トーカンパッケージ、被審人レンゴー	《E》 (被審人鎌田段ボール工業)
	岩手県		
	宮城県		
	秋田県		
	山形県		
	福島県		
北海道支部	北海道	被審人王子コンテナ、被審人トーモク、被審人北海道織紙業、被審人レンゴー	《D 7》 (被審人レンゴー)

支部会等出席者一覧

別紙 10

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
10月19日東京・山梨支部会	被審人興亜紙業	取締役営業部長	《H》
	晃里株式会社	統括マネージャー	《氏名略》
	新日本段ボール	常務取締役営業部長	《氏名略》
	甲府紙器	専務取締役	《氏名略》
	被審人内藤	執行役員参事	《氏名略》
	山田ダンボール	東京本社営業課長代理	《氏名略》
	旭紙業	本社営業部営業課課長	《氏名略》
	被審人旭段ボール	常勤顧問	《氏名略》
	被審人市川紙器製作所	専務取締役	《氏名略》
10月19日新潟・四木会	被審人トーモク	新潟工場工場長	《C2》
	被審人レンゴー	新潟工場工場長	《D5》
	被審人セツカートン	新潟工場工場長	《K3》
	被審人新潟森紙業	新潟事業所執行役員事業所長	《氏名略》
	被審人吉沢工業	営業部部长	《氏名略》
	被審人サクラパックス	常務執行役員新潟事業所長	《氏名略》
	被審人森井紙器工業	代表取締役社長	《P》
	新潟紙器工業	取締役段ボール事業部長	《氏名略》
	エヌディーケイ・ニシヤマ	取締役常務執行役員統括部長	《氏名略》
10月24日長野五社会	被審人レンゴー	長野工場工場長	《D6》
	被審人王子コンテナ	長野工場工場長	《I1》
	被審人長野森紙業	塩尻事業所事業所長	《氏名略》
	被審人甲府大一実業	代表取締役社長	《F》
	ダイナパック	松本事業所長	《氏名略》
	協和ダンボール	取締役営業副本部長	《氏名略》
10月27日トップ会	被審人レンゴー	恵庭工場工場長兼旭川工場工場長	《D7》
	被審人王子コンテナ	札幌工場工場長	《I2》
	被審人トーモク	札幌工場工場長	《C6》
	被審人北海道森紙業	札幌事業所長	《氏名略》
		営業部長	《氏名略》
	合同容器	取締役執行役員常務事業本部長	《氏名略》
10月27日群馬会	被審人レンゴー	前橋工場営業部長	《D8》
	被審人王子コンテナ	茨城工場工場長代理兼営業部長	《I5》
	被審人セツカートン	宇都宮工場営業課課長	《K4》
		熊谷工場営業部営業第一課課長代理	《K5》
	被審人トーモク	館林工場販売次長兼販売第三課長	《C7》
	被審人マタイ紙工	営業部営業課長	《氏名略》
	大王製紙パッケージ	南関東営業部第二課長	《O》
	日本トーカンパッケージ	古河工場販売グループリーダー	《氏名略》

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
10月27日栃木会	被審人レンゴー	小山工場営業部部長代理	《D9》
	被審人王子コンテナ	茨城工場工場長代理兼営業部長	《I5》
	被審人セツカートン	宇都宮工場営業課課長	《K4》
	被審人トーモク	館林工場販売次長兼販売第三課長	《C7》
	大王製紙パッケージ	南関東営業部第二課長	《O》
	日本トーカンパッケージ	古河工場販売グループリーダー	《氏名略》
	被審人関東パック	営業部長	《氏名略》
	被審人大日本パックス	取締役栃木事業部営業部長	《氏名略》
11月14日群馬・ 栃木支部会	被審人レンゴー	小山工場工場長	《D4》
		前橋工場工場長	《氏名略》
	被審人王子コンテナ	高崎工場営業部部長	《I6》
	被審人トーモク	館林工場販売次長兼販売第三課長	《C7》
	被審人セツカートン	宇都宮工場営業課課長	《K4》
	大王製紙パッケージ	南関東営業部第二課長	《O》
	被審人マタイ紙工	営業部営業課長	《氏名略》
	被審人群馬森紙業	尾島事業所営業部部長	《X》
	晃里	群馬営業所責任者	《L2》
	富士段ボール	本庄工場営業課長	《氏名略》
10月31日宮城支 部会	①被審人レンゴー	仙台工場工場長	《D10》
		仙台工場営業部長代理	《D16》
		福島矢吹工場工場長	《D17》
		福島矢吹工場営業部長代理	《D18》
	②被審人王子コンテナ	常務執行役員東北地区管掌兼仙台工場工 場長	《I7》
		福島工場営業部部長	《I8》
	③被審人トーモク	仙台工場工場長	《C8》
		仙台工場営業部部長	《C9》
		仙台工場販売課課長	《C10》
	④日本トーカンパッケージ	仙台工場工場長	《氏名略》
		仙台工場販売グループリーダー	《氏名略》
	⑤被審人仙台森紙業	島田事業所事業所長	《氏名略》
		柴田事業所営業部部長	《氏名略》

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
10月31日静岡支部会	被審人レンゴー	清水工場工場長	《D19》
		清水工場部長	《D20》
	静岡王子コンテナ	代表取締役社長	《氏名略》
		取締役営業本部長	《氏名略》
	被審人トーモク	清水工場長	《C11》
		執行役員浜松工場工場長	《C12》
	被審人静岡森紙業	浜松事業所所長	《氏名略》
		営業部長	《氏名略》
	日本紙工業	執行役員東部営業部長	《J》
		東部営業部袋井営業課マネージャー	《氏名略》
	被審人大和紙器	静岡工場工場長	《Y》
		静岡工場課長	《氏名略》
	被審人イハラ紙器	代表取締役社長	《氏名略》
		取締役営業部長	《氏名略》
	ダイナパック	静岡事業所静岡営業部営業部長	《氏名略》
	日本トーカンパッケージ		《氏名略》
	被審人大一コンテナ	代表取締役	《氏名略》
		総務部長兼営業部長	《氏名略》
	中部大王製紙パッケージ	静岡営業部部長代理	《氏名略》
	被審人福原紙器	代表取締役	《氏名略》
	被審人大万紙業	代表取締役社長	《氏名略》
	被審人遠州紙工業	取締役営業部長	《N》

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
11月2日埼玉支部会	被審人レンゴー	東京工場工場長	《D11》
		東京工場営業部部長代理兼営業部統括営業課長	《D12》
	被審人王子コンテナ	埼玉工場営業部長	《I3》
	日本トーカンパッケージ	執行役員北関東地域営業統括兼埼玉工場工場長	《氏名略》
		埼玉工場販売グループリーダー	《氏名略》
	被審人トーモク	執行役員関東営業部長	《C3》
		関東営業部次長	《C13》
	被審人セツツカートン	常務取締役営業本部東日本営業部長	《K2》
		熊谷工場営業部営業第一課課長代理	《K6》
		取締役東京工場工場長	《K7》
		東京工場営業部営業第一課課長	《K1》
	被審人大和紙器	埼玉工場工場長	《氏名略》
		埼玉工場営業課長	《氏名略》
		千葉営業所営業部主任	《氏名略》
	ダイナパック	川越事業所営業部部長代理	《氏名略》
		川越工場第一課長	《氏名略》
	コーワ	取締役営業部長兼企画部長	《氏名略》
		営業部次長	《氏名略》
	被審人旭段ボール	岩槻工場工場長代理兼製造部長代理	《氏名略》
		岩槻工場課長	《氏名略》
	被審人浅野段ボール	東京事業所取締役副事業所長兼営業部長	《氏名略》
	富士段ボール	岩槻工場工場長	《氏名略》
	被審人トーシンパッケージ	取締役本社工場営業部長	《氏名略》
	被審人福野段ボール工業	執行役員営業部長	《氏名略》
	八木ダンボール	本社工場取締役営業部長	《氏名略》
	日藤ダンボール	営業部部長	《氏名略》
	被審人アサヒ紙工	営業部部長代理	《氏名略》
	被審人ムサシ王子コンテナ	ムサシ工場営業部副部長兼鈴鹿営業所長	《氏名略》
	大王製紙パッケージ	取締役営業本部長	《氏名略》
		南関東営業部第二課長	《O》

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
11月9日千葉・茨城支部会	被審人レンゴー	千葉工場工場長	《D3》
		千葉工場営業部営業課課長	《D13》
		小山工場工場長	《D4》
		小山工場営業部部長代理	《D9》
	被審人王子コンテナ	霞ヶ浦工場工場長	《I9》
	被審人トーモク	関東営業部次長	《C13》
	被審人セツカートン	つくば工場営業課長代理	《K8》
	日本トーカンパッケージ	茨城工場販売グループグループリーダー	《氏名略》
	ダイナパック	つくば事業所営業部部長代理	《氏名略》
	大王製紙パッケージ	南関東営業部第二課長	《O》
	被審人常陸森紙業	茨城事業所営業部部長	《氏名略》
		茨城事業所営業部販売二課課長	《氏名略》
	クラウン・パッケージ	東京事業所営業部営業課課長	《氏名略》
	三興段ボール	千葉工場事業本部副事業本部長	《氏名略》
	コーワ	茨城工場営業部販売課長代理	《氏名略》
	被審人コバシ	千葉工場営業課長	《氏名略》
	晃里	統括マネージャー	《氏名略》
	幸陽紙業	営業部係長	《氏名略》
	山田ダンボール	東京本社営業部課長	《氏名略》

会合	出席者		
	所属会社	役職	氏名
11月17日神奈川 支部会	被審人レンゴー	湘南工場工場長	《D14》
		湘南工場営業部長	《D21》
	被審人王子コンテナー	神奈川工場工場長	《I10》
		神奈川工場営業部長	《I11》
	日本トーカンパッケージ	横浜工場長	《氏名略》
	被審人トーモク	厚木工場工場長・参事	《C14》
	被審人大和紙器	神奈川工場営業部営業課長	《氏名略》
	被審人森紙業	関東事業所営業部事業所長代理兼営業部 長	《氏名略》
	日通商事	東京支店物流商品部部長	《氏名略》
		東京支店物流商品部東京段ボール工場工 場長	《氏名略》
		東京支店物流商品部東京段ボール工場営 業4課長	《氏名略》
	被審人コバシ	関東事業本部湘南工場工場長	《氏名略》
	被審人旭段ボール	常勤顧問	《氏名略》
	三興段ボール	相模工場事業本部副本部長兼営業部部長	《氏名略》
	旭紙業	本社営業部営業課課長	《氏名略》
	被審人浅野段ボール	東京事業所営業部課長兼横浜営業所長	《氏名略》
	富士段ボール	小田原工場工場長	《氏名略》
		小田原工場販売課長	《氏名略》
	大村紙業	湘南事業部事業部長代理	《氏名略》
	美鈴紙業	取締役	《氏名略》
		東京事業部営業部部長	《氏名略》
	興栄	営業顧問	《氏名略》
		営業部部長	《氏名略》
	クラウン・パッケージ	神奈川工場次長	《氏名略》
		神奈川工場営業2課長	《氏名略》
	三五紙業	取締役営業部長	《氏名略》
	被審人セツツカートン	東京工場営業部営業第一課課長	《K1》

会合開催一覧

別紙 1 1

日付	支部会等における情報交換									三木会	シート部会
	東京・山梨支部	神奈川支部	埼玉支部	千葉・茨城支部	群馬・栃木支部	静岡支部	新潟・長野支部	東北支部	北海道支部		
平成23年	11月9日(水)						新潟四木会				
	11月14日(月)				支部会						
	11月15日(火)								部課長会		
	11月16日(水)	○									
	11月17日(木)									○	
	11月22日(火)							○			
	11月25日(金)			○							
	11月28日(月)				群馬会 栃木会	○					
	11月29日(火)						長野5社会				
	12月2日(金)			○			新潟四木会		部課長会 トップ会		
	12月5日(月)		○								
	12月7日(水)									○	
	12月9日(金)	○					長野5社会				
	12月12日(月)			○							
	12月13日(火)			○		○					
	12月16日(金)										○
	12月19日(月)				支部会						
	12月22日(木)						新潟四木会				
	12月26日(月)						長野5社会				
	12月27日(火)										○
平成24年	1月11日(水)									○	
	1月12日(木)						新潟四木会				
	1月17日(火)			○							
	1月18日(水)		○			○			部課長会		
	1月19日(木)										○
	1月23日(月)			○							
	1月26日(木)							○			
	1月30日(月)				支部会		長野5社会				
	2月2日(木)					○					
	2月8日(水)	○									

日付		支部会等における情報交換								三木会	シート部会
		東京・山梨支部	神奈川支部	埼玉支部	千葉・茨城支部	群馬・栃木支部	静岡支部	新潟・長野支部	東北支部	北海道支部	
	2月10日(金)				○						
	2月14日(火)					支部会					
	2月15日(水)									部課長会	○
	2月16日(木)		○								
	2月17日(金)						○				
	2月21日(火)									部課長会 トップ会	
	2月23日(木)										○
	2月28日(火)			○				新潟四木会 長野5社会			
	3月6日(火)	○									
	3月7日(水)						○				
	3月8日(木)				○						
	3月12日(月)					支部会			○		
	3月13日(火)		○								
	3月15日(木)									部課長会 トップ会	○
	3月27日(火)							長野5社会			
	3月28日(水)			○				新潟四木会			
	4月3日(火)		○								
	4月5日(木)									部課長会 トップ会	
	4月11日(水)				○						
	4月12日(木)	○									
	4月16日(月)								○		
	4月18日(水)					支部会					
	4月19日(木)			○							○
	4月23日(月)							長野5社会		部課長会 トップ会	
	4月27日(金)							新潟四木会			○
	5月10日(木)				○						
	5月14日(月)		○								○
	5月15日(火)					支部会					

日付		支部会等の場における情報交換								三木会	シート部 会	
		東京・山梨 支部	神奈川支部	埼玉支部	千葉・茨城 支部	群馬・栃木 支部	静岡支部	新潟・長野 支部	東北支部			北海道支部
	5月17日 (木)									部長 課会 トップ 会	○	
	5月24日 (木)			○								
	5月29日 (火)							新潟四木会 長野 5 社会				

課徴金の算定に関する当事者の主張一覧

第 1 課徴金の算定期間となる実行期間の認定について

- 1 東日本地区内の各地域ごとに実行期間を認定すべきであるという点について
(被審人レンゴーほか 6 名及び被審人東京コンテナ工業の主張)

本件における一定の取引分野は、本文第 5 の 2 で主張したとおり、東日本地区全体ではなく、各地域ごとに画定されるべきものであり、違反行為も各地域ごとの一定の取引分野単位で成立するものである。したがって、課徴金の算定にあたっては、各地域ごとの一定の取引分野ごとに、実行期間を認定すべきである。

(審査官の主張)

本件各違反行為に係る一定の取引分野が東日本地区全体であり、東日本地区内の各地域ごとに画定されるものでないことは本文第 5 の 2 で主張のとおりであるから、課徴金の算定に当たっても東日本地区内の各地域ごとに実行期間を認定すべきものではない。

- 2 本件各合意の成立以前に値上げを受け入れた取引先について、本件各合意の成立後に値上げされた価格で商品が出荷された日を実行期間の始期とすることが誤りであるという点について

(被審レンゴー、被審人セツカートン及び被審人大和紙器の主張)

被審人レンゴーほか上記 2 名は、被審人レンゴーが段ボール製品について平成 23 年 8 月 26 日に値上げを発表して以降、同業他社の動きとかかわりなく独自に段ボールシート及び段ボールケースの値上げの申入れを行っており、同年 10 月 17 日以前にこれらの値上げを受け入れた取引先が存在する。かかる取引先に対する段ボール製品の値上げは、審査官が同日成立したと主張する本件各合意とは全く関係なく行われたものである。しかるに、審査官は同日以降に値上げ後の価格で段ボール製品の出荷した日（例えば、被審人レンゴーにおいては、特定段ボールシートにつき同月 25 日、特定段ボールケースにつき同月 17 日）を課徴金算定の始期としているが、当該日は、上記のとおり本件各合意が成立したとされる日より前にこれとは全く無関係に独自に値上げが実施された取引先へ出荷がされた日であり、実行期間の始期となるべき日には当たらない。すなわち、本件各合意が成立したとされる日以降に値上げ交渉をした結果、値上げした価格で段ボール製品を引き渡した最初の日又は本件各合意が成立したとされる日以降に取引先に申し入れた値上げの

実施予定日のうち最初の日 of のいずれかを実行期間の始期として認定すべきところ、被審人レンゴーほか上記 2 名において、このような始期となり得るのは、特定段ボールシート及び特定段ボールケースとも同年 1 月 1 7 日であり、それまでの売上げは課徴金の算定対象に含まれないというべきである。

（審査官の主張）

被審人レンゴーほか上記 2 名について、実行期間の始期は、本文第 5 の 4 (1) で主張した基準によると、それぞれ別紙 6（表 1）及び（表 2）の各「実行期間の始期」欄記載の日となるのであり、これらの実行期間の始期の認定に誤りはない。

3 実行期間の始期を値上げの実施予定日ではなく最初に引き上げた価格で商品を出荷した日とすべきであるという点について

（被審人トーモクほか 2 名の主張）

- (1) 実行期間の始期は、具体的な競争制限効果が明確に認定できる時点、すなわち各違反行為者が最初に引き上げた価格で出荷した日とすべきである。この点、段ボール業界における価格カルテル事件の先例においても、最初に引き上げた価格で出荷した日を実行期間の始期とされていた。また、平成 1 7 年の独占禁止法改正（同年法律第 3 5 号による改正）において、課徴金制度は実質的に制裁と位置付けられたことから、価格カルテルについて課徴金を課す場合には入札談合と同様に具体的な競争制限効果の発生が要件となるのであり、実行期間の始期についても課徴金の具体的な競争制限効果が発生し得る時点と解すべきである。
- (2) 仮に、値上げの実施予定日をもって実行開始の始期と認定する場合でも、各段ボールメーカーが実質的に合意した合理的な値上げ予定日（以降の最初の商品の引渡し日）を実行期間の始期と考えるべきである。

（被審人福野ダンボール工業の主張）

- (1) 段ボールシートについて、値上げ交渉は、取引先に対し、販売価格を引き上げる見積書を提出した後に始まることから、実行期間の始期は、実際に引き上げた価格で販売した段ボールシートを納品した日である平成 2 4 年 2 月 1 日とすべきであり、それまでの売上げは課徴金の算定対象に含まれないというべきである。
- (2) この点を措いても、被審人福野段ボール工業が取引先に対して提出した平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日付けの見積書（査 6 0 8〔5 枚目〕）には値上げ実施日について「平成 2 4 年 1 月 2 1 日」と記載されているが、これは、被審人福野段ボール

工業において同見積書に値上げ実施日を「平成２４年３月１日」と記載すべきところを誤って記載したものであり、これに基づいて実行期間の始期を認定するのは誤りである。

（審査官の主張）

- (1) 被審人トーモクほか２名及び被審人福野段ボール工業について、実行期間の始期は、本文第５の４(1)で主張した基準によると、それぞれ別紙６（表１）及び（表２）の各「実行期間の始期」欄記載の日になるものであり、これらの実行期間の始期の認定に誤りはない。
 - (2) この点、課徴金の法的性質は、平成１７年の独占禁止法改正の前後を通じて変更はなく、「実行期間の始期」の認定にも何ら変更はなかったのであるから、これに関する被審人トーモクほか２名の主張は、独自の見解にすぎない。
 - (3) 他方、被審人福野段ボール工業が取引先に提出した上記見積書は、平成２３年１２月２０日付けで作成されているのであり、被審人福野段ボール工業が２か月以上も先の日付である平成２４年３月１日を値上げの実施予定日とする意図で見積書を作成したとは考え難い。この点、被審人福野段ボール工業が審査官の報告命令に対して提出した報告書（査６０８）において、当該取引先に対する値上げの実施日が平成２４年３月１日であり、その決定日が同年２月１４日である旨報告していることからすれば、被審人福野段ボール工業は、同年１月２１日を値上げの実施予定日として平成２３年１２月２０日に値上げを申し入れたが、その後、交渉の結果、値上げが平成２４年３月１日まで実現しなかったにすぎない。
- ４ 自社が値上げ要請を行わなかった取引先について値上げを実施した日を実行期間の始期と認定することが誤りであるという点について

（被審人大日本パックスの主張）

被審人大日本パックスは、実行期間の始期とされた《事業者Ｑ》ほか２社に対する段ボールケースの販売価格の引上げについて、自らは値上げ要請を行わず、これら３社から他の納入業者の納入価格の引上げに応じて販売価格を引き上げるよう要請され、これに応じて値上げしたものにとすぎず、被審人大日本パックスの事業活動の結果、段ボールケースの販売価格を引き上げたものではないから、その引上げを実施した日である平成２４年１月１日は実行期間の始期とはなり得ない。

（審査官の主張）

被審人大日本パックスは、審査官の報告命令に対して提出した報告書（査 9 5）で自ら《事業者Q》に対して平成 2 4 年 1 月 1 日から値上げを行うことを申し入れた旨報告していたのであり、被審人大日本パックスが自ら値上げの要請を行わなかったというのは事実と反する。この点を措いても、被審人大日本パックスは、《事業者Q》に対して値上げした単価を内容とする見積書（査 6 7 4）を提出していたのであり、これを値上げ要請でないとか、事業活動ではないなどということはできない。

第 2 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額の認定について

1 グループ会社向け商品の売上げを除外すべきであるという点について

（被審人レンゴー、被審人セッツカートン、被審人大和紙器、被審人マタイ紙工、被審人イハラ紙器及び被審人甲府大一実業の主張）

(1) グループ会社間の取引については、競合他社の取引に影響を与えるものではなく、それが他の競争事業者の関心とならない以上、そのようなグループ会社間の取引が違反行為である相互拘束の対象に含まれるとは考えられないから、これらの取引に係る売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。レンゴーグループ間の段ボール製品の取引について、このように課徴金の算定対象から除外されるべき商品の売上額は、被審人レンゴーにおいて、特定段ボールシートにつき 2 2 億 6 4 3 8 万 4 8 0 0 円（審 A 共 5 8）、特定段ボールケースにつき 2 9 6 1 万 7 5 3 5 円（審 A 共 6 2）であり、被審人セッツカートンにおいて、特定段ボールシートにつき 3 億 1 6 6 3 万 5 8 3 2 円（審 A 共 6 9）、特定段ボールケースにつき 1 8 3 8 万 2 1 1 9 円（審 A 共 6 9）であり、被審人大和紙器において、特定段ボールシートにつき 1 億 7 6 5 0 万 4 9 2 円（審 A 共 7 9）、特定段ボールケースにつき 4 2 4 5 万 4 6 3 6 円（審 A 共 8 5、同 8 6）であり、被審人イハラ紙器において、特定段ボールシートにつき 8 1 5 3 万 6 7 0 0 円（審 A 共 9 3）である。

(2) 仮に、これが認められないとしても、1 0 0 パーセント子会社への販売や 1 0 0 パーセント子会社間の取引は、実質的には社内における資材や製品の移動にすぎないものであり、しかも、子会社においては親会社の意思に従わなければならない、競合他社からこれに代わる商品を購入する可能性もない以上、相互拘束の対象に含まれるとは考えられないから、これらの取引に係る売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。レンゴーグループ間の段ボール

製品の取引について、このように課徴金の算定対象から除外されるべき商品の売上げの合計額は、被審人レンゴーにおいて、特定段ボールシートにつき7億1519万1261円（審A共58）、特定段ボールケースにつき2864万5235円（審A共62）、被審人セツカートンにおいて、特定段ボールケースにつき1838万2119円（審A共69）、被審人大和紙器において、特定段ボールシートにつき1億7650万492円（審A共79）、特定段ボールケースにつき1929万0235円（審A共87）であり、被審人イハラ紙器において、特定段ボールシートにつき4949万1750円（審A共93）である。

（被審人王子コンテナー，被審人森紙業，被審人常陸森紙業，被審人長野森紙業，被審人群馬森紙業，被審人新潟森紙業，被審人仙台森紙業，被審人静岡森紙業及び被審人北海道森紙業の主張）

- (1) 後記アないしケの取引は、王子グループ内の段ボールメーカーから王子グループ内のボックスメーカー等への特定段ボールシートの販売である。これらの取引について、本件シート合意による不当利得に対応する損失は王子グループ内にとどまっており、課徴金を課す根拠を見いだせない。また、王子グループにおいて、段ボールシートの製造業と段ボールケースの製造業を1つの法人で行うか別々の法人で行うかということは本件各違反行為の内容とは全く関係のない純然たる事業経営上の判断によるところ、課徴金の対象となる売上額の範囲がかかる事業経営上の判断の内容に左右されることは合理的でない。また、公正取引委員会による従前の審決及び裁判例においては、全額出資子会社に対する商品の販売が同一企業内における加工部門ないし一部門への物資の移動と同視しうるなどの特段の事情が存在する場合には、そのような子会社へ販売した商品が、違反行為の対象となる商品から除外され、その商品の売上額は課徴金の算定基礎となる売上額から除外されると解されているところ、独占禁止法の規定や公正取引委員会の運用においても、例えば、企業結合規制において結合関係を有する企業のグループ単位で競争への影響が検討されていること、課徴金減免制度においてグループ会社による共同申請が認められていること、グループ内の取引が一定の場合に不公正な取引方法の規制の対象外とされる場合があることなど、企業グループを1つの単位とする競争が行われていることが前提とされていることからすれば、同一企業グループ内における売上げは、広く課徴金の算定基礎から除外されるべきである。したがって、上記のとおり王子グループ内において販売される段ボー

ルシートは、「全額出資子会社に対する商品の販売が同一企業内における加工部門ないし一部門への物資の移動と同視し得るなどの特段の事情が存在する場合」に該当するか、又はこれに準ずるものとして、課徴金の算定対象となる商品に該当しないというべきである。したがって、後記アないしケの取引に係る売上げ（審B共19）は、当該商品の売上額から除外されるべきである。

ア 被審人王子コンテナが《事業者名略》、《事業者名略》、《事業者名略》、《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》に対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額4億7884万2079円

イ 被審人森紙業が《事業者名略》及び《事業者名略》に対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額2041万3053円

ウ 被審人群馬森紙業が《事業者名略》及び《事業者名略》に対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額1億4346万9721円

エ 被審人北海道森紙業が被審人王子コンテナに対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額31万7581円

オ 被審人仙台森紙業が《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》に対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額2億5319万9602円

カ 被審人新潟森紙業が《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》に販売した特定段ボールシートの売上げの合計額8051万2013円

キ 被審人常陸森紙業が《事業者名略》及び《事業者名略》に対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額1億5368万7485円

ク 被審人長野森紙業が《事業者名略》、《事業者名略》及び被審人王子コンテナに対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額6億3392万7719円

ケ 被審人静岡森紙業が被審人王子コンテナに対して販売した特定段ボールシートの売上げの合計額122万5788円

- (2) 被審人王子コンテナの属する王子グループは、持株会社である王子ホールディングスの下に子会社及び関連会社合計約360社を有しているところ、被審人王子コンテナが王子グループに属するエンドユーザーに対して梱包等の用途に利用するために販売した特定段ボールケースは、王子グループ内で自家消費されたものとして、これらの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除

外すべきところ、その合計額は6億3235万0323円(審B共20)となる。特に、これらの販売先のうち、《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》の3社と被審人王子コンテナーは、平成10年以降に同一会社から分社化して設立された会社であり、これら4社は元々同一の会社であったのであるから、被審人王子コンテナーから上記3社に販売された特定段ボールケースは、より明確に自家消費としての性格を有しているものとして当該商品から除外されるべきものである。

(被審人トーモク及び被審人トーシンパッケージの主張)

被審人トーモクにおいて、子会社である被審人トーシンパッケージ、《事業者名略》、《事業者R》、《事業者名略》及び《事業者S》に対する出資比率は、それぞれ100%、100%、100%、75%、70%であるところ、子会社の事業活動を監督・統制するために関連会社管理規程を置くとともに、子会社に対し、被審人トーモクの決裁規程を遵守させているほか、被審人トーモクの役員又は従業員を子会社の役員として派遣するなどして、その活動を統率している。このように被審人トーモクの子会社は、被審人トーモクと経済的・組織的に一体の関係にあり、被審人トーモクの一事業部門と同様の取り扱いを受けているのである。こうした事情から、被審人トーモクの子会社に対する特定段ボールシートの販売及び被審人トーシンパッケージの被審人トーモクに対する特定段ボールシートの販売は、トーモク内部の部門間での物資の移動としての性質を持つものである。実質的にも、被審人トーモクの子会社は、主として地場のユーザーへの段ボールケースの納品を目的とした被審人トーモクの段ボールケース製造工場としての性質が色濃いため、法人格の独立性は非常に形式的なものである。これらの子会社において、被審人トーモク以外の事業者から段ボールシートを購入することは禁止されているため、他の事業者との競争も存在しない。したがって、被審人トーモクが子会社に販売した特定段ボールシート及び被審人トーシンパッケージが被審人トーモクに販売した特定段ボールシートについては、違反行為である相互拘束の対象から除外されているものと認められるから、これらの取引に係る売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

(被審人コバシ及び被審人内藤の主張)

(1) 被審人コバシの100パーセント子会社である《事業者T》(以下「《事業者T》」という。)は、その代表取締役社長を被審人コバシの代表取締役社長が兼

任するほか、取締役7名全員を被審人コバシの取締役及び執行役員が兼任するなど、被審人コバシが形式的にも実質的にも支配しているところ、段ボールケースの製造販売を主たる事業としていた《事業者T》は、その製造に要する段ボールシートのほとんどを被審人コバシから購入しており、また、《事業者T》がロットの大きな段ボールケースを顧客から受注すると、被審人コバシが自社の工場で製造した段ボールケースを《事業者T》に販売していたのであり、被審人コバシが《事業者T》に販売する段ボールシート及び段ボールケースの販売価格は、被審人コバシの事業部及び工場に対する販売価格に準じて決められていた。かかる実態からすれば、第2事件課徴金納付命令において、被審人コバシが《事業者T》に販売する特定段ボールケースの売上げが課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除されているのと同様に、第1事件課徴金納付命令においても、被審人コバシが《事業者T》に販売した特定段ボールシートの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきところ、その合計額は7230万8355円（審Fア12）である。

- (2) 被審人内藤の100パーセント子会社である《事業者U》（以下「《事業者U》」という。）は、その代表取締役社長を被審人内藤の代表取締役が兼任しているなど、被審人内藤が形式的にも実質的にも支配しているところ、《事業者U》は、被審人内藤の製造した段ボールケースを購入してこれを固定客に販売することを事業としているが、被審人内藤の《事業者U》に対する段ボールシートの販売については実行期間中も値上げが実施されていないなど特別の扱いがされていた。かかる実態からすれば、第2事件課徴金納付命令において、被審人内藤が《事業者U》に販売した特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は340万8714円（審Fイ5）である。

（審査官の主張）

- (1) 課徴金の算定に当たり、グループ関係にある事業者との取引に係る売上げが課徴金の算定基礎から除外されるか否かは、当該事業者との関係・取引実態を踏まえて、違反行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情が存在するか否かにより判断すべきであり、グループ関係にある事業者との取引に係る売上げが一律に課徴金の算定基礎から除外されるものではない。この点、上

記各被審人の主張する事情は、次のとおり、かかる特段の事情に当たるものとはいえない。

- (2) 被審人レンゴーは、その子会社を含むグループ関係にある段ボールメーカーとの間で、相互に販売価格の引上げを申し入れて交渉したり、実際に販売価格を引き上げたりしていた事実があることからしても、実質的には社内における資材や製品の移動にすぎないなどといえないことは明らかである。
 - (3) 被審人王子コンテナーは、平成24年4月頃、営業責任者会議に報告していた文書（査686）から、グループ関係にある《事業者名略》など、少なくとも8社について、他のユーザーと同様に販売価格の引上げの進捗を管理していたものであり、実際にこれらの会社についても販売価格が引き上げられたことが認められるのであるから、グループ会社への販売が同一企業内における加工部門ないし一部門への物資の移動と同視し得るという主張は事実と反する。
 - (4) 被審人トーモクは、子会社である《事業者R》及び《事業者S》に対しても特定段ボールシートの値上げを要請し、両社との間で交渉を重ねた結果、値上げについて合意したのであり、仮にこれらの子会社が被審人トーモクと経済的、組織的一体性を有するのであれば、このような値上げ交渉が行われる必要はないのである。また、被審人トーモクほか上記1社が主張する被審人トーモクと子会社との経済的、組織的一体性を示す事実、その間の取引が同一企業内における加工部門の移動と同視し得る場合に当たると評価し得るものではなく、違反行為の相互拘束の対象から除外されていたことを示す特段の事情があるということとはできない。
 - (5) 被審人コバシが《事業者T》に対して販売した特定段ボールケースが第2事件課徴金納付命令において課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されているのは、かかる取引が《事業者T》において大量の段ボールケースを受注した際にその製造を被審人コバシに委託したものにすぎず、違反行為の拘束から除外されていることを示す特段の事情があったからであるが、これに対し、被審人コバシの《事業者T》に対する特定段ボールシートの販売にはこのような事情は認められないことから、その売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することができない。
- 2 潜在的な競争関係すら存在しない特殊な関係にある取引先に対する商品の売上げを除外すべきであるという点について

（被審人レンゴー、被審人セツカートン、被審人大和紙器、被審人マタイ紙工及び被審人イハラ紙器の主張）

被審人レンゴーの子会社ではない段ボールケースメーカーであっても、「レン友会」と呼ばれる被審人レンゴーが自社と密接な関係のある取引先を組織した会の会員であって、被審人レンゴーと特殊な関係でつながりを持ち、被審人レンゴー以外の競争業者から段ボールシートを購入することがあり得ないと認められる、《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》への特定段ボールシートの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は３億２６９２万０８５０円（審共Ａ５９）である。また、被審人セツカートンの１００パーセント子会社である《事業者名略》は、被審人セツカートンの代表取締役が代表取締役を兼任している子会社であったのであり、同社が被審人セツカートン以外の他社から段ボールシートを購入することはあり得ず、この点について競争の余地は全くないから、被審人セツカートンの同社に対する特定段ボールシートの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は３億１６６３万５８３２円（審Ａ共６９）である。同様に被審人大和紙器の１００パーセント子会社である《事業者名略》は、被審人大和紙器の代表取締役が代表取締役を兼任し、被審人大和紙器の継続的な経営支援を受けていた子会社であり、同社は被審人大和紙器以外の他社から段ボールシートを購入することはあり得ず、この点について競争の余地は全くないから、被審人大和紙器の同社に対する特定段ボールシートの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は１億６４５６万１２４２円（審Ａ共８２）である。同様に、《事業者名略》は、被審人マタイ紙工の親会社である《事業者名略》が１００パーセント株式を保有する兄弟会社であって、同社の社長と被審人マタイ紙工の会長は同一であり、同社の工場は被審人マタイ紙工の工場の敷地内に存在しており、こうした関係から同社が被審人マタイ紙工以外の他社から段ボールシートを購入することはあり得ず、この点について競争の余地は全くないから、被審人マタイ紙工の同社に対する特定段ボールシートの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は２億７１１４万７４５７円（審Ａ共９０）である。同様に《事業者名略》は被審人イハラ紙器の１００パーセント子会社であり、そのほか、《事業者名略》及び《事業者名略》も被審人イハラ紙器の１社取引であり、これら３社が被審人イハラ紙器以外の他社から段ボールシートを購入すること

はあり得ず、この点について競争の余地は全くないから、被審人イハラ紙器の上記 3 社に対する特定段ボールシートの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は 8 2 6 3 万 9 2 0 0 円（審 A 共 9 3）である。

（審査官の主張）

レン友会なる被審人レンゴーの取引先で構成される団体の構成員というだけでは、これらの事業者に対して販売される特定段ボールシートについて、違反行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められない。

- 3 本件各合意の成立前に値上げを受け入れた取引先に対する商品の売上げを控除すべきであるという点について

（被審人レンゴーの主張）

被審人レンゴーは、前記第 1 の 2 で主張したとおり、平成 2 3 年 8 月 2 6 日以降、同業他社の動きとかかわりなく独自に段ボール製品の値上げの申し入れを行っているが、従前からの緊密な取引関係などから、同年 1 0 月 1 7 日以前に値上げを受け入れてもらっている取引先もいる。これらの取引先に係る段ボール製品の値上げは、審査官が同日成立したと主張する本件各合意とは全く関係がないものであり、また、同日以降も値上げした価格で段ボール製品を販売できたのは、同日以前の取引先との契約の効果であって、本件各合意によるものではない。また、1 0 月 1 7 日三木会では本件各合意を踏まえて値上げすることが予定されていたとされているのであるから、本件各合意の成立の時点で既に値上げを受け入れていた取引先がかかる合意の対象となることは考えられない。以上を踏まえれば、本件各合意の成立前に値上げを受け入れた取引先に対する特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。

（審査官の主張）

当該値上げが本件各合意の成立前における取引先との合意に基づくものであるとしても、実行期間中に引き渡された商品であれば、課徴金の算定対象に含まれる。

- 4 「協力値引」は売上額から除外すべきであるという点について

（被審人レンゴーの主張）

段ボール業界では、取引価格の決定に当たって、表面上の取引価格を据え置いたまま、「協力値引」の名目で実質的な取引価格の引下げ交渉を行い、これによる

値引をした上で現実の取引価格を決定することが長年かつ一般的な商慣習として存在している。したがって、この協力値引後の価格が実質的な取引価格となるから、協力値引の額は課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきである。被審人レンゴーにおいて、値引処理がされた金額のうち、数量不足や不良による値引以外は、協力値引に該当するものであり、段ボールシートに係る協力値引の合計額である2億2055万5310円（審A共43）及び段ボールケースに係る協力値引の合計額である3億918万429円（審A共44）は、課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきである。

（審査官の主張）

課徴金の算定基礎となる売上額は、一般に公正妥当と認められる企業会計原則上の考え方に準拠して算定されるべきものとされているところ、被審人レンゴーが主張する「協力値引」は、企業会計上の性格が明らかでなく、独占禁止法施行令第5条第1項第1号に定める場合に当たると認められないから、課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきとは認められない。

- 5 東日本地区外の工場から納品された段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点について

（被審人レンゴーの主張）

東日本地区内に取引先の交渉窓口はあるものの、東日本地区外の工場から段ボールケースが納品される場合、東日本地区外で東段工管内を対象とした競合他社の合意があったなどの事実がない以上、東日本地区外の工場から納品される段ボールケースに係る取引が違反行為の内容を形成することはないから、これらの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

（被審人トーモクほか2名の主張）

段ボール業界においては、段ボール製品の製造工場単位で営業が行われていることからすれば、課徴金の算定対象となる商品に該当するためには、段ボール製品の出荷元である工場の営業担当者が、これらの引渡しの時点において、東日本地区内を対象に行われた本件各合意の内容を認識していることが少なくとも必要であるが、東日本地区外の工場から出荷された特定段ボールシート及び特定段ボールケースについては、当該工場の営業担当者においては、本件各合意の内容を認識しておらず、独立して価格決定を行っていた以上、本件各合意による具体的な競争制限が発生していたということはできないから、本件各合意による相互拘束から除

外されていたことを示す特段の事情がある。したがって、東日本地区外の工場出荷分に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除されるべきである。

（審査官の主張）

本件各違反行為の対象である特定段ボールシート及び特定段ボールケースは、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される段ボールシート及び段ボールケースであるから、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売されるものであれば、東日本地区外の工場から納品された段ボール製品であっても、課徴金の算定対象となる商品に含まれる。

この点、違反行為者の販売した商品が違反行為の対象商品に該当すれば、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がない限り、課徴金の算定対象となる商品に当たるのであって、商品の引渡し時点で当該工場の営業担当者が違反行為について認識していることを要しないのであり、被審人トーモクほか2名の上記主張は独自の見解である。

- 6 東日本地区外に有力な競争事業者が存在する取引に係る売上げを除外すべきであるという点について

（被審人レンゴーの主張）

東段工管内に交渉窓口はあるものの、有力な競合相手として東段工管外地域の地域の段ボールメーカーが存在する段ボールケースの取引先がいるが、これらの取引先については、当該競争業者との価格競争となり、東段工管内の事業者間で値上げの合意がなされたとしても、その影響を受けることはなく、当該取引先との間では東段工管内の価格とは関係なく販売価格が決定されるのである。したがって、これらの取引先に販売された特定段ボールケースの売上額1億3883万5523円（審A共64）は、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

特定段ボールケースの取引において、違反行為者以外の段ボールメーカーと競合する取引があったとしても、これらの売上げが課徴金の算定対象となる商品の売上額に含まれることは当然であり、競争事業者の存在により、当該取引先に対する値上げが奏功しなかったとしても同様である。

7 広域ユーザー向け段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点について

(被審人レンゴーの主張)

本文第5の2で主張したとおり、広域ユーザー向け段ボールケースに係る取引と地場ユーザー向け段ボールケースに係る取引は全く異なる市場であると認識されており、10月17日三木会で、広域ユーザー向け段ボールケースも対象として含む合意が成立した事実はない。したがって、広域ユーザー向け特定段ボールケースの売上げの合計額98億5643万9560円(審A共65)は、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

(被審人甲府大一実業の主張)

被審人甲府大一実業において、自社の取引先のうち広域ユーザーである《事業者名略》、《事業者名略》及び《事業者名略》については、山梨県及び長野県外の窓口で価格交渉を行うため、山梨県及び長野県における会合において何らかの競争制限につながる合意がされたとしても、その効果はこれらの広域ユーザーに対する段ボールケースの販売に影響が及ばない。したがって、これらの広域ユーザーに対して販売された特定段ボールケースの売上げの合計額5887万3503円(審A共92)は、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。

(審査官の主張)

本文第5の2で主張したとおり、特定ユーザー以外の広域ユーザーに対する特定段ボールケースの販売が、本件ケース合意の対象に含まれることは明らかであるから、これらの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外する理由はない。

8 割戻金を売上額から控除すべきであるという点について

(被審人レンゴーの主張)

被審人レンゴーは、《事業者V》及び《事業者W》の2社に対して販売した特定段ボールシート並びに《事業者a》、《事業者b》、《事業者c》及び《事業者d》の4社に対して販売した特定段ボールケースについて、それぞれ使用した段ボール原紙の量に応じて割戻しを行う旨を書面(審A共36ないし同41)で定めていたから、上記2社に係る割戻金の合計額120万3426円(審A共60)及び上記4社に係る割戻金の合計額274万3679円(審A共66)は、独占禁止法施行令第5条第1項第3号に基づいて課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべき

である。この点、割戻金が課徴金の算定基礎となる売上額から控除されることの実質的な理由は、その割戻金が対価そのものの修正ないしこれに準じるものと評価できるからである。かかる趣旨に照らすと、書面で割戻しの合意がされている場合には、対価そのものの修正ないしこれに準じるものといえることに疑いはないから、当該書面に記載されている割戻しに係る契約期間に実行期間が含まれていることまでは要請されておらず、通常問題がなければ自動的に同一内容で更新されていく継続的な契約について、更新時に書面が刷新されなかったことを理由として同号の適用を否定するということは行き過ぎた解釈であるというほかない。

（被審人福原紙器の主張）

被審人福原紙器は、《事業者e》ほか4社との取引については、以前からの取引のため、覚書や契約書は所在が不明であるが、1か月の取引金額に応じた割戻しが行われており、これらの合計額である576万7392円は、独占禁止法施行令第5条第1項第3号の規定する割戻金に当たるから、課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきである。

（審査官の主張）

- (1) 独占禁止法施行令第5条第1項第3号は、課徴金の算定基礎から控除すべき割戻金につき、「商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合に「実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額」を課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきと規定している。
- (2) しかし、被審人レンゴーと《事業者V》、《事業者W》、《事業者b》、《事業者c》及び《事業者d》との割戻しに係る契約期間は、被審人レンゴーの実行期間の始期（第1事件違反行為について平成23年10月25日、第2事件違反行為について同月17日）より前の期間であるため、「実行期間におけるその実績について当該契約で定める」ものには当たらないから、これらの割戻金は課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものには当たらない。
- (3) また、被審人レンゴーと《事業者a》との間の契約内容は、同社がボックスメーカーから段ボールケースを購入する際に被審人レンゴーの段ボールシートを用いるようボックスメーカーに指定し、これに応じて当該ボックスメーカーが被審人レンゴーの段ボールシートを使用して段ボールケースを製造した場合に、被審人レンゴーがその段ボールシートの製造に用いた段ボール原紙の量に応じて

「指定料」を《事業者 a》へ支払うというものである。しかし、独占禁止法施行令第 5 条第 1 項第 3 号所定の割戻金は、直接の相手方に対して支払われるものに限られるところ、被審人レンゴーの直接の相手方は上記ボックスメーカーであり、《事業者 a》ではないから、同社に支払う上記指定料は、同号に規定する割戻金には該当しない。

- (4) 被審人福原紙器が主張する割戻金についても、「割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約」に基づくものとはいえない。したがって、課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきものには当たらない。

9 値上げ交渉を行っていない取引先又は値上げを実現できなかった取引先に対して販売した商品の売上げを除外すべきであるという点について

(被審人セツカートン、被審人大和紙器、被審人アサヒ紙工、被審人イハラ紙器及び被審人甲府大一実業の主張)

本件各合意は、値上げ価格や活動についての合意であり、値上げ活動の対象とはならない取引先は、合意の対象とならない。したがって、被審人セツカートンほか上記 4 名が値上げ交渉を行っていなかった取引先に対して販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきところ、その合計額は、被審人セツカートンにおいて、特定段ボールシートにつき 8 8 1 8 万 2 1 3 8 円（審 A 共 7 1）、特定段ボールケースにつき 3 億 4 2 9 8 万 2 6 1 7 円（審 A 共 7 5）であり、被審人大和紙器において、特定段ボールシートにつき 1 9 8 2 万 9 7 1 3 円（審 A 共 8 3）、特定段ボールケースにつき 2 億 3 2 7 1 万 5 8 2 3 円（審 A 共 8 3）であり、被審人甲府大一実業において、特定段ボールケースにつき 1 億 7 1 4 8 万 2 8 2 5 円（審 A 共 9 2）である。

(被審人王子コンテナーほか 1 0 名の主張)

被審人王子コンテナーほか 1 0 名が、平成 2 3 年秋以降の値上げの対象としなかった分（①取引先の段ボール使用用途の農作物・水産物が当時不作・不良であったため値上げの対象外とされたもの、②取引先の業績不振により与信問題があった事情により、値上げの対象外とされたもの、③スポット品であったため、値上げの対象外とされたもの、④実行期間の始期前に値上げ済みであり、実行期間中には新たな値上げ交渉が行われていないもの、⑤当時の価格水準に照らして、製造コストの上昇を製品売価に転嫁すべき状況になく、値上げ対象外とされたもの、⑥特殊品

質の製品であり過去に価格改定を行ったことがなく、値上げ対象外とされたもの)については、本件各合意の拘束を受けておらず、これらの取引に係る売上は、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。

(被審人トーモクの主張)

被審人トーモクは、①東日本大震災による被害を受けた取引先、②中小規模のユーザーであって、取引数量が少なく、又はスポット受注を行っている取引先、③元々他の取引先と比べて高い値段設定で段ボール製品を販売している取引先、④競合他社が値上げに動かないことが明らかである取引先、⑤テスト品を提供したにすぎない取引先などについては、これらの個別の事情からそもそも値上げ自体が不可能と認識しており、実際に本件当時、値上げ交渉を行っておらず、値上げも実施していない。これらの取引先について値上げの実施が想定できない事情は、他の競合する事業者においてもおおむね共通していたことから、値上げの実施について意思の連絡の対象となっていなかった。したがって、このように値上げ交渉を行わないとの共通認識が形成されていた取引先に対して販売された特定段ボールケースについては、違反行為の相互拘束の対象から除外されていたから、これらの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されるべきである。

(被審人福野段ボール工業の主張)

値上げを求めている取引先に対する売上額も課徴金の算定基礎とすることは、不当利得の剥奪や制裁としての課徴金を課することには理由がなく、課徴金の性格に反するものであり、値上げを求めている取引先に対する売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。

(被審人コバシほか9名の主張)

値上げ活動の対象とならなかった取引先及び値上げが実現できなかった取引先に販売した商品の売上げも課徴金の算定対象となる商品の売上額に含めることは、不当利得の剥奪あるいは違反行為に対する制裁という課徴金の性格に反するものである。したがって、これらの取引先に対して販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであり、値上げを実施した取引先については、その実施日以降の売上げに限り、課徴金の算定対象となる商品の売上額に含めるべきである。

(審査官の主張)

違反行為者が実行期間中に引き渡した商品が特定段ボールシート又は特定段ボールケースに当たるのであれば、本件各合意に基づく値上げ交渉が行われておらず、値上げの実施がされていないとしても、それ自体は値上げ交渉の方針又は結果にすぎず、当該ユーザーに対して販売した商品が本件各合意の相互拘束から除外されていたということはできない。したがって、これらの取引先に対して販売された特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外されない。

10 商社等に価格決定権がある取引に係る売上げを除外すべきであるという点について

（被審人セツカートンの主張）

被審人セツカートンにおいては、価格交渉を商社又は仲介業者に委託して、自ら価格決定に関与しない取引がある。これらの取引については、実際の価格交渉は、商社又は仲介業者と取引先の交渉窓口との間で行われ、被審人セツカートンには価格決定権を有しない。そして、これらの商社や仲介業者が本件各合意に参加していない以上、かかる取引先に対して販売された特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象である商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は、特定段ボールシートにつき4593万3113円（審A共72）、特定段ボールケースつき11億639万3439円（審A共72）である。

（審査官の主張）

被審人セツカートンは、価格交渉を商社又は仲介業者に委託している取引について特定することなく、何ら根拠もないのに、これらの売上げを課徴金の算定基礎から除外すべきと主張しているものであり、理由がないことは明らかである。

11 自社のみが納入業者となっている取引先に対する売上げを除外すべきであるという点について

（被審人セツカートン及び被審人甲府大一実業の主張）

被審人セツカートン及び被審人甲府大一実業においては、自社のみが段ボール製品を納入している取引先がいるが、このような取引先については、他社との競争関係はなく、独自に値上げの申入れを行い、これを受け入れてもらったのである。したがって、かかる取引先に対して販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであるところ、その額は、被審人セツカートンにおいて、特定段ボールシートにつき

3億3983万2054円（審A共73）、特定段ボールケースにつき6億6795万9130円（審A共76）であり、被審人甲府大一実業において、特定段ボールシートにつき89万6284円（審A共91）、特定段ボールケースにつき4807万5407円（審A共92）である。

（審査官の主張）

不当な取引制限に該当する行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における当該商品の売上額が課徴金の算定の基礎となるところ、「実行としての事業活動」とは実行期間の始期と終期を画する概念であって、実行期間中の個々の売上げが「実行としての事業活動」に基づくことを要するものではない。また、従前から自社のみが納入していることをもって競争が存在しないということもできない。したがって、自社しか当該商品を納入しておらず、独自に値上げを行ったとする取引先に対する売上げであっても課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することはできない。

12 入札案件に係る売上げを除外すべきであるという点について

（被審人セツカートンの主張）

被審人セツカートンにおいては、特定段ボールケースに関し、受注者及び販売価格が入札により決定する取引先があるところ、かかる取引については、他の入札者が不明で、東日本地区の段ボールメーカーであるか否かも分からないこと、入札が実行期間前に行われている場合は、価格変動の余地がないことなどから、そもそも違反行為である相互拘束の効果が及ばない。したがって、このような入札案件に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その額は、3億3082万2674円（審A共77）である。

（審査官の主張）

特定段ボールケースについて、入札によって受注する場合であっても、本件ケース合意に基づいた価格で応札することは可能であるから、当該合意の相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があったとはいえない。また、前記11で主張したとおり、実行期間中の取引の売上げに係る行為が実行としての事業活動に基づくことは要しない。したがって、このような入札案件に係る売上げであっても、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することはできない。

13 年間契約等により価格変更の余地のなかった取引に係る売上げを除外すべきであるという点について

（被審人大和紙器の主張）

被審人大和紙器は、特定段ボールケースについて、本件ケース合意成立前に、《事業者名略》との間で締結した物品単価契約（審A共32の1及び2）において、あらかじめ価格変更ができない旨定めていたところ、このような年間契約により価格変更ができなかった取引は値上げの対象外であり、当該合意による相互拘束から除外されていたものである。したがって、上記取引に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は1億1173万7446円（審A共88）である。

（審査官の主張）

本件ケース合意においては、特定段ボールケースについて、必ずしも値上げの時期が定められていたわけではなく、それぞれの事業者が取引先に対して値上げを申し入れていたのであり、年間契約の契約期間中であっても、当該契約の当事者間においてこれらの値上げ交渉の結果値上げを行う余地はあったのである。したがって、値上げ交渉の結果、当該取引先において契約期間の切り替わる時期まで値上げを受け入れなかったとしても、本件ケース合意の相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があったということはできず、これらの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することはできない。

14 段ボール原紙の市況に連動して販売価格が決定される取引に係る売上げを除外すべきであるという点について

（被審人アサヒ紙工の主張）

被審人アサヒ紙工においては、特定段ボールケースについて、《事業者f》及び《事業者g》との間で、段ボール原紙の日経市況に基づき自動的に連動して価格を算定するという内容の方式を適用して販売価格を決定することを合意しており、対象期間中の取引においてもこれに基づいて日経市場に連動して価格改定が行われていた。したがって、上記取引は、値上げ交渉に基づき価格決定されたものではないから、上記取引による《事業者f》に対する平成23年11月21日から平成24年2月末日までの売上げ及び《事業者g》に対する平成23年11月21日から平成24年6月4日までの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきであるところ、その合計額は1億7972万8573円（審A共89）である。

（被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールの主張）

- (1) 被審人旭段ボールが《事業者 f》及びその関連会社に販売する段ボールケースの販売価格については、段ボール原紙に係る日経市況に基づいて算定するという事前の取り決めがあり、本件ケース合意の対象には含まれていなかった。したがって、被審人旭段ボールがこれらの取引先に対して販売した特定段ボールケースに係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきであるところ、その合計額は3億4837万4821円である。
- (2) 被審人浅野段ボールが段ボールケースを販売していた《事業者 h》ほか32社については、従前から一貫して被審人浅野段ボールのみが段ボールケースを販売しており、他の事業者がこれらの取引先に対して段ボールケースを販売することはなかった。また、これらの取引先に対する販売価格は、段ボール原紙又は段ボールシートに関する日経市況に基づいて決定されていた。したがって、かかる取引については、競争が存在せず、本件ケース合意の有無にかかわらず販売価格が決定されるため、これらの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は6451万6221円である。

(審査官の主張)

- (1) 被審人アサヒ紙工が《事業者 f》に販売した特定段ボールケースのうち平成24年3月以降の売上げのように、販売価格について「日経市況が2カ月同じ数字となった場合は値上げ、値下げ共に日経市況をベースに対応を行う」旨設定方法が定められている場合については、違反行為である相互拘束から除外されている特段の事情があると認められたため、当該販売に係る売上額を課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外している。一方で、被審人アサヒ紙工が《事業者 f》に同月より前に販売した特定段ボールケース及び《事業者 g》に販売した特定段ボールケースについては、契約上上記のような販売価格の設定方法があらかじめ定められてなかったところ、このような取引について、事実上市況等に基づいて価格が決定されるというだけでは、違反行為である相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があるとはいえず、課徴金の算定基礎となる商品の売上額から除外することはできない。
- (2) 被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールは、当該取引において、日経市況と特定段ボールシートの販売価格が具体的にどのような関係にあるのかを説明することなく、単に日経市況に基づき販売価格を決定していると主張しているにすぎず、これらの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すること

はできない。また、被審人浅野段ボールにおいて当該取引先に対して自社のみが段ボールケースの販売をしていることをもって、競争が存在しないとはいえないことは前記11で主張したところと同様であるから、これらの売上げについても当該商品の売上額から除外することはできない。

15 契約上相手方にのみ価格変更権がある取引に係る売上げを除外すべきであるという点について

(被審人マタイ紙工の主張)

契約上相手方にのみ価格変更権が存在する取引は、値上げの対象とならず、違反行為の相互拘束から除外されているというべきである。この点、被審人マタイ紙工において、《事業者i》との間の取引については、契約上、価格調整の請求は、その変更を同社が特に請求し、かつ価格の調整額を特に同社が書面で合意しないかぎり有効とはならない旨定められており、同社のみが価格変更権を有していた。したがって、上記取引に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきところ、その合計額は6508万9612円(審A共90)である。

(審査官の主張)

被審人マタイ紙工において、《事業者i》との間の上記取引について定められていたという特約は、注文書を用いてなされた個別の注文後に、当該注文に係る価格変更権が同社に帰属することを定めているにすぎず、被審人マタイ紙工による価格交渉の申入れを認めないものではないことから、かかる取引について違反行為の相互拘束から除外されていたことを示す特段の事情があったとは認められない。したがって、これらの売上げを課徴金の算定基礎となる商品の売上額から除外することはできない。

16 「当て紙」に係る売上げを除外すべきであるという点について

(被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業の主張)

新聞用紙巻取や印刷用紙巻取等の鏡面を保護するために用いられる段ボールシート様の製品である「当て紙」は、通常の段ボールシートと異なり、段ボールケースの製造には用いられるものではないから、特定段ボールシート及び特定段ボールケースとは異なる製品である。したがって、「当て紙」は、課徴金の算定対象である商品に当たらないから、被審人王子コンテナーの「当て紙」に係る売上げの合計額1209万8575円(特定段ボールシートに係る分676万421円及び特定段ボールケースに係る分533万8154円。審B共18)及び被審人北海道森紙

業の「当て紙」に係る売上げの合計額 1 3 6 4 万 4 3 2 8 円（いずれも特定段ボールケースに係る分。審 B 共 1 8）は、当該商品の売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業に対する本件各課徴金納付命令において、課徴金の算定の基礎とされた売上額は、審査官が特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売実績の報告を求めた報告命令に対して報告された売上額を基に認定されたものであり、その上で、独占禁止法第 5 0 条第 6 項が準用する同法第 4 9 条第 3 項ないし第 5 項に定める事前通知と意見申述の手続を経て確定したものである。「当て紙」の形状等は必ずしも明らかではないが、上記の手続を前提とすれば、特定段ボールシート及び特定段ボールケースに該当しない商品が、課徴金の算定基礎とされた売上額に含まれているという主張には合理性がない。

1 7 加工委託用段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点について

（被審人王子コンテナーの主張）

被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナーにおいては、ユーザーから受注した段ボールケースの製造にあたり、自社の設備では対応できない特殊加工が必要な場合等に、委託先のボックスメーカーに対し、委託製造に用いるための段ボールシート又は段ボールケースを販売した上で、当該ボックスメーカーにおいてこれらを加工して仕上げた販売用段ボールケースを買い取り、発注先のユーザーに販売することがあった。このような取引は当該委託先との間で①加工委託用の段ボール製品の販売価格と②販売用の段ボールケースの買取価格をセットで決定しており、実質的には、委託先において支給された原材料を加工し、上記の②と①の差額である加工賃相当額を受け取る取引にほかならない。

そして、こうした加工委託用の段ボール製品については、段ボール原紙の値上がりに応じて値上げを行ったとしても、その分だけ販売用段ボールケースの購入額も値上がりすることになり、当該取引において販売先（加工委託先）であるボックスメーカーに段ボール原紙の値上がり分を転嫁することができないから、他の事業者と歩調を合わせて値上げ活動を行う必要がない。したがって、本件各合意の相互拘束から黙示に除外されていることを示す特段の事情が存在することは明らかである。

また、加工委託用の段ボール製品に係る売上額を課徴金の算定対象となる商品の売上額に含め、さらに、これらを加工して製造される販売用段ボールケースを買

い取った後に発注先のユーザーに販売する際の売上額も課徴金の算定対象となる商品の売上額に含めるのは、課徴金の二重賦課であり、制裁及び不当利得の剥奪という側面を持つ課徴金制度のいずれの趣旨にも反する。

したがって、こうした加工委託用の段ボール製品の売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から控除すべきである。本件各課徴金納付命令において、被審人王子コンテナーは、その事前の手続で、かかる意見を述べたところ、このうち被審人王子コンテナーの加工委託先 7 社に対する売上げの合計額 4 1 2 6 万 3 2 0 6 円及び静岡王子コンテナーの加工委託先 2 社に対する売上げの合計額 1 億 1 8 6 9 万 4 6 2 2 円を除き、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外された。しかし、被審人王子コンテナーの上記委託先 7 社及び静岡王子コンテナーの上記委託先 2 社に対する販売も、他の委託用段ボールシート及び委託用段ボールケースに係る取引と実態は何ら異なるところはないから、これら売上げについても課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

被審人王子コンテナーの上記加工委託先 7 社及び静岡王子コンテナーの上記加工委託先 2 社に対する販売については、口座や商品コード、単価等のいずれをみても通常の販売取引と区別がなく、加工委託用段ボール製品の有償支給、すなわち上記両社が加工委託先のボックスメーカーに対し、販売用段ボールケースを製造する原材料として段ボール製品を支給していたと認め得る事情は見当たらず、上記のボックスメーカーへの段ボール製品の販売と当該ボックスメーカーからの段ボールケースの購入とが独立した取引であると認められる。したがって、上記取引に係る段ボール製品は、課徴金の算定対象となる商品に該当するから、その売上げを当該商品の売上額から除外することはできない。

18 東日本地区外の取引先に納品された段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点について

（被審人トーモクほか 2 名の主張）

本件支部会等における協議の対象は、当該地域内のユーザー向け段ボール製品についての値上げに限定されていたものであり、当該地域外のユーザー向け段ボールケースは、その対象外である。したがって、特定段ボールケースのうち、被審人トーモクの工場から東日本地区外に所在する取引先に納品されたものは、課徴金の算

定対象となる商品に該当しないから、これらの売上げは、当該商品の売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

特定段ボールケースは、交渉担当部署が東日本地区に所在するユーザーに対して販売されるものであれば、その引渡し場所は東日本地区に限られないことになる。したがって、東日本地区外に所在する取引先に納品された段ボールケースであったとしても、それが特定段ボールケースに該当する限り、課徴金の算定対象となる商品に当たるから、その売上げは、当該商品の売上額から除外されるものではない。

19 他の違反行為者に対して販売した段ボールシートの売上げを除外すべきであるという点について

（被審人トーモクほか2名の主張）

段ボールシートは、所定の寸法の段ボールケースへの加工以外の用途に用いられることは想定されておらず、第2事件課徴金納付命令の名宛人に対して販売した段ボールシートは、当該名宛人によって段ボールケースへ加工されることが予定されているものであるから、当該段ボールケースに係る取引と当該段ボールシートに係る取引の双方に課徴金を課すのは、実質的に同一の商品について二重に課徴金を課するものである。したがって、こうした課徴金の二重賦課を回避する趣旨から、被審人トーモクほか2名が第2事件課徴金納付命令の名宛人に対して販売した特定段ボールシートは、違反行為による相互拘束の対象から除外されていたと認められ、課徴金の算定対象である商品に当たらないから、その売上げは、当該商品の売上額から除外されるべきである。

（審査官の主張）

そもそも第1事件違反行為は、第2事件違反行為とは別個のものであるから、課徴金の算定において被審人トーモクほか2名が主張するような点を考慮する余地はない。この点、第1事件違反行為の当事者が第2事件違反行為の当事者に販売する特定段ボールシートであっても、段ボールケースに加工されずに段ボールシートのまま販売されることを予定して販売されたものについては、課徴金の算定対象から除外しているが、第2事件違反行為の当事者が第1事件違反行為の当事者から購入した特定段ボールシートを加工して特定段ボールケースを製造する場合には、当該段ボールシートを販売した第1事件違反行為の当事者に対する課徴金の算定対

象から当該段ボールシートを除外する理由はないのである。すなわち、段ボールケースの製造には、段ボールシートの加工が必要であって、段ボールシートと段ボールケースは飽くまで別個の商品である以上、段ボールシートのままの転売を予定した段ボールシートの販売と段ボールケースへの加工を予定した段ボールシートの販売とを同一視することはできず、かかる段ボールシートの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することはできない。

20 代替の発注先が存在しない取引に係る売上げを除外すべきという点について
(被審人東京コンテナ工業の主張)

被審人東京コンテナ工業が《事業者1》に対して販売している段ボールケースは、被審人東京コンテナ工業と《事業者1》が共同開発し、被審人東京コンテナ工業が特許を取得したもののみを納品することとなっているため、他の事業者が同社に対して段ボールケースを納入する可能性はなく、代替の発注先はないから、本件ケース合意の対象外であったというべきである。また、かかる取引は、特許権の存在を基礎として行われていることから、独占禁止法第21条の規定により同法の適用外となる。したがって、これらの売上げの合計額である818万6505円は課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

被審人東京コンテナ工業が販売した段ボール製品のうち、仕様が特殊なため被審人東京コンテナ工業のほかに代替の発注先が存在しない段ボール製品についても、他の事業者との競争が存在せず、本件各合意の対象外であるから、これらの売上げの合計額である2166万5302円も課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

(審査官の主張)

被審人東京コンテナ工業が特許を有している製品であっても、需要者である《事業者1》がこれと類似する技術を用いた代替的な製品について、他の事業者と取引できないものではない。特殊な仕様の製品についても、被審人東京コンテナ工業以外の他の事業者が取引できないものではない。したがって、これらの売上げを課徴金の算定基礎となる商品の売上額から除外することはできない。

21 販売委託費を控除して売上額を認定すべきであるという点について
(被審人東京コンテナ工業の主張)

被審人東京コンテナ工業は、晃里に対して、販売業務を委託しその対価を支払っている。この業務委託費は、実態のある取引であり、業務委託費の額も適正であ

る。したがって、被審人東京コンテナ工業において晃里に対して支払った上記業務委託費は、課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきである。

（審査官の主張）

独占禁止法第7条の2第1項所定の「売上額」とは、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値を意味し、企業会計上の概念である売上高と同義である。したがって、段ボール製品の販売業務委託の対価として販売委託費を支払っていることをもって、当該販売委託費を課徴金の算定基礎となる売上額から除外すべきとは認められない。

2 2 消費税相当額を控除して売上額を認定すべきであるという点について

（被審人福野段ボール工業の主張）

課徴金制度は、違反行為者に不当な利得を保持させず、特定の違反行為の禁止の実効性を確保するためにとられる行政上の措置であり、こうした趣旨からすれば、消費税相当額は、利得に当たらないから、課徴金の算定基礎となる売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

消費税相当額は、法的性質上、商品の販売価格の一部であり、独占禁止法施行令第5条第1項にいう商品の対価に含まれるから、課徴金の算定基礎となる売上額から除外されないというべきである。

2 3 「特値」を反映した価格で段ボールシートの売上額を認定すべきであるという点について

（被審人福野段ボール工業の主張）

被審人福野段ボール工業は、段ボールシートについて、取引先からの依頼により、「特値」と称する通常より低い価格で受注することがある。このような取引については、請求時に請求書上も特値を反映した価格を記載するのが本来であるが、商品数が多く請求書上特値を反映しきれなかったり、誤って訂正しそびれることがあるところ、その場合には支払時に取引先から口頭又は請求書に手書きする方法で、請求書を正しい金額に訂正され、これを受けて被審人福野段ボール工業でも後日訂正伝票で処理する。このように、特値を反映した訂正後の請求金額は、事後的な値引きではなく、合意どおりの正しい売上額であり、課徴金の算定基礎となる売上額は、この特値を反映した金額とすべきである。しかるところ、上記訂正前の過大な額をもって売上額が認定されており、特値を反映した訂正後の請求額との差額に相当す

る 706 万 1846 円（審 E 8）は課徴金の算定基礎となる売上額から控除すべきである。

（審査官の主張）

被審人福野段ボール工業が特価で販売したと主張する取引先において手書きで訂正した減額は、結局のところ、被審人福野段ボール工業が通常の単価の請求書を発行し、取引先から減額を求められた場合にこれに応じていたものにすぎない上、被審人福野段ボール工業の訂正伝票における「値引平均単価」の記載からも、個別の取引ごとに単価に関して合意しておいた上で、当該取引について単価を減額していたというように、当該取引先から毎月一定の値引きを行っていたものとみられる。このような処理は、被審人福野段ボール工業が取引先に対して 1 か月分の売掛金の請求を行うに当たり、当該取引先からの依頼により売掛金残高について減額をしたものといわざるを得ない。しかるところ、これは、独占禁止法施行令第 5 条第 1 項第 1 号所定の事由に当たらないから、課徴金の算定基礎となる売上額から控除することはできない。

2 4 卸販売に係る段ボールケースの売上げを控除すべきであるという点について

（被審人福野段ボール工業の主張）

被審人福野段ボール工業は、段ボールケースについて自社で製造しているものもあれば、他社が製造したものをそのまま仕入れて販売するという卸販売も行っている。第 2 事件違反行為について、価格カルテルがあるとされているのは、段ボールケースの製造販売についてのみであるから、段ボールケースの卸販売による売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

（審査官の主張）

第 2 事件違反行為の対象は、特定段ボールケースであり、これに当たる限り、自社製品のものか他社から仕入れたものかは問わないのであるから、被審人福野段ボール工業が卸販売をした特定段ボールケースの売上げを課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外することはできない。

2 5 特定段ボールケースの定義に当てはまらない段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点について

（被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールの主張）

- (1) 被審人旭段ボールに対する第 2 事件課徴金納付命令において認定されている売上額のうち、4600 万 8921 円は、東日本地区外のユーザーに対して販売

したものであるから、特定段ボールケースに当たらず、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきである。

- (2) 被審人浅野段ボールにおいて、愛知県に所在する《事業者m》及び《事業者n》に対して販売した段ボールケースは、同県に所在する自社の東名工場が受注し、埼玉県春日部市にある自社の春日部工場が千葉県に所在する上記2社の工場に納品しているところ、被審人浅野段ボールの経理処理上、春日部工場が東名工場に販売した上で、東名工場が上記2社に対して販売した形をとっているため、その売上げは、被審人浅野段ボールに対する第2事件課徴金納付命令において認定された売上額に含まれているが、実際には、東名工場と東日本地区外に所在する上記2社の交渉担当部署との間で取り決められた取引条件に従って販売されているものであって、特定段ボールケースに当たらないから、これらの売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきところ、その合計額は213万5千164円（審Fキ5，同6）である。

（審査官の主張）

被審人旭段ボール及び被審人浅野段ボールに対する第2事件課徴金納付命令において、課徴金の算定基礎とされた売上額は、審査官の報告命令に対して両社から報告された売上額を基に認定されたものであり、その上で独占禁止法第50条第6項が準用する同法第49条第3項ないし第5項に定める事前通知及び意見申述の手続を経て確定したものであるから、これに特定段ボールシート又は特定段ボールケースに当たらない商品の売上額が含まれているという主張は合理性がない。

第3 課徴金の算定率の認定について

- 1 卸販売に係る段ボールケースの売上げについて卸売業に係る算定率を適用すべきであるという点について

（被審人福野段ボール工業の主張）

被審人福野段ボール工業は、前記第2の24で主張したように、段ボールケースの卸販売による売上げについて、課徴金の対象となる商品の売上額から除外されないとしても、卸売業に係る算定率を適用すべきである。

（審査官の主張）

課徴金の算定に当たり違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合には、実行期間における違反行為に係る取引において過半を占めていたと認められる事業活動に

基づいて単一の業種を認定すべきである。したがって、被審人福野段ボール工業において課徴金の算定対象となる商品の売上額に卸売販売に係るものが含まれていたとしても、卸売業に係る算定率を適用すべきとは認められない。

2 独占禁止法第7条の2第6項所定の軽減算定率を適用すべきであるという点について

(被審人トーモクほか2名の主張)

- (1) 公正取引委員会において、本文第3の7のとおり、平成24年6月5日に実施した立入検査は、その地理的範囲が埼玉県、群馬県及び栃木県等に限定されたものであるが、本件各違反行為は、上記立入検査が実施されて以降、それ以外の地域においても取りやめられていたのである。
- (2) この点、独占禁止法第7条の2第6項所定の「当該違反行為に係る事件」は、画定される市場ごとに別個に存在するところ、本件においては、被審人らが本文第5の2で主張したとおり、各地域ごとに一定の取引分野を画定すべきであるから、上記3県等以外の地域については、これらを対象として立入検査が行われた平成24年9月19日の調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていることになるため、同項所定の軽減算定率を適用すべきである。
- (3) 仮に、東日本地区で一つの一定の取引分野を画定するとしても、違反行為を自主的にやめるインセンティブを与えるという独占禁止法第7条の2第6項の趣旨からすれば、その適用は自主的に違反行為をやめることができる範囲、すなわち調査時において公正取引委員会が把握していた違反行為の範囲を基準に考えるべきところ、上記のとおり先行の立入検査が実施された時点で、公正取引委員会が把握していた違反行為に係る地理的な範囲は、飽くまでも東日本地区のうち、上記3県等に限られていたのであるから、それ以外の地域における違反行為を自主的にやめたという事実は変わるものではない。したがって、東日本地区で一定の取引分野を画定するとしても、本件各違反行為のうち、上記3県等以外の地域における違反行為については、同項所定の軽減算定率を適用すべきである。

(審査官の主張)

- (1) 本文第3の7のとおり、平成24年6月5日に実施された立入検査は、埼玉県、群馬県、栃木県等に所在する段ボールメーカーが共同して段ボール製品の販売価格を決定していることを被疑事実としたものであるが、この被疑事実は、本件各

違反行為の一部と認定されているものであるから、同日が本件各違反行為の調査開始日である。

- (2) この点、本件各違反行為に係る一定の取引分野が東日本地区となることは、本文第5の2で主張したとおりであるから、同地区内の各地域ごとに一定の取引分野を画定すべきことを前提として、その後、後行の立入検査が行われた同年9月19日が上記3県等以外の地域における違反行為に係る調査開始日となるという被審人トーモクほか2名の主張は認められない。
- (3) また、独占禁止法第7条の2第6項所定の軽減算定率が適用されるためには、「当該違反行為に係る事件について」調査が開始される前の取りやめであることを要するところ、上記のとおり平成24年6月5日に実施された立入検査は、本件各違反行為の一部を被疑事実としてされたものであり、本件各違反行為の取りやめがこの立入検査を契機とするものである以上、違反行者に自主的に違反行為をやめるインセンティブを与えるという同項の趣旨に照らしても、同項の定める軽減算定率を適用する余地はない。

以 上